

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

保育所等の入所にかかる 利用調整に関する調査研究 報告書

令和7(2025)年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

■目次■

第1章 事業概要	1
第2章 調査結果全体のまとめ	3
1. 利用調整にかかる自治体職員の負担	3
2. 待機児童調査における除外4類型の計上方法の実態	5
第3章 デスクトップ調査結果	7
1. 調査目的	7
2. 待機児童数及び除外4類型に関する状況	7
3. 主な自治体における入園申込に関する基本情報	7
第4章 自治体アンケート調査結果	13
I. 調査実施概要	13
II. 調査結果	15
1. 令和6年4月入所に係る利用調整業務の実態	15
2. 利用調整業務の効率化・業務負担軽減に向けた取組について	55
3. 「保育所等利用待機児童数調査」における除外4類型の把握方法について	73
4. 保育所等の広域入所について	103
第5章 自治体ヒアリング調査結果	118
I. 調査実施概要	118
II. 調査結果	121
資 料 編	172
・アンケート調査票	

第1章 事業概要

1. 事業目的

保育所等の入所にかかる利用調整については、令和3年度に「保育所等入所手続き等に関するICT化に向けた好事例集の作成に係る調査研究」（令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業）が実施され、入所手続きに関わるICT導入事例の横展開がされたところである。しかし、全国的にみれば入所手続きのICT化が十分に進んだとはいえず、自治体担当者の負担が大きい状況が続いている。ICTやAIの導入に至らない自治体もあれば、ICTやAIの導入に至っている場合でも利用調整全体における業務において、人による細やかな対応が求められる場面において、どうしてもICTやAIが十分に活用できないことが背景として考えられる。

本調査研究では、保育所等の入所にかかる利用調整における自治体職員の負担の実態を把握することを目的とする。また、その過程において、各自治体で行われている利用調整の業務実態を把握することを目的とする。

加えて、長らく大きな課題であった待機児童数は全体としては減少傾向にある一方で、近年では除外4類型にあたる者の数が6～8万人の間で推移しており、直近の待機児童数を大きく上回る規模となっている。こうした状況を踏まえ、本調査研究においては、こども家庭庁が実施する「保育所等利用待機児童数調査」（以下、「待機児童数調査」という。）において把握している除外4類型の計上内容に関する実態の把握を行う。

なお、本調査研究においては、特に4月入所に関わる利用調整業務を調査対象とし、利用調整業務の範囲として、申込にあたっての相談対応から利用調整後の選考結果の通知、入所先が決まらなかった申込者に対するサポートまでの業務を含めることとした。

2. 実施概要

（1）デスクトップ調査

待機児童数調査における待機児童数（率）や除外4類型の状況について整理する。また、自治体が公開する保育所等の利用申込者向けの案内などから、利用調整に関わる情報を収集・整理する。

（2）自治体アンケート調査

保育施設等の利用調整を担当する全国の自治体所管課を対象に、職員の負担や除外4類型の調整を含む、利用調整に関わる実態を把握するアンケート調査を実施する。調査概要の詳細については、「第4章 I. 調査実施概要」（p.13）を参照のこと。

（3）自治体ヒアリング調査

保育施設等の利用調整にかかる職員の負担の実態や課題等について詳細に把握するヒアリング調査を実施する。

3. 調査研究の実施体制

氏名	所属等（令和7年3月時点）
服部 保志	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 社会政策部 副主任研究員
赤土 大介	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 社会政策部 主任研究員
天野 さやか	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 社会政策部 主任研究員
北川 康太	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 社会政策部 研究員
竹内 義雄	三菱UFJリサーチ&コンサルティング デジタルトランスフォーメーション推進部 コンサルタント

4. 成果の公表方法

本事業の成果をとりまとめた本報告書は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングのウェブサイトにて公開する。

第2章 調査結果全体のまとめ

1. 利用調整にかかる自治体職員の負担

1-1. 利用調整にかかる自治体職員の負担の実態

- ・ アンケート調査において、令和6年4月入所に関する利用調整の業務実態を把握したところ、最も多忙だった時期は、「令和5年12月（62.9%）」と「令和6年1月（62.2%）」の割合が高くそれぞれ6割強を占めていた。（p.27 図表30）
- ・ 自治体職員にかかる負担の程度として、利用調整期間の時間外業務時間を把握したところ、利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間が、利用調整業務を行っていない期間に比べて20時間程度以上増えたという自治体が全体の25.9%であった。また、利用調整業務の繁忙期の時間外業務時間が、利用調整業務を行っていない期間に比べて20時間程度以上増えたという自治体が47.2%、40時間程度以上増えたという自治体が16.3%であった。（p.33 図表38）

1-2. 自治体職員の負担からみる利用調整業務の実態

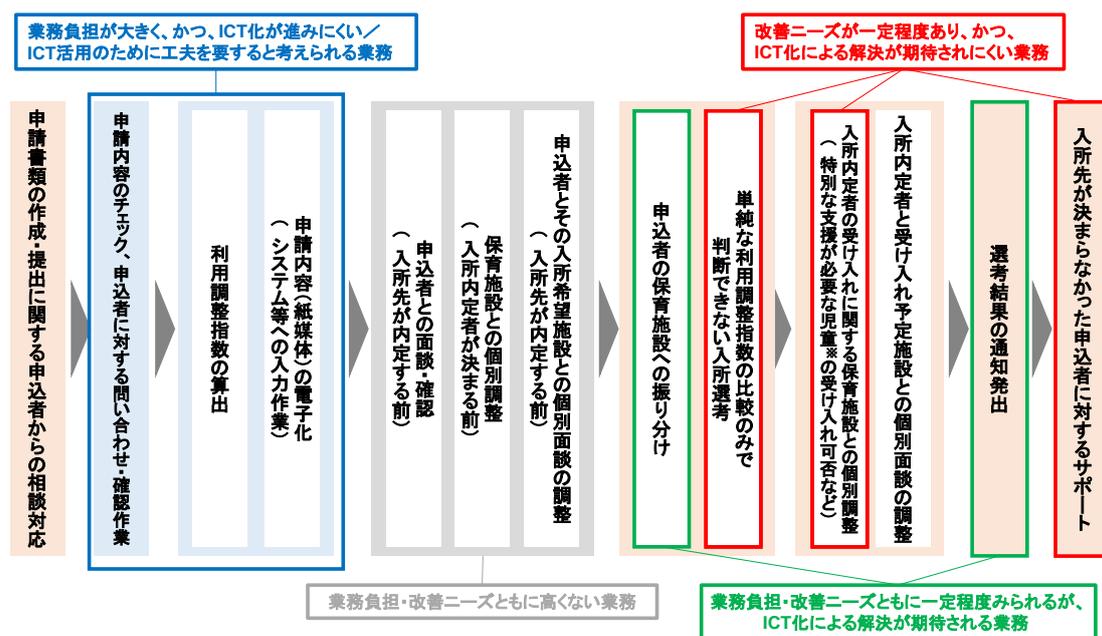
- ・ アンケート調査では、利用調整業務の全体像を整理のうえ、利用調整にかかる自治体職員の負担の視点から、利用調整業務の実態をみた。調査の実施前には、人の手による細やかな対応が必要と思われる「申込者との面談・確認」「保育施設との個別調整」「入所が決まらなかった申込者に対するサポート」などにおける業務負担が大きいのではないかと考えられた。
- ・ 結果をみると、事前の仮説に反して、負担が大きい業務として挙げられたのは、「申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業」「申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）」「申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応」「利用調整指数の算出」「申込者の保育施設への振り分け」、「選考結果の通知発出」であった（図表34 p.30）。
- ・ これらの業務は「保育所等入所手続き等に関するICT化に向けた好事例集の作成に係る調査研究」（令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業）において紹介されているとおり、ICT化されれば業務負担の軽減が望める業務も多く含まれていると言える。ただし、これらの業務のICT化を推進する動きが既にあるなか、ICT化が十分に進んでいないことを鑑みると、予算等の制約だけではない障壁があることが考えられ、ICTを実装するための工夫が必要と考えられる。
- ・ 申込受付のICT化について、ヒアリング調査からは、電子による申込受付を開始し、業務改善が図られている事例が数件確認できた。電子による申込受付が必ずしも書類の不備の削減や不備の修正にかかる負担の軽減につながるものではない様子もうかがえたものの、気づいた課題を踏まえてフォームや運用を見直すなどの改善が図られていた。電子による申込受付に切り替えることで、一時的に課題が発生することは想定されるものの、ICTを効果的に活用するためにも、こうした業務改善の姿勢が求められる。
- ・ また、ヒアリング調査ではAIを用いて保育施設への振り分けを行うことで大幅に業務負担の軽減につながっているという事例が確認された。上手く活用されれば、業務負担の軽減が望めるものであることが再確認できた。特に申込数の多い自治体において、こうした高機能なシステムの導入が広まることが期待される。

- ・ なお、入所申込の電子化については、こども家庭庁委託「保育現場でのDXの推進に向けた調査研究事業」保活ワーキング・グループ第5回WGにおいて、保活業務効率化に関する課題が取り上げられるなどしており、令和8年度より全国自治体で運用開始する「保活情報連携基盤」の影響により、以降はより一層「保育所入所に係る手続きのオンライン化(電子申請)」の導入率が高まることが予想される。

1-3. 利用調整業務の改善ニーズ

- ・ アンケート調査において職員の負担軽減という点で改善が図られるとよい業務を把握したところ、上述の申請内容のチェックに関する業務など、ICT化による負担の軽減が望める業務のほかにも、「単純な利用調整指数の比較のみでは判断できない入所選考作業を効率化すること」「保育所等との調整をスムーズに行えるようになること」「期待する結果とならなかった申込者への対応の負担が減ること」の回答割合が一定程度見られた(図表 75 p.62)。これらの業務は改善ニーズがありつつもICT化による負担の軽減が期待されにくい業務であると考えられる。

図表 1 利用調整業務の全体像とアンケート調査において確認された課題の所在



- ・ ヒアリング調査からは、配慮が必要な児童の利用調整について、申込全体に占める割合は小さいものの、多くの場合面談を必要とすることや関係機関や専門職との連携を必要とすることなどから時間や人手を要する様子うかがえた。こうした特性を踏まえて、配慮が必要な児童の利用調整を確実にしたいという考えから、先行して調整を行う仕組みを導入した事例が確認された。
- ・ また、入所が決まらなかった申込者に対して電話によるフォローをしている事例が確認された。加えて、入所が決まらなかった申込者への説明に苦慮している様子うかがえた。説明に時間を要するという負担と調整結果を変えることができないなか、申込者に寄り添わなければならないという心的な負担もあると考えられる。入所保留となった後のフォローはもち

ろんであるが、こうしたフォローにおける負担の軽減のためには、入所が厳しいことが想定される場合、事前に候補になる他の施設を見学してもらうなど、事前の情報提供をすることが円滑な対応につながることを示唆された。

2. 待機児童調査における除外4類型の計上方法の実態

- ・ こども家庭庁が実施した「保育所等利用待機児童数調査（令和6年4月1日）」において入所先が決まらなかった申込者（以下、「入所保留者」という。）をどのような手順で計上したかを尋ねたところ、「まず「育児休業中の者」を選定し、残った者を「特定園希望者」と「待機児童」に振り分けている（20.6%）」、「分類の対象者等がない、分類していない（19.8%）」、「まず「特定園希望者」を選定し、残った者を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分けている（17.6%）」の順となっており、入所保留者を「待機児童」「特定園希望者」「育児休業中」等に分類する際の方針は分散していることがうかがえる。なお、「わからない」との回答も21.4%あった。（p.75 図表 88）
- ・ 特定園希望者に計上するかどうかを判断する際の確認項目としては、「希望園以外への入所の利用調整を希望するかどうかを確認した（33.5%）」、「希望園以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認した（20.0%）」などとなっている（回答割合算出の母数には特定園希望者がいなかった自治体を含む）（p.80 図表 93）。なお、「特定園希望者数」の人数規模別に分析をしたところ、特定園希望者数が多い自治体では、「希望園以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認した」や「当自治体が定めている希望園数を下回っているかどうかを確認した」の割合が高く、機械的な判定がしやすい確認項目が用いられている傾向がうかがえる。（p.85 図表 98 ～ p.86 図表 101）
- ・ 「育児休業を取得中の者」に計上するかどうかの判断方法を尋ねたところ、「利用申込書において、育児休業にかかる意向確認の欄を設けている（30.4%）」が最も割合が高く、以下、「保護者との面談により、育児休業の延長可否や育児休業からの復職意思の有無等について保護者に直接確認している（27.6%）」、「利用申込書の添付書類として、育児休業にかかる申出書の提出を求めている（24.3%）」と分散している。（p.94 図表 111）
- ・ なお、今回のアンケート調査において、「利用調整業務の改善が入所保留者を減らすことにつながるかどうか」を把握したところ、回答自治体の26.9%が「全くない」と回答したのに対して、13.6%が「少しはある」、14.3%が「少なからずある」と回答しており、3割弱の自治体において、利用調整業務の改善が入所保留者を減らすことにつながる可能性が示唆された。（p.71 図表 81）
- ・ 入所保留者へのサポートの状況を入所保留率別にみると、入所保留率が低い自治体においては「令和6年4月以降における保育所等の空き状況に関する情報を個別に案内」するなど個別対応が行われている割合が高い一方、入所保留率が高い自治体においてはホームページへの空き状況の公表や相談に来た申込者への対応などの割合が高く、積極的な個別対応はされていない傾向が見られた（p.49 図表 59）。（ただし、これらは相関であり、入所保留者へのサポートの状況と入所保留率に因果関係があるとは言い切れないことには留意が必要。）

- ・ 今回のアンケートに調査において把握した除外4類型に関する基準等は、あくまで待機児童数調査における待機児童数や除外4類型に該当する者の人数を計上する際の基準であるが、業務改善の視点からは、利用調整業務全体の改善を図ることで、除外4類型に該当する者、ひいては入所保留者数を減らせる余地があることが確認された。自治体職員の負担軽減だけでなく、適切な利用調整の実現に向けて、入所手続きのICT化を進めて利用調整業務全体の効率化を図り、個別調整や入所先が決まらなかった申込者に対するフォローに注力ができるような業務改善が期待される。

第3章 デスクトップ調査結果

1. 調査目的

「アンケート調査」及び「ヒアリング調査」の企画にあたり、待機児童数や除外4類型に該当する者の数に関する情報を整理する。また、入所調整に関する実態把握を行う際に必要な観点を整理するため、各自治体の保育所等への入園の手引等の資料を収集し整理する。

2. 待機児童数及び除外4類型に関する状況

「保育所等利用待機児童数調査（令和5年4月1日）」（こども家庭庁実施）の結果をもとに、申込者数、待機児童数（率）、除外4類型に該当する者のうち、特定園率（申込者全体に占める特定の保育園等のみ希望している者の割合）及び育休率（申込者全体に占める育児休業中の者の割合）の関係を整理した。整理結果は、図表2～図表4のとおりである。

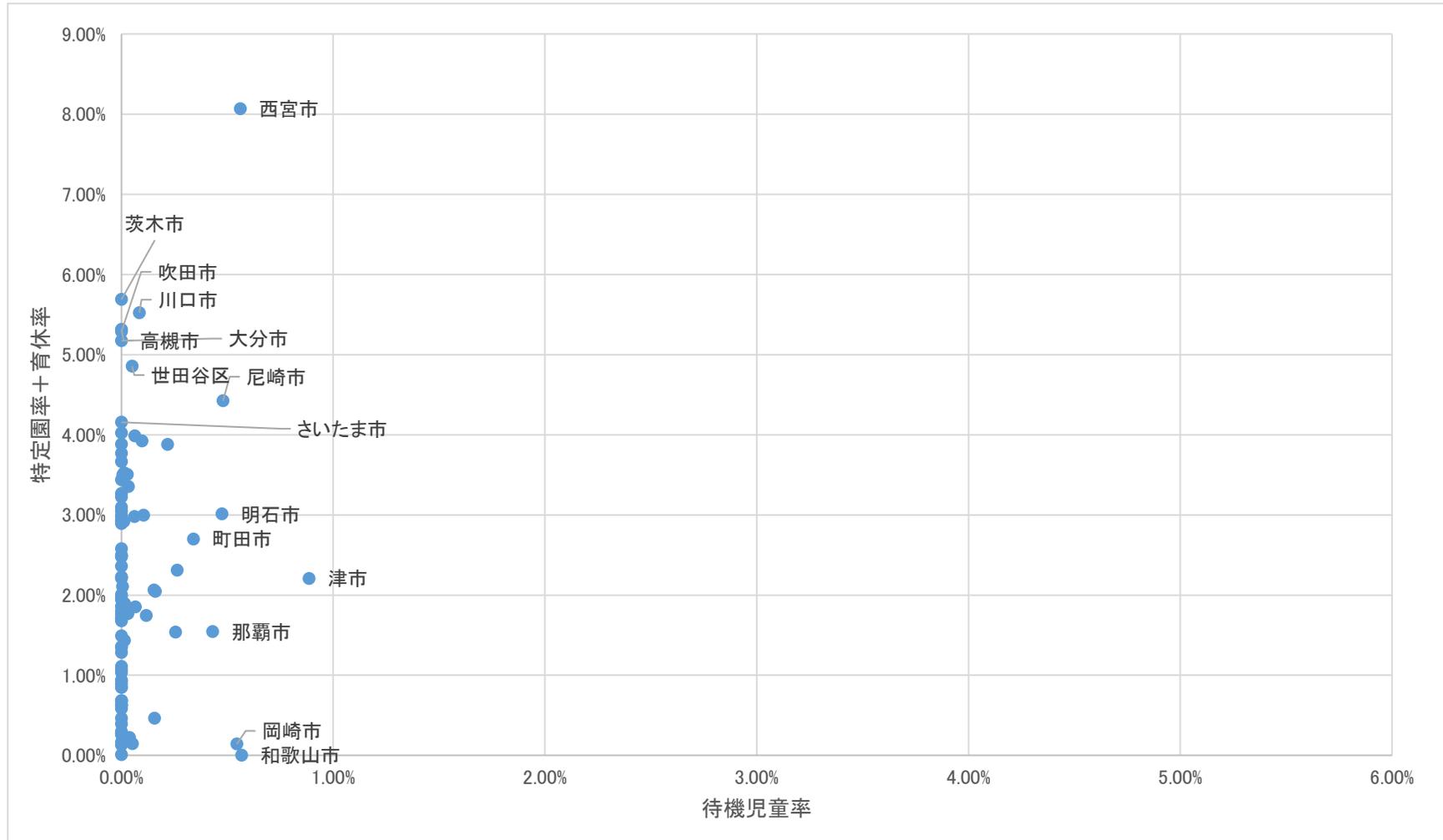
整理結果をみると、申込者数上位100位の自治体においては、待機児童率（申込者全体に占める待機児童数の割合）が1%を超える自治体はないものの、特定園率と育休率を合わせた割合、西宮市では8%を超える一方、多くが4%までに集中している（p.8 図表2）。また、待機児童率上位100位の自治体においては、待機児童率が高く特定園率と育休率を合わせた割合が少ない自治体（土別市、久留米町、大磯町など）もあれば、待機児童率が低く特定園率と育休率を合わせた割合が高い自治体（草加市、西宮市、摂津市、大和郡山市、八潮市など）もあることが確認された（p.9 図表3）。また、申込者数上位100位の自治体における特定園率と育休率の関係をみると、特定園率が高く育休率が低い自治体（大分市、高槻市、千葉市、越谷市など）、特定園率が低く育休率が高い自治体（世田谷区、墨田区、板橋区など）、さらに特定園率と育休率が同程度の自治体（茨木市、川口市、吹田市、尼崎市）が確認された（p.10 図表4）。

3. 主な自治体における入園申込に関する基本情報

待機児童数の多い自治体や「2. 待機児童数及び除外4類型に関する状況」で整理した、申込者数、待機児童数（率）、除外4類型に該当する者の数（率）の点で自治体の分布を見た際に、特徴的と思われる自治体について、保育所等への入園の手引等の資料を収集し、資料に記載されている情報を整理した。整理結果は、図表5（p.11）のとおりである。

整理結果をみると、調査を実施した53自治体のうち、19自治体において電子による申込受付が導入されていること、45自治体の申込書において保育所等の利用が保留となった場合に育児休業の延長を許容する旨を確認する項目が設けられていること、申込書に記載できる希望する者施設の数に上限がない場合があることなどが確認された。

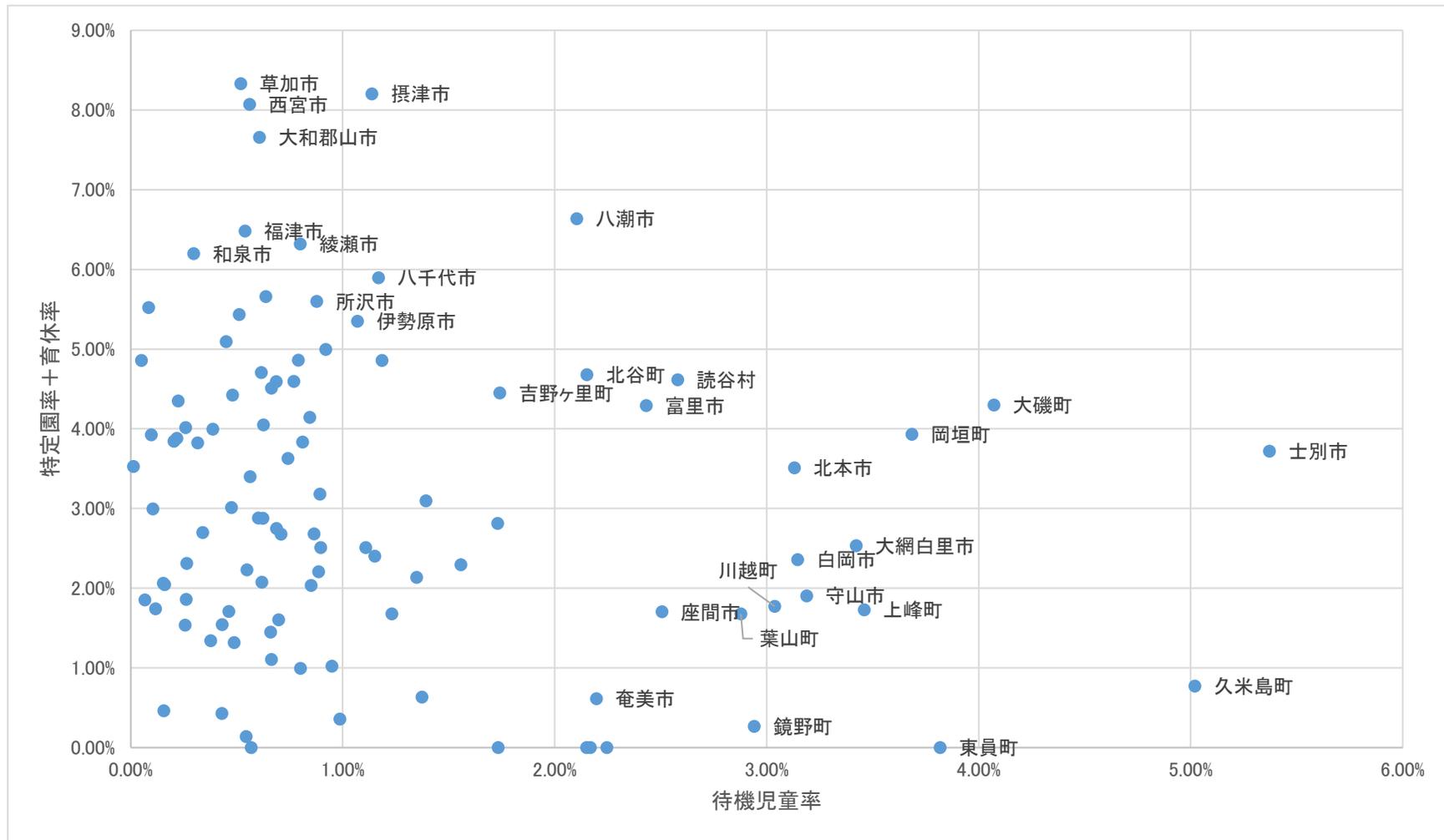
図表 2 申込者数上位 100 自治体における、待機児童率と「特定園率+育休率」の分布



注 1) 待機児童率、特定園率、育休率は、それぞれ申込者全体に占める待機児童、特定の保育園等のみ希望している者、育児休業中の者の割合を指す。

注 2) 特徴的な自治体のみ自治体名を表示している。

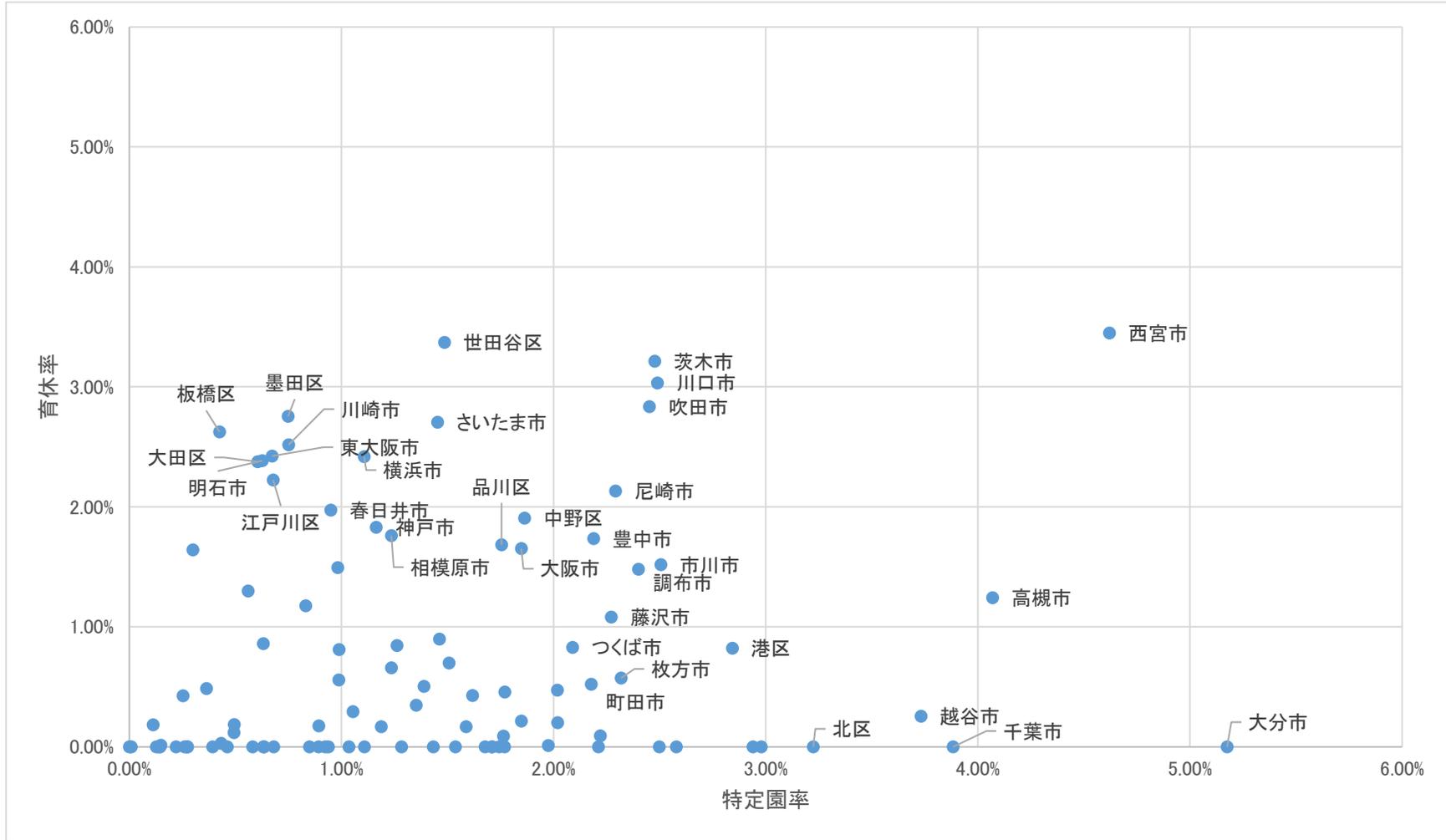
図表 3 待機児童率上位 100 自治体における、待機児童率と「特定園率+育休率」の分布



注 1) 待機児童率、特定園率、育休率は、それぞれ申込者全体に占める待機児童、特定の保育園等のみ希望している者、育児休業中の者の割合を指す。

注 2) 特徴的な自治体のみ自治体名を表示している。

図表 4 申込者数上位 100 自治体における、特定園率と育休率の分布



注 1) 待機児童率、特定園率、育休率は、それぞれ申込者全体に占める待機児童、特定の保育園等のみ希望している者、育児休業中の者の割合を指す。

注 2) 特徴的な自治体のみ自治体名を表示している。

図表 5 主な自治体の入園の手引等に記載の情報※1

都道府県	市区町村	保育所等利用待機児童数調査 (令和5年4月1日)				各自治体の入園の手引等における掲載内容 (令和6年4月入所に関する手引等に基づく。)								
		申込者数	待機児童	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	1次選考の受付期限*2	電子による申込受付	申込書に記載可能な希望施設数	育児休業延長を許容する旨の確認	育児休業に関する確認内容				
										育児休業の延長許容のチェック欄	育児休業の延長を <u>する</u> 旨のチェック欄*3	入所を希望しない旨のチェック欄	申出書の提出	
北海道	士別市	242	13	3	6	令和6年2月15日	-	3	-	-	-	-	-	
北海道	七飯町	457	0	0	18	令和6年1月12日	-	11	-	-	-	-	-	
埼玉県	さいたま市	30,353	0	821	441	令和6年10月31日	有	10~	○	-	○	-	○	
埼玉県	川口市	11,773	10	357	293	-	有	20	○	○	-	-	-	
埼玉県	所沢市	6,037	53	0	338	令和5年11月10日	-	無制限	○	○	○	-	-	
埼玉県	春日部市	3,355	13	97	37	令和5年11月14日	-	6	○	○	○	-	-	
埼玉県	草加市	4,047	21	18	319	令和5年11月7日	-	7	○	○	○	-	-	
埼玉県	八潮市	1,854	39	44	79	令和5年11月20日	-	10	○	○	○	-	-	
埼玉県	伊奈町	856	1	29	13	令和5年11月7日	-	無制限	○	○	-	-	-	
埼玉県	宮代町	526	0	19	7	令和5年12月2日	-	9	○	○	-	-	○	
埼玉県	杉戸町	551	0	15	7	令和5年12月9日	有	3	○	○	-	-	○	
千葉県	千葉市	18,776	0	0	729	令和5年11月30日	有	30	○	-	-	-	○	
千葉県	館山市	714	0	103	0	令和5年12月15日	-	無制限	○	○	-	-	-	
千葉県	八千代市	3,851	45	110	117	令和5年12月8日	有	無制限	○	○	○	-	-	
東京都	墨田区	7,081	2	195	53	令和5年12月8日	有	7	○	○	○	-	○	
東京都	大田区	15,875	0	377	96	令和5年11月30日	-	6	○	-	-	-	○	
東京都	世田谷区	19,792	10	667	294	令和5年11月2日	有	10	○	○	-	-	-	
東京都	板橋区	12,695	0	333	54	令和5年11月22日	有	20	○	○	-	○	-	
東京都	江戸川区	14,748	0	328	100	令和5年11月9日	-	無制限	○	-	-	-	○	
東京都	国立市	1,674	15	37	5	令和5年11月24日	-	9	○	○	○	○	-	
神奈川県	横浜市	74,459	10	1,801	824	令和5年11月6日	-	無制限	○	○	-	-	○	
神奈川県	川崎市	36,491	0	918	274	令和5年11月8日	有	20	○	○	-	-	-	
神奈川県	大磯町	442	18	0	19	令和5年11月10日	-	5	○	○	○	-	-	
神奈川県	愛川町	544	0	11	4	令和5年11月24日	-	3	○	○	-	-	-	
静岡県	清水町	606	0	0	93	令和5年11月1日	-	3	-	-	-	-	-	
愛知県	名古屋市	50,470	0	0	863	-	有	6	○	○	-	-	-	
滋賀県	日野町	463	4	20	13	令和5年10月20日	-	3	○	○	○	-	-	
大阪府	大阪市	57,434	4	949	1,061	令和5年10月16日	有	7	○	○	-	-	○	

都道府県	市区町村	保育所等利用待機児童数調査 (令和5年4月1日)				各自治体の入園の手引等における掲載内容 (令和6年4月入所に関する手引等に基づく。)								
		申込者数	待機児童	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	1次選考の受付期限*2	電子による申込受付	申込書に記載可能な希望施設数	育児休業延長を許容する旨の確認	育児休業に関する確認内容				
										育児休業の延長許容のチェック欄	育児休業の延長をする旨のチェック欄*3	入所を希望しない旨のチェック欄	申出書の提出	
大阪府	吹田市	8,360	0	237	205	令和5年10月13日	有	15	○	○	-	-	-	
大阪府	高槻市	7,642	0	95	311	令和5年11月20日	-	6	○	-	-	-	○	
大阪府	茨木市	7,066	0	227	175	令和5年11月17日	有	30	○	○	○	-	○	
大阪府	和泉市	4,372	13	46	225	令和5年10月31日	有	無制限	○	○	○	-	-	
大阪府	摂津市	2,548	29	76	133	令和5年10月25日	有	7~	○	-	○	-	-	
大阪府	泉南市	1,014	0	0	89	令和5年11月30日	-	10	-	-	-	-	-	
兵庫県	神戸市	30,412	0	556	354	-	有	5	○	○	-	-	-	
兵庫県	尼崎市	9,992	48	213	229	令和5年11月15日	有	3	-	-	-	-	-	
兵庫県	明石市	9,266	44	221	58	令和5年11月24日	有	6	○	-	-	-	○	
兵庫県	西宮市	9,977	56	344	461	-	-	4~	○	-	○	-	-	
兵庫県	相生市	488	6	0	21	令和5年11月28日	-	5	○	-	-	-	○	
兵庫県	播磨町	861	8	2	63	令和5年11月30日	-	6	○	○	-	-	-	
奈良県	大和郡山市	1,646	10	0	126	令和5年11月15日	-	5	-	-	-	-	-	
奈良県	橿原市	2,526	2	0	178	令和5年10月20日	-	5	○	○	○	-	○	
岡山県	早島町	451	5	0	6	令和5年11月22日	-	4	○	○	○	-	-	
福岡県	北九州市	17,200	0	81	347	令和7年1月下旬	-	6	○	-	-	-	○	
福岡県	福岡市	40,055	0	4	791	令和5年12月4日	有	5	○	○	-	-	-	
福岡県	福津市	1,852	10	31	89	-	-	5	○	○	○	-	-	
福岡県	岡垣町	407	15	4	12	令和6年2月16日	-	9	-	-	-	-	-	
福岡県	筑前町	774	0	6	64	令和5年12月8日	-	9	○	○	-	-	-	
佐賀県	吉野ヶ里町	517	9	6	17	令和5年11月30日	-	4	○	○	○	-	-	
大分県	大分市	12,233	0	0	633	令和5年12月15日	-	無制限	○	○	-	-	-	
沖縄県	読谷村	1,279	33	7	52	令和5年10月6日	-	4	○	○	○	-	-	
沖縄県	北谷町	1,069	23	0	50	令和5年11月2日	-	18	○	○	○	-	-	
沖縄県	久米島町	259	13	0	2	令和5年12月22日	-	5	-	-	-	-	-	

※1 待機児童数の多い自治体や「2. 待機児童数及び除外4類型に関する状況」で整理した、申込者数、待機児童数(率)、除外4類型に該当する者の数(率)の点で自治体の分布などの整理結果から、待機児童数(率)が多い自治体や、特定園率や育休率の割合が高い自治体を中心に情報の収集・整理を行った。

※2 調査時点の公開情報からは1次選考の受付期限が確認できなかったものについては「-」としている。

※3 なお、令和7年度からの育児休業給付金の延長申請の厳格化に伴い、育児休業の延長を希望する意思を示している場合は給付金の延長が認められないこととされており、令和7年4月入所にかかる利用調整においては確認内容を変更している可能性がある。

第4章 自治体アンケート調査結果

I. 調査実施概要

1. 調査目的

保育施設等の利用調整を担当する全国の自治体所管課を対象に、職員の負担や業務改善の方法などの利用調整業務や待機児童数調査における除外4類型の分類等に関する実態を把握するアンケート調査を実施する。

2. 調査対象

- ・ 全国の市区町村（区は東京特別区）の保育主管部（局）。

3. 調査実施方法

（1）調査の依頼

- ・ こども家庭庁から都道府県→市区町村へメールにて展開した。
- ・ 市区町村には「依頼状（事務連絡）」及び「調査票見本」を送付した。

（2）回答方法

- ・ 回答はインターネット上に構築したアンケートサイトにて回答いただいた。

4. 調査実施時期

2024年10月15日（火）～2024年11月13日（水）

※最終2024年11月25日（月）までに到着した回答を有効回答に含めた。

5. 回収状況

1,377件（有効回答率79.1%）

6. 調査設計および調査内容

（1）調査設計

調査の設計にあたっては、「デスクトップ調査」において確認した情報や「自治体ヒアリング調査」のプレヒアリングにおいて確認した情報を参考にした。

（2）調査内容

アンケート調査における主な調査内容は、次のとおりである。詳細は、巻末に掲載している調査票を参照されたい。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 令和6年4月における保育所等への入所選考について・ 令和6年4月入所に係る利用調整業務の実態について |
|---|

- ・面談について
- ・空き状況に関する案内について
- ・入所保留者へのサポートについて
- ・利用調整業務における ICT・AI の活用について
- ・利用調整業務の改善について
- ・「保育所等利用待機児童数調査（令和6年4月1日）」（こども家庭庁実施）における除外4類型の把握方法について
- ・保育者等の広域入所について

7. 留意事項

- ・ 構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。
- ・ 統計表中に使用されている記号等は、次のとおりである。
 - 「-」は、調査又は集計したが、該当数字がないもの、又は数字が得られないものを示す。
 - 「0」、「0.0」は、調査又は集計したが、該当数字が表章単位に満たないものを示す。

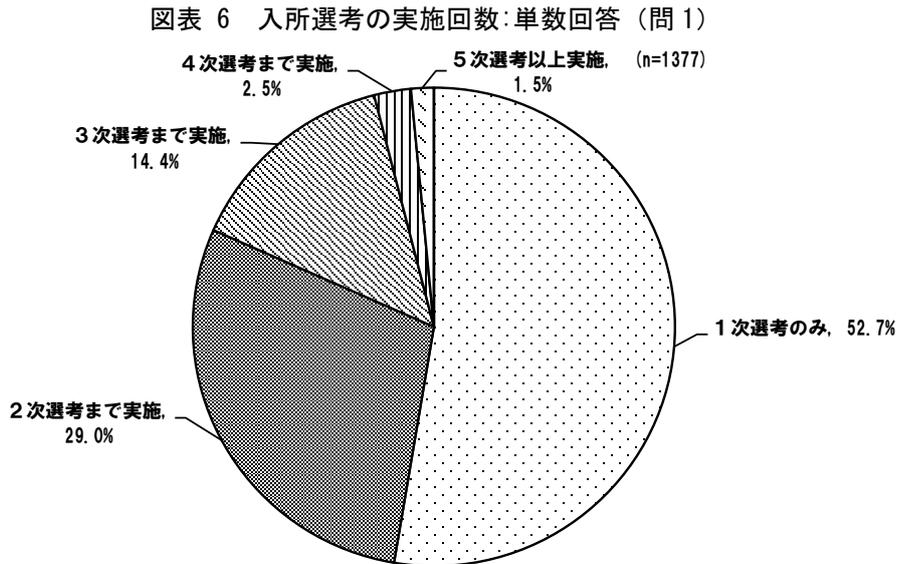
II. 調査結果

1. 令和6年4月入所に係る利用調整業務の実態

(1) 入所選考の実施状況

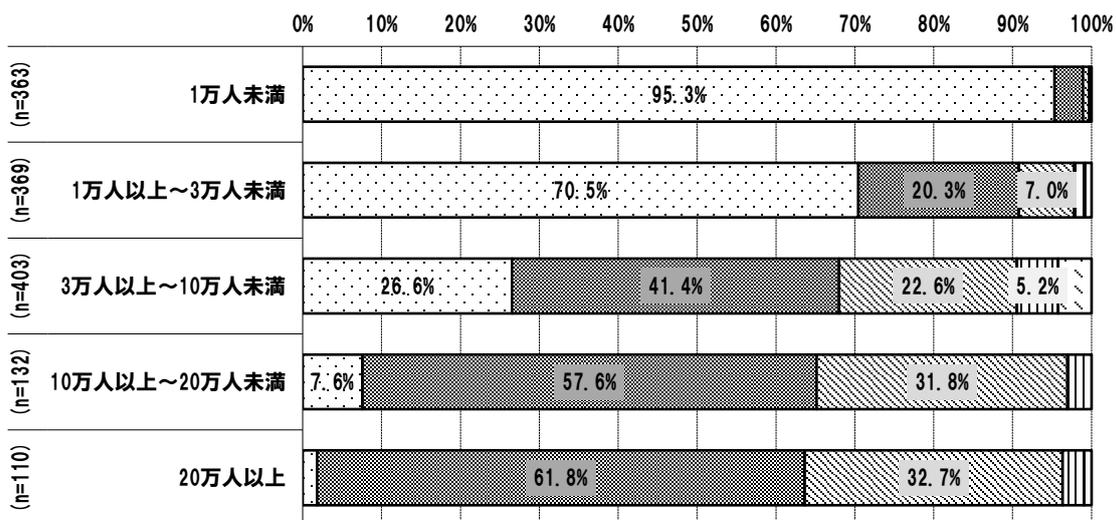
①入所選考の実施回数

令和6年4月入所における選考回数を尋ねたところ、「1次選考のみ」の割合が最も高く52.7%と5割強を占めており、「2次選考まで実施(29.0%)」、「3次選考まで実施(14.4%)」を大きく上回っている。



人口規模(令和6年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口、以下同じ。)別にみると、人口規模が大きい自治体ほど、入所選考の実施回数が多くなる傾向がみられる。

図表 7 【人口規模別】入所選考の実施回数:単数回答(問1)

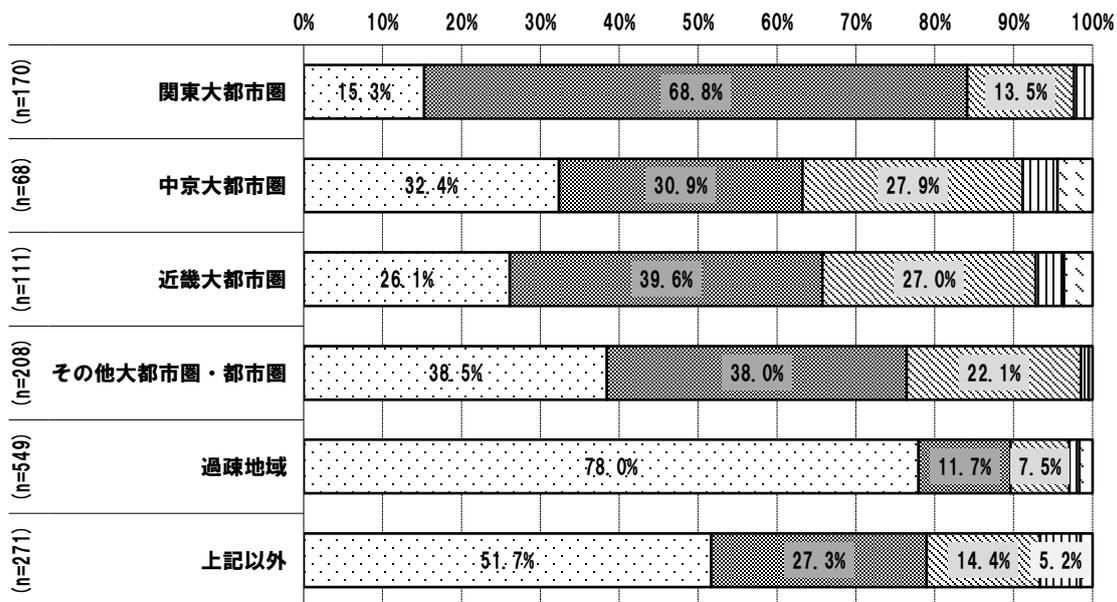


□ 1次選考のみ □ 2次選考まで実施 □ 3次選考まで実施
 □ 4次選考まで実施 □ 5次選考以上実施 □ 無回答

また、所在地区別（分類方法は下記の枠囲みを参照）にみると、「過疎地域」では「1次選考のみ」が78.0%と8割弱を占め、他の地域を大きく上回っている。

一方、都市圏については「関東大都市圏」とその他の都市圏では傾向が異なる。具体的には、「関東大都市圏」においては、「2次選考まで実施」している自治体が68.8%と大半を占めるのに対して、「中京大都市圏」、「近畿大都市圏」、「その他大都市圏・都市圏」では、実施回数が1次～3次までに分散する傾向がみられる。

図表 8 【所在地区別】入所選考の実施回数：単数回答（問1）



□ 1次選考のみ □ 2次選考まで実施 □ 3次選考まで実施
 □ 4次選考まで実施 □ 5次選考以上実施 □ 無回答

<所在地区別の分類方法について>

- ・ 国勢調査（令和2年）における大都市圏・都市圏の区分に基づき分類した。
- ・ 大都市圏・都市圏とは、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定された統計上の地域区分である。「中心市」及びこれに社会・経済的に結合している「周辺市町村」によって構成されており、以下の14圏域が設定されている。

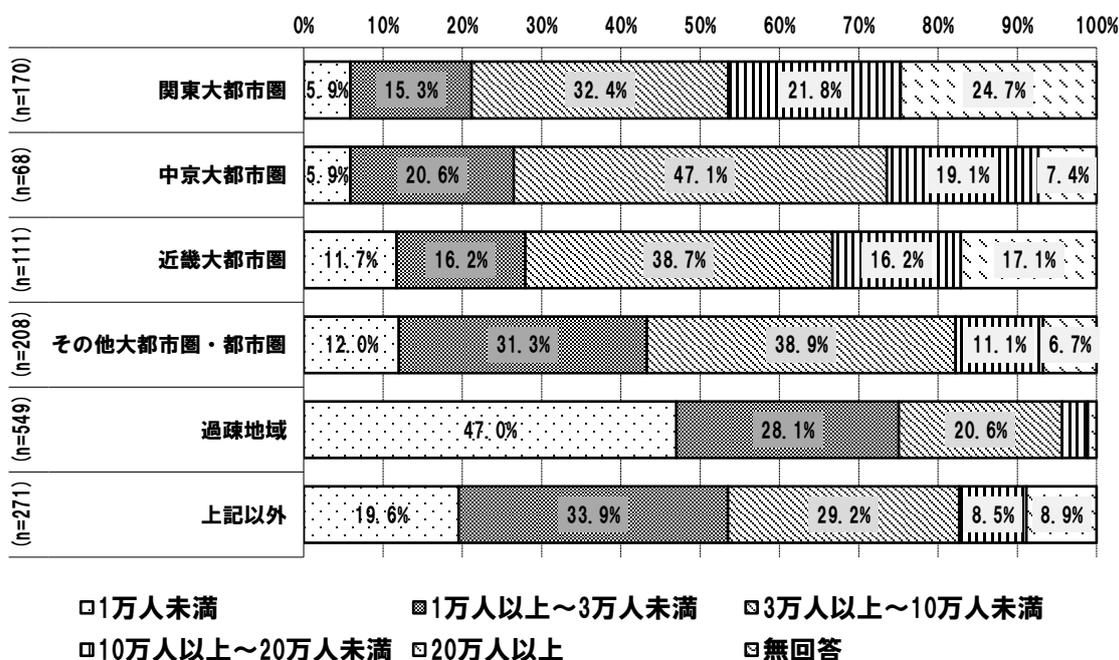
図表 9 都市圏と中心市

都市圏名	中心市
札幌大都市圏	札幌市
仙台大都市圏	仙台市
関東大都市圏	さいたま市 千葉市 東京都特別区部 横浜市 川崎市 相模原市
新潟大都市圏	新潟市
静岡・浜松大都市圏	静岡市 浜松市
中京大都市圏	名古屋市
近畿大都市圏	京都市 大阪市 堺市 神戸市
岡山大都市圏	岡山市
広島大都市圏	広島市
北九州・福岡大都市圏	北九州市 福岡市
熊本大都市圏	熊本市
宇都宮都市圏	宇都宮市
松山都市圏	松山市
鹿児島都市圏	鹿児島市

資料) 総務省統計局ホームページより MURC 作成

- 本調査では、関東大都市圏、中京大都市圏、近畿大都市圏をそれぞれ独立したカテゴリとして扱い、その他を「その他大都市圏・都市圏」に集約している。
※なお、関東大都市圏と宇都宮都市圏の両方に属する栃木県の3自治体については、「その他大都市圏・都市圏」に分類している。
- また、大都市圏・都市圏に属さない自治体については、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」で過疎地域（全部過疎、一部過疎、みなし過疎）に指定されている場合には「過疎地域」に、指定されていない場合は「上記以外」に分類している。
- なお、回答自治体の人口規模を所在地区別にみると、「過疎地域」では「1万人未満」が47.0%と5割弱を占めており、これに「1万人以上～3万人未満」を加えた「3万人未満」の割合は75.1%となっている。
- 都市圏については、「10万人以上」の合計割合に着目すると、「関東大都市圏」の割合が最も高く、以下、「近畿大都市圏」、「中京大都市圏」、「その他大都市圏・都市圏」の順である。

図表 10 【所在地区別】人口規模



②入所選考の実施スケジュール

入所申込の受付開始日を入所選考の実施回数別にみると、「1次選考のみ」では、「令和5年10月」～「令和5年11月」に受付を開始している割合が高く、両者の合計が6割強（62.2%）～8割強（82.2%）を占める。

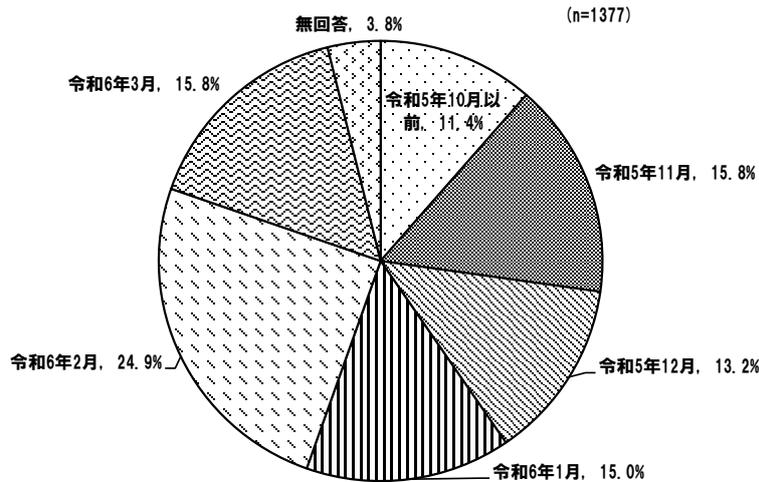
また、「2次選考まで」実施している自治体の「2次」選考については、「令和5年11月」～「令和5年12月」の割合が高く、「3次選考まで」実施している自治体の「2次」選考は「令和5年11月」～「令和5年12月」、「3次」選考は「令和6年2月」の割合が高くなっている。

図表 11 【入所選考の実施回数別】入所申込の受付開始日：数値回答（問2）

		令和5年9月以前	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	無回答
1次選考のみ	1次 (n=725)	3.4%	28.4%	33.8%	17.1%	11.3%	2.3%	0.0%	3.6%
2次選考まで	1次 (n=399)	7.5%	35.3%	46.9%	6.8%	2.3%	0.0%	0.0%	1.3%
	2次 (n=399)	0.5%	5.8%	27.3%	28.6%	18.5%	15.5%	1.0%	2.8%
3次選考まで	1次 (n=198)	8.6%	32.3%	45.5%	12.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
	2次 (n=198)	0.0%	10.6%	27.8%	34.3%	17.7%	8.1%	0.0%	1.5%
	3次 (n=198)	0.0%	2.0%	3.5%	5.1%	19.2%	58.1%	9.1%	3.0%
4次選考まで	1次 (n=34)	17.6%	32.4%	38.2%	5.9%	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%
	2次 (n=34)	0.0%	11.8%	44.1%	29.4%	8.8%	2.9%	0.0%	2.9%
	3次 (n=34)	0.0%	8.8%	2.9%	20.6%	41.2%	20.6%	5.9%	0.0%
	4次 (n=34)	0.0%	5.9%	2.9%	5.9%	0.0%	61.8%	23.5%	0.0%
5次選考以上	1次 (n=21)	19.0%	61.9%	9.5%	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2次 (n=21)	4.8%	14.3%	47.6%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	4.8%
	3次 (n=21)	4.8%	0.0%	14.3%	42.9%	19.0%	14.3%	0.0%	4.8%
	4次 (n=21)	4.8%	0.0%	0.0%	14.3%	38.1%	33.3%	0.0%	9.5%
	5次 (n=21)	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	61.9%	14.3%	4.8%

最終の入所選考における受付終了日をみると、「令和6年2月」の割合が最も高く24.9%を占める。それ以外の期間については、割合が11.4%~15.8%の間で大きな差はなく、受付終了日が分散する傾向がみられる。

図表 12 最終の入所選考における受付終了日：数値回答（問2）



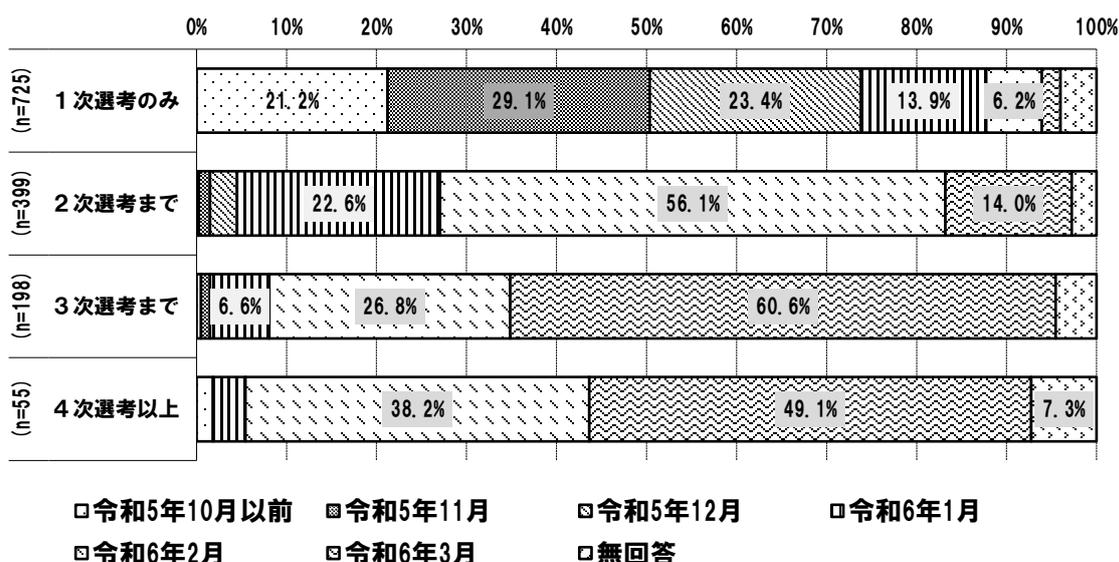
注) 最終の入所選考における受付終了日とは、本分析の場合、以下を指す。

- 1次選考のみ実施：1次選考の受付終了日、2次選考まで実施：2次選考の受付終了日、
- 3次選考まで実施：3次選考の受付終了日、4次選考まで実施：4次選考の受付終了日、
- 5次選考以上実施：5次選考の受付終了日

これを入所選考の実施回数別にみると、「1次選考のみ」実施している自治体では、「令和5年11月 (29.1%)」、「令和5年12月 (23.4%)」、「令和5年10月以前 (21.2%)」の順であり、これらを合計した「令和5年内」が73.7%と7割強を占める。

また、「2次選考まで」実施している自治体では「令和6年2月 (56.1%)」の割合が最も高く、「3次選考まで」実施している自治体では「令和6年3月 (60.6%)」、「4次選考以上」実施している自治体では「令和6年2月 (42.9%)」と「令和6年3月 (38.1%)」の割合が高くなっており、入所選考の実施回数が多い自治体ほど最終の入所選考における受付終了日が遅くなる傾向がうかがえる。

図表 13 【入所選考の実施回数別】最終の入所選考における受付終了日:数値回答 (問2)



募集期間（受付開始日～受付終了日）をみると、「1次選考のみ」実施している自治体では、「21～30日（40.1%）」の割合が最も高く、「11～20日（24.4%）」がこれに次いでおり、両者を合計した「11～30日」が64.5%を占める。

「2次選考まで」実施している自治体の「1次」選考については、「21～30日（34.3%）」の割合が最も高く34.3%を占め、以下、「11～20日（25.3%）」、「31～60日（24.1%）」の順であり、募集期間が分散する傾向がみられる。一方、「2次」選考については、「61～90日」の割合が32.8%と最も高く、「1次」選考に比べて募集期間を長く設定する自治体が多いことがうかがえる。

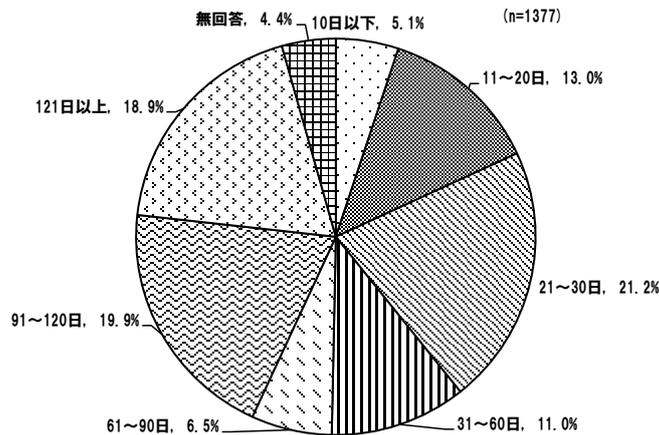
「3次選考まで」実施している自治体の「1次」選考については、「21～30日（40.4%）」の割合が最も高く、「2次」選考では「61～90日（35.4%）」、「3次」選考では「21～30日（40.4%）」の割合が最も高くなっており、「2次」選考の募集期間を長く設定する自治体が多いことがうかがえる。

図表 14 【入所選考の実施回数別】入所申込の募集期間:数値回答 (問2)

		10日以下	11～20日	21～30日	31～60日	61～90日	91日以上	無回答
1次選考のみ	1次 (n=725)	9.5%	24.4%	40.1%	18.5%	1.8%	1.5%	4.1%
	2次選考まで							
2次選考まで	1次 (n=399)	12.5%	25.3%	34.3%	24.1%	2.0%	0.5%	1.3%
	2次 (n=399)	10.8%	11.0%	8.3%	13.5%	32.8%	19.3%	4.3%
	3次選考まで							
3次選考まで	1次 (n=198)	7.6%	29.3%	40.4%	18.7%	2.5%	0.5%	1.0%
	2次 (n=198)	8.1%	12.1%	12.1%	19.2%	35.4%	11.6%	1.5%
	3次 (n=198)	10.6%	14.1%	40.4%	21.2%	6.1%	2.5%	5.1%
4次選考まで	1次 (n=34)	14.7%	29.4%	41.2%	11.8%	0.0%	0.0%	2.9%
	2次 (n=34)	2.9%	8.8%	26.5%	32.4%	23.5%	2.9%	2.9%
	3次 (n=34)	8.8%	5.9%	52.9%	11.8%	14.7%	5.9%	0.0%
	4次 (n=34)	11.8%	14.7%	55.9%	2.9%	5.9%	5.9%	2.9%
5次選考以上	1次 (n=21)	19.0%	33.3%	23.8%	14.3%	4.8%	4.8%	0.0%
	2次 (n=21)	9.5%	19.0%	52.4%	9.5%	4.8%	0.0%	4.8%
	3次 (n=21)	4.8%	9.5%	76.2%	4.8%	0.0%	0.0%	4.8%
	4次 (n=21)	19.0%	19.0%	47.6%	4.8%	0.0%	0.0%	9.5%
	5次 (n=21)	9.5%	23.8%	42.9%	9.5%	0.0%	0.0%	14.3%

さらに、最初の入所選考における受付開始日から最終の入所選考における受付終了日までのトータル募集期間をみると、「21～30日」の割合が最も高く 21.2%を占め、以下、「91～120日（19.9%）」、「121日以上（18.9%）」の順である。ただし、ここで算出しているトータル募集期間は、最初の入所選考における受付開始日から最終の入所選考における受付終了日までの日数であるが、例えば1次選考の受付終了後から2次選考の開始までに日数が空いている場合なども考えられるため、トータル募集期間の間中、常に受付期間であるとは限らない。

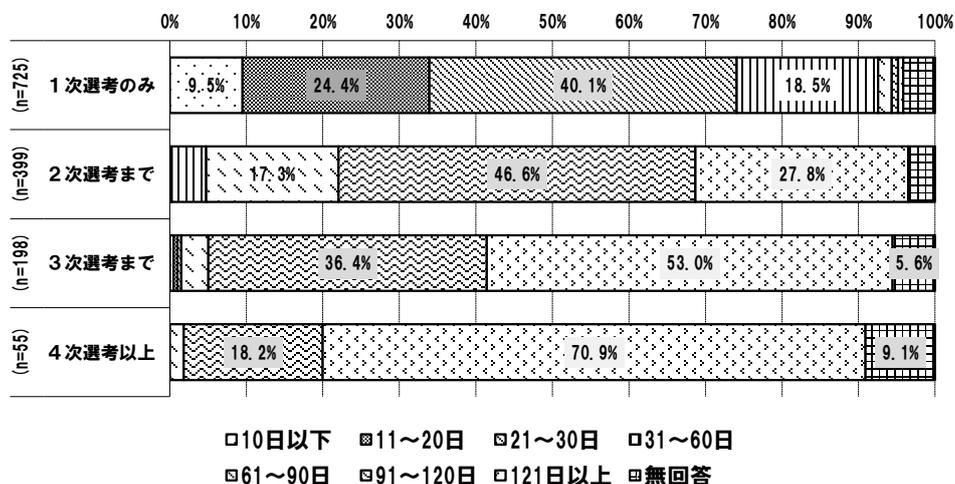
図表 15 入所申込のトータル募集期間: 数値回答 (問 2)



入所選考の実施回数別に入所申込のトータル募集期間をみると、「1次選考のみ」実施している自治体では「21～30日（40.1%）」の割合が最も高く、「2次選考まで」実施している自治体では「91～120日（46.6%）」、「3次選考まで」実施している自治体では「121日以上（53.0%）」、「4次選考以上」実施している自治体では「121日以上（70.9%）」の割合が最も高い。また、「121日以上」に着目すると、入所選考の実施回数が多い自治体ほど割合が高くなる傾向が顕著である。

人口規模の大きい自治体では入所選考の実施回数が多い傾向があることから (p.15 図表 7)、人口規模の大きい自治体では、単純な申込者数の多さだけでなく、選考回数が多くなることの負担（調整回数が増える、作業締切が増えるなど）や募集期間が長くなることによる負担（繁忙期が長く続くなど）が発生している可能性がうかがえる。

図表 16 【入所選考の実施回数別】入所申込のトータル募集期間: 数値回答 (問 2)



入所選考の実施回数別に選考期間（受付終了日～選考結果の通知日）をみると、「1次選考のみ」実施している自治体では、「61～90日（32.6%）」と「31～60日（31.7%）」の割合がそれぞれ3割を超えており、両者を合計した「31～90日」が64.3%を占める。

また、2次選考以上実施している自治体については、入所選考を重ねるごとに選考期間が短くなる傾向がみられる。

図表 17 【入所選考の実施回数別】入所申込の選考期間：数値回答（問2）

		10日以下	11～20日	21～30日	31～60日	61～90日	91日以上	無回答
1次選考のみ	1次 (n=725)	4.6%	4.8%	6.5%	31.7%	32.6%	13.2%	6.6%
	2次選考まで							
2次選考まで	1次 (n=399)	1.0%	1.3%	3.8%	35.8%	46.4%	10.3%	1.5%
	2次 (n=399)	26.6%	38.1%	19.0%	9.8%	1.5%	0.3%	4.8%
3次選考まで	1次 (n=198)	0.0%	2.0%	5.6%	42.9%	40.4%	9.1%	0.0%
	2次 (n=198)	21.2%	39.4%	19.7%	13.1%	4.0%	1.5%	1.0%
	3次 (n=198)	56.1%	28.3%	4.0%	4.5%	1.0%	0.5%	5.6%
4次選考まで	1次 (n=34)	0.0%	0.0%	5.9%	38.2%	47.1%	5.9%	2.9%
	2次 (n=34)	20.6%	23.5%	14.7%	32.4%	5.9%	0.0%	2.9%
	3次 (n=34)	52.9%	23.5%	11.8%	8.8%	0.0%	2.9%	0.0%
	4次 (n=34)	58.8%	17.6%	8.8%	5.9%	0.0%	0.0%	8.8%
5次選考以上	1次 (n=21)	4.8%	9.5%	4.8%	33.3%	28.6%	14.3%	4.8%
	2次 (n=21)	19.0%	14.3%	9.5%	33.3%	14.3%	0.0%	9.5%
	3次 (n=21)	28.6%	33.3%	9.5%	14.3%	4.8%	0.0%	9.5%
	4次 (n=21)	47.6%	38.1%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%
	5次 (n=21)	57.1%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%

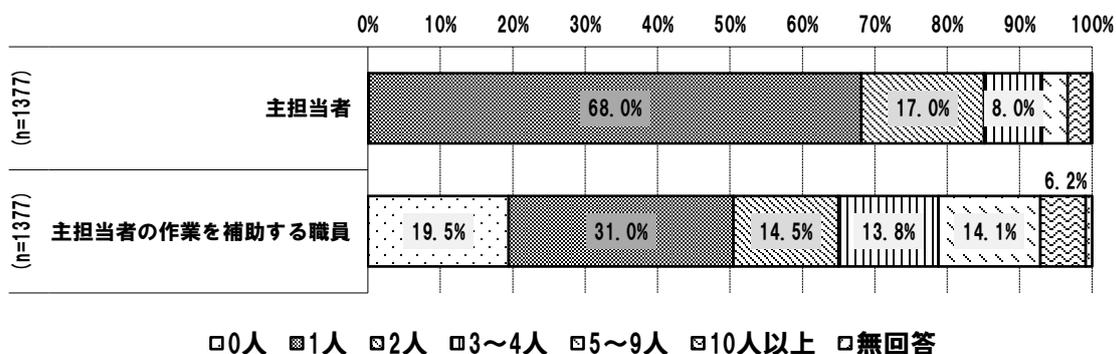
（2）利用調整業務の実施体制

①担当職員数

利用調整業務の繁忙月間に当該業務に従事した職員の最大人数を尋ねたところ、主担当者については「1人」の割合が最も高く 68.0%を占め、2番目に多い「2人（17.0%）」等を大きく上回っている。

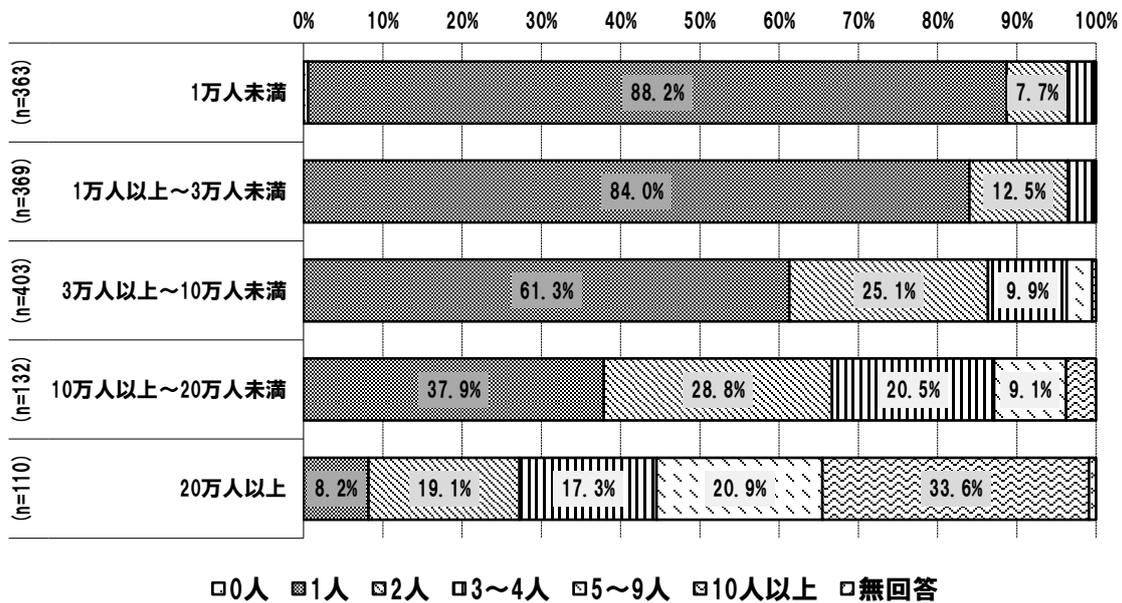
主担当者の作業を補助する職員についても、主担当者と同様、「1人（31.0%）」の割合が最も高い。一方で「0人」が 19.5%を占めており、主担当者の作業を補助する職員を配置していない自治体が約2割存在する。

図表 18 利用調整業務を担当する職員の人数：数値回答（問5①・②）

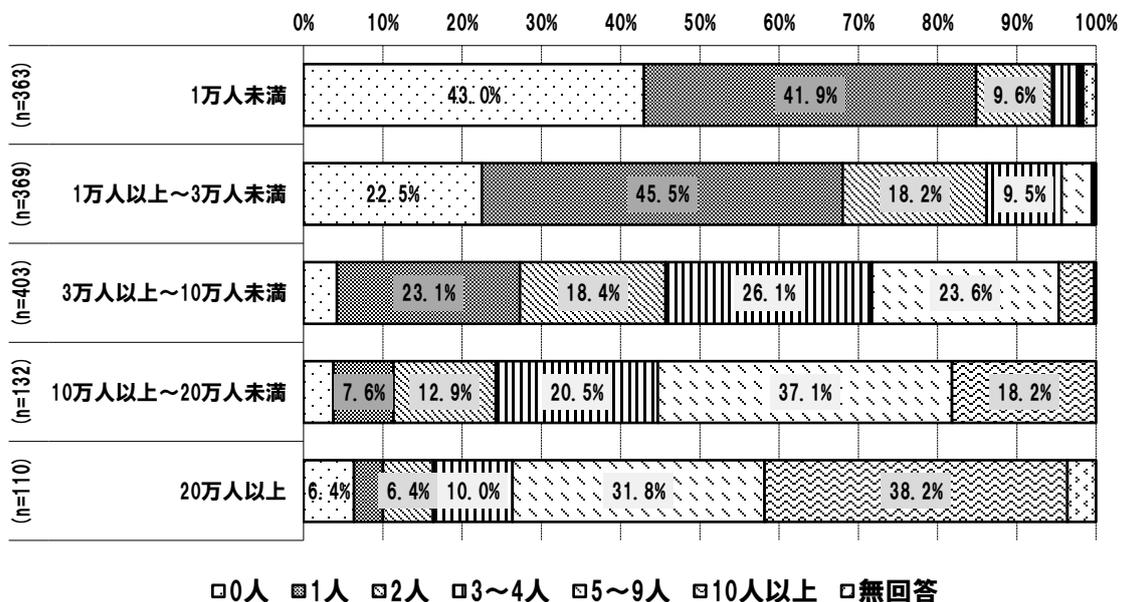


主担当者及び主担当者の作業を補助する職員の人数を人口規模別にみると、いずれにおいても人口規模が大きい自治体ほど配置職員の数が増える傾向がみられる。

図表 19 利用調整業務を担当する職員（主担当者）の人数：数値回答（問5①・②）



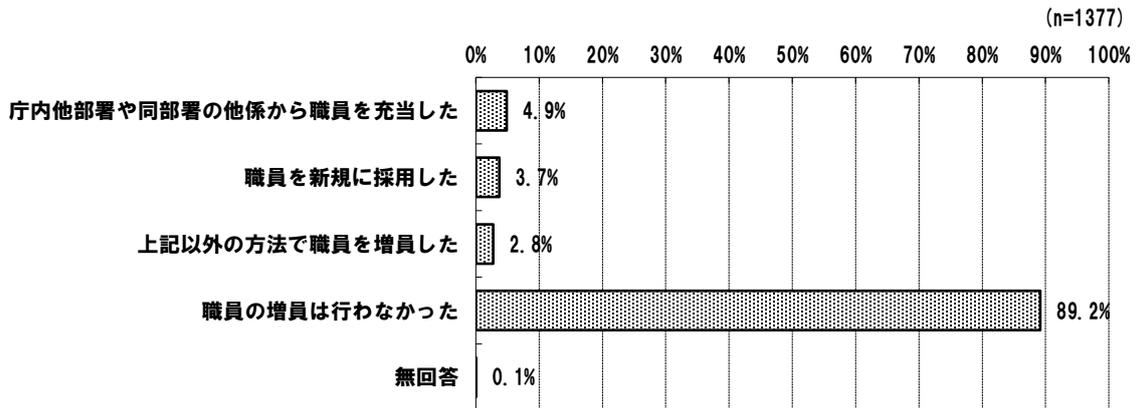
図表 20 利用調整業務を担当する職員（主担当者の作業を補助する職員）の人数：数値回答（問5①・②）



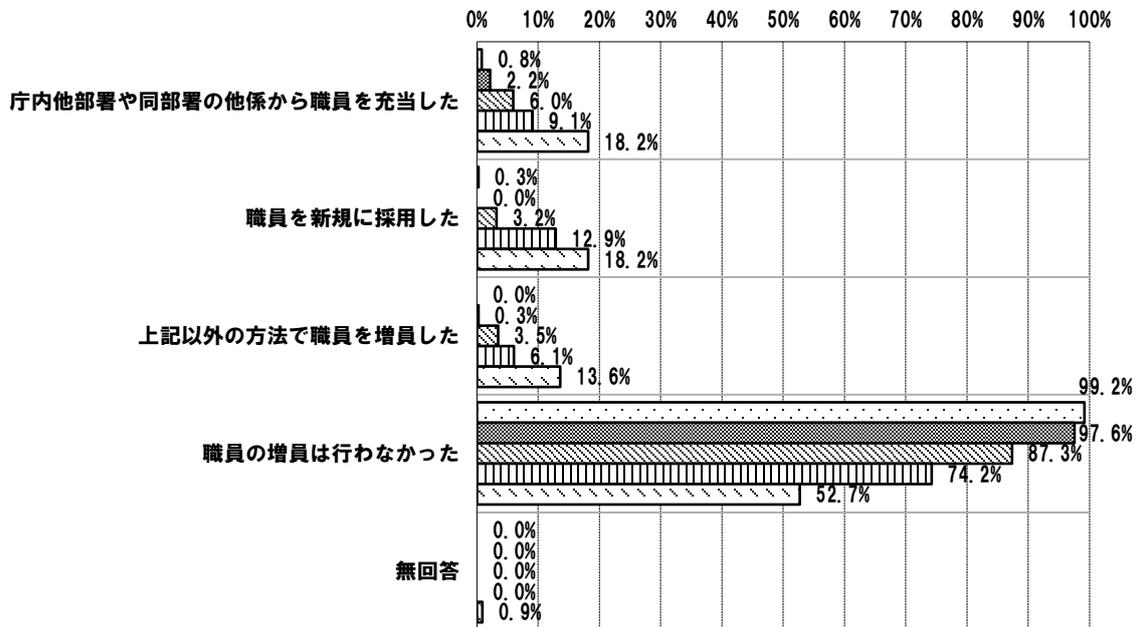
利用調整業務の繁忙月間において当該業務に従事する職員を増員したかどうかを尋ねたところ、「職員の増員は行わなかった」の割合が89.2%と最も高く、繁忙期において担当職員を増員していない自治体が約9割を占める。

人口規模別にみると、規模が小さい自治体ほど「職員の増員は行わなかった」の割合が上昇する一方、規模が大きい自治体では担当職員を増員した割合が上昇する傾向がみられる。

図表 21 利用調整業務に従事する職員の増員有無:複数回答 (問 6)



図表 22 【人口規模別】利用調整業務に従事する職員の増員有無:複数回答 (問 6)



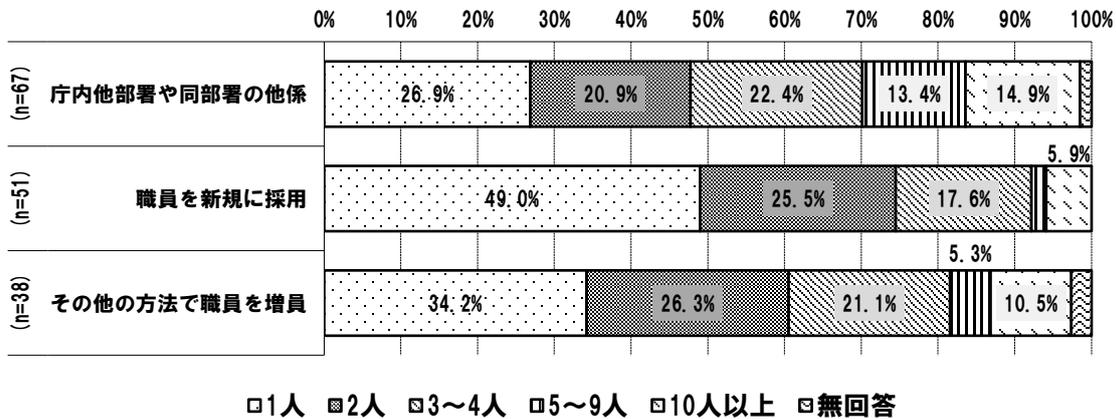
- (n=363) 1万人未満
- ▣ (n=369) 1万人以上~3万人未満
- ▤ (n=403) 3万人以上~10万人未満
- ▥ (n=132) 10万人以上~20万人未満
- ▧ (n=110) 20万人以上

なお、「上記以外の方法で職員を増員した」については、以下のような自由回答がみられた。

- 会計年度任用職員 (13 件)
- 派遣職員 (12 件)
- 臨時職員・アルバイト (3 件)

さらに、利用調整業務の繁忙月間において当該業務に従事する職員を増員した自治体に増員人数を尋ねたところ、いずれの増員方法においても「1人」の割合が最も高い。また、増員人数は「庁内他部署や同部署の他係」が最も多く、以下、「その他の方法で職員を増員」、「職員を新規に採用」の順になっていることがうかがえる。

図表 23 増員人数:数値回答 (問 6)

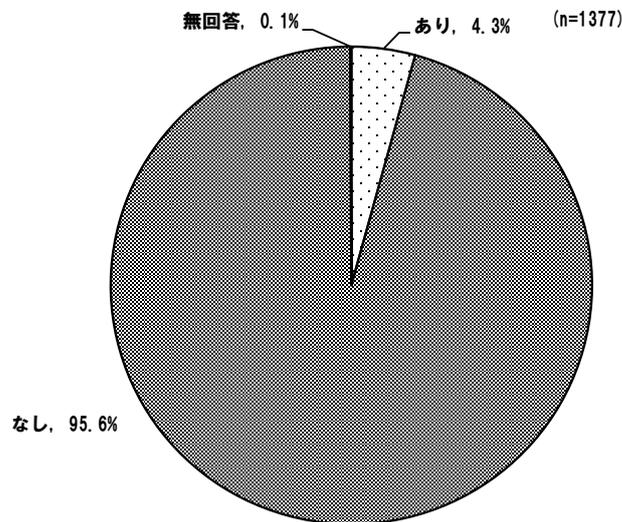


②業務委託の有無

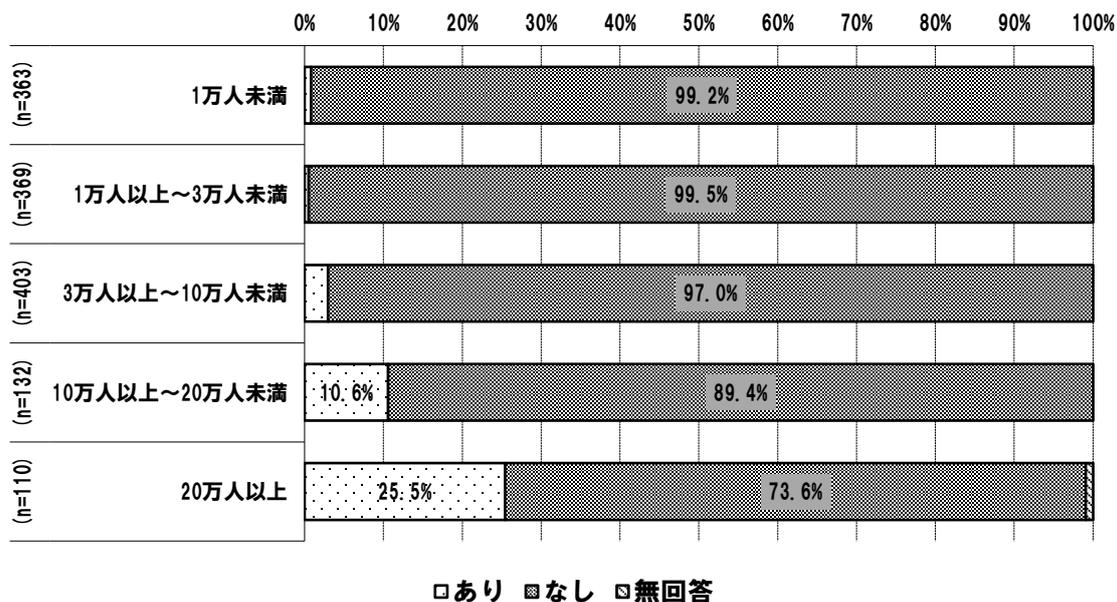
利用調整業務の繁忙月間における業務委託の有無については、「なし」の割合が95.6%と大半を占め、「あり」は4.3%にとどまる。

人口規模別にみると、規模が大きい自治体ほど「あり」の割合が上昇する傾向がみられる。

図表 24 利用調整業務にかかる業務委託の有無:単数回答 (問 5③)



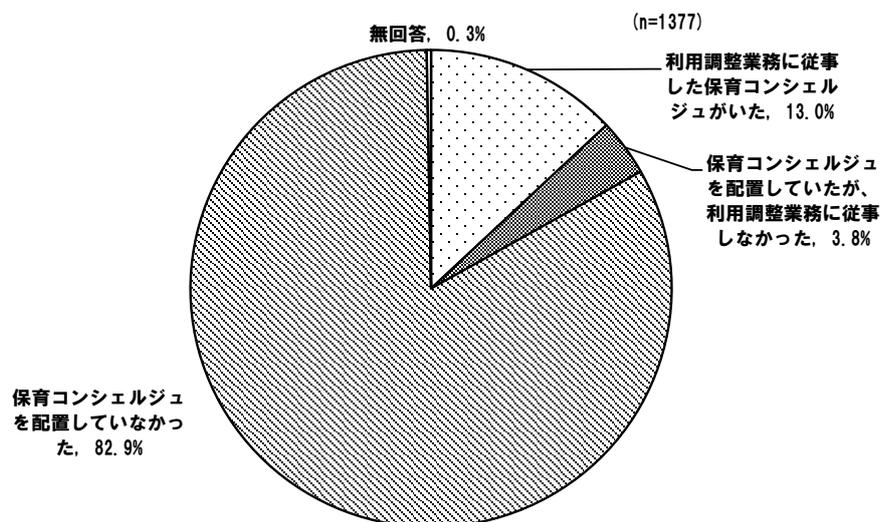
図表 25 【人口規模別】利用調整業務にかかる業務委託の有無:単数回答 (問 5③)



③保育コンシェルジュの配置状況

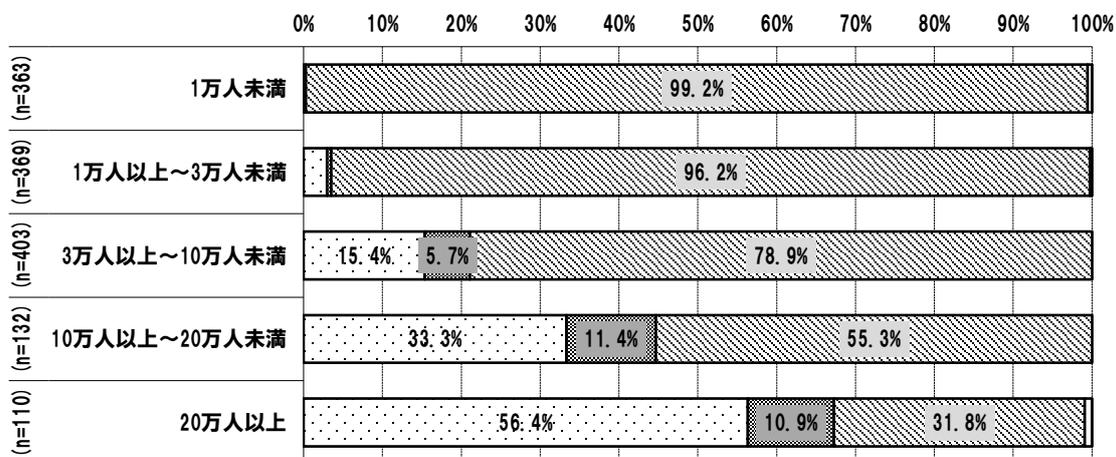
利用調整業務の繁忙月間において当該業務に従事した保育コンシェルジュの有無を尋ねたところ、「保育コンシェルジュを配置していなかった」の割合が最も高く 82.9%を占め、「利用調整業務に従事した保育コンシェルジュがいた (13.0%)」と「保育コンシェルジュを配置していたが、利用調整業務に従事しなかった (3.8%)」を大きく上回っている。

図表 26 利用調整業務に従事した保育コンシェルジュの有無:単数回答 (問 7)



人口規模別にみると、規模が大きい自治体ほど、「利用調整業務に従事した保育コンシェルジュがいた」の割合が上昇している。

図表 27 【人口規模別】利用調整業務に従事した保育コンシェルジュの有無:単数回答(問7)

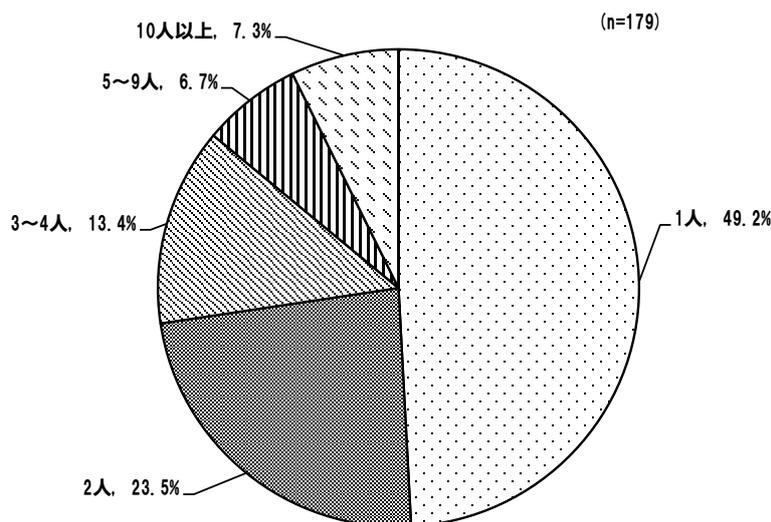


- ▨ 利用調整業務に従事した保育コンシェルジュがいた
- ▩ 保育コンシェルジュを配置していたが、利用調整業務に従事しなかった
- ◻ 保育コンシェルジュを配置していなかった
- 無回答

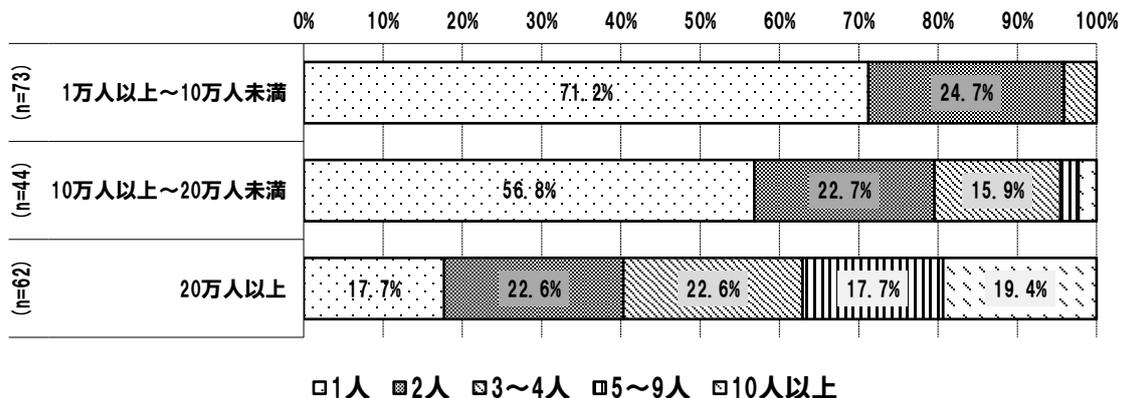
利用調整業務に従事した保育コンシェルジュの人数については、「1人」の割合が最も高く49.2%と約5割を占め、以下、「2人(23.5%)」、「3~4人(13.4%)」の順である。

人口規模別にみると、規模が大きい自治体ほど従事人数が多くなる傾向がみられる。

図表 28 利用調整業務に従事した保育コンシェルジュの人数:数値回答(問7)



図表 29 【人口規模別】利用調整業務に従事した保育コンシェルジュの人数:数値回答(問7)

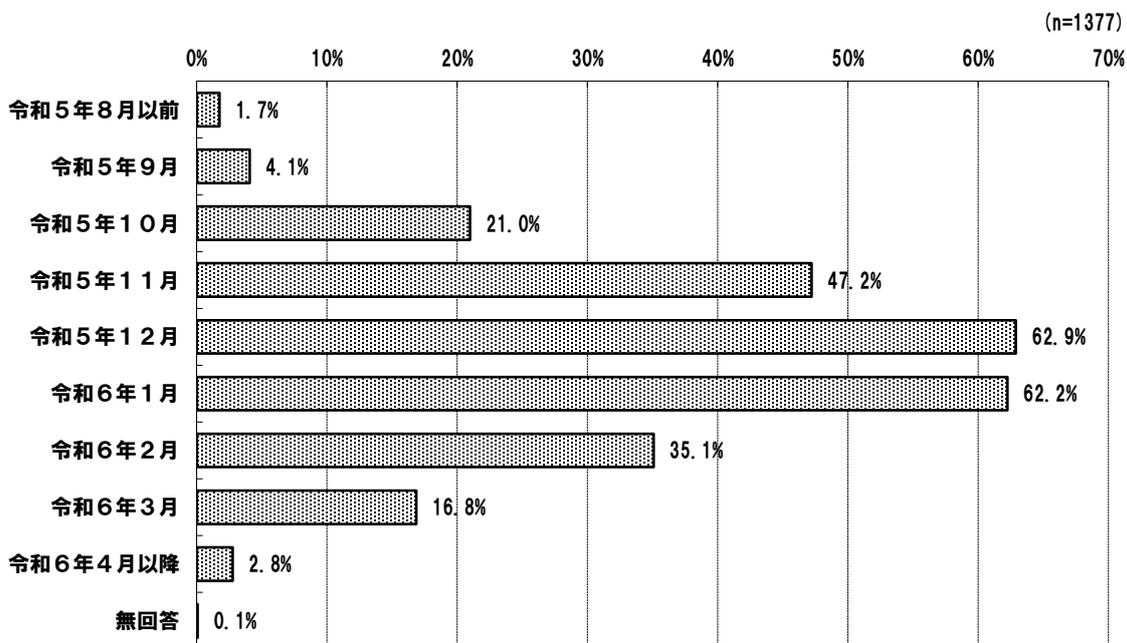


(3) 利用調整業務における担当職員の従事状況

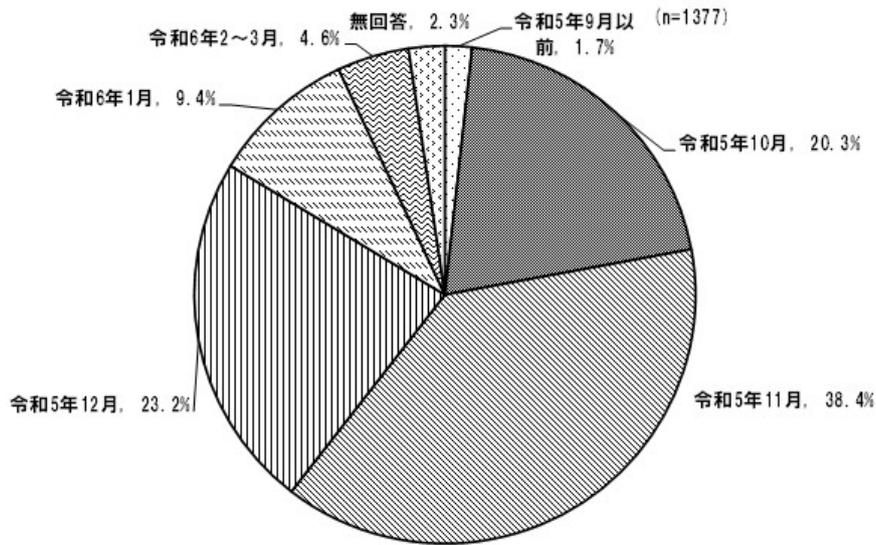
①繁忙期

利用調整業務が最も多忙だった時期については、「令和5年12月(62.9%)」と「令和6年1月(62.2%)」の割合が高くそれぞれ6割強を占め、「令和5年11月(47.2%)」がこれに次ぐ。令和5年11月~令和6年1月を繁忙期に挙げる自治体が多い。なお、1次選考の受付終了日を見ると、令和5年11月が38.4%、令和5年12月が23.2%となっているが、申込受付の翌月が繁忙期となっている可能性がうかがえる。

図表 30 利用調整業務が最も多忙だった時期:複数回答(問3)

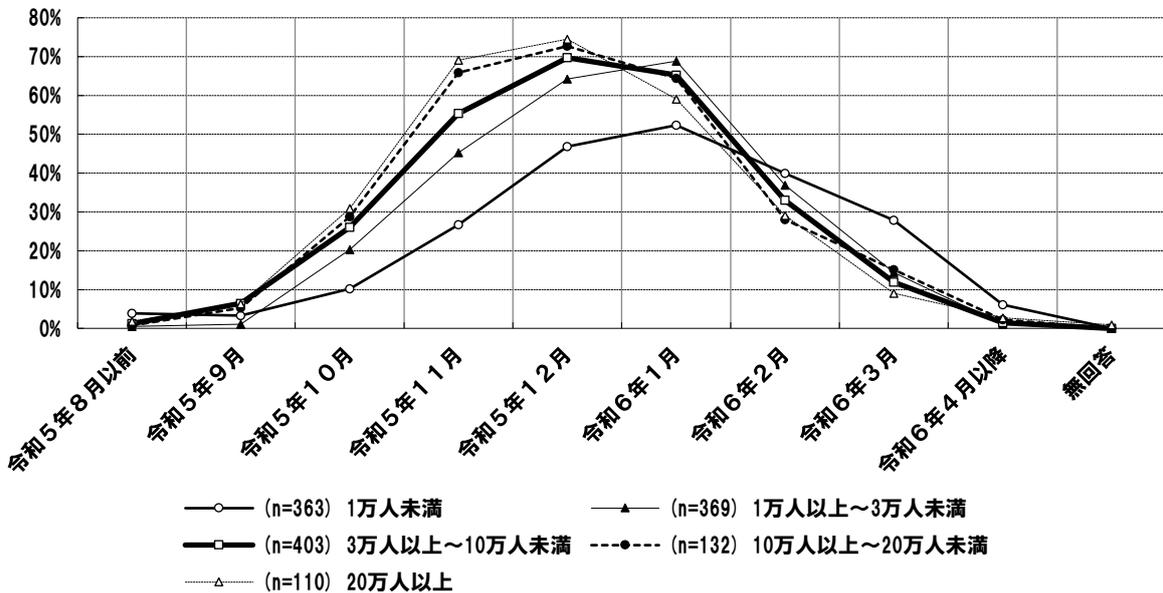


図表 31 1次選考の受付終了日:数値回答(問2)



人口規模別にみると、「1万人未満」の自治体では、「1万人以上」に比べて利用調整業務の繁忙期が分散する傾向がみられる。また、「10万人以上~20万人未満」や「20万人以上」といった「10万人以上」の自治体では、「令和5年11月」の割合が高くなっている。

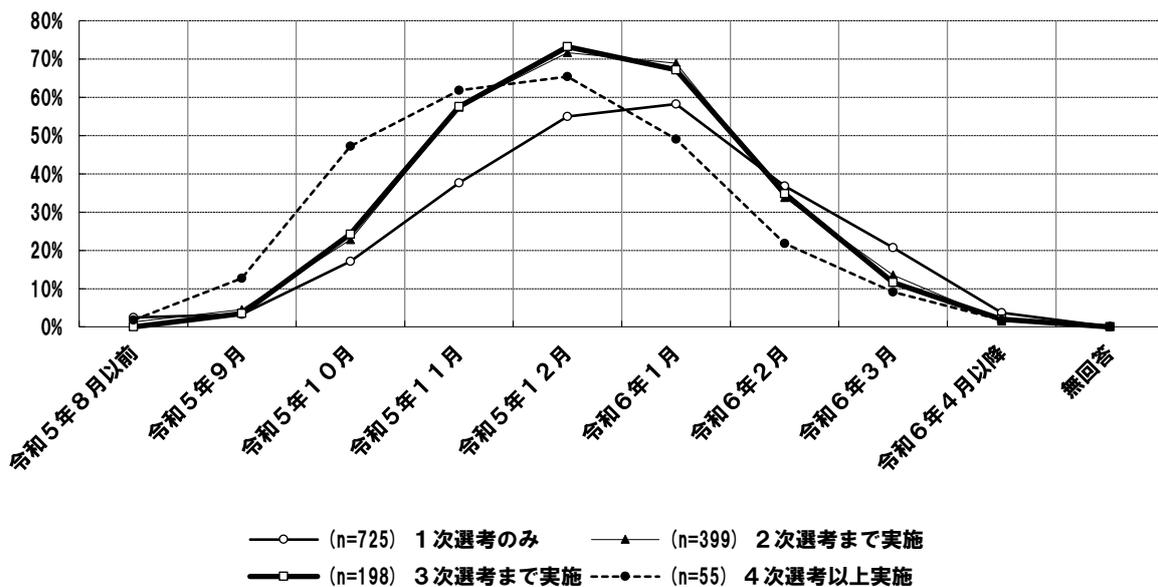
図表 32 【人口規模別】利用調整業務が最も多忙だった時期:複数回答(問3)



入所選考の実施回数別にみると、「4次選考まで実施」と「5次選考以上実施」を合わせた「4次選考以上実施」は他の自治体に比べて繁忙期が前倒しになる傾向がみられる。

具体的には、回答割合が多い時期を比較すると、入所選考が3回以下の場合、「令和5年12月」~「令和6年1月」を繁忙期に挙げる自治体が多いのに対して、「4次選考以上実施」している自治体では、「令和5年11月」~「令和5年12月」の割合が高い。また、「令和5年10月」の割合も5割弱(47.3%)を占め、他の自治体を大きく上回っている。

図表 33 【入所選考の実施回数別】利用調整業務が最も多忙だった時期:複数回答(問3)



②負担感が大きい業務内容

「利用調整業務として実施しているもの」としては、「申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業 (98.0%)」、「申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応 (95.9%)」、「選考結果の通知発出 (94.4%)」の順である。いずれも回答割合が9割を超えており、利用調整業務の初期段階と最終段階におこなう業務を挙げる自治体が多い。

一方、「入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整 (15.8%)」、「申込者とその入所希望施設との個別面談の調整 (入所先が内定する前) (16.0%)」、「申込者との面談・確認 (入所先が内定する前) (37.8%)」といった申込者との面談やその調整に係る業務については、回答割合が低くなっている。

さらに、「特に多忙だった時期において主に従事した業務」と「業務間の負担感を比較した際に、特に負担が大きいと感じる業務」を尋ねたところ、いずれにおいても「申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業」の割合が最も高く、以下、「申請内容 (紙媒体) の電子化 (システム等への入力作業)」、「申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応」の順となっている。利用調整業務の初期段階における事務負担が大きいことがうかがえる。その他、「申込者の保育施設への振り分け」や「選考結果の通知発出」といった業務も事務負担が大きい業務として挙げられている。

図表 34 利用調整業務の実施内容:複数回答(問4①・②・③)

	利用調整業務として実施しているもの	特に多忙だった時期において主に従事した業務	業務間の負担感を比較した際に、特に負担が大きいと感じる業務
回答件数	1377	1377	1377
申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応	95.9%	37.0%	38.7%
申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業	98.0%	72.5%	65.6%
申請内容(紙媒体)の電子化(システム等への入力作業)	83.7%	56.6%	48.3%
利用調整指数の算出	69.9%	21.8%	17.0%
申込者との面談・確認(入所先が内定する前)	37.8%	6.8%	7.4%
保育施設との個別調整(入所内定者が決まる前)	68.1%	14.1%	14.2%
申込者とその入所希望施設との個別面談の調整(入所先が内定する前)	16.0%	1.4%	1.5%
申込者の保育施設への振り分け	72.8%	28.4%	24.6%
入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整(特別な支援が必要な児童の受け入れ可否など)	65.9%	6.4%	10.7%
入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整	15.8%	0.5%	0.4%
選考結果の通知発出	94.4%	32.0%	22.7%
入所先が決まらなかった申込者に対するサポート	52.0%	3.9%	8.4%
その他	3.1%	0.9%	1.1%
無回答	0.0%	0.1%	0.1%

「利用調整業務として実施しているもの」を人口規模別にみると、「利用調整指数の算出」、「申込者の保育施設への振り分け」、「入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整」、「入所先が決まらなかった申込者に対するサポート」等の業務は規模が大きい自治体ほど実施割合が高くなる傾向がみられる。

図表 35 【人口規模別】利用調整業務として実施しているもの:複数回答(問4①)

	1万人未満	1万人以上～3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～20万人未満	20万人以上
回答件数	363	369	403	132	110
申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応	92.3%	96.2%	97.0%	100.0%	97.3%
申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業	94.8%	98.6%	99.3%	100.0%	99.1%
申請内容(紙媒体)の電子化(システム等への入力作業)	69.1%	85.1%	89.3%	92.4%	95.5%
利用調整指数の算出	32.5%	65.0%	91.8%	95.5%	98.2%
申込者との面談・確認(入所先が内定する前)	39.1%	36.6%	36.5%	36.4%	43.6%
保育施設との個別調整(入所内定者が決まる前)	52.9%	71.0%	75.7%	72.0%	76.4%
申込者とその入所希望施設との個別面談の調整(入所先が内定する前)	21.8%	13.8%	15.1%	13.6%	10.9%
申込者の保育施設への振り分け	33.9%	74.8%	93.1%	90.9%	99.1%
入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整	39.7%	63.4%	79.9%	84.1%	87.3%
入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整	15.2%	13.8%	17.6%	15.2%	18.2%
選考結果の通知発出	86.0%	95.7%	98.0%	99.2%	99.1%
入所先が決まらなかった申込者に対するサポート	30.0%	45.8%	63.3%	72.0%	80.0%
その他	4.1%	2.2%	2.5%	3.8%	3.6%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

「特に多忙だった時期において主に従事した業務」を人口規模別にみると、規模にかかわらず上位2項目は共通であり、「申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業」、「申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）」の順である。また、「利用調整指数の算出」は規模が大きい自治体ほど回答割合が高くなる一方で、「選考結果の通知発出」は規模が小さい自治体ほど回答割合が高くなっている。

「業務間の負担感を比較した際に、特に負担が大きいと感じる業務」についても、「特に多忙だった時期において主に従事した業務」と同様、人口規模にかかわらず上位2項目は共通であり、「申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業」、「申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）」の順である。また、「申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業」や「利用調整指数の算出」等については、人口規模の拡大とともに負担が大きいと感じる割合が上昇する傾向がみられる。

図表 36 【人口規模別】特に多忙だった時期において主に従事した業務：複数回答（問4②）

	1万人未満	1万人以上～3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～20万人未満	20万人以上
回答件数	363	369	403	132	110
申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応	42.4%	36.0%	31.0%	36.4%	44.5%
申請内容のチェック、申込者に対する 問い合わせ・確認作業	76.9%	69.9%	66.3%	80.3%	80.9%
申請内容（紙媒体）の電子化 （システム等への入力作業）	52.3%	61.8%	54.6%	63.6%	51.8%
利用調整指数の算出	9.4%	15.7%	28.5%	37.1%	40.0%
申込者との面談・確認（入所先が内定する前）	8.8%	5.4%	6.0%	6.1%	8.2%
保育施設との個別調整（入所内定者が決まる前）	12.1%	19.5%	15.6%	6.8%	5.5%
申込者とその入所希望施設との個別面談の調整 （入所先が内定する前）	1.7%	1.1%	1.7%	0.8%	0.9%
申込者の保育施設への振り分け	7.2%	28.5%	45.2%	29.5%	35.5%
入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整	5.8%	4.1%	8.4%	6.8%	8.2%
入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整	0.8%	0.5%	0.2%	0.8%	0.0%
選考結果の通知発出	36.1%	37.9%	31.3%	22.0%	12.7%
入所先が決まらなかった申込者に対するサポート	2.5%	3.5%	5.0%	3.0%	7.3%
その他	1.7%	0.5%	0.7%	0.8%	0.9%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%

図表 37 【人口規模別】業務間の負担感を比較した際に、特に負担が大きいと感じる業務:複数回答(問4③)

	1万人未満	1万人以上～3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～20万人未満	20万人以上
回答件数	363	369	403	132	110
申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応	36.9%	39.3%	35.5%	41.7%	50.9%
申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業	60.3%	64.8%	63.8%	81.8%	73.6%
申請内容(紙媒体)の電子化(システム等への入力作業)	42.7%	53.4%	46.4%	52.3%	51.8%
利用調整指数の算出	6.6%	10.8%	23.1%	26.5%	38.2%
申込者との面談・確認(入所先が内定する前)	9.9%	7.3%	6.7%	5.3%	4.5%
保育施設との個別調整(入所内定者が決まる前)	11.6%	18.7%	14.9%	10.6%	10.0%
申込者とその入所希望施設との個別面談の調整(入所先が内定する前)	1.7%	1.4%	1.7%	1.5%	0.9%
申込者の保育施設への振り分け	8.3%	25.7%	37.7%	25.8%	25.5%
入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整	6.9%	10.3%	14.4%	7.6%	15.5%
入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整	0.8%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%
選考結果の通知発出	24.2%	24.7%	24.1%	18.9%	10.9%
入所先が決まらなかった申込者に対するサポート	6.3%	7.6%	10.4%	7.6%	11.8%
その他	1.9%	1.1%	0.5%	0.8%	0.9%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%

③時間外業務時間

利用調整業務を行っていない期間との比較において「①利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間」（月あたり・人あたり）を尋ねたところ、「利用調整業務を行っていない期間と概ね変わらない」の割合が最も高く 33.8%を占め、以下、「10 時間程度増（28.0%）」、「20 時間程度増（15.3%）」の順である。全体の 25.9%において、利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間が、利用調整業務を行っていない期間に比べて 20 時間程度以上増えている。

「②利用調整業務の繁忙期の時間外業務時間」をみると、「利用調整業務を行っていない期間と概ね変わらない」、「10 時間程度増」、「20 時間程度増」がそれぞれ 2 割以上を占めシェアが拮抗している。利用調整業務の繁忙期の時間外業務時間が、利用調整業務を行っていない期間に比べて 20 時間程度以上増えたという自治体が 47.2%、40 時間程度以上増えたという自治体が 16.3%となっている。「①利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間」との比較では、時間外業務時間が「20 時間程度よりも増」の各階層において回答割合が上昇している。

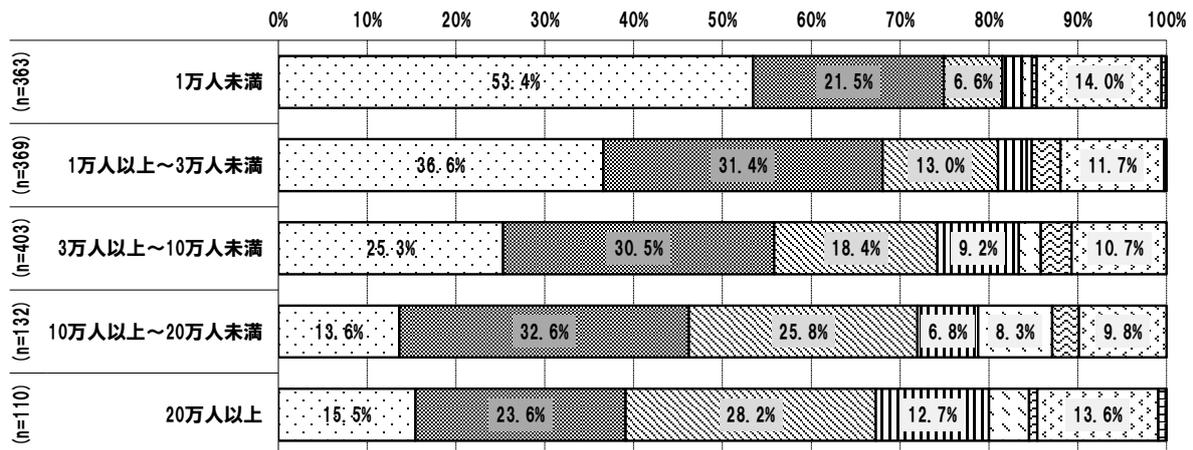
図表 38 利用調整業務の時間外業務時間：単数回答（問 8①・②）

		利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間	利用調整業務の繁忙期の時間外業務時間
回答件数		1,377	1,377
利用調整業務を行っていない期間と概ね変わらない		33.8%	20.0%
（利用調整業務を行っていない期間に比べて）	10 時間程度増	28.0%	21.2%
	20 時間程度増	15.3%	20.6%
	30 時間程度増	5.8%	10.2%
	40 時間程度増	2.3%	7.3%
	50 時間程度増	0.9%	3.6%
	60 時間程度増	0.7%	2.4%
	70 時間程度増	0.1%	0.8%
	80 時間程度増	0.3%	1.2%
	80 時間程度よりも増	0.3%	1.0%
	わからない		12.0%
無回答		0.3%	0.3%

「①利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間」を人口規模別にみると、「20時間程度よりも増」の合計割合は、規模が大きくなるにつれて上昇している。

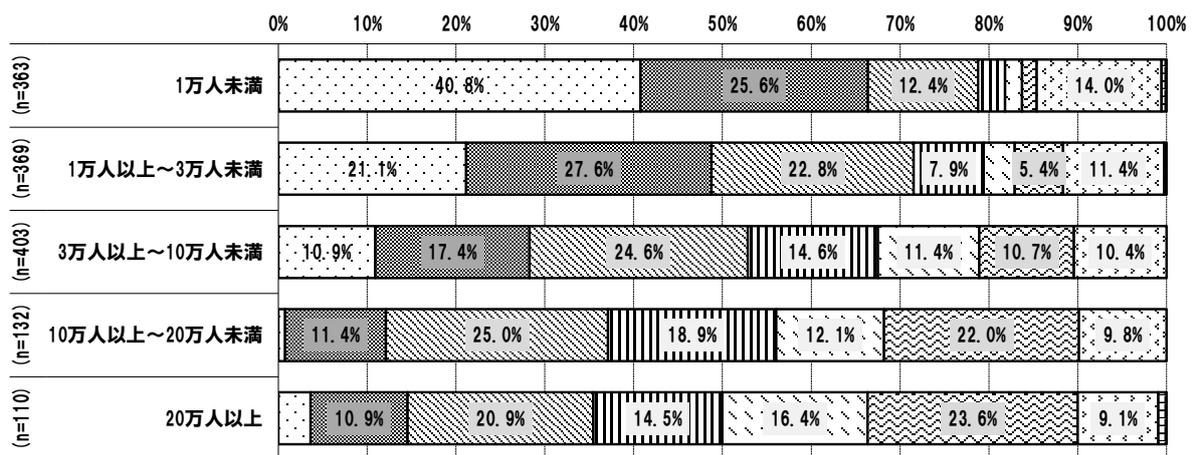
「②利用調整業務の繁忙期の時間外業務時間」をみても、「20時間程度よりも増」の合計割合は、規模が大きくなるにつれて上昇しており、人口規模が大きい自治体ほど、利用調整業務に係る時間外業務時間が長くなる傾向がみられる。

図表 39 【人口規模別】利用調整業務の時間外業務時間（利用調整業務を行っていた平均的な時間）：単数回答（問8①）



- 利用調整業務を行っていない期間と概ね変わらない
- 10時間程度増
- 20時間程度増
- 40時間程度増
- わからない
- 50時間程度よりも増
- 無回答

図表 40 【人口規模別】利用調整業務の時間外業務時間（利用調整業務の繁忙期）：単数回答（問8②）



- 利用調整業務を行っていない期間と概ね変わらない
- 10時間程度増
- 20時間程度増
- 40時間程度増
- わからない
- 50時間程度よりも増
- 無回答

さらに、特に多忙だった時期において主に従事した業務を「①利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間」別にみると、上位2項目は全ての階層において共通であり、「申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業」、「申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）」の順である。

また、「申込者の保育施設への振り分け」や「利用調整指数の算出」といった業務については、平均的な時間外業務時間が長い自治体ほど回答割合が高まる傾向がみられる。

図表 41 【利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間別】
特に多忙だった時期において主に従事した業務:複数回答(問4②)

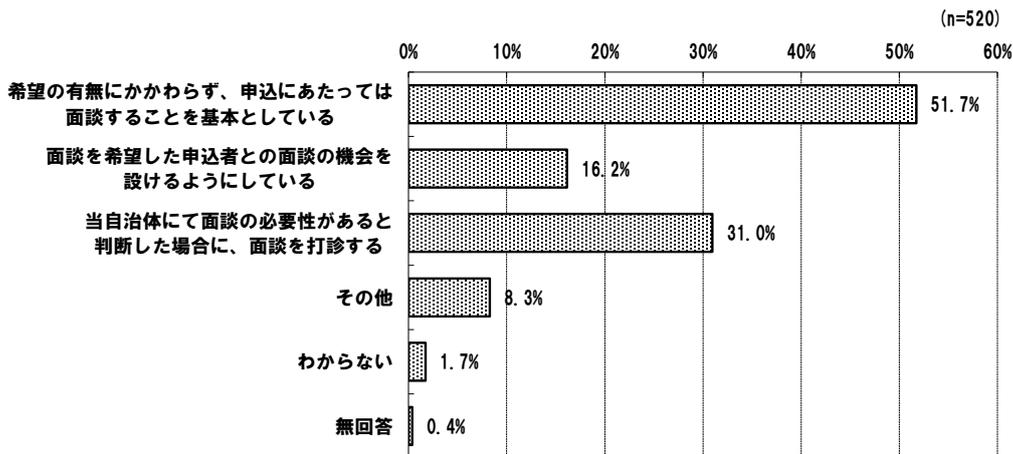
	利用調整業務を行っていない期間と概ね変わらない	10時間程度増	20～30時間程度増	40時間程度よりも増	わからない
回答件数	466	386	291	65	165
申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応	37.8%	36.8%	34.4%	21.5%	46.1%
申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業	72.3%	75.9%	69.8%	72.3%	71.5%
申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）	57.9%	62.4%	53.3%	50.8%	47.3%
利用調整指数の算出	18.0%	21.2%	30.2%	26.2%	17.6%
申込者との面談・確認（入所先が内定する前）	4.7%	6.2%	9.3%	9.2%	7.9%
保育施設との個別調整（入所内定者が決まる前）	15.2%	13.7%	14.4%	15.4%	10.3%
申込者とその入所希望施設との個別面談の調整（入所先が内定する前）	1.1%	1.6%	1.7%	0.0%	1.8%
申込者の保育施設への振り分け	18.9%	29.5%	35.4%	43.1%	34.5%
入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整	5.2%	7.0%	7.9%	7.7%	5.5%
入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整	0.9%	0.3%	0.7%	0.0%	0.0%
選考結果の通知発出	34.8%	32.4%	26.1%	36.9%	31.5%
入所先が決まらなかった申込者に対するサポート	2.8%	2.8%	7.2%	6.2%	3.0%
その他	0.6%	0.5%	1.4%	0.0%	2.4%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(4) 申込受付後の面談について

①面談を行うかどうかの判断の方針

利用調整業務として「申込者との面談・確認（入所先が内定する前）」を実施している自治体に対して、申込者との面談を行うかどうかの判断の方針を尋ねたところ、「希望の有無にかかわらず、申込にあたっては面談することを基本としている」の割合が 51.7%と突出して高く、以下、「当自治体にて面談の必要性があると判断した場合に、面談を打診する（31.0%）」、「面談を希望した申込者との面談の機会を設けるようにしている（16.2%）」の順である。

図表 42 申込者との面談を行うかどうかの判断の方針：複数回答（問 9）



なお、「その他」については、以下のような自由回答がみられた。

■ 支援・配慮が必要な児童など（6件）

<回答例>

- ・ 障がい児、要配慮児童等の申込みにあたっては面談している
- ・ 医療的ケアまたは3歳児以上で加配が必要と思われる児童の申込の場合

■ 年齢によっては実施（6件）

<回答例>

- ・ 3号認定該当者のみ面接を実施
- ・ 新規申込みの3歳から5歳児に面談を行う

■ 電話で確認している（5件）

<回答例>

- ・ 申込内容の確認のみのため、電話で対応している
- ・ 電話での聞き取りを行う場合がある

■ 窓口で確認している（5件）

<回答例>

- ・ 基本的に窓口にて相談・申請に来られる方が大半であり、その際に確認している
- ・ 申請時にヒアリングを実施するのみ

■ 第1希望の園に入園できない場合など（3件）

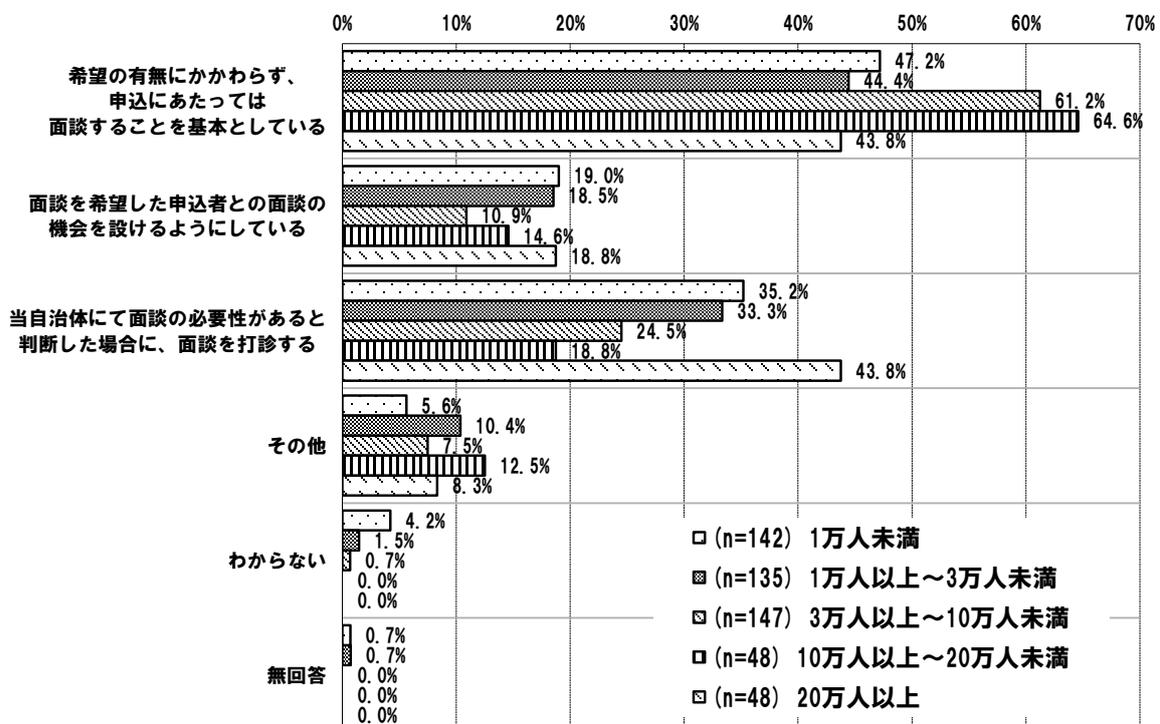
<回答例>

- ・ 面談は行っていないが、希望者が入園可能枠を超えた場合、保護者に他施設への入園を打診の確認連絡を行っている
- ・ 第1希望以外の保育施設に調整できそうな場合
- ・ 第1希望保育所に入所できない時、第2希望以降の保育所でも入所の意思はあるかについて電話で確認を行う

人口規模別にみると、「3万人以上～10万人未満」と「10万人以上～20万人未満」、即ち「3万人以上～20万人未満」の自治体では、「希望の有無にかかわらず、申込にあたっては面談することを基本としている」の割合が高く他の階層を大きく上回っている。

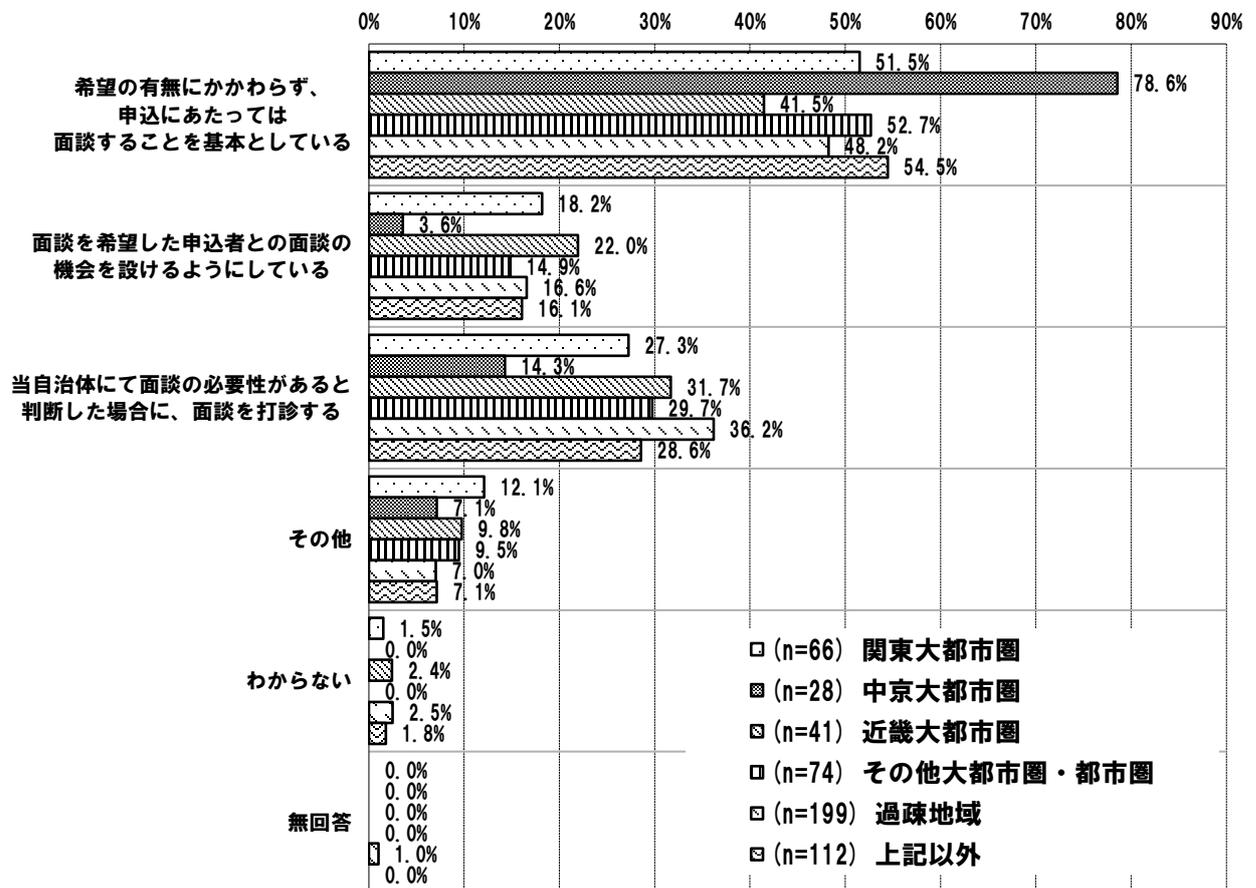
また、「20万人以上」の自治体では、「当自治体にて面談の必要性があると判断した場合に、面談を打診する」の割合が高くなっている。これに対して「20万人未満」の自治体では、「希望の有無にかかわらず、申込にあたっては面談することを基本としている」の割合が最も高く、2番目に多い「当自治体にて面談の必要性があると判断した場合に、面談を打診する」を10ポイント強～50ポイント弱も上回っている。こうしたことから、希望の有無にかかわらず面談することを基本とする自治体が多いことがうかがえる。一方、「20万人以上」では、希望の有無にかかわらず面談を実施することを基本とする自治体と必要に応じて面談を打診する自治体の割合が同程度となっている。

図表 43 【人口規模別】申込者との面談を行うかどうかの判断の方針：複数回答（問9）



所在地区別にみると、回答件数が少ない点に留意が必要であるが、「中京大都市圏」では、他の地域に比べて「希望の有無にかかわらず、申込にあたっては面談することを基本としている」自治体の割合が高い。

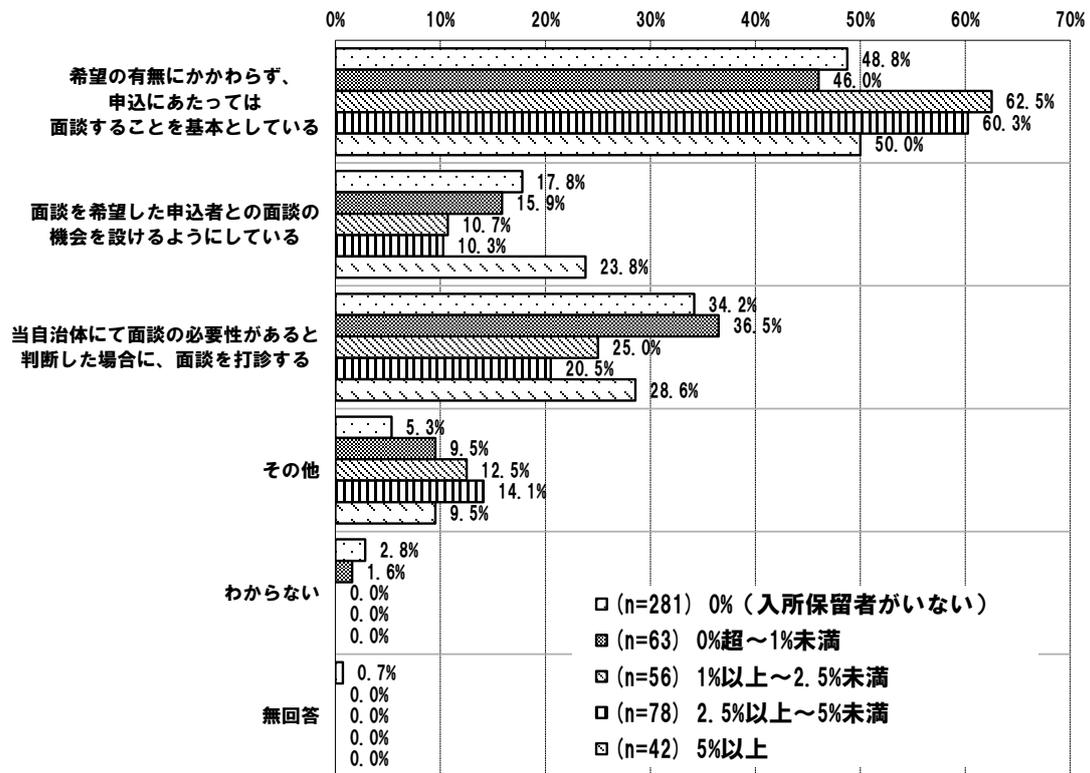
図表 44 【所在地区別】申込者との面談を行うかどうかの判断の方針:複数回答(問9)



入所保留率別にみると、いずれの階層においても「希望の有無にかかわらず、申込にあたっては面談することを基本としている」の割合が最も高いが、特に入所保留率が「1%以上～2.5%未満」及び「2.5%以上～5%未満」の自治体では他の階層に比べてその割合が高く、いずれも6割を超えている。

また、「当自治体にて面談の必要性があると判断した場合に、面談を打診する」については、「0% (入所保留者がいない)」と「0%超～1%未満」の自治体、すなわち「1%未満」の自治体において割合が高い。一方、「面談を希望した申込者との面談の機会を設けるようにしている」については、「5%以上」の自治体において割合が高くなっている。

図表 45 【入所保留率別】 申込者との面談を行うかどうかの判断の方針：複数回答（問 9）



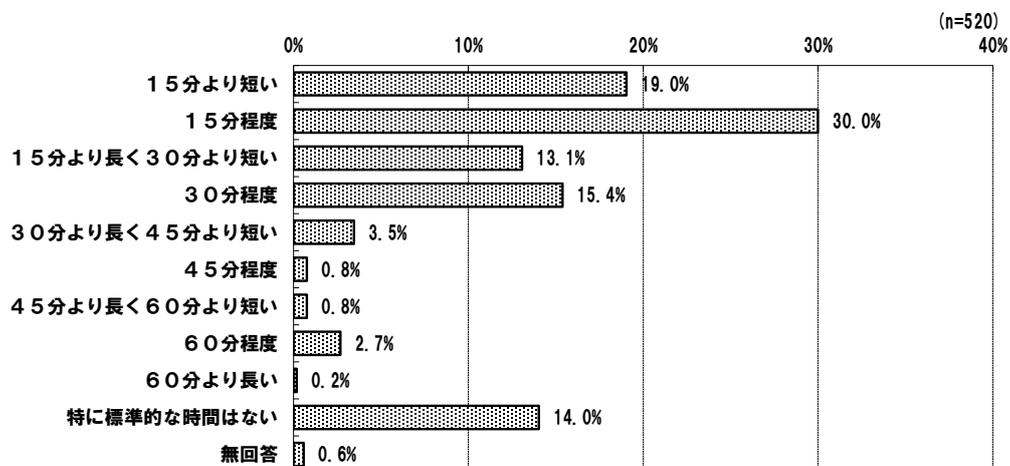
注) 入所保留率は、申込者数に対する入所保留者数（待機児童数と除外4類型の合計）の割合。

資料) 申込者数及び入所保留者数は、こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査（令和6年4月1日）」に基づく。

②面談の所要時間

申込者との面談の標準的な所要時間については、「15分程度」の割合が最も高く30.0%を占め、「15分より短い（19.0%）」がこれに次ぐ。両者を合計した「15分程度より短い」が49.0%と約半数を占める。一方で、「特に標準的な時間はない」とする自治体が14.0%存在する。

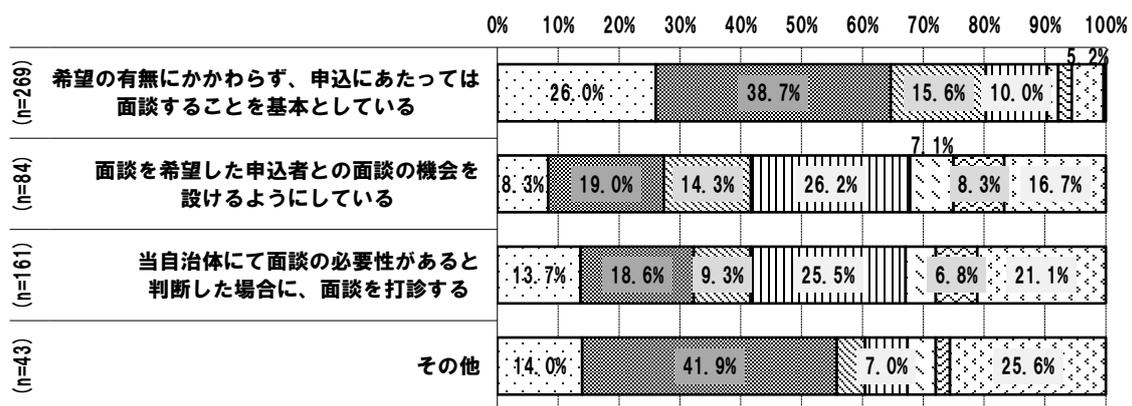
図表 46 申込者との面談の標準的な所要時間：単数回答（問 10）



さらに、申込者との面談を行うかどうかの判断の方針別にみると、「当自治体にて面談の必要性があると判断した場合に、面談を打診する」や「面談を希望した申込者との面談の機会を設けるようにしている」と回答した自治体に比べて、「希望の有無にかかわらず、申込にあたっては面談することを基本としている」と回答した自治体では面談の標準的な時間が短い傾向がみられる。

こうしたことから、申込者との面談を行うかどうかの判断の方針と面談時間との間には関係性があると考えられる。

図表 47 【申込者との面談を行うかどうかの判断の方針別】申込者との面談の標準的な所要時間：単数回答（問 10）



- 15分より短い
- 15分程度
- ▨ 15分より長く30分より短い
- ▩ 30分程度
- ▧ 30分より長く45分より短い
- ▦ 45分程度より長い
- 特に標準的な時間はない
- 無回答

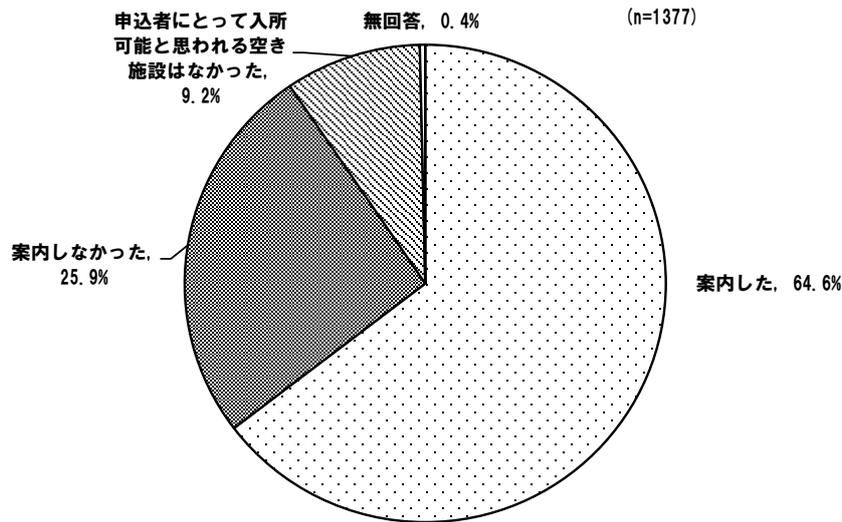
注) 複数回答設問を軸として集計しているため、面談を行うかどうかの判断の方針と面談の標準的な時間は1:1に対応しない。

(5) 施設の空き状況に関する案内について

① 空き施設情報の案内有無

申込者にとって入所可能と思われる空き施設がある場合、空き情報を案内したかどうかを尋ねたところ、「案内した」の割合が最も高く 64.6%を占め、「案内しなかった (25.9%)」と「申込者にとって入所可能と思われる空き施設はなかった (9.2%)」を大きく上回る。

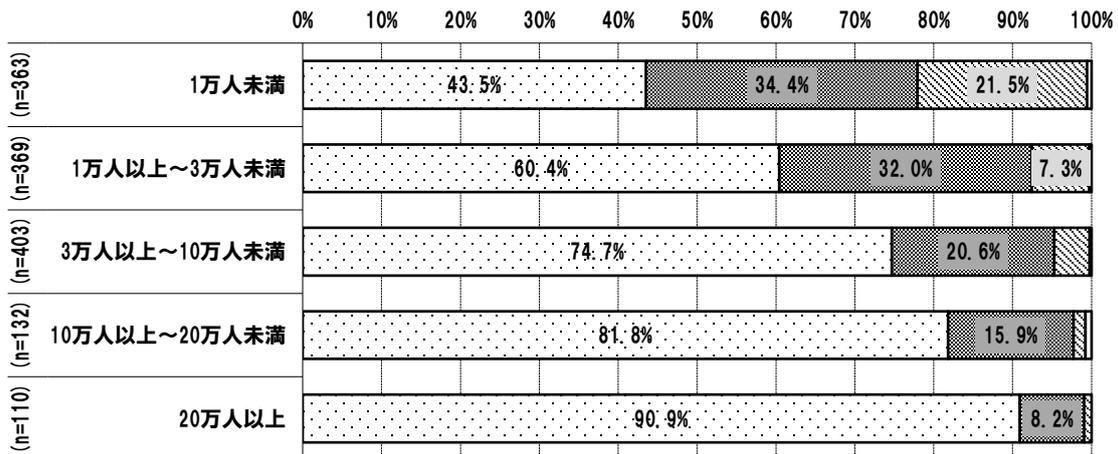
図表 48 入所可能と思われる空き施設の情報の案内状況:単数回答 (問 11)



人口規模別にみると、規模が大きい自治体ほど「案内した」の割合が上昇している。

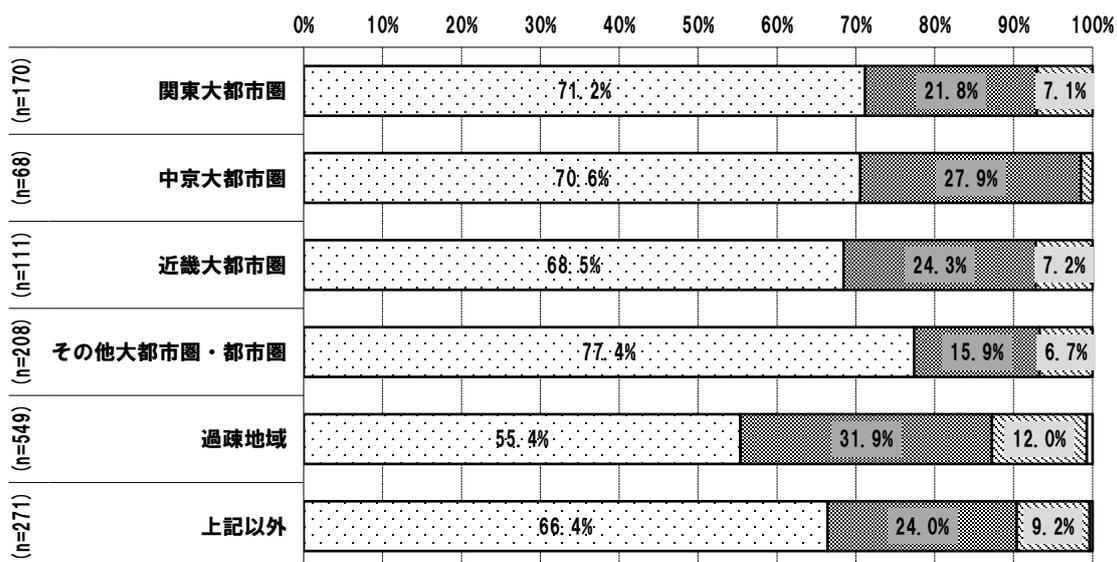
また、所在地区分にもと、「その他大都市圏・都市圏」では他地域に比べて「案内した」の割合が高い。

図表 49 【人口規模別】入所可能と思われる空き施設の情報の案内状況:単数回答 (問 11)



- 案内した
- ▣案内しなかった
- ▨申込者にとって入所可能と思われる空き施設はなかった
- 無回答

図表 50 【所在地別】入所可能と思われる空き施設の情報の案内状況:単数回答 (問 11)

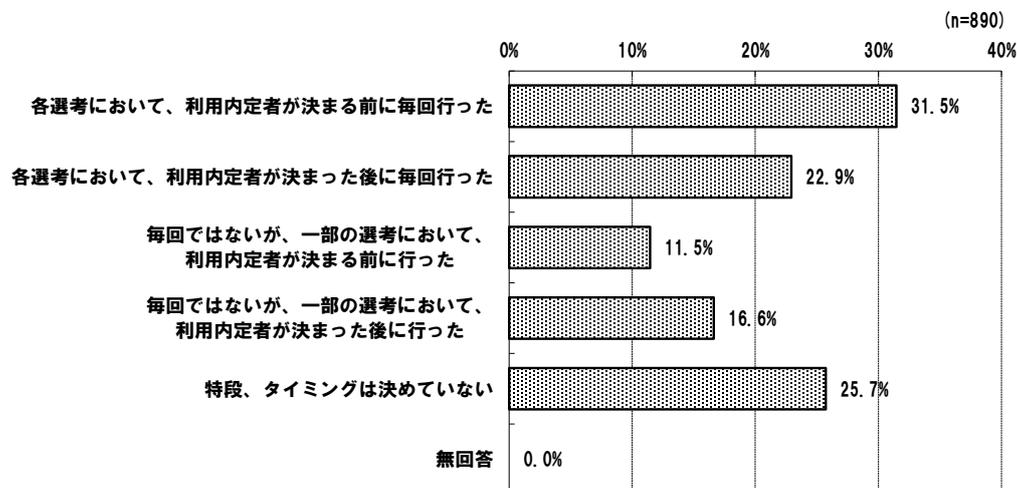


- 案内した
- 案内しなかった
- ▨申込者にとって入所可能と思われる空き施設はなかった
- 無回答

②空き施設情報の案内のタイミング

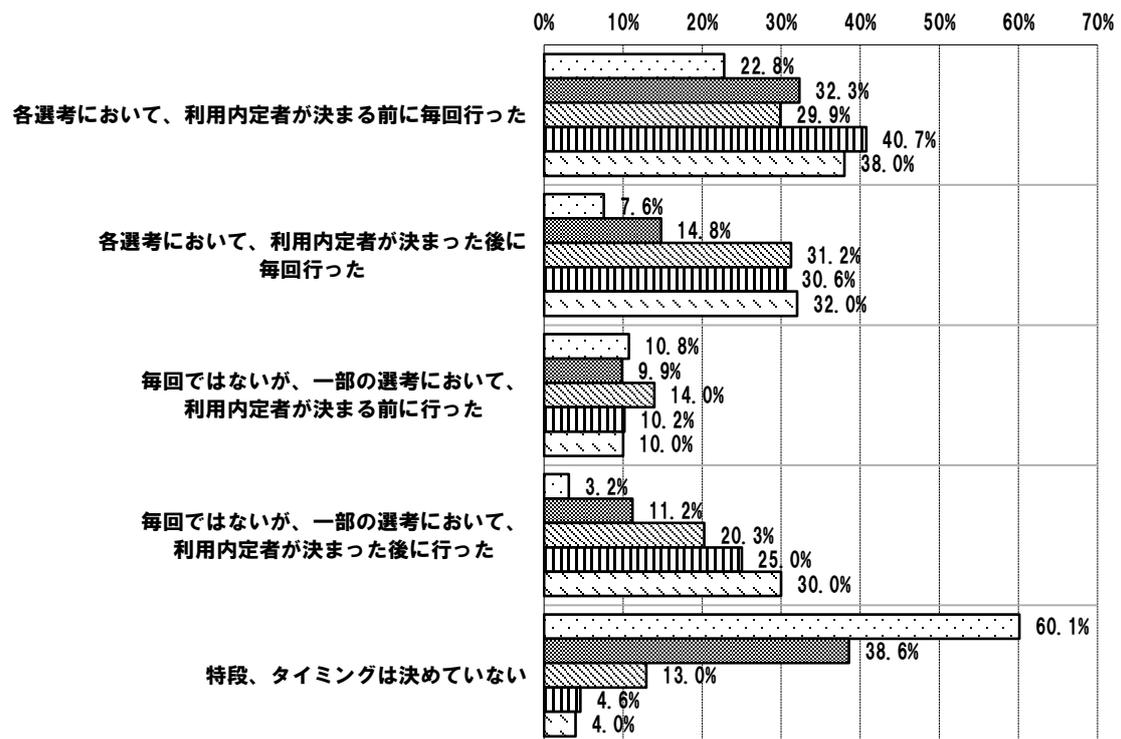
入所可能と思われる空き施設の情報を申込者に案内した自治体に対して、その情報をいつ案内したかを尋ねたところ、「各選考において、利用内定者が決まる前に毎回行った」の割合が最も高く 31.5%を占め、以下、「特段、タイミングは決めていない (25.7%)」、「各選考において、利用内定者が決まった後に毎回行った (22.9%)」の順である。利用内定者が決まる時期にかかわらず、入所選考の度に案内する自治体が多い一方で、案内のタイミングを決めていない自治体が3割弱 (25.7%) 存在する。

図表 51 入所可能と思われる空き施設の情報を案内したタイミング:複数回答 (問 12)



人口規模別にみると、規模が小さい自治体ほど「特段、タイミングは決めていない」の割合が上昇しており、「1万人未満」では60.1%を占める。一方、規模の大きい自治体では、「各選考において、利用内定者が決まる前に毎回行った」と「各選考において、利用内定者が決まった後に毎回行った」といった、利用内定者が決まる時期にかかわらず、入所選考の度に案内する割合が高まる傾向がみられる。

図表 52 【人口規模別】入所可能と思われる空き施設の情報案内したタイミング：
複数回答（問12）

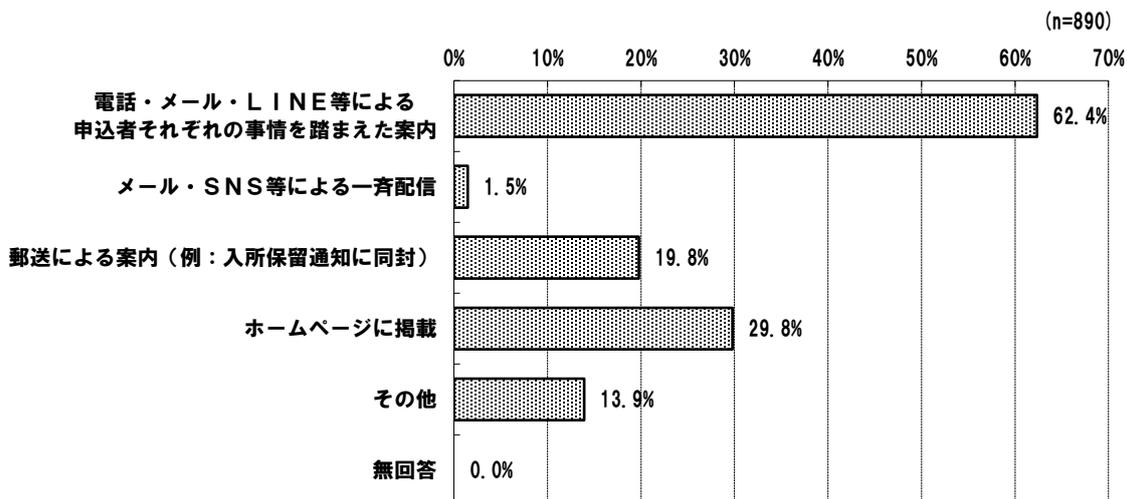


- (n=158) 1万人未満
- (n=223) 1万人以上～3万人未満
- ▨ (n=301) 3万人以上～10万人未満
- ▩ (n=108) 10万人以上～20万人未満
- ▧ (n=100) 20万人以上

③空き施設情報の案内方法

入所可能と思われる空き施設の情報を申込者に案内した自治体に対して、その情報をどのような方法で案内したかを尋ねたところ、「電話・メール・LINE 等による申込者それぞれの事情を踏まえた案内」の割合が突出して高く 62.4%を占め、「ホームページに掲載 (29.8%)」、「郵送による案内 (例：入所保留通知に同封) (19.8%)」等を大きく上回っている。

図表 53 入所可能と思われる空き施設の情報の案内方法：複数回答（問 13）



なお、「その他」については、以下のような自由回答がみられた。

- 窓口、申込受付時に案内（72 件）
- 問い合わせや相談を受けた際に案内（10 件）
- 面談時に案内（9 件）

人口規模別にみると、「電話・メール・LINE 等による申込者それぞれの事情を踏まえた案内」については、規模が小さい自治体ほど回答割合が上昇する傾向がみられる一方で、「郵送による案内」と「ホームページに掲載」については規模の拡大とともに回答割合が上昇している。

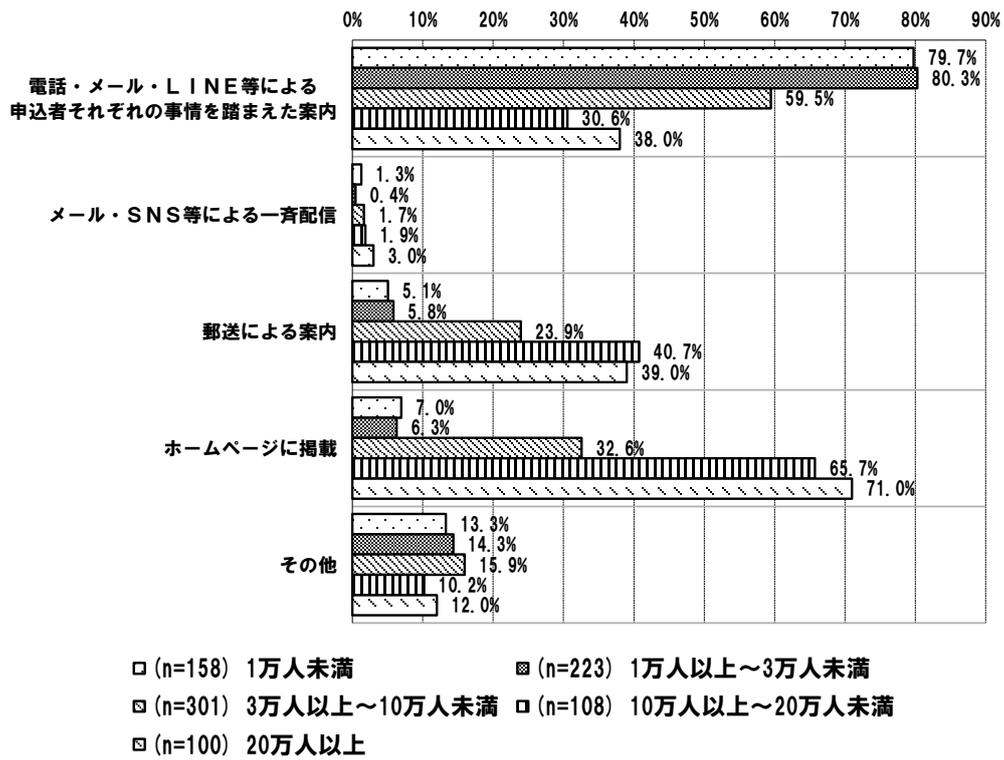
空き施設情報の案内方法は人口規模によって大きく異なっており、「10 万人未満」の自治体では、「電話・メール・LINE 等による申込者それぞれの事情を踏まえた案内」の割合が突出して高いのに対して、「10 万人以上」の自治体では、「ホームページに掲載」の割合が突出して高くなっている。

所在地区別にみると、「関東大都市圏」では、他の地域に比べて「ホームページに掲載」の割合が高く 64.5%、これに次いで割合が高い「電話・メール・LINE 等による申込者それぞれの事情を踏まえた案内 (35.5%)」等を大きく上回っている。

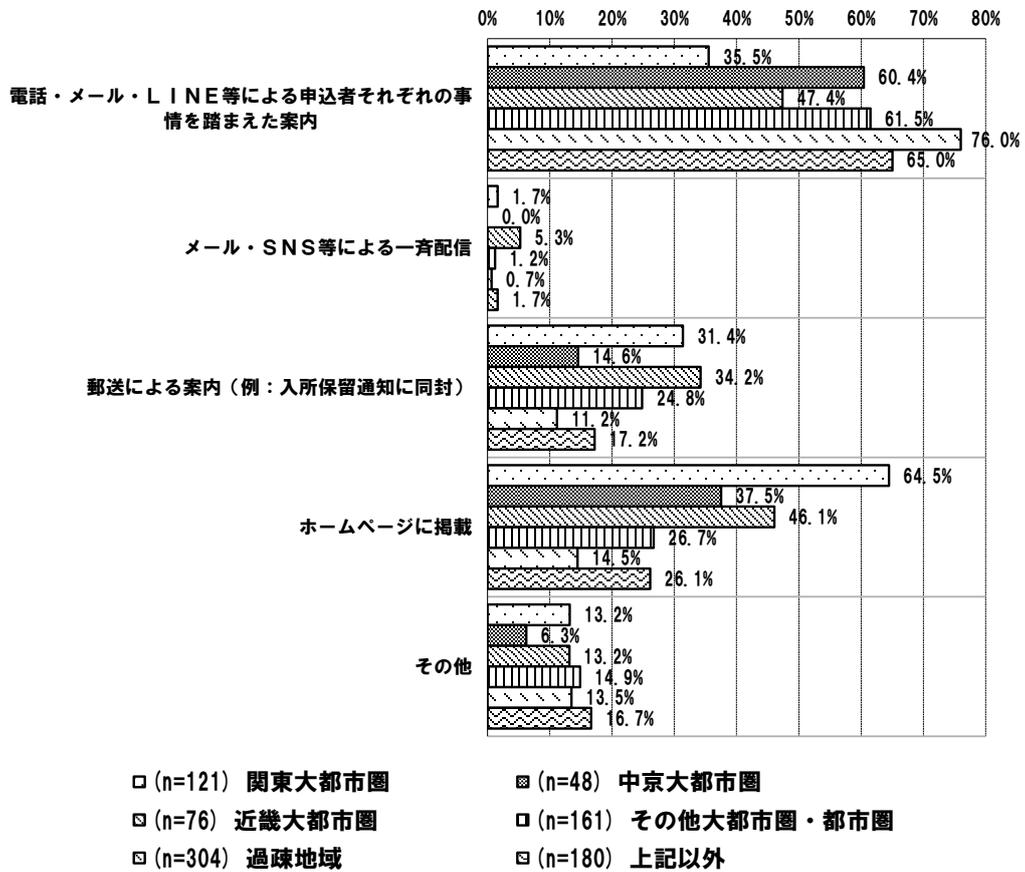
「近畿大都市圏」においては、「電話・メール・LINE 等による申込者それぞれの事情を踏まえた案内」と「ホームページに掲載」の割合が拮抗している。

また、その他の地域では、「電話・メール・LINE 等による申込者それぞれの事情を踏まえた案内」の割合がそれ以外の案内方法を大きく上回っている。

図表 54 【人口規模別】入所可能と思われる空き施設の情報の案内方法:複数回答(問13)



図表 55 【所在地区別】入所可能と思われる空き施設の情報の案内方法:複数回答(問13)

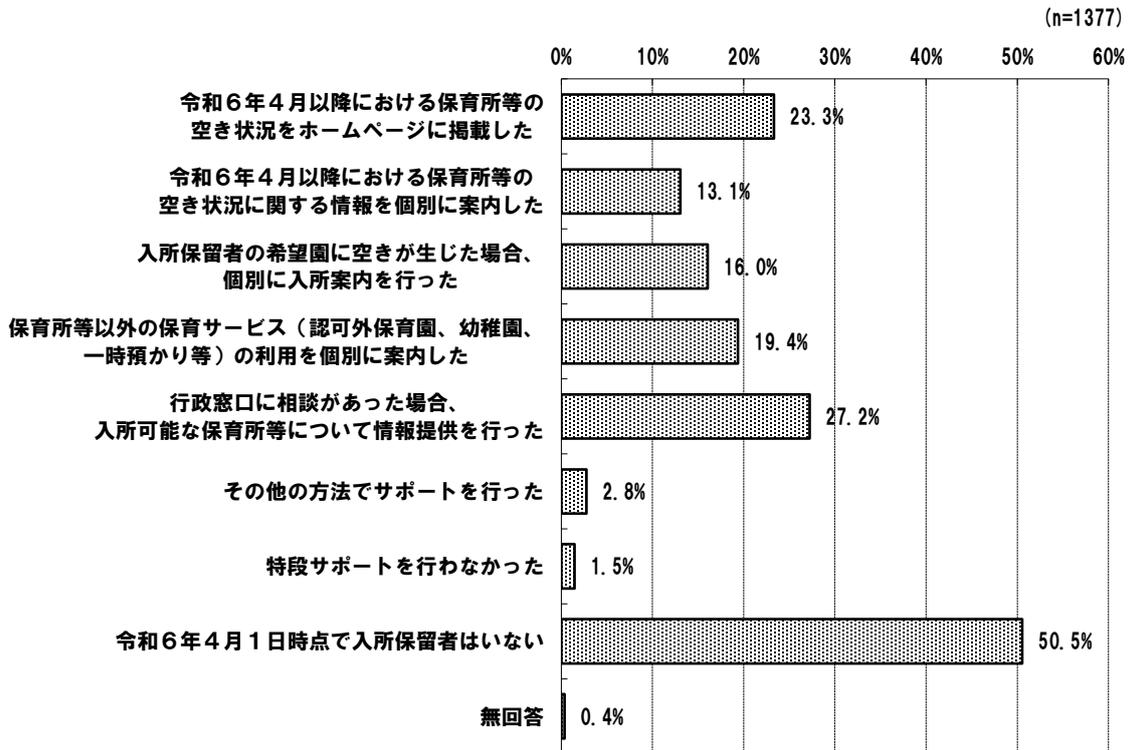


(6) 入所保留者へのサポートについて

①入所保留者に対するサポート方法

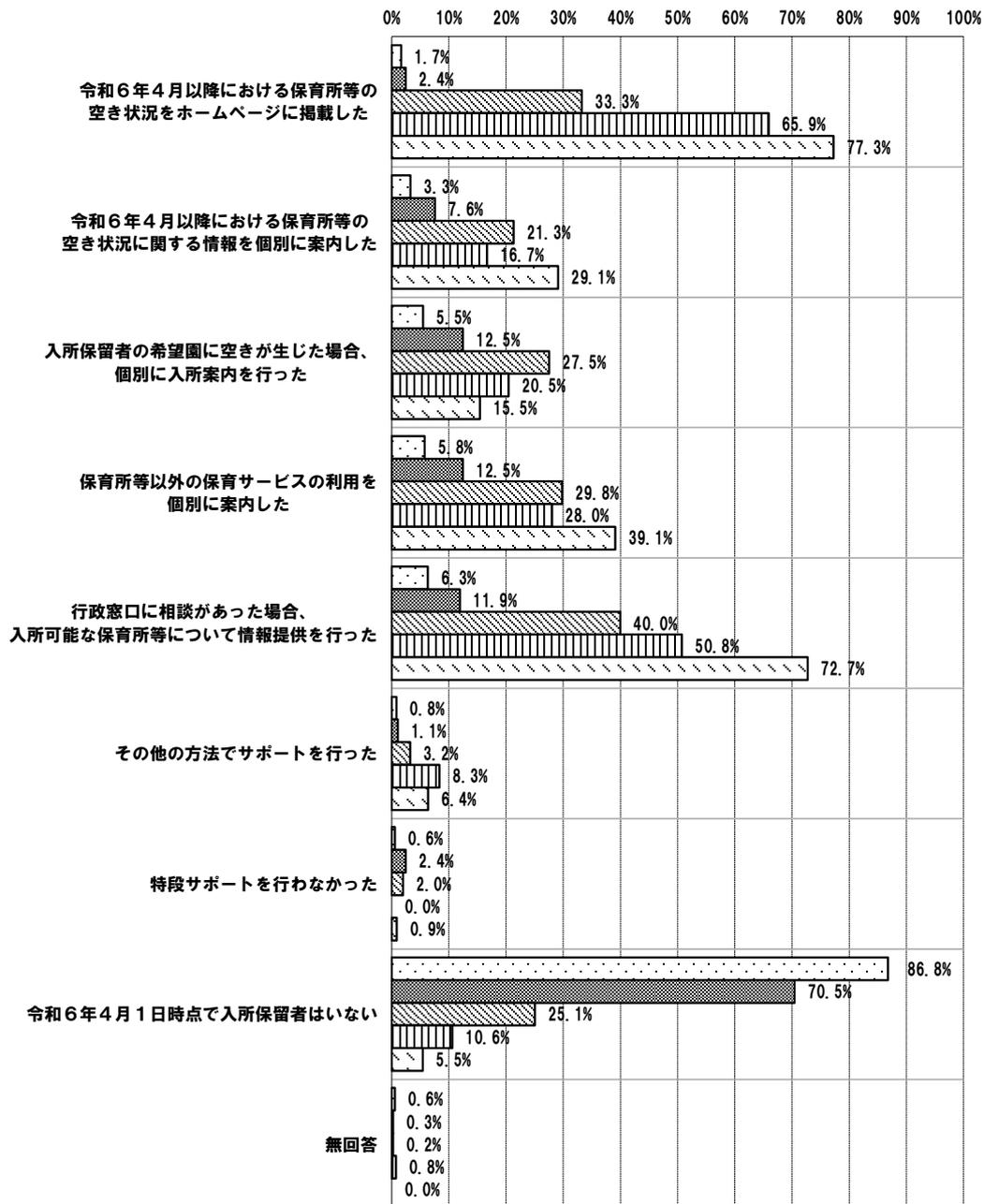
入所保留者に対するサポート方法を尋ねたところ、「令和6年4月1日時点で入所保留者はいない」自治体が50.5%と約5割を占める。令和6年4月1日時点で入所保留者がいた自治体では、「行政窓口で相談があった場合、入所可能な保育所等について情報提供を行った」の割合が最も高く27.2%を占め、以下、「令和6年4月以降における保育所等の空き状況をホームページに掲載した(23.3%)」、「保育所等以外の保育サービス(認可外保育園、幼稚園、一時預かり等)の利用を個別に案内した(19.4%)」の順となっている。

図表 56 入所保留者に対するサポート方法:複数回答(問14)



人口規模別にみると、「令和6年4月以降における保育所等の空き状況をホームページに掲載した」と「行政窓口で相談があった場合、入所可能な保育所等について情報提供を行った」については、規模が大きくなるとともに回答割合が高くなる傾向がみられる。一方、「入所保留者の希望園に空きが生じた場合、個別に入所案内を行った」自治体の割合は規模が小さいほど上昇する傾向がみられ、入所保留者に対するサポートの際に個別対応を行う自治体が多くなることがうかがえる。

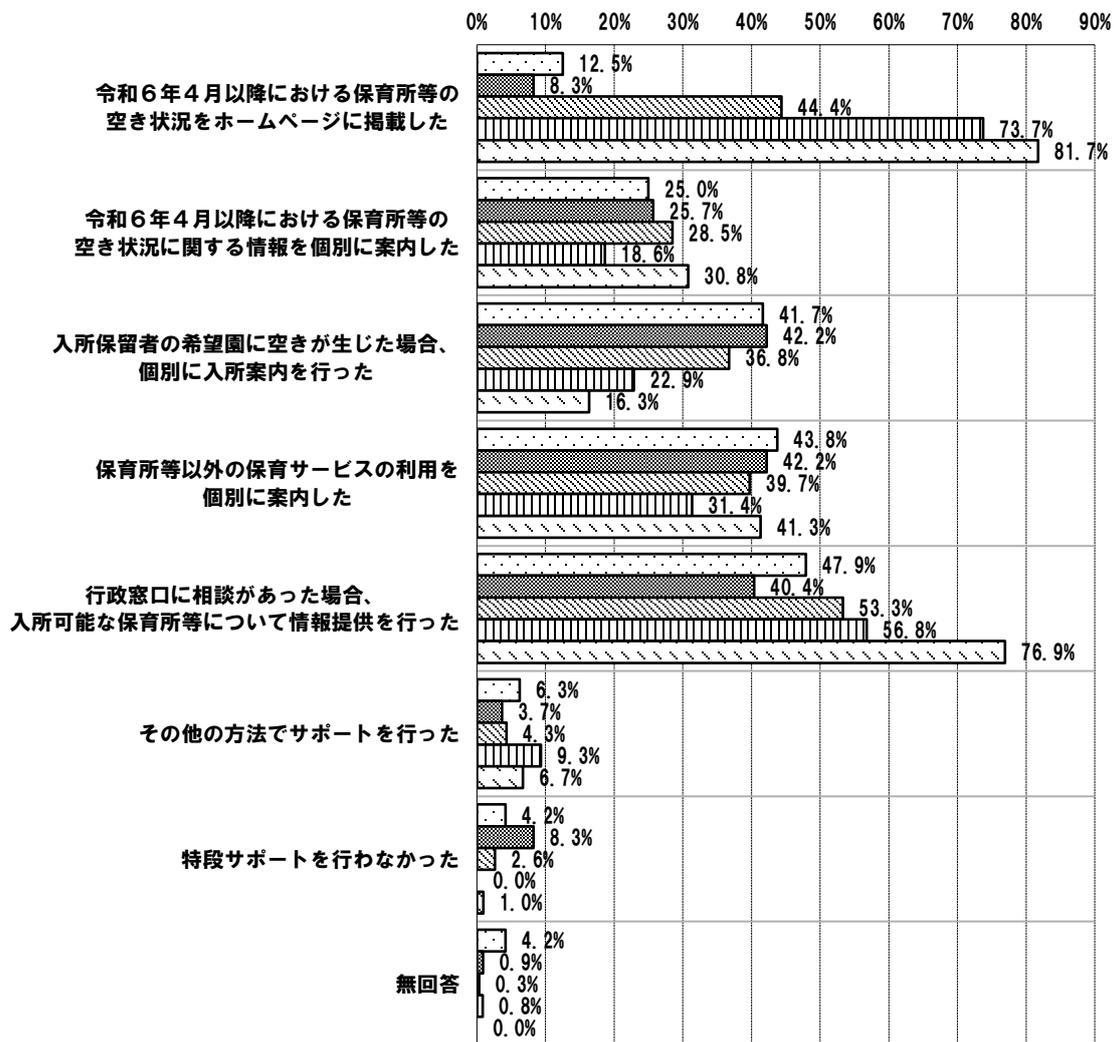
図表 57 【人口規模別】入所保留者に対するサポート方法：複数回答（問14）



□ (n=363) 1万人未満 ▣ (n=369) 1万人以上～3万人未満
 ▤ (n=403) 3万人以上～10万人未満 □ (n=132) 10万人以上～20万人未満
 ▥ (n=110) 20万人以上

図表 58 【人口規模別】（「令和6年4月1日時点で入所保留者はいない」自治体を除く）

入所保留者に対するサポート方法：複数回答（問14）

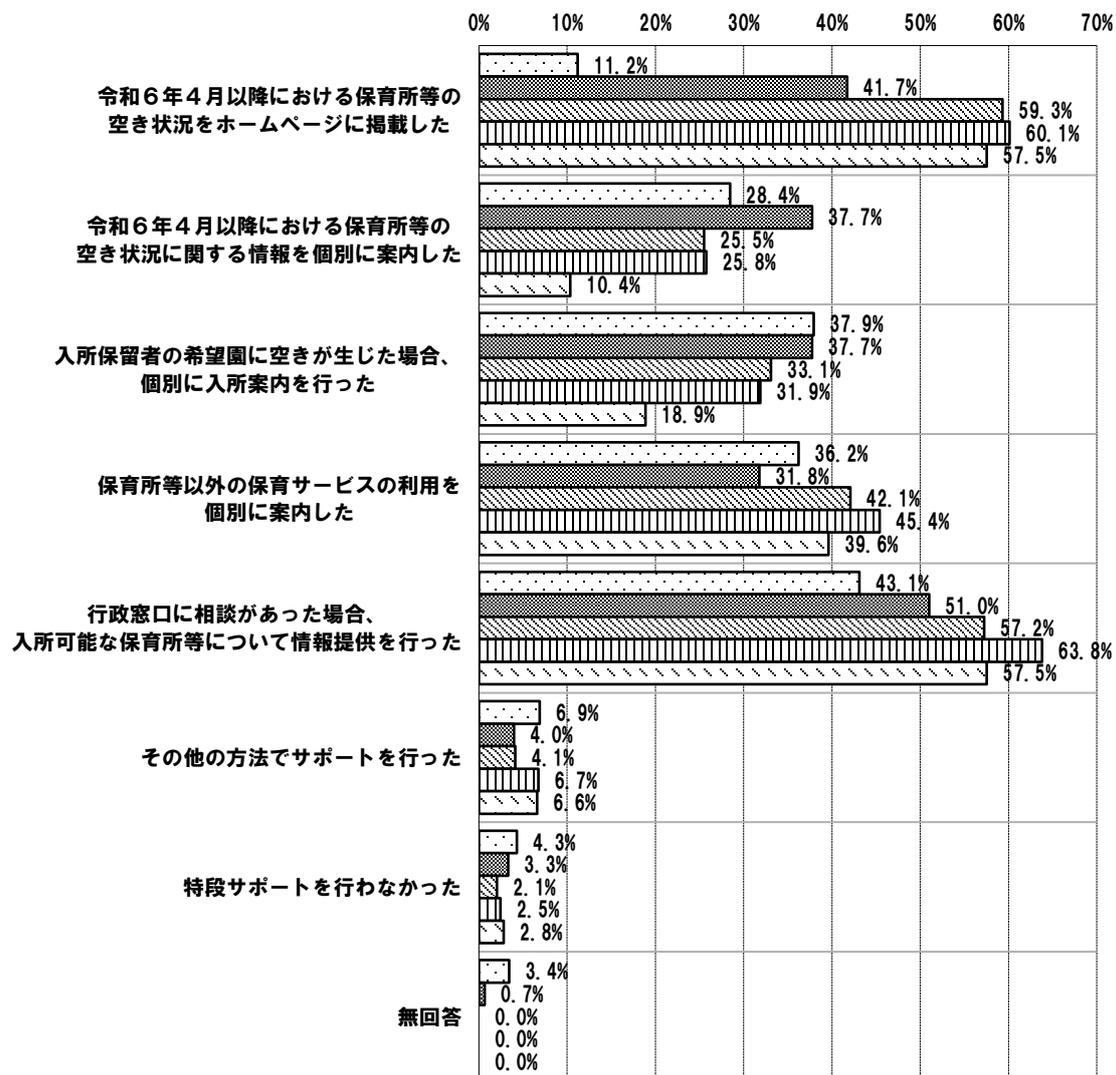


- (n=48) 1万人未満
- ▣ (n=109) 1万人以上～3万人未満
- ▤ (n=302) 3万人以上～10万人未満
- ▥ (n=118) 10万人以上～20万人未満
- ▧ (n=104) 20万人以上

注) 「令和6年4月1日時点で入所保留者はいない」を除いて集計している。

入所保留率別にみると、「令和6年4月以降における保育所等の空き状況に関する情報を個別に案内した」もしくは「入所保留者の希望園に空きが生じた場合、個別に入所案内を行った」自治体の割合は、入所保留率が低いほど上昇する傾向がみられる。一方、「令和6年4月以降における保育所等の空き状況をホームページに掲載した」と「行政窓口で相談があった場合、入所可能な保育所等について情報提供を行った」については、入所保留率が高くなるとともに回答割合が高くなる傾向がみられる。ただし、入所保留者へのサポートの状況と入所保留率に因果関係があるとは言い切れないことには留意が必要。

図表 59 【入所保留率別】（「令和6年4月1日時点で入所保留者はいない」自治体を除く）
入所保留者に対するサポート方法：複数回答（問14）



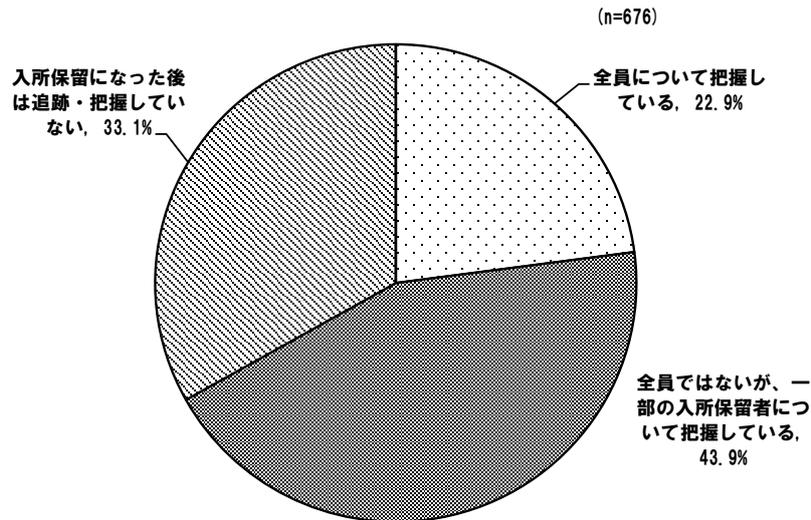
- (n=116) 0%（入所保留者がいない）
- ▨ (n=151) 0%超~1%未満
- ▤ (n=145) 1%以上~2.5%未満
- ▥ (n=163) 2.5%以上~5%未満
- ▧ (n=106) 5%以上

注) 「令和6年4月1日時点で入所保留者はいない」を除いて集計している。

②入所保留者の保育サービスの利用状況等の追跡・把握

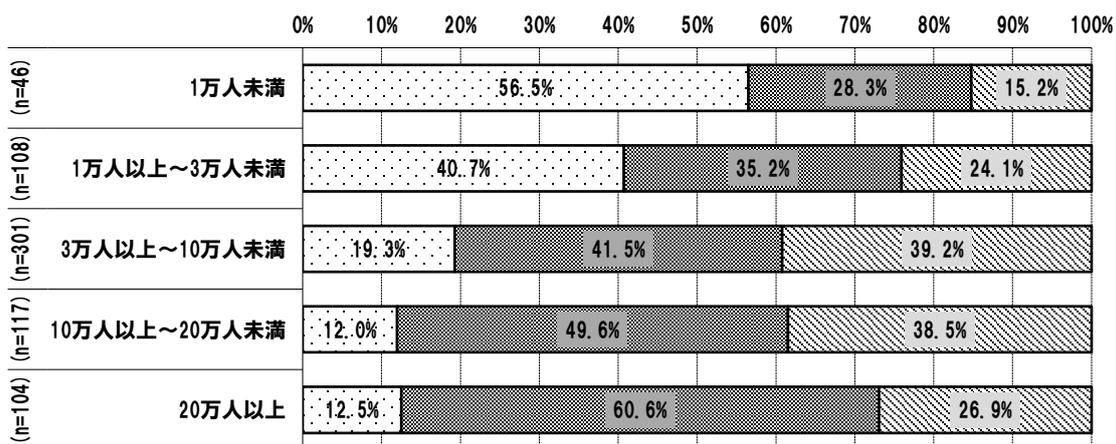
入所保留者の保育サービスの利用状況等をどの程度把握しているかを尋ねたところ、「全員ではないが、一部の入所保留者について把握している」の割合が最も高く 43.9%を占め、以下、「入所保留になった後は追跡・把握していない (33.1%)」、「全員について把握している (22.9%)」の順となっており、全体で見ると、自治体による追跡・把握の状況は比較的分散していることがうかがえる。

図表 60 入所保留者の保育サービスの利用状況等の把握状況:単数回答 (問 15)



人口規模別にみると、規模が小さくなるほど「全員について把握している」の割合が高まる傾向がみられ、「全員ではないが、一部の入所保留者について把握している」については、逆に規模が大きくなるにつれて回答割合が上昇している。

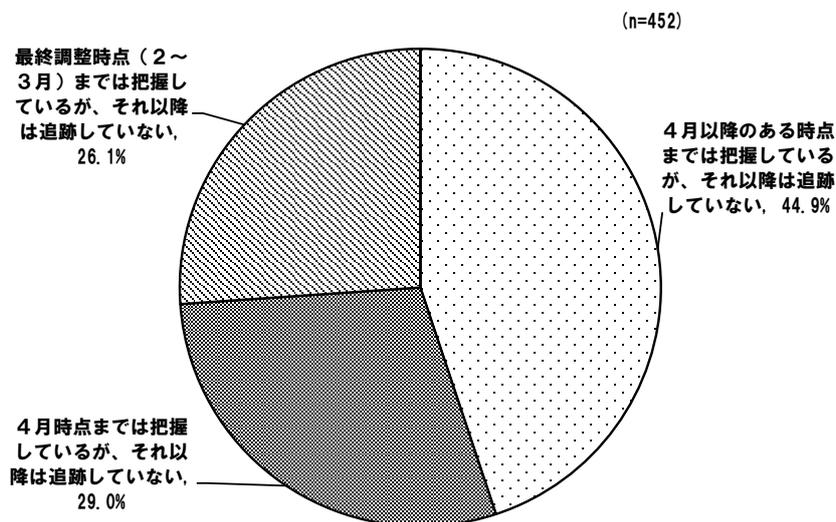
図表 61 【人口規模別】入所保留者の保育サービスの利用状況等の把握状況:単数回答 (問 15)



- 全員について把握している
- 全員ではないが、一部の入所保留者について把握している
- ▨ 入所保留になった後は追跡・把握していない
- 無回答

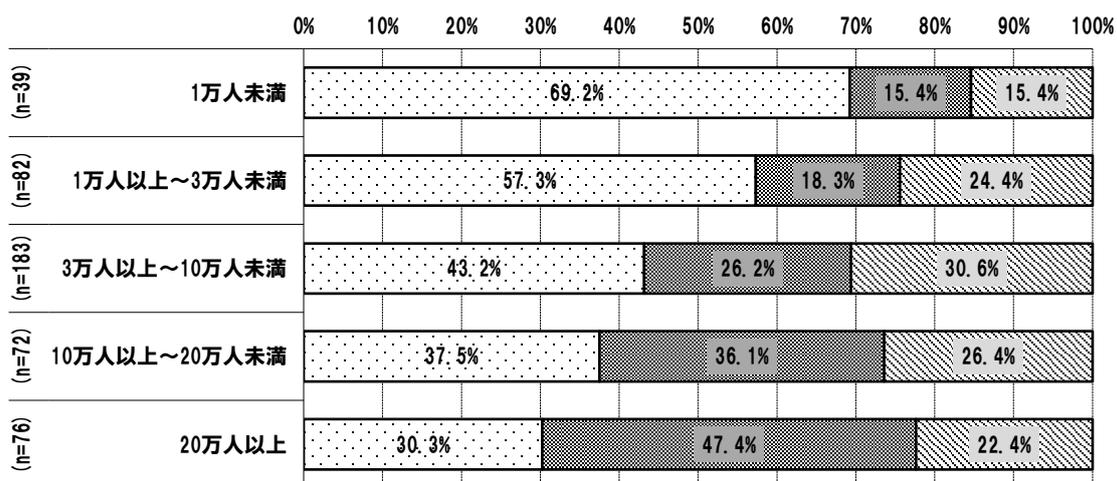
全員もしくは一部の入所保留者について保育サービスの利用状況等を追跡・把握している自治体に対して、いつまで追跡・把握しているかを尋ねたところ、「4月以降のある時点までは把握しているが、それ以降は追跡していない」の割合が最も高く44.9%占め、「4月時点までは把握しているが、それ以降は追跡していない(29.0%)」がこれに次ぐ。一方で、「最終調整時点(2～3月)までは把握しているが、それ以降は追跡していない」自治体が26.1%存在する。

図表 62 入所保留者の保育サービスの利用状況等を追跡・把握している時期:単数回答(問16)



人口規模別にみると、規模が小さくなるほど「4月以降のある時点までは把握しているが、それ以降は追跡していない」の割合が高まる一方で、「4月時点までは把握しているが、それ以降は追跡していない」については、規模が大きくなるにつれて回答割合が上昇している。

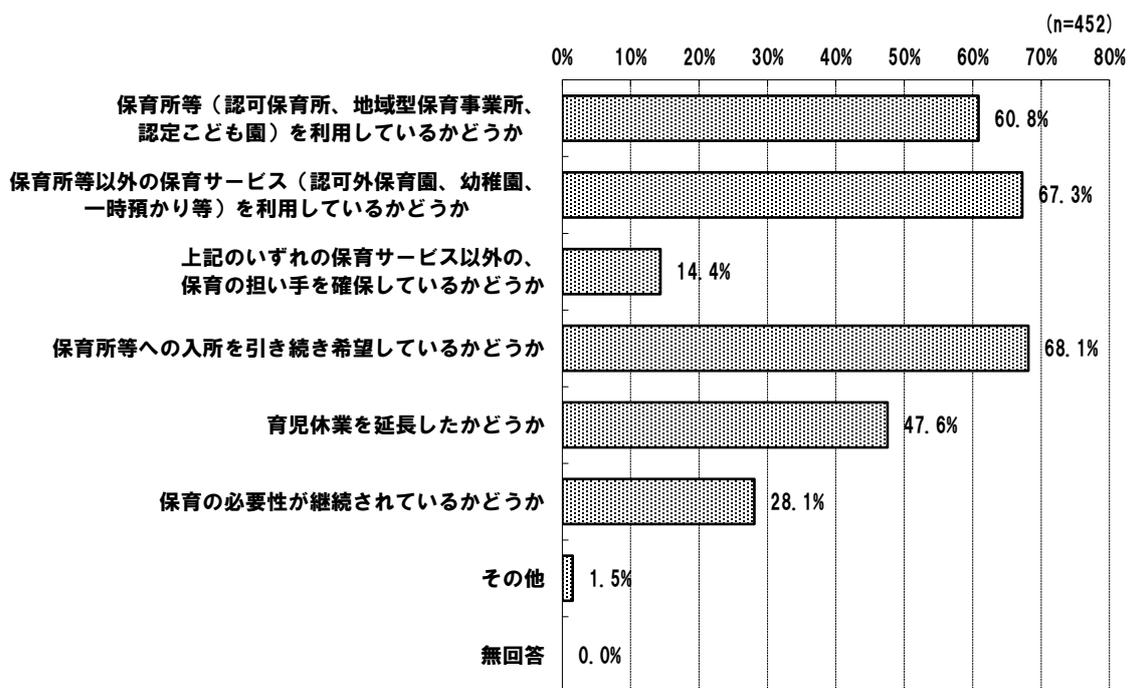
図表 63 【人口規模別】入所保留者の保育サービスの利用状況等を追跡・把握している時期:単数回答(問16)



- 4月以降のある時点までは把握しているが、それ以降は追跡していない
- ▨ 4月時点までは把握しているが、それ以降は追跡していない
- ▩ 最終調整時点(2～3月)までは把握しているが、それ以降は追跡していない
- 無回答

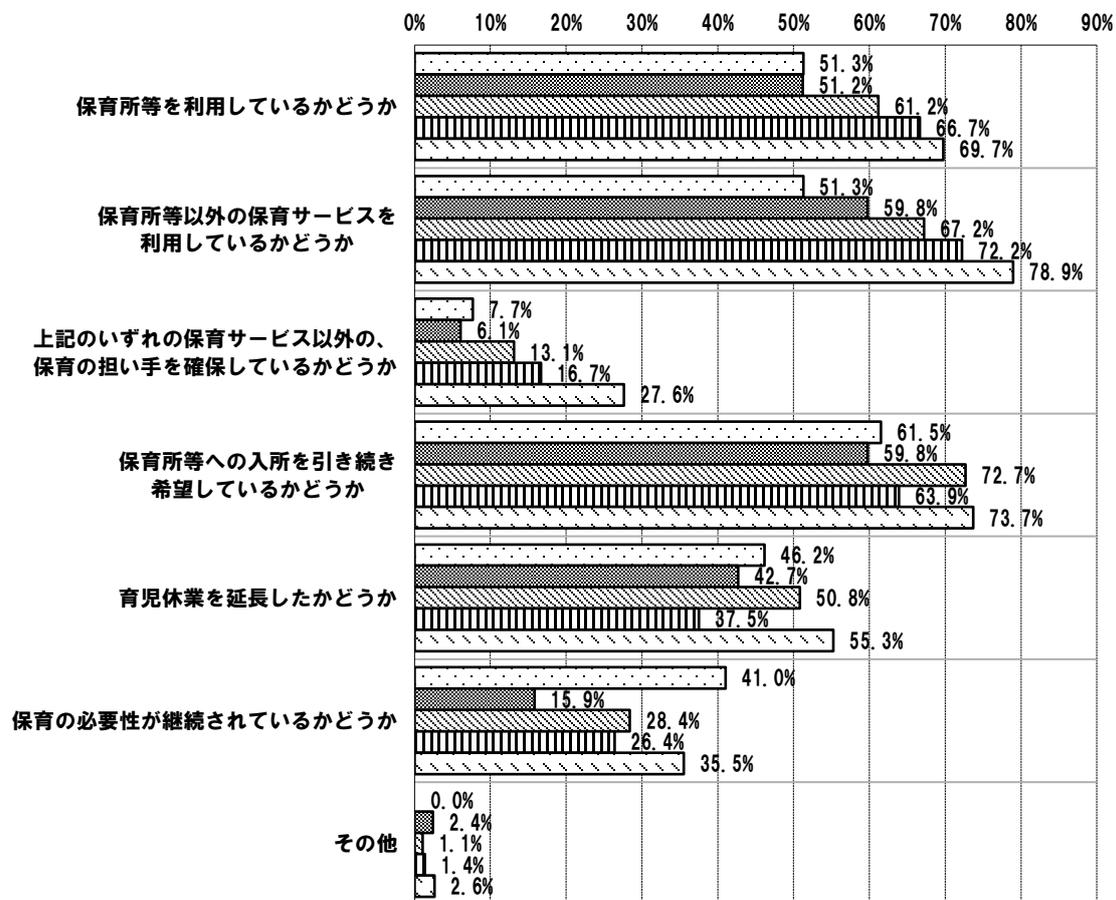
さらに、入所保留者の保育サービスの利用状況等として追跡・把握しているものを尋ねたところ、「保育所等への入所を引き続き希望しているかどうか（68.1%）」、「保育所等以外の保育サービス（認可外保育園、幼稚園、一時預かり等）を利用しているかどうか（67.3%）」、「保育所等（認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園）を利用しているかどうか（60.8%）」の順となっており、いずれも6割以上の自治体が追跡・把握している。

図表 64 入所保留者の保育サービスの利用状況等として
追跡・把握しているもの：複数回答（問 17）



人口規模別にみると、規模が大きくなるとともに、「保育所等を利用しているかどうか」、「保育所等以外の保育サービスを利用しているかどうか」の割合が上昇する傾向がみられ、規模が大きい自治体ほど、入所保留後の保育サービスの利用状況等を追跡・把握する割合が高まっていることがうかがえる。

図表 65 【人口規模別】入所保留者の保育サービスの利用状況等として
追跡・把握しているもの：複数回答（問 17）

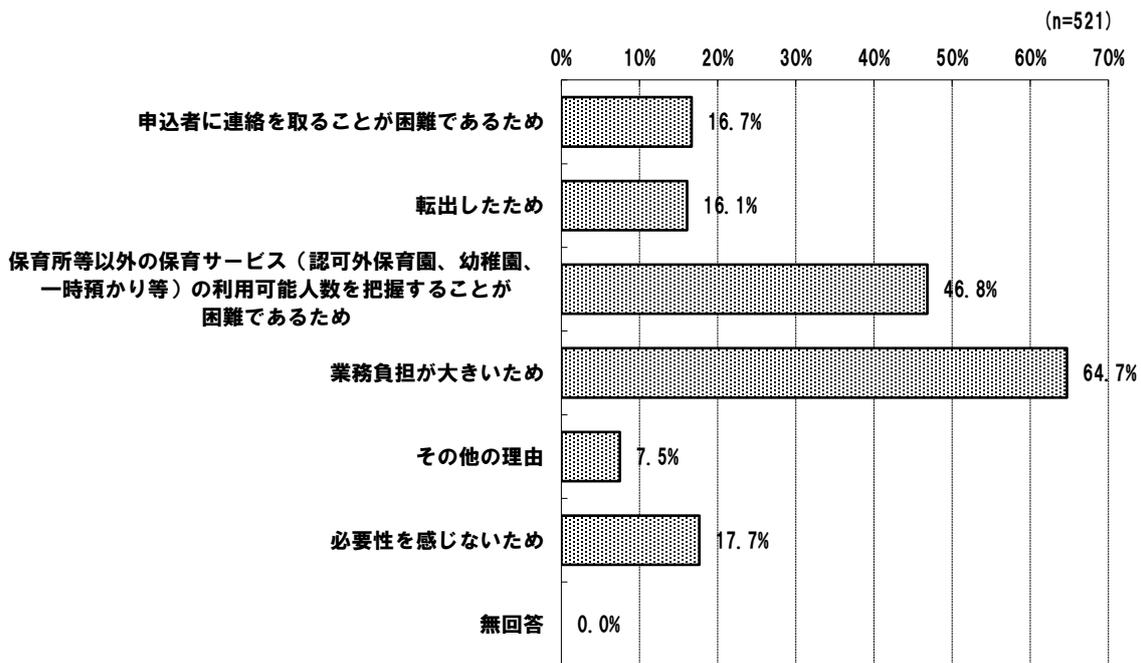


□ (n=39) 1万人未満 ▣ (n=82) 1万人以上～3万人未満
 ▤ (n=183) 3万人以上～10万人未満 □ (n=72) 10万人以上～20万人未満
 ▥ (n=76) 20万人以上

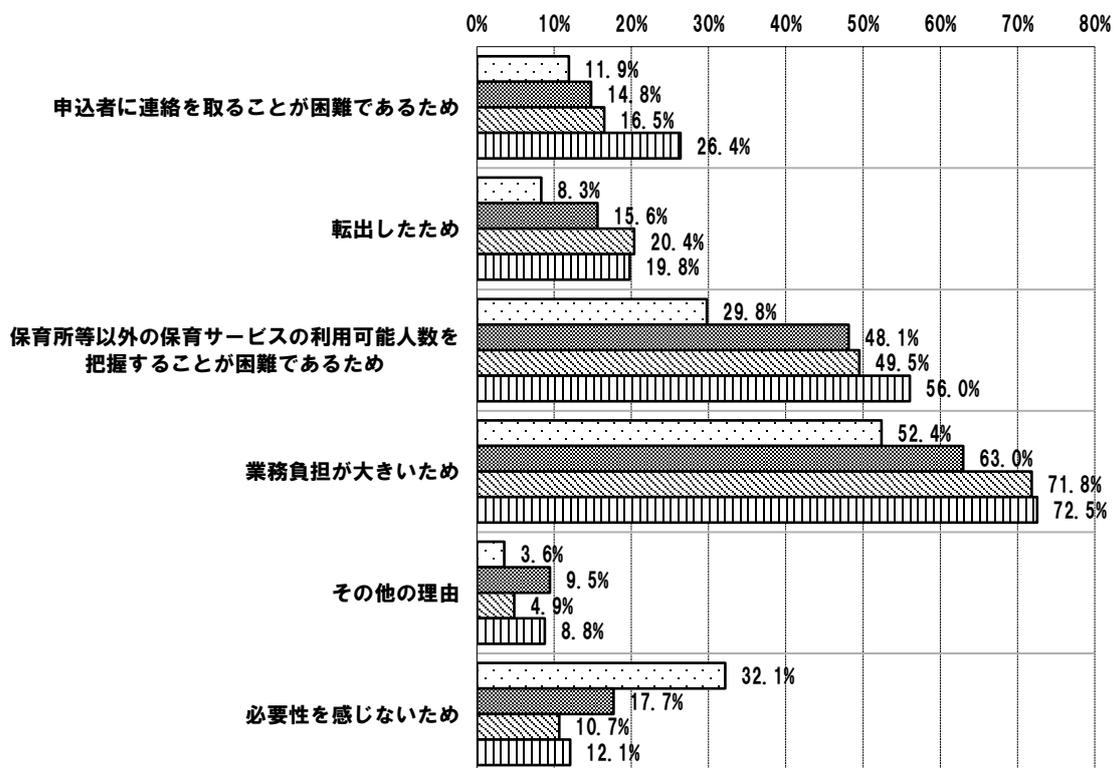
入所保留者の保育サービスの利用状況等について「全員ではないが、一部の入所保留者について把握している」自治体及び「入所保留になった後は追跡・把握していない」自治体に対して、入所保留者の状況を追跡・把握していない（できなかった）理由を尋ねたところ、「業務負担が大きい」の割合が64.7%と最も高く、業務負担の大きさを挙げる自治体が6割強を占めており、「保育所等以外の保育サービス（認可外保育園、幼稚園、一時預かり等）の利用可能人数を把握することが困難であるため（46.8%）」がこれに次ぐ。一方、「必要性を感じないため」とする自治体が17.7%存在する。

人口規模別にみると、「必要性を感じないため」の割合は規模が小さくなるほど上昇する傾向がみられ、規模が小さい自治体ほど、入所保留者の状況を追跡・把握する必要性がないと考える傾向が強いことがうかがえる。一方、それ以外の項目については、規模の上昇とともに回答割合が上昇する傾向がみられる。

図表 66 入所保留者の状況を追跡・把握していない（できなかった）理由：複数回答（問 18）



図表 67 【人口規模別】入所保留者の状況を追跡・把握していない（できなかった）理由：複数回答（問 18）



□ (n=84) 3万人未満

■ (n=243) 3万人以上～10万人未満

▨ (n=103) 10万人以上～20万人未満 □ (n=91) 20万人以上

2. 利用調整業務の効率化・業務負担軽減に向けた取組について

(1) ICT・AIの活用に対する期待

①ICT・AIの活用状況

利用調整業務の効率化・業務負担軽減のためにICT・AIを「既に導入している」業務について尋ねたところ、「導入している業務はない」自治体が52.2%と5割強を占める。ICT・AIを導入している業務としては、「保育所入所に係る手続きのオンライン化（電子申請）」が最も多く35.5%を占め、以下、「申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）（15.0%）」、「申込者の保育施設への振り分け（10.3%）」の順である。

また、ICT・AIを「導入していないが、導入に関心がある」業務については、「導入に関心のある業務はない」が35.1%を占める。導入に関心のある業務としては、「申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）」の割合が最も高く40.7%を占め、以下、「申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業（36.4%）」、「利用調整指数の算出（35.4%）」の順である。

これら上位3項目は入所申込を受け付けてから利用調整指数を算出するまでのプロセスであり、これら業務のICT・AI化に対するニーズが高いことがうかがえるが、その他の業務においても回答が分散しており、回答自治体全体でみるとICT・AI化に対するニーズは多岐にわたっていると考えられる。

図表 68 ICT・AIの活用状況：複数回答（問19①・②）

	既に導入している	導入していないが、導入に関心がある
回答件数	1,377	1,377
申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応	2.5%	29.8%
保育所入所に係る手続きのオンライン化（電子申請）	35.5%	29.9%
申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業	2.1%	36.4%
申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）	15.0%	40.7%
利用調整指数の算出	6.3%	35.4%
申込者との面談・確認（入所先が内定する前）	0.4%	12.5%
保育施設との個別調整（入所内定者が決まる前）	0.4%	14.9%
申込者とその入所希望施設との個別面談の調整（入所先が内定する前）	0.2%	12.4%
申込者の保育施設への振り分け	10.3%	26.7%
入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整（特別な支援が必要な児童の受け入れ可否など）	0.2%	13.4%
入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整	0.2%	12.1%
選考結果の通知発出	8.9%	30.1%
入所先が決まらなかった申込者に対するサポート	0.2%	16.6%
その他の業務	1.0%	5.2%
導入している業務はない/導入に関心のある業務はない	52.2%	35.1%
無回答	0.7%	0.6%

ICT・AI を「既に導入している」業務が1つ以上あると回答した自治体に対して導入しているICT・AI ツールの名称やその製造元を尋ねたところ（問20）、以下のような自由回答がみられた。

- 電子申請（304 件）
 - ・ ぴったりサービス（マイナポータル）（218 件）
 - ・ その他（Logo フォーム、グラファー社製など）（86 件）
- 総合行政システム（子育て支援・福祉・住民関連情報等の管理）（101 件）
- OCR/AI-OCR（例：申請内容の電子化のため）（40 件）
- RPA（33 件）
- AI 入所選考システム（70 件）
 - ・ 富士通社製または NEC 社製（59 件）
 - ・ 上記以外（製造元が未回答を含む）（11 件）
- その他
 - <回答例>
 - ・ チャットボット
 - ・ エクセル/アクセス
 - ・ 独自ツール

ICT・AIを「既に導入している」業務を人口規模別にみると、規模によってICT・AIの導入状況が異なることがわかる。具体的には、「導入している業務はない」の割合は規模が小さくなるとともに上昇している一方で、「保育所入所に係る手続きのオンライン化」や「申込者の保育施設への振り分け」等といった業務においては、規模が大きい自治体ほどICT・AIの導入割合が上昇している。

図表 69 【人口規模別】ICT・AIの活用状況（既に導入している業務）：複数回答（問19①）

	1万人未満	1万人以上～3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～20万人未満	20万人以上
回答件数	363	369	403	132	110
申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応	1.1%	0.8%	1.7%	4.5%	12.7%
保育所入所に係る手続きのオンライン化	14.9%	24.9%	46.4%	50.8%	80.9%
申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業	1.1%	2.2%	1.2%	5.3%	4.5%
申請内容の電子化	14.3%	9.8%	16.4%	21.2%	21.8%
利用調整指数の算出	2.8%	5.7%	5.0%	13.6%	16.4%
申込者との面談・確認（入所先が内定する前）	0.0%	0.5%	0.0%	1.5%	0.9%
保育施設との個別調整（入所内定者が決まる前）	0.0%	0.3%	0.2%	0.8%	1.8%
申込者とその入所希望施設との個別面談の調整（入所先が内定する前）	0.0%	0.3%	0.0%	1.5%	0.0%
申込者の保育施設への振り分け	0.6%	2.4%	8.7%	29.5%	51.8%
入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整	0.0%	0.5%	0.0%	0.8%	0.0%
入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整	0.0%	0.3%	0.2%	0.8%	0.0%
選考結果の通知発出	11.0%	8.4%	6.0%	11.4%	10.9%
入所先が決まらなかった申込者に対するサポート	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.9%
その他の業務	1.1%	0.3%	0.7%	0.8%	4.5%
導入している業務はない	70.0%	66.1%	41.9%	32.6%	8.2%
無回答	1.1%	0.5%	0.5%	0.8%	0.9%

次に、ICT・AIを「導入していないが、導入に関心がある」業務を人口規模別にみると、「導入に関心のある業務はない」の割合は規模が小さくなるとともに上昇しており、利用調整業務のICT・AI化に対するニーズは人口規模と相関関係があると考えられる。

一方、「申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業」、「申請内容の電子化」、「利用調整指数の算出」といった入所申込を受け付けてから利用調整指数を算出するまでのプロセスのほか、「選考結果の通知発出」においては、規模が大きくなるほど業務のICT・AI化に対するニーズが高まる傾向がみられる。

図表 70 【人口規模別】ICT・AIの活用状況（導入していないが、導入に関心がある業務）：
複数回答（問19②）

	1万人未満	1万人以上～3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～20万人未満	20万人以上
回答件数	363	369	403	132	110
申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応	21.5%	28.7%	33.5%	34.8%	40.9%
保育所入所に係る手続きのオンライン化	30.9%	33.3%	29.5%	31.8%	14.5%
申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業	27.0%	37.9%	40.2%	37.1%	47.3%
申請内容の電子化	26.4%	40.1%	46.9%	48.5%	57.3%
利用調整指数の算出	19.3%	28.7%	48.9%	46.2%	48.2%
申込者との面談・確認（入所先が内定する前）	11.8%	11.1%	13.4%	13.6%	14.5%
保育施設との個別調整（入所内定者が決まる前）	11.3%	14.6%	16.6%	17.4%	18.2%
申込者とその入所希望施設との個別面談の調整（入所先が内定する前）	11.3%	10.3%	13.9%	15.9%	13.6%
申込者の保育施設への振り分け	11.6%	22.5%	40.4%	32.6%	33.6%
入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整	10.5%	11.4%	16.9%	15.2%	15.5%
入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整	11.0%	10.8%	13.4%	13.6%	13.6%
選考結果の通知発出	20.4%	24.4%	37.2%	36.4%	47.3%
入所先が決まらなかった申込者に対するサポート	12.1%	14.6%	19.4%	18.9%	24.5%
その他の業務	6.3%	5.4%	4.7%	6.8%	0.0%
導入に関心のある業務はない	53.4%	37.7%	25.8%	23.5%	14.5%
無回答	1.1%	0.5%	0.2%	0.8%	0.0%

また、利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間別にみると、利用調整業務に係る平均的な時間外業務時間が長い自治体ほど、「申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業」、「申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）」、「利用調整指数の算出」といった入所申込を受け付けてから利用調整指数を算出するまでのプロセスのほか、多くの業務において ICT・AI 化に対するニーズが高まる傾向がみられる。

図表 71 【利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間別】

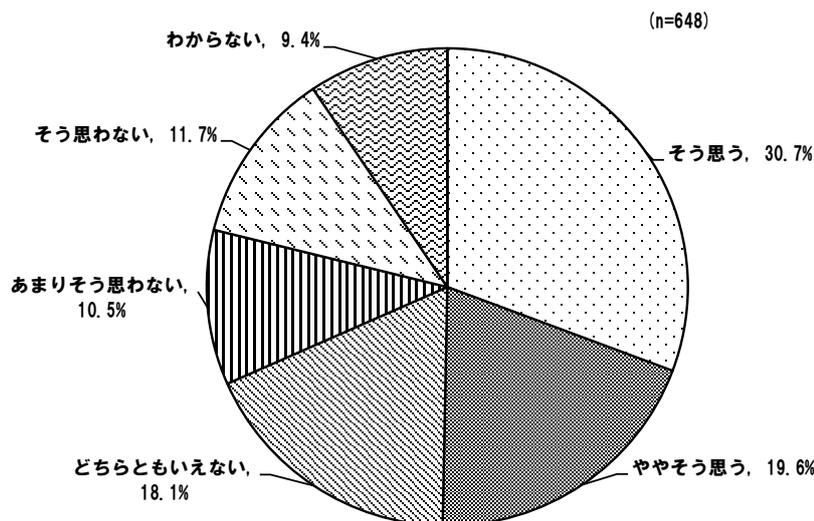
ICT・AI の活用状況（導入していないが、導入に関心がある業務）：複数回答（問 19②）

	利用調整業務を行っていない期間と概ね変わらない	10時間程度増	20～30時間程度増	40時間程度よりも増	わからない
回答件数	466	386	291	65	165
申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応	26.8%	32.4%	35.4%	30.8%	22.4%
保育所入所に係る手続きのオンライン化	29.0%	32.6%	31.6%	30.8%	23.6%
申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業	32.4%	39.1%	39.5%	46.2%	32.1%
申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）	37.6%	41.5%	47.8%	52.3%	31.5%
利用調整指数の算出	32.2%	33.9%	43.6%	43.1%	30.3%
申込者との面談・確認（入所先が内定する前）	11.6%	10.6%	13.7%	24.6%	12.7%
保育施設との個別調整（入所内定者が決まる前）	12.9%	13.7%	16.2%	29.2%	15.8%
申込者とその入所希望施設との個別面談の調整（入所先が内定する前）	10.9%	10.9%	14.4%	24.6%	12.1%
申込者の保育施設への振り分け	20.8%	26.2%	36.8%	30.8%	25.5%
入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整	11.4%	11.9%	16.2%	24.6%	13.9%
入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整	11.2%	9.8%	14.4%	21.5%	12.7%
選考結果の通知発出	23.8%	33.7%	38.8%	32.3%	23.6%
入所先が決まらなかった申込者に対するサポート	13.5%	15.3%	19.9%	29.2%	17.6%
その他の業務	5.8%	4.4%	4.8%	6.2%	5.5%
導入に関心のある業務はない	38.8%	34.5%	26.5%	27.7%	45.5%
無回答	0.4%	0.3%	0.3%	1.5%	0.0%

②ICT・AI の活用効果

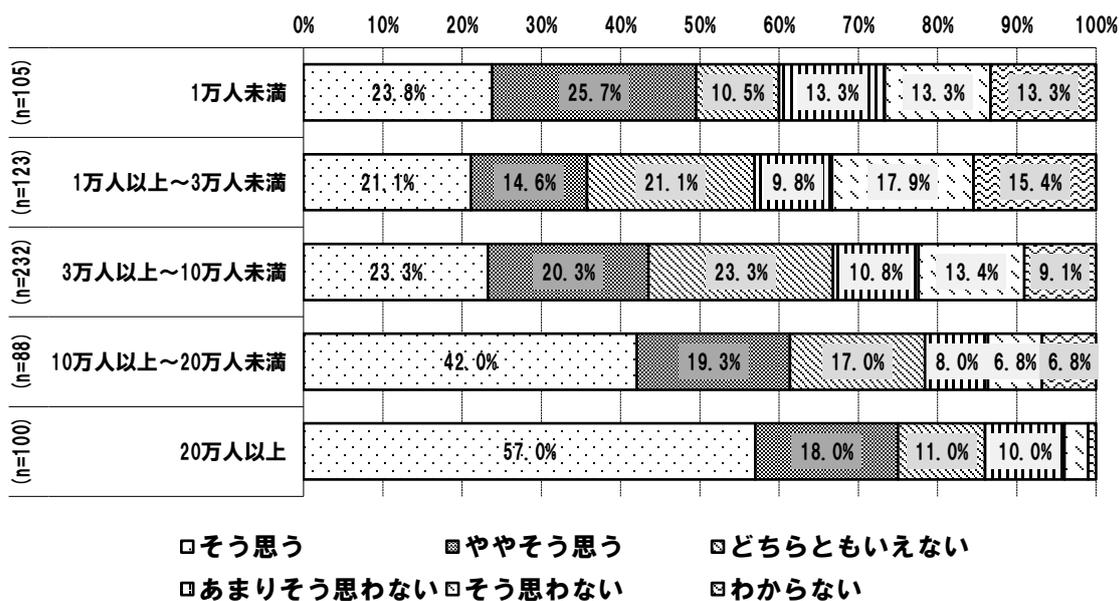
利用調整業務において ICT・AI を「既に導入している」自治体に対して、ICT・AI ツールの導入は利用調整業務に係る事務負担の軽減に寄与しているかを尋ねたところ、「そう思う」の割合が最も高く 30.7%を占め、以下、「ややそう思う (19.6%)」、「どちらともいえない (18.1%)」の順である。「そう思う」と「ややそう思う」の合計割合は 50.3%と、約 5 割の自治体が ICT・AI ツールの導入効果について肯定的な見解を示している。

図表 72 ICT・AI ツールの導入による事務負担の軽減の有無:単数回答 (問 21)



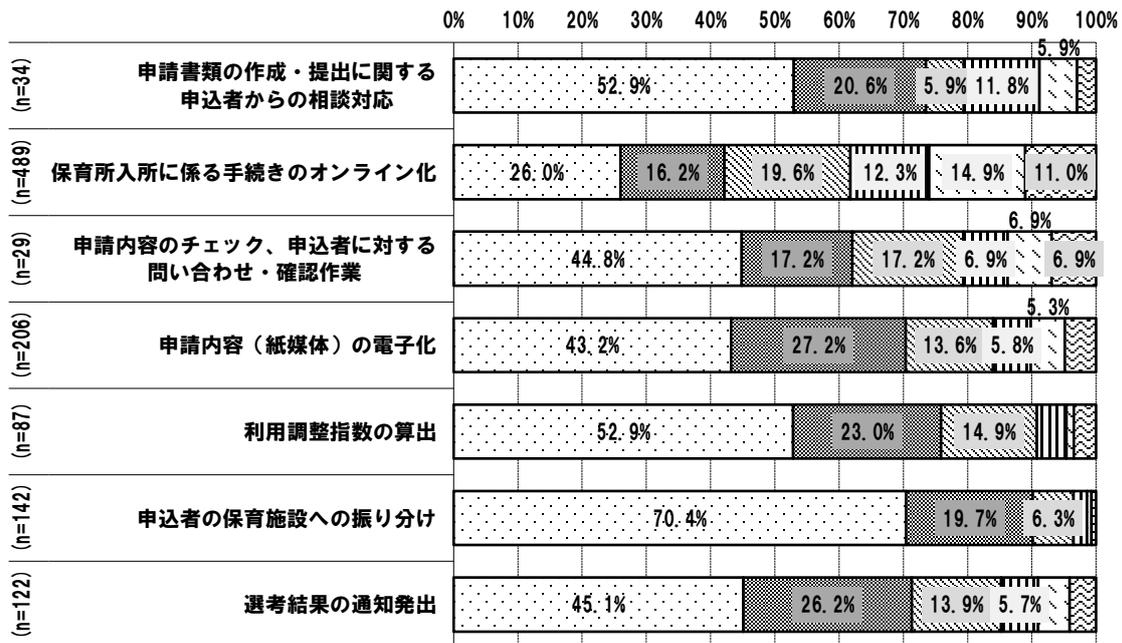
人口規模別では、「そう思う」の割合に着目すると「10 万人未満」では 2 割強を占めるのに対して、「10 万人以上～20 万人未満」では 42.0%、「20 万人以上」では 57.0%と、規模が大きい自治体では ICT・AI ツールが事務負担の軽減に寄与したとする割合が大きく上昇している。

図表 73 【人口規模別】 ICT・AI ツールの導入による事務負担の軽減の有無:単数回答 (問 21)



ICT・AI を既に導入している業務別にみると、「そう思う」の割合は、「申込者の保育施設への振り分け」が70.4%と最も高く、「申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応」と「利用調整指数の算出」が52.9%でこれに次ぐ。「そう思う」と「ややそう思う」の合計割合でみると、「申込者の保育施設への振り分け（90.1%）」、「利用調整指数の算出（75.9%）」、「申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応（73.5%）」の順であり、これら業務においてICT・AI ツールを導入している自治体では事務負担の軽減効果を認識している割合が高くなっている。

図表 74 【ICT・AI を既に導入している業務別】ICT・AI ツールの導入による事務負担の軽減の有無：単数回答（問 21）



□そう思う ▨ややそう思う ▩どちらともいえない
 ▤あまりそう思わない ▦そう思わない ▧わからない

注 1) 複数回答設問を軸として集計しているため、ICT・AI を既に導入している業務と事務負担の軽減の有無は1：1に対応しない。

注 2) 回答数が少なかった業務についてはグラフに掲載していない。

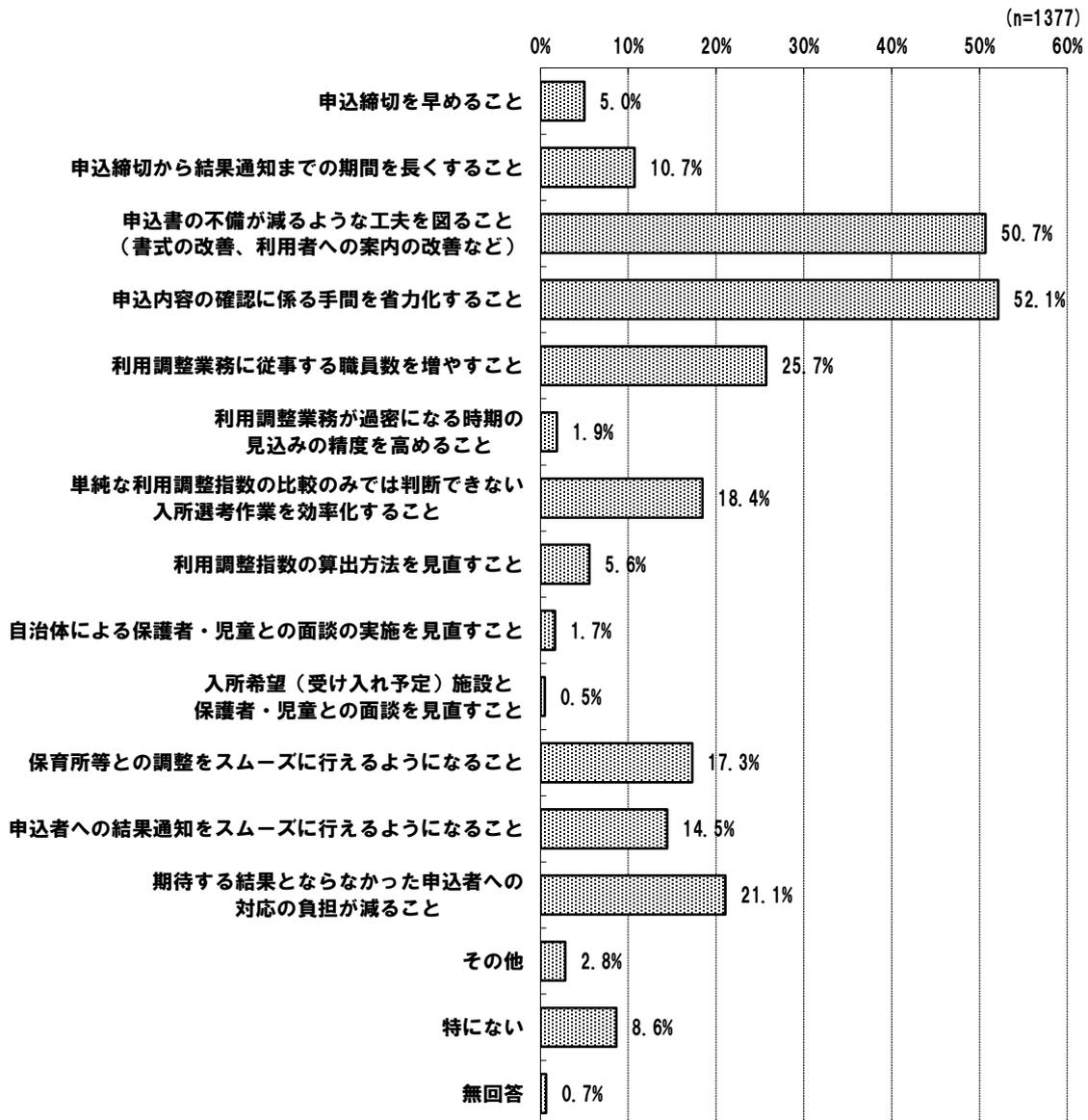
(2) 利用調整業務の改善ニーズ

①職員の負担軽減にあたっての改善ニーズ

利用調整業務に係る職員の負担軽減という点で改善を図れるとよいと思われるものとしては、「申込内容の確認に係る手間を省力化すること（52.1%）」と「申込書の不備が減るような工夫を図ること（書式の改善、利用者への案内の改善など）（50.7%）」がそれぞれ5割以上を占め、他の項目を大きく上回っている。申込内容の確認作業に対する改善ニーズの高さがうかがえる。

それ以外の項目では、「利用調整業務に従事する職員数を増やすこと（25.7%）」や「期待する結果とならなかった申込者への対応の負担が減ること（21.1%）」等が挙げられている。

図表 75 利用調整業務に係る職員の負担軽減にあたっての改善ニーズ:複数回答（問23）



人口規模別にみると、順位が入れ替わるものの、全ての階層において上位2項目は共通である。「申込書の不備が減るような工夫を図ること」と「申込内容の確認に係る手間を省力化すること」の割合が高くなっており、これら業務に対する改善ニーズは規模の拡大とともに高くなる傾向がみられる。

それ以外の業務については、「単純な利用調整指数の比較のみでは判断できない入所選考作業を効率化すること」や「期待する結果とならなかった申込者への対応の負担が減ること」等において規模の拡大とともに回答割合が高くなる傾向がみられる。一方、「1万人未満」の自治体では、「1万人以上」と比べて「特にない」の割合が高く24.0%を占める。

図表 76 【人口規模別】利用調整業務に係る職員の負担軽減にあたっての改善ニーズ：
複数回答（問23）

	1万人未満	1万人以上～3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～20万人未満	20万人以上
回答件数	363	369	403	132	110
申込締切を早めること	5.2%	4.6%	4.7%	6.1%	5.5%
申込締切から結果通知までの期間を長くすること	11.0%	10.8%	6.9%	15.2%	18.2%
申込書の不備が減るような工夫を図ること	41.9%	52.3%	52.6%	59.8%	56.4%
申込内容の確認に係る手間を省力化すること	41.0%	52.6%	57.3%	57.6%	61.8%
利用調整業務に従事する職員数を増やすこと	17.4%	25.7%	30.8%	29.5%	30.0%
利用調整業務が過密になる時期の見込みの精度を高めること	2.5%	2.7%	1.2%	0.0%	1.8%
単純な利用調整指数の比較のみでは判断できない入所選考作業を効率化すること	8.0%	16.0%	24.1%	28.0%	29.1%
利用調整指数の算出方法を見直すこと	2.8%	4.9%	6.5%	10.6%	8.2%
自治体による保護者・児童との面談の実施を見直すこと	0.6%	1.4%	2.0%	3.0%	3.6%
入所希望（受け入れ予定）施設と保護者・児童との面談を見直すこと	0.6%	0.5%	0.2%	0.8%	0.9%
保育所等との調整をスムーズに行えるようになること	11.6%	18.4%	21.3%	20.5%	13.6%
申込者への結果通知をスムーズに行えるようになること	12.7%	12.7%	18.6%	15.2%	10.0%
期待する結果とならなかった申込者への対応の負担が減ること	9.1%	19.2%	29.3%	22.7%	34.5%
その他	0.6%	2.7%	2.5%	3.8%	10.9%
特にない	24.0%	6.5%	2.0%	0.0%	0.0%
無回答	1.1%	0.5%	0.2%	0.8%	0.9%

利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間別にみると、順位が入れ替わるものの、全ての階層において上位2項目は共通であり、「申込書の不備が減るような工夫を図ること」と「申込内容の確認に係る手間を省力化すること」の割合が高くなっている。

また、「利用調整業務に従事する職員数を増やすこと」については、時間外業務時間が多くなるとともに改善ニーズが高まる傾向が顕著であり、利用調整業務に係る事務負担を担当職員の人員増強により改善したいとする意見が多くなっていることがうかがえる。その他、「期待する結果とならなかった申込者への対応の負担が減ること」においても、時間外業務時間が長くなるとともに回答割合が上昇する傾向がみられる。

図表 77 【利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間別】利用調整業務に係る職員の負担軽減にあたっての改善ニーズ：複数回答（問 23）

	利用調整業務を行っていない期間と概ね変わらない	10時間程度増	20～30時間程度増	40時間程度よりも増	わからない
回答件数	466	386	291	65	165
申込締切を早めること	4.1%	4.9%	5.2%	9.2%	6.1%
申込締切から結果通知までの期間を長くすること	7.7%	12.7%	10.7%	15.4%	13.3%
申込書の不備が減るような工夫を図ること	47.2%	53.9%	52.9%	55.4%	48.5%
申込内容の確認に係る手間を省力化すること	44.2%	56.0%	62.9%	52.3%	47.9%
利用調整業務に従事する職員数を増やすこと	14.6%	29.0%	35.7%	46.2%	24.2%
利用調整業務が過密になる時期の見込みの精度を高めること	1.5%	1.0%	2.4%	3.1%	3.6%
単純な利用調整指数の比較のみでは判断できない入所選考作業を効率化すること	15.2%	19.7%	22.0%	21.5%	17.6%
利用調整指数の算出方法を見直すこと	4.9%	4.7%	7.9%	1.5%	7.3%
自治体による保護者・児童との面談の実施を見直すこと	1.5%	1.3%	2.1%	1.5%	2.4%
入所希望（受け入れ予定）施設と保護者・児童との面談を見直すこと	0.2%	0.8%	1.0%	0.0%	0.0%
保育所等との調整をスムーズに行えるようになること	13.7%	16.6%	21.0%	12.3%	24.8%
申込者への結果通知をスムーズに行えるようになること	13.3%	18.1%	14.1%	13.8%	10.3%
期待する結果とならなかった申込者への対応の負担が減ること	15.2%	21.8%	29.2%	29.2%	18.8%
その他	2.6%	2.3%	3.1%	7.7%	2.4%
特になし	20.0%	2.6%	1.4%	0.0%	7.3%
無回答	0.4%	0.3%	0.3%	1.5%	0.0%

利用調整業務の効率化等によって入所保留者を減らすことができる可能性(問 22)別にみると、順位が入れ替わるものの、全ての階層において上位2項目は共通であり、「申込書の不備が減るような工夫を図ること」と「申込内容の確認に係る手間を省力化すること」の割合が高くなっている。

このうち、「申込内容の確認に係る手間を省力化すること」については、入所保留者を減らすことができる可能性が「少しはある」もしくは「少なからずある」と考える自治体において回答割合が高くなっており、当該業務の事務負担軽減に対する改善ニーズが高いことがうかがえる。

図表 78 【利用調整業務の効率化等によって入所保留者を減らすことができる可能性別】

利用調整業務に係る職員の負担軽減にあたっての改善ニーズ:複数回答(問 23)

	全くない	少しはある	少なからずある	わからない
回答件数	370	187	197	615
申込締切を早めること	4.3%	3.2%	8.6%	4.9%
申込締切から結果通知までの期間を長くすること	9.7%	12.3%	9.6%	11.4%
申込書の不備が減るような工夫を図ること	54.1%	56.1%	59.4%	44.9%
申込内容の確認に係る手間を省力化すること	50.5%	57.2%	59.9%	49.8%
利用調整業務に従事する職員数を増やすこと	25.7%	29.4%	24.9%	25.2%
利用調整業務が過密になる時期の見込みの精度を高めること	1.1%	2.1%	3.0%	2.0%
単純な利用調整指数の比較のみでは判断できない入所選考作業を効率化すること	19.5%	24.6%	18.8%	16.1%
利用調整指数の算出方法を見直すこと	6.8%	3.7%	6.1%	5.4%
自治体による保護者・児童との面談の実施を見直すこと	1.1%	2.1%	2.0%	1.8%
入所希望(受け入れ予定)施設と保護者・児童との面談を見直すこと	0.3%	0.0%	1.0%	0.7%
保育所等との調整をスムーズに行えるようになること	17.6%	22.5%	15.7%	16.3%
申込者への結果通知をスムーズに行えるようになること	15.9%	18.7%	16.2%	11.9%
期待する結果とならなかった申込者への対応の負担が減ること	20.8%	23.5%	21.3%	20.7%
その他	5.4%	2.1%	1.5%	2.0%
特になし	8.6%	1.1%	3.6%	12.7%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%

②職員の業務負担という点で課題になっていること

利用調整業務における職員の業務負担という点で特に課題となっていることを尋ねたところ、以下のような自由回答がみられた。

図表 79 利用調整業務における職員の業務負担という点で特に課題となっていること
(主な回答の抜粋・適宜修文)：自由回答（問 24-1）

■職員の体制や分担
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指数や保育施設への振り分け方法の詳細は、統一のために調整業務担当者が決定するため、人員を増やしても共有が難しく、調整業務に誤りが発生する可能性が高くなる。業務負担軽減かつ正確な調整事務ができる方法を模索している。 ・ 主担当以外の職員は、保育要件等の詳細な知識を得る機会がないため、申請受理後の確認作業や申請者からの相談等における対応を担うのは主担当に限られてしまう。 ・ 担当者が複数の業務を担っており、他の業務と繁忙期が重なるため負担になっている。 ・ 入所調整業務の他に、給付費事務等もあるため負担感が大きい。 ・ 複数名で担当するよう業務分担を行っているが、人事異動等で頻繁に担当者が変わってしまうため、スムーズな業務進行が難しい。
■問い合わせ対応・窓口対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所申込の手続きが複雑で、申込者が必要な手続きや書類について理解できていない(もしくは勘違いをしている)ことが多く、説明に時間を要する。 ・ 手続きや書類の煩雑さにより保護者の理解に時間がかかるため、窓口にて内容をかみ砕いて説明する必要があり、窓口受付の時間が多くかかる。 ・ 新規の申込者の書類確認は、窓口で申込の意向等を確認しながら行うのでどうしても1件あたりの処理に時間を要する。 ・ 定員とその時点での受入可能数が一致するとは限らず、保育園の空き状況に関する問い合わせにはっきりとした回答が出来ない。 ・ 育児休業延長のために申し込む者も多く、市の管轄ではない育児休業給付金の問い合わせも来ており、業務負担が生じている。
■申請書類の確認・不備対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 繁忙期に多くの書類を受け付ける中、確認作業を正確に行うことや、書類不備に対する案内が必要となり大きな負担がかかっている。 ・ 標準化された就労証明書の項目が、市の基準や審査の実態に合っておらず、事務処理や保護者・企業からの問合せ対応の負担増につながっている。 ・ 就労証明書（標準的な様式）において、就労時間は「合計時間（うち休憩時間）」を記入すること、就労実績は「休憩時間を含めた合計時間」を記入することとなっているが、休憩時間を除いた時間を記入されている場合も多く、記入者（会社）によって記入方法が統一されないため、申請内容のチェックや利用調整指数の算出の負担が増加している。 ・ 申込受付には電子申請を導入しているが、電子申請を推進すればするほど添付書類の不備が発生し、事務量が増えてしまう。 ・ ぴったりサービス上で申込者の意向をくみ取れるように入力項目を構築したいが、入力画

<p>面および説明の分かりにくさ、入力項目の多さについて指摘も受けており、難しさを感じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請による受付を導入したものの、入力の煩雑などを理由に、申請実績は低調である。電子申請を受けたとしても、その後の処理が電子対応できておらず、紙処理に依存している。電子と紙の申請が併存していることで、処理方法が煩雑化しており、事務負担が増大するとともに、ヒューマンエラーも起きやすくなっている。
<p>■システムへの入力・ICTの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請情報については導入中のシステムを利用して電子データとして管理運用しているところであるが、紙媒体での申請が主流であるため、システムへの入力作業や紙ベースでの内容確認に多くの時間を割いており、業務負担が大きい。 利用申込書類の内容を電子化する作業は、目視、手入力によることから、どうしても入力誤りや漏れが生じてしまう。時間もかかる。 システムの入力内容に誤りがないかのダブルチェックに時間がかかる。 システムへの入力作業の量が多だけでなく、複数のシステムに入力しているため、職員の業務負担が大きい。 選考自体はシステムを利用しているが、最終的に入所者及び保留者に誤りがないかの確認は職員がすべて行っているため、業務負担が大きい。 申込のオンラインシステム、基幹システム、入所調整システムがそれぞれ独立しており、データ連携が困難であり手入力作業が発生している。 住民基本台帳にいない転入者及び出産予定児のデータ作成に時間を要する。
<p>■保育施設への振り分け</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用調整指数の算出方法が複雑になっている。きょうだい同時申込みの際の内定条件の希望が多岐にわたるため、手作業で調整を行う必要がある。 年度ごとに選考基準の見直しを行っているため、年度ごとに指数に関するシステム改定やその他書類の改定を行う必要がある。
<p>■要配慮児童への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいや病気など個別対応が必要な児童にかかる施設との利用調整作業は、児童固有の状況や施設側の受け入れ体制など、調整において考慮すべき項目が多く調整作業が複雑で時間を要している。 医療的ケアが必要となる児童や発達面で課題のある児童についての情報把握や施設の利用調整が課題となっている。 入所内定後に受け入れ先園からの連絡から、配慮が必要であることが判明し、場合によっては受け入れ困難となることがある。次の受け入れ先調整も難航する。
<p>■申込者との面談</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所申込書受付後に申込者と面接を行っているが、準備に手間や時間がかかったり、個々の状況を勘案して面接を行うことにより時間を要するケースも多く、業務負担となっている。
<p>■保育所との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育施設の職員配置数が産休・育休等により、毎年度異なるため、保育施設の保育士の確

<p>保を法人と調整しながら利用調整を進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用調整会議における入所の可・不可の判断において、園長と相違が生じることがある。 ・ 園との調整において、配慮を必要とするなど児童や家庭の状況を踏まえて受け入れを断られるケースが増えている。
<p>■入所保留者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所保留が確定（結果送付）後、「園に入れないと困る」と申し出を受けることがある。申込者の求めに応じることは困難であることを説明するが、納得されないため対応に時間を要する。 ・ 期待する結果とならなかった申込者へ認可外・一時預かり・近隣の保育施設等のご案内をするにしても、空きがなく、近隣の市区町村も同じ状況のため、預け先確保のための相談対応に苦慮している。
<p>■繁忙期における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所相談を希望する方が特定の日時に集中して来庁し、窓口対応の負担が大きくなる。 ・ 利用調整が多忙な時期については、窓口対応・電話対応・書類の確認等の作業がすべて同時期にあり、イレギュラーなことが多々発生するため、作業時間の見込みが大きく変わり、業務が予定より遅れてしまう。 ・ 一時期に大量の申請が集中し、不備補正の依頼や利用調整を限られた期間で処理する必要があるため、長時間の時間外労働が発生する。
<p>■スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新年度申込の締切日から決定通知を出すまでの日が短い。現況確認の締切日も新年度申込の締切日と同日にしているため、児童の継続入所が確定する日も遅くなっている。 ・ 利用申込締切後から利用調整までの日数が短く、保育所の面接から入所決定に余裕を持った調整ができない。
<p>■広域入所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域入所の手続きは手作業が多く課題が多い。 ・ 利用調整のルールや時期、指数の基準が統一されておらず、自治体ごとに異なるため、広域利用の際に、毎回手続きの確認が必要となっている。

③職員の業務負担という点で取り組んでいること

利用調整業務における職員の業務負担という点で取り組んでいること（予定を含む）を尋ねたところ、以下のような自由回答がみられた。

図表 80 利用調整業務における職員の業務負担という点で取り組んでいること
（主な回答の抜粋・適宜修文）：自由回答（問 24-2）

<p>■職員の体制や分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員向けのマニュアル等の充実を図り、主担当以外の職員や新任職員でも制度を理解し対応できるようにする。 ・ 通常は、窓口を受けた職員が申請内容の確認から利用指数の算出、システムへの入力作業までを行うが、繁忙期は、窓口を受けた職員が利用指数の算出まで行い、システムへの入
--

力作業は利用調整業務主担当が一括で行うこととしている。
■問い合わせ対応・窓口対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口での受付を基本とし、申請時点での書類チェックを徹底している。また、添付書類漏れは、いつ提出予定かメモに残し、次の対応者が別の人でも対応できるようにしている。 ・ 申込書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応の業務負担が大きいため、オンラインで視聴できる動画等を利用した案内を検討している。また、相談に関しては期間限定のコンシェルジュの配置を検討している。申込時に保護者に記入してもらう調書と申込書をオンライン化し、窓口業務の簡素化やチェックの手間を省くことも検討している。 ・ 保育コンシェルジュを配置し、相談対応やチェック等の業務を分担して行うことで、職員一人あたりの業務負担量が減少している。 ・ 日中の電話や窓口対応の件数を減らすため、HP 上で Q&A や記載例を充実させたり、電子申請できる手続きを増やしてる。 ・ 会計年度職員(アルバイト等)が来庁相談・電話相談を受けられるようにした。窓口相談について、完全予約制とした。
■申請書類の確認・不備対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選考基準を見直し、同居家族の保育の必要性の有無に関する項目をなくし、同居家族分の就労証明書等は不要とした。 ・ こども家庭庁のシステム標準化に併せて、入所申請手続きのオンライン化について検討を進めていきたい。
■システムへの入力・ICT の活用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務システムへの申込情報の入力を外部委託している。 ・ 電子申請を導入することで、随時受け付けが可能となり、残業時間の軽減をはかっている。また、申請内容をエクセルで書き出しRPAによりシステムへの自動入力を行っている。今後、点数付けを機械的に行えるようにしたい。 ・ 以前まで結果通知を郵送していたが、電子申請にて申請いただいていることから、電子にて結果を通知できるようにする。 ・ 保育所入所選考 AI システムの導入を行い、導入後は選考に係る確認・チェック作業の業務負担が改善された。
■保育施設への振り分け
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用調整指数(点数)の簡素化を予定している。 ・ 空き枠を公開したうえで、機械的に調整を行い、できる限り個別の利用調整を減らそうとしている。
■要配慮児童への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭や福祉的な配慮が必要な家庭については、利用調整の結果保留となる場合であっても、希望施設以外で入所可能な施設があればできる限り紹介し入所できるよう取り組んでいる。
■申込者との面談
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者のうち、新規入園児童のみ面談必須とし、継続児童との面談は無しとした。
■保育所との調整

- ・ 保育所等によっては、応諾義務についての意識が薄いところがあり、周知を行いたいと考えている。

■入所保留者への対応

- ・ 入所保留となった申込者に対しては、当初希望していた保育所等への入所は厳しい（難しい）ことを説明し、斡旋を十分に検討するよう促している。また、申込時点において、入所出来なかった場合の対応策（代替案）についても検討するよう促している。
- ・ 入所保留者が増え続けた場合、電話のみでは申込者への連絡が困難になるため、他の連絡手段を検討する必要がある。

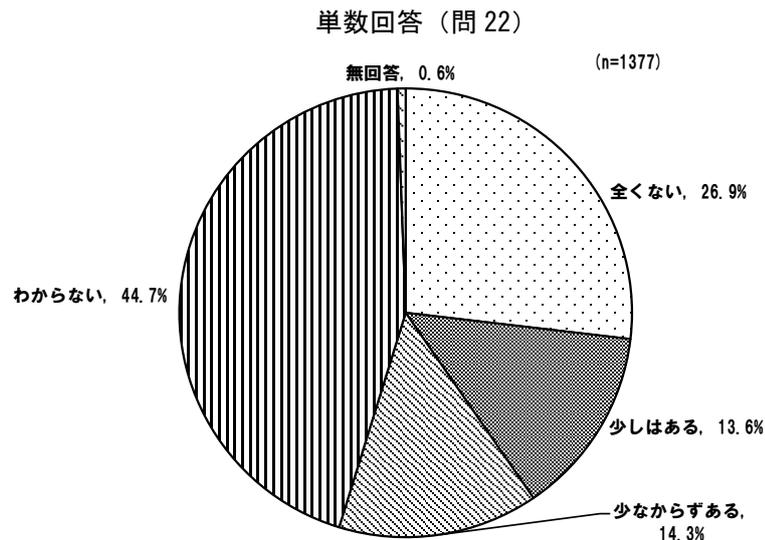
■スケジュール

- ・ 申請期限を長くし、問い合わせ期間を増やすことで、書類の不備を少しでも減らす方向にしている。
- ・ 保留となった後にいち早く認可外が探せるよう、結果通知の早期発出に努めている。
- ・ 入所決定時期の前倒しを行い、申込者への結果通知発送を早めて入所日までの準備期間に余裕を持たせるとともに、利用調整にかかる処理期間も必要なだけ確保し、より細やかな窓口対応を可能とするよう工夫を行う。
- ・ 受付開始日を12月中旬から12月1日に早め、期間に余裕をもたせている。また、申請希望者からの相談があった際に、早めの申請を推奨している。
- ・ 申込締切を早め、結果通知までの期間を長くしたことで、市が保育施設との調整にかけられる時間を増やした。

④利用調整業務の改善が入所保留者を減らすことにつながる可能性

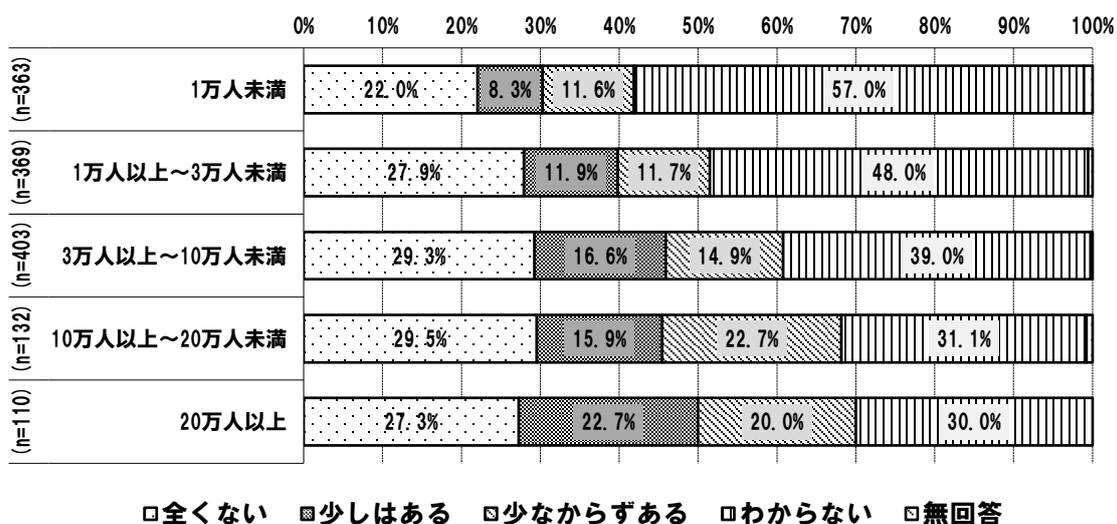
利用調整業務の効率化や利用調整期間を長くとることによって入所保留者を減らすことができる可能性を全ての自治体に尋ねたところ、「わからない」の割合が最も高く 44.7%を占め、以下、「全くない (26.9%)」、「少なからずある (14.3%)」の順である。「少しはある」と「少なからずある」を合計した割合は 27.9%と、入所保留者の低減に対して可能性を感じている自治体が3割弱を占める。

図表 81 利用調整業務の効率化等によって入所保留者を減らすことができる可能性:



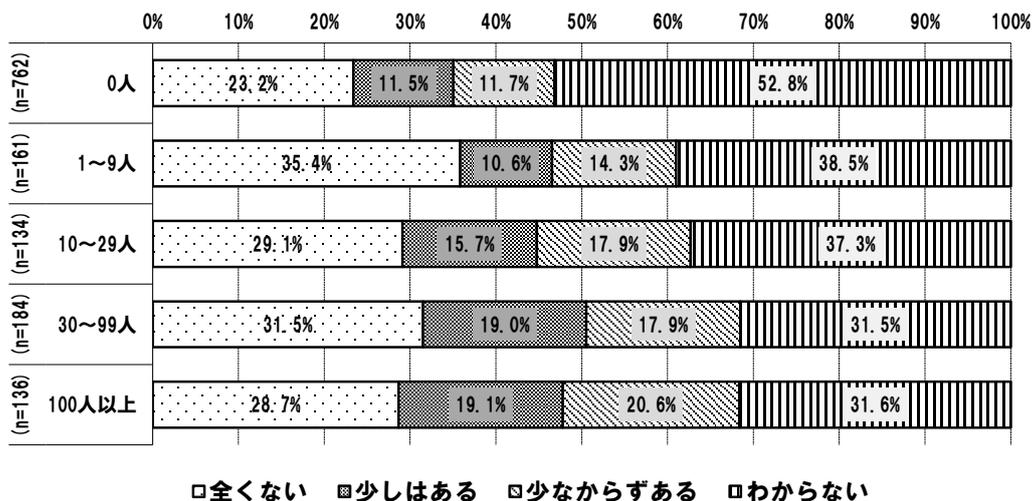
人口規模別にみると、「少しはある」と「少なからずある」の合計割合は、規模の拡大とともに上昇しており、入所保留者の低減に対する期待が高まっていることがうかがえる。一方、「わからない」の割合は規模が小さい自治体ほど高くなっている。

図表 82 【人口規模別】利用調整業務の効率化等によって入所保留者を減らすことができる可能性:単数回答 (問 22)



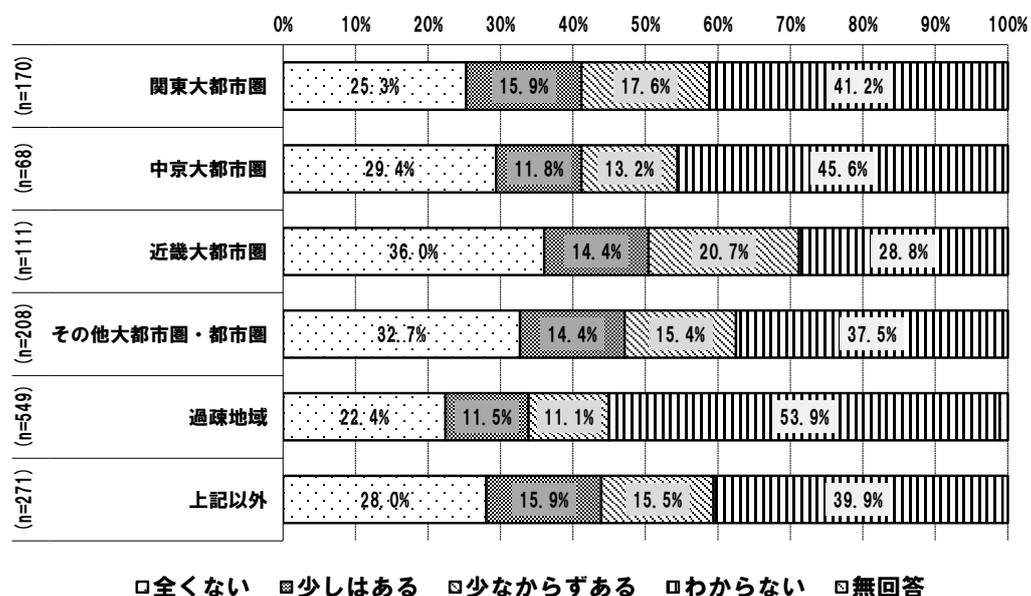
次に、入所保留者数（待機児童数と除外4類型の合計）別にみると、「9人以下」では「少しはある」と「少なからずある」の合計割合が2割強であるのに対して、「10人以上」では3割強～約4割を占めており両者の間には乖離がみられる。入所保留者が一定数存在する自治体では、入所保留者の低減に対する期待が高いと考えられる。一方、「わからない」の割合は規模が小さい自治体ほど高くなる傾向がみられる。

図表 83 【入所保留者数別】利用調整業務の効率化等によって入所保留者を減らすことができる可能性:単数回答(問22)



さらに、所在地区別にみると、「近畿大都市圏」では、「全くない」が36.0%と全地域の中で最も高い。その一方で、「少しはある」と「少なからずある」の合計割合が35.1%を占め、同じく全地域の中で最も高くなっており、入所保留者の低減可能性に対する見解が二極化している傾向がうかがえる。

図表 84 【所在地区別】利用調整業務の効率化等によって入所保留者を減らすことができる可能性:単数回答(問22)



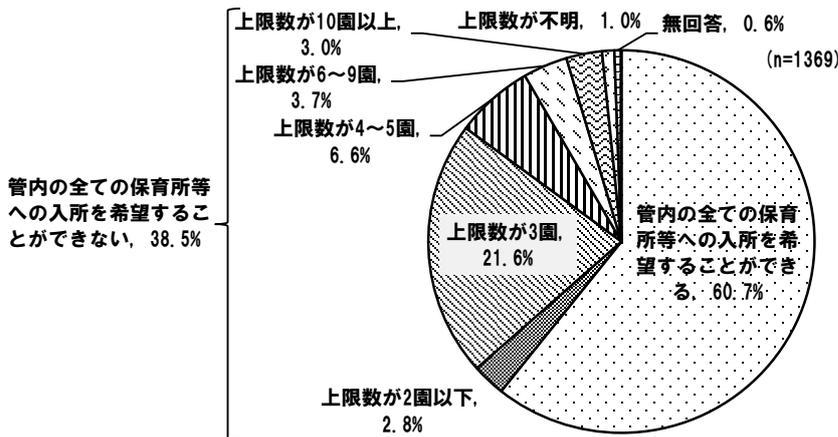
3. 「保育所等利用待機児童数調査」における除外4類型の把握方法について

3-1. 希望園数

利用申込書に記載できる希望園の数については、「管内の全ての保育所等への入所を希望することができる」の割合は60.3%であった。人口規模別にみると、「1万人未満」では88.5%と9割弱を占めているのに対して、「1万人以上～20万人未満」では5割強、「20万人以上」では4割弱(38.2%)を占めており、人口規模が大きいほど減少する傾向がみられる。ただし、人口規模が大きいほど施設数が多く、施設数が多い場合には全施設数を記載することが難しくなると考えられる。

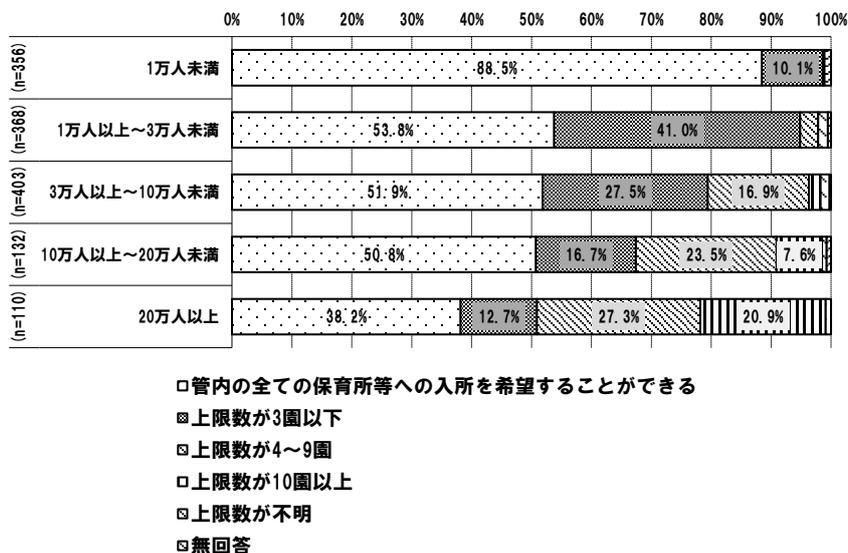
また、「管内の全ての保育所等への入所を希望することができない」と回答した自治体(全体の38.5%)について、申込書に記載できる希望園の上限数の内訳をみると、「3園」の割合が最も高く全体の21.6%を占め、以下、「4～5園(6.6%)」、「6～9園(3.7%)」となっている。人口規模別にみると、規模が大きい自治体ほど申込書に記載できる希望園の上限数が多くなる傾向がみられる。

図表 85 利用申込書に記載できる希望園の数:単数回答・数値回答(問25)



注)「管内に保育所等がない」を除いて集計している(以下、同じ)。

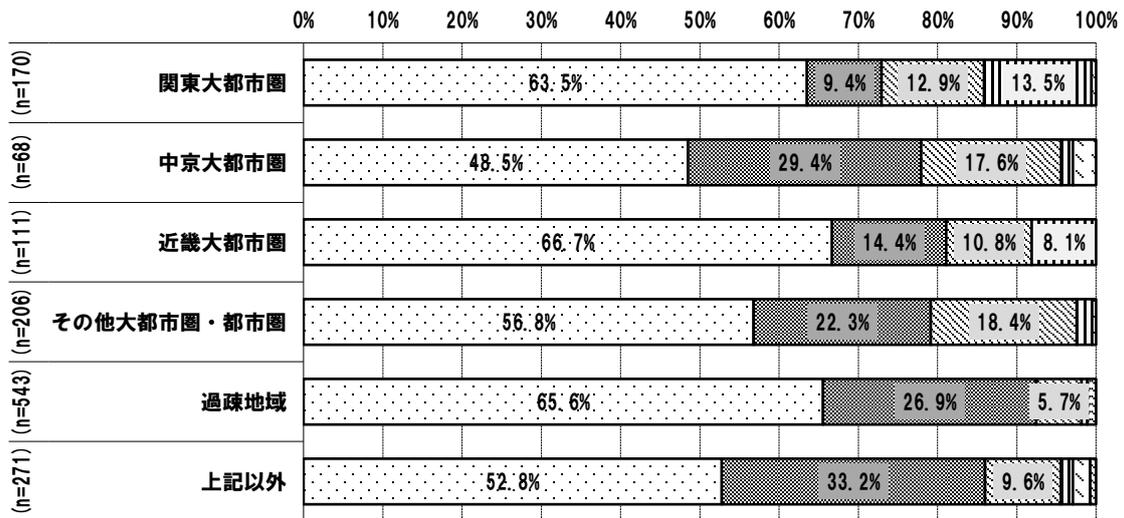
図表 86 【人口規模別】利用申込書に記載できる希望園の数:単数回答・数値回答(問25)



所在地区別にみると、「管内の全ての保育所等への入所を希望することができる」の割合は「関東大都市圏」、「近畿大都市圏」、「過疎地域」が高く、いずれも6割強以上を占める。一方、割合が最も低いのは「中京大都市圏」で48.5%と5割弱となっている。

また、管内全園への入所を希望できない場合の希望園数の上限は、「関東大都市圏」が多くなる傾向がみられ、「上限数が10園以上」が13.5%を占め、「上限数が4～9園（12.9%）」を合わせた4園以上では26.4%になる。

図表 87 【所在地区別】利用申込書に記載できる希望園の数:単数回答・数値回答(問25)



- 管内の全ての保育所等への入所を希望することができる
- ▨ 上限数が3園以下
- ▩ 上限数が4～9園
- ▮ 上限数が10園以上
- ▭ 上限数が不明
- ▤ 無回答

3-2. 待機児童調査における除外4類型の計上について

本アンケート調査では、「保育所等利用待機児童数調査（令和6年4月1日）」（こども家庭庁実施）における、待機児童数や除外4類型に該当する者の人数を計上する際の基準等について把握を行った。本アンケート調査において確認したこれらの基準等は、待機児童数調査における待機児童数や除外4類型に該当する者の人数を計上する際の基準であり、各自治体における利用調整において、必ずしもこれらの基準が用いられているものではないことには留意をいただきたい。

（1）待機児童数調査における入所保留者の計上方法

こども家庭庁実施「保育所等利用待機児童数調査（令和6年4月1日）」において入所先が決められなかった申込者をどのような手順で計上したかを尋ねたところ、「わからない」の割合が最も高く21.4%を占める。

それ以外では、「まず「育児休業中の者」を選定し、残った者を「特定園希望者」と「待機児童」に振り分けている（20.6%）」、「分類の対象者等がない、分類していない（19.8%）」、「まず「特定園希望者」を選定し、残った者を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分けている（17.6%）」の順となっており、入所保留者を「待機児童」「特定園希望者」「育児休業中」等に分類する際の方針は分散化していることがうかがえる。

図表 88 待機児童数調査における入所保留者の計上方法：単数回答（問26）

	件数	構成比
合計	1,377	100.0%
まず「育児休業中の者」を選定し、残った者を「特定園希望者」と「待機児童」に振り分けている	283	20.6%
まず「特定園希望者」を選定し、残った者を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分けている	243	17.6%
まず「除外4類型」と「待機児童」を選別し、「育児休業中の者」を計上後、残った者を「特定園希望者」に計上している	95	6.9%
まず「除外4類型」と「待機児童」を選別し、「特定園希望者」を計上後、残った者を「育児休業中の者」に計上している	100	7.3%
分類の対象者等がない、分類していない	273	19.8%
その他	79	5.7%
わからない	295	21.4%
無回答	9	0.7%

注1) 選択肢の表記については要約している。

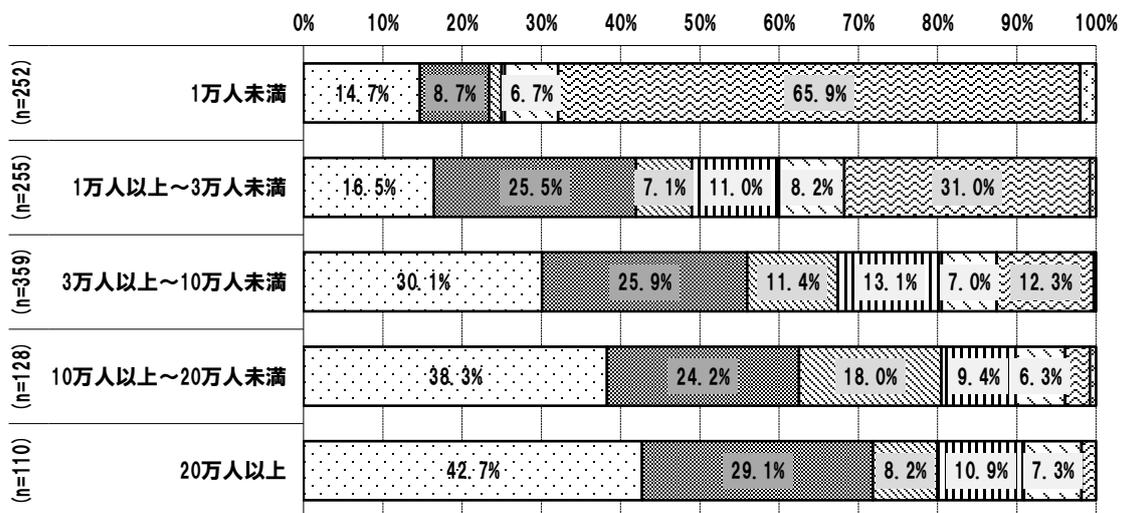
注2) 「その他」の自由回答内容を精査したところ、「分類の対象者等がない、分類していない」に該当する回答が多かったため、これを独立した項目として集計している（以下、同じ）。

注3) 構成比が10%以上に網掛け。

人口規模別にみると、規模の拡大とともに「まず「育児休業中の者」を選定し、残った者を「特定園希望者」と「待機児童」に振り分けている」の割合が上昇しており、「20万人以上」では42.7%と4割強を占める。また、「まず「特定園希望者」を選定し、残った者を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分けている」については、「1万人以上」の各階層において3割弱を占めている。こうしたことから、規模が大きい自治体ほど、「育児休業中の者」から選定するケースが多くなるとともに、「特定園希望者」から選定するケースも一定規模存在する。「20万人以上」でみると、前者の割合が最も多く42.7%と4割強を占め、後者の29.1%がこれに次ぐ。

一方、規模が小さい自治体ほど「わからない」の割合が上昇しており、「1万人未満」では65.9%を占める。

図表 89 【人口規模別】待機児童数調査における入所保留者の計上方法：単数回答（問26）



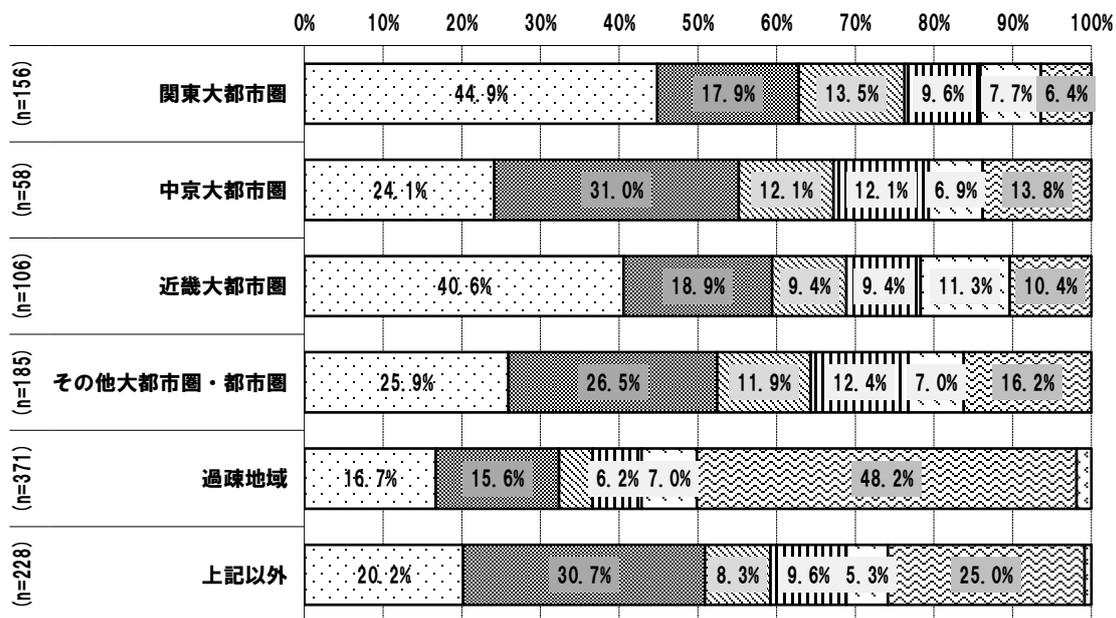
- まず「育児休業中の者」を選定し、残った者を「特定園希望者」と「待機児童」に振り分けている
- まず「特定園希望者」を選定し、残った者を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分けている
- まず「除外4類型」と「待機児童」を選別し、「育児休業中の者」を計上後、残った者を「特定園希望者」に計上している
- まず「除外4類型」と「待機児童」を選別し、「特定園希望者」を計上後、残った者を「育児休業中の者」に計上している
- その他
- わからない
- 無回答

注) 「分類の対象者等がない、分類していない」を除いて集計している。

所在地区別にみると、「関東大都市圏」と「近畿大都市圏」では、「まず「育児休業中の者」を選定し、残った者を「特定園希望者」と「待機児童」に振り分けている」の割合が最も高く、いずれにおいても4割以上の自治体が「育児休業中の者」から選定している。一方、「中京大都市圏」と「上記以外」では、「まず「特定園希望者」を選定し、残った者を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分けている」の割合が最も高く、いずれにおいても3割以上の自治体が「特定園希望者」から選定している。

また、「その他大都市圏・都市圏」では、「育児休業中の者」から選定する自治体と「特定園希望者」から選定する自治体のシェアが拮抗しており、それぞれ3割弱を占める。「過疎地域」では、「わからない」の割合が最も高く48.2%を占める。

図表 90 【所在地区別】待機児童数調査における入所保留者の計上方法:単数回答(問26)

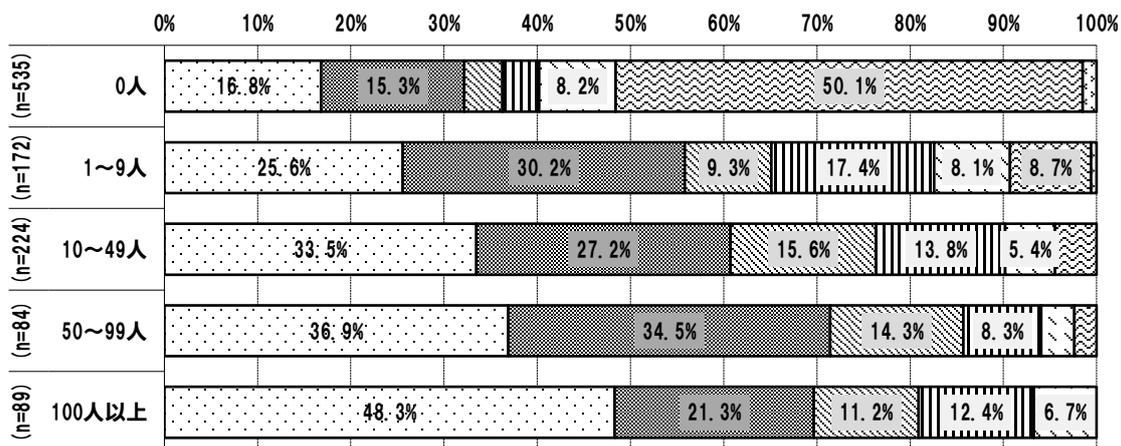


- まず「育児休業中の者」を選定し、残った者を「特定園希望者」と「待機児童」に振り分けている
- まず「特定園希望者」を選定し、残った者を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分けている
- まず「除外4類型」と「待機児童」を選別し、「育児休業中の者」を計上後、残った者を「特定園希望者」に計上している
- まず「除外4類型」と「待機児童」を選別し、「特定園希望者」を計上後、残った者を「育児休業中の者」に計上している
- その他
- わからない
- 無回答

注)「分類の対象者等がない、分類していない」を除いて集計している。

特定園希望者数別及び育児休業者数別にみると、特定園希望者数・育児休業者数が多い自治体ほど、「まず「育児休業中の者」を選定し、残った者を「特定園希望者」と「待機児童」に振り分けている」の割合が上昇しており、「育児休業中の者」から選定する自治体が多いことがうかがえる。また、特定園希望者もしくは育児休業者が「0人」の自治体では、「わからない」の割合が他の階層に比べて高くなっている。

図表 91 【特定園希望者数別】待機児童数調査における入所保留者の計上方法：単数回答（問 26）

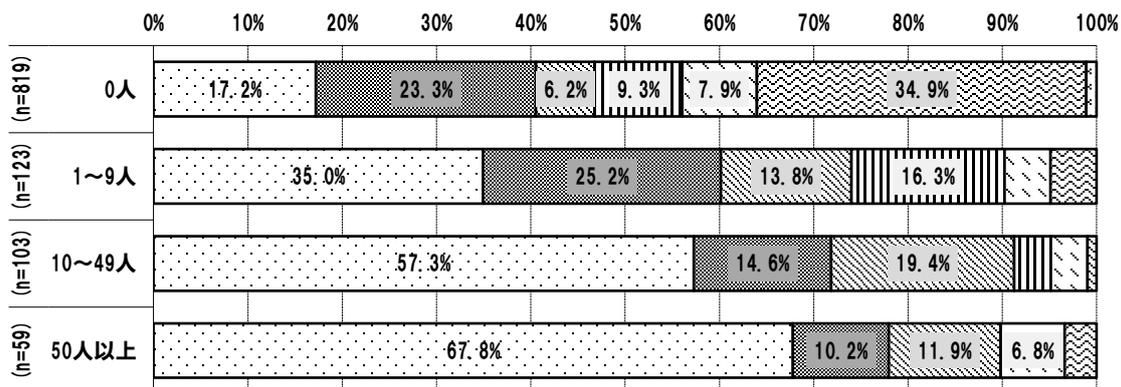


- まず「育児休業中の者」を選定し、残った者を「特定園希望者」と「待機児童」に振り分けている
- まず「特定園希望者」を選定し、残った者を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分けている
- まず「除外4類型」と「待機児童」を選別し、「育児休業中の者」を計上後、残った者を「特定園希望者」に計上している
- まず「除外4類型」と「待機児童」を選別し、「特定園希望者」を計上後、残った者を「育児休業中の者」に計上している
- その他
- わからない
- 無回答

注) 「分類の対象者等がない、分類していない」を除いて集計している。

資料) 特定園希望者数は、こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査（令和6年4月1日）」に基づく。

図表 92 【育児休業者数別】待機児童数調査における入所保留者の計上方法:単数回答(問26)



- まず「育児休業中の者」を選定し、残った者を「特定園希望者」と「待機児童」に振り分けている
- まず「特定園希望者」を選定し、残った者を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分けている
- まず「除外4類型」と「待機児童」を選別し、「育児休業中の者」を計上後、残った者を「特定園希望者」に計上している
- まず「除外4類型」と「待機児童」を選別し、「特定園希望者」を計上後、残った者を「育児休業中の者」に計上している
- その他
- わからない
- 無回答

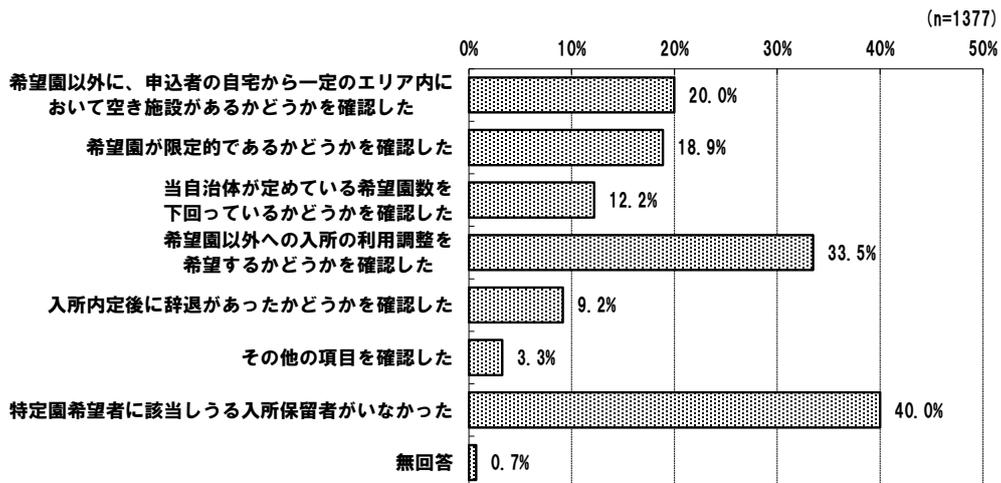
注) 「分類の対象者等がない、分類していない」を除いて集計している。
 資料) 育児休業者数は、こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査(令和6年4月1日)」に基づく。

(2) 待機児童調査における特定園希望者の計上について

① 特定園希望者に計上するかどうかの判断項目

特定園希望者に該当するかどうかを判断する際の確認項目としては、「特定園希望者に該当しうる入所保留者がいなかった」が最も多く 40.0%を占める。それ以外では、「希望園以外への入所の利用調整を希望するかどうかを確認した」の割合が最も多く 33.5%を占め、次いで割合が高い「希望園以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認した (20.0%)」等を大きく上回っている。

図表 93 特定園希望者に計上するかどうかを判断する際の確認項目：複数回答（問 27）

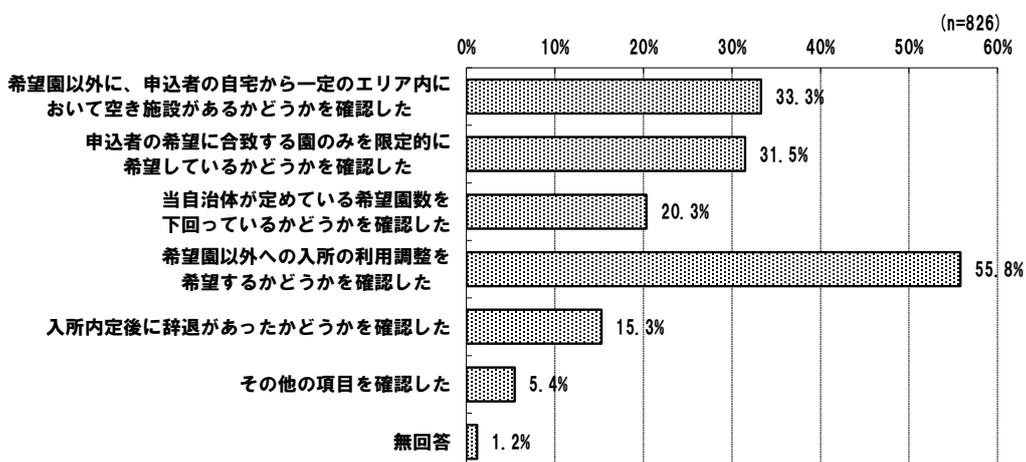


注) グラフ内の選択肢「希望園が限定的であるかどうかを確認した」は、調査票内において「兄弟姉妹児の通う園やその近隣の園、人気が高い園など、申込者の希望に合致する園のみを限定的に希望しているかどうかを確認した」という文言であったもの。

「特定園希望者に該当しうる入所保留者がいなかった」を除いて集計すると、「希望園以外への入所の利用調整を希望するかどうかを確認した」が 55.8%を占め、以下、「希望園以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認した (33.3%)」、「申込者の希望に合致する園のみを限定的に希望しているかどうかを確認した (31.5%)」の順である。

図表 94 特定園希望者に計上するかどうかを判断する際の確認項目：複数回答（問 27）

＜「特定園希望者に該当しうる入所保留者がいなかった」を除く＞



なお、「その他の項目を確認した」については、以下のような自由回答がみられた。

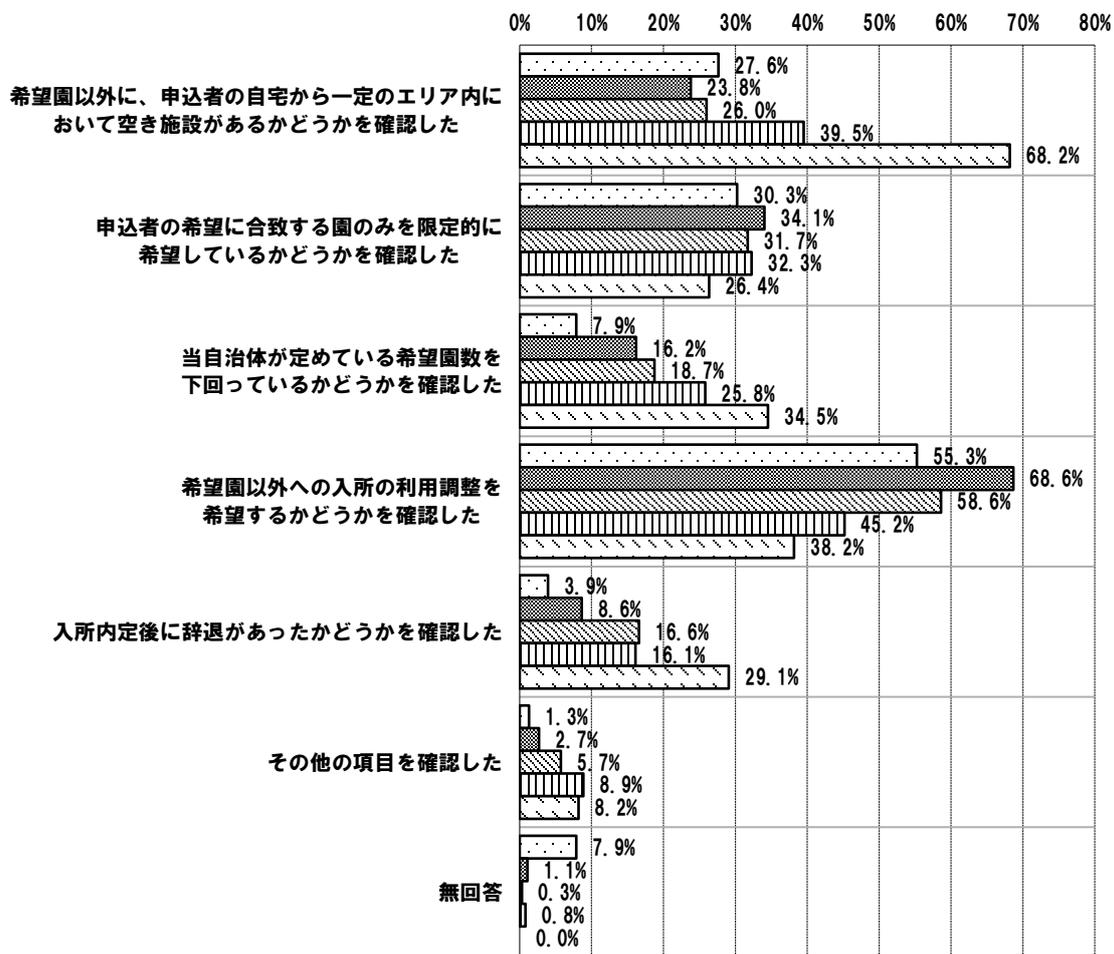
- 希望園以外の施設の有無・空き情報、当該施設への入園希望など（13件）
＜回答例＞
 - ・ 公立保育園のみ希望の場合、希望園以外に申込者の自宅から一定のエリア内において私立保育園があるかどうか確認した（空きの有無に関わらず）
- 希望園の数（1園のみを希望、管内全園を希望など）（11件）
＜回答例＞
 - ・ 1施設のみ希望もしくは募集をしていない施設を希望しているかどうか確認した

人口規模別にみると、「20万人以上」では、「希望園以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認した」の割合が68.2%と7割弱を占め、他の階層を大きく上回っている点が目立つ。

また、「当自治体が定めている希望園数を下回っているかどうかを確認した」や「入所内定後に辞退があったかどうかを確認した」については、規模が大きい自治体ほど回答割合が高まる傾向がみられる。一方、「希望園以外への入所の利用調整を希望するかどうかを確認した」は、規模が小さい自治体ほど回答割合が高くなる傾向がみられる。

各階層において最も回答が多い項目をみると、「20万人以下」では「希望園以外への入所の利用調整を希望するかどうかを確認した」を挙げる自治体が最も多く、「20万人以上」では「希望園以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認した」を挙げる自治体が多い。

図表 95 【人口規模別】特定園希望者に計上するかどうかを判断する際の確認項目：
複数回答（問 27）



- (n=76) 1万人未満
- (n=185) 1万人以上～3万人未満
- ▨ (n=331) 3万人以上～10万人未満
- ▩ (n=124) 10万人以上～20万人未満
- (n=110) 20万人以上

注) 「特定園希望者に該当しうる入所保留者がいなかった」を除いて集計している。

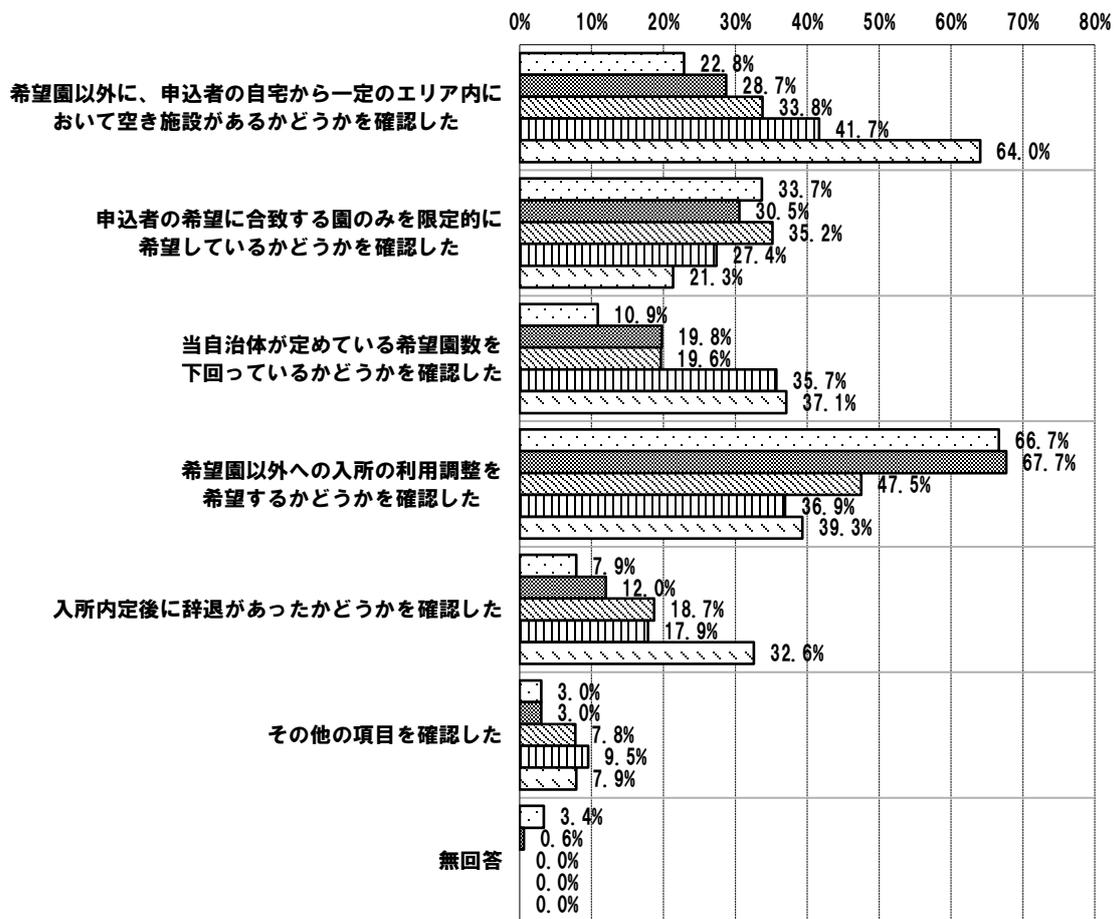
特定園希望者数別にみると、その多寡によって確認項目が異なる傾向が顕著である。

具体的には、「希望園以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認した」、「当自治体が定めている希望園数を下回っているかどうかを確認した」、「入所内定後に辞退があったかどうかを確認した」については、特定園希望者が多くなるとともに回答割合が上昇する傾向がみられる一方で、「希望園以外への入所の利用調整を希望するかどうかを確認した」、「申込者の希望に合致する園のみを限定的に希望しているかどうかを確認した」については、特定園希望者が少ない自治体ほど回答割合が高まる傾向がみられる。

特定園希望者数が少ない自治体では、希望園以外への入所希望を確認する傾向が強いのに対して、特定園希望者数が増えるほどそのような傾向は弱まり、一定のエリア内における空き施設の有無や希望園数、入所内定後の辞退の有無等を確認する自治体が多くなっている。

図表 96 【特定園希望者数別】特定園希望者に計上するかどうかを判断する際の確認項目：

複数回答（問 27）



□ (n=267) 0人 ▨ (n=167) 1~9人 ▩ (n=219) 10~49人
 ▪ (n=84) 50~99人 ▫ (n=89) 100人以上

注) 「特定園希望者に該当しうる入所保留者がいなかった」を除いて集計している。

次に、人口規模が類似する自治体において特定園希望者数の多寡による傾向の違いがあるかどうかをみるために、次表に示すように、人口規模と特定園希望者数によって回答自治体を分類した。

図表 97 人口規模×特定園希望者数によるグルーピング

	合計	0人	1～9人	10～49人	50～99人	100人以上
合計	1377	808	172	224	84	89
	100.0%	58.7%	12.5%	16.3%	6.1%	6.5%
1万人未満	363	357	5	1	0	0
	100.0%	98.3%	1.4%	0.3%	0.0%	0.0%
1万人以上～3万人未満	369	302	55	12	0	0
	100.0%	81.8%	14.9%	3.3%	0.0%	0.0%
3万人以上～10万人未満	403	131	97	138	33	4
	100.0%	32.5%	24.1%	34.2%	8.2%	1.0%
10万人以上～20万人未満	132	16	12	56	27	21
	100.0%	12.1%	9.1%	42.4%	20.5%	15.9%
20万人以上	110	2	3	17	24	64
	100.0%	1.8%	2.7%	15.5%	21.8%	58.2%

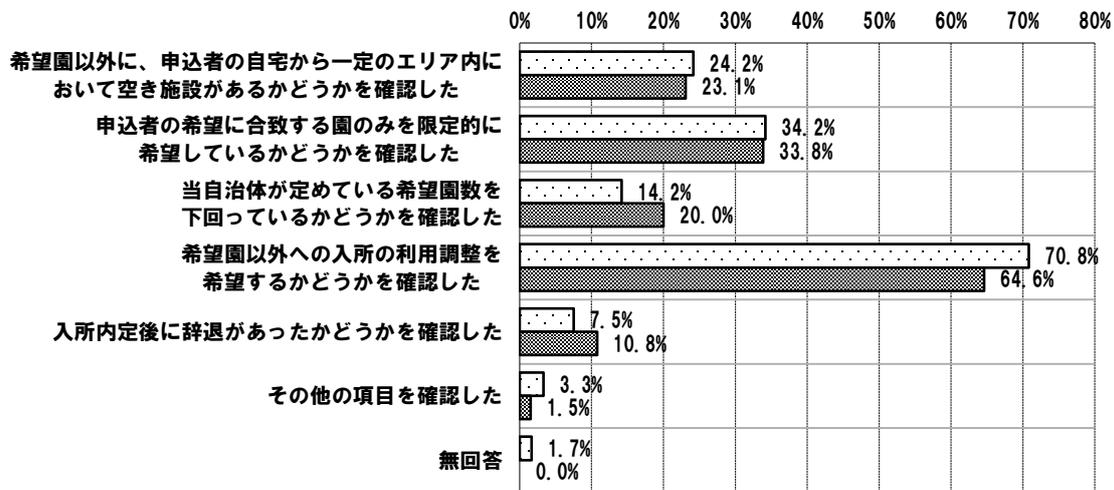
注) 回答割合が50%以上に網掛け。

「3万人以上～10万人未満」の自治体をみると、「希望園以外への入所の利用調整を希望するかどうかを確認した」については、特定園希望者が少なくなるにつれて回答割合が上昇しており、「0人」では71.9%、「50人以上」では35.1%と、両者間には36.8ポイントの乖離がみられる。また、「申込者の希望に合致する園のみを限定的に希望しているかどうかを確認した」については、「49人以下」と「50人以上」との間に差がみられ、「49人以下」の自治体の3割強が特定園希望者に該当するかどうかの判断項目に挙げている（図表 99）。

さらに、「10万人以上～20万人未満」の自治体をみると、上記の「3万人以上～10万人未満」と同様の傾向がみられ、「希望園以外への入所の利用調整を希望するかどうかを確認した」と「申込者の希望に合致する園のみを限定的に希望しているかどうかを確認した」においては、「50人以上」よりも「49人以下」の方が回答割合が高い（図表 100）。

特定園希望者数は、地域における保育ニーズの動向や保育施設の利用可能な定員数、保育人材の確保状況など様々な要因によって左右されるが、（人口規模にもよるが）「特定園希望者数」が多い自治体では、「希望園以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認した」や「当自治体が定めている希望園数を下回っているかどうかを確認した」の割合が高く、機械的な判定がしやすい確認項目が用いられている傾向がうかがえる（図表 98～図表 101）。

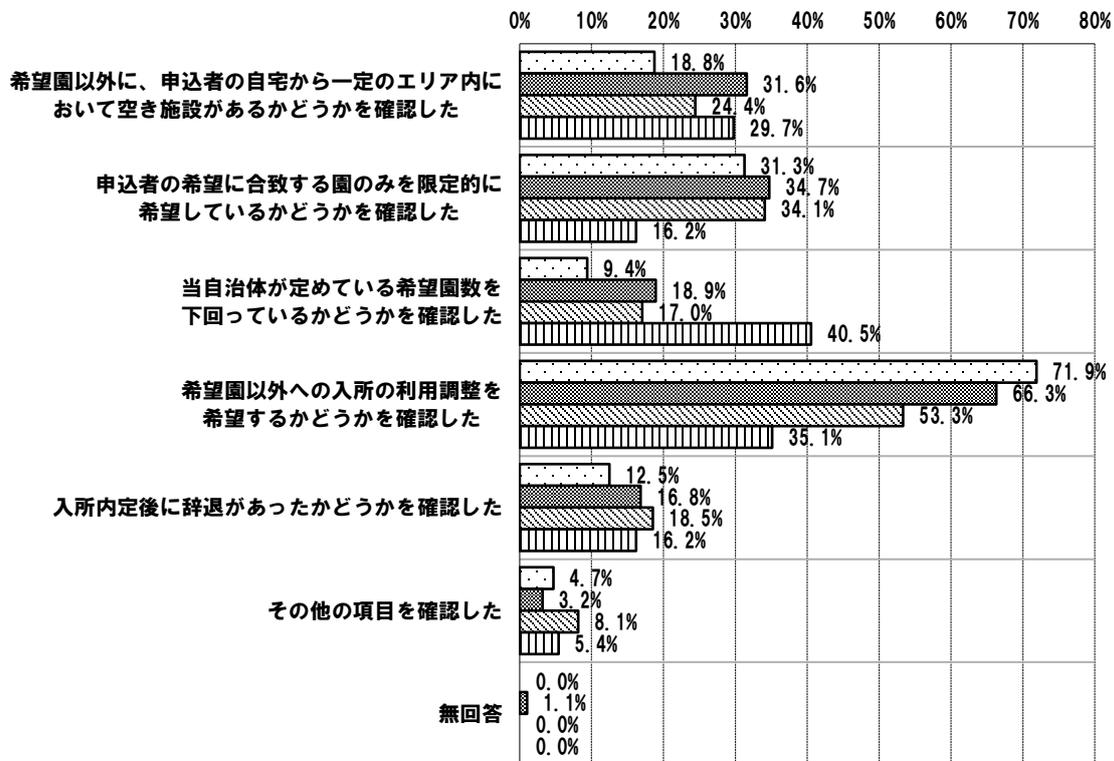
図表 98 【人口規模×特定園希望者数別】特定園希望者に計上するかどうかを判断する際の確認項目（人口1万人以上～3万人未満）：複数回答（問27）



□ (n=120) 0人 ▨ (n=65) 1~49人

注) 「特定園希望者に該当しうる入所保留者がいなかった」を除いて集計している。

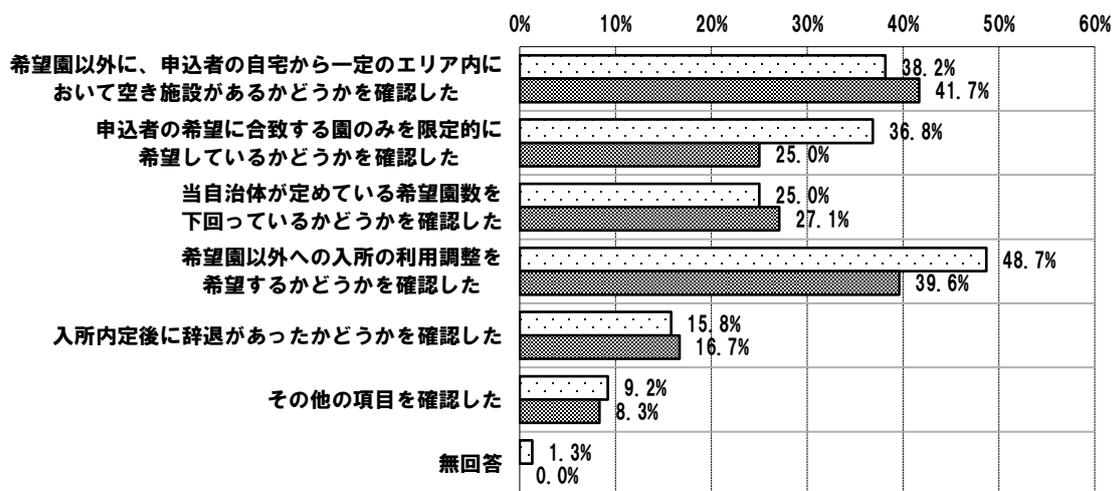
図表 99 【人口規模×特定園希望者数別】特定園希望者に計上するかどうかを判断する際の確認項目（人口3万人以上～10万人未満）：複数回答（問27）



□ (n=64) 0人 ▨ (n=95) 1~9人 ▤ (n=135) 10~49人 ▧ (n=37) 50人以上

注) 「特定園希望者に該当しうる入所保留者がいなかった」を除いて集計している。

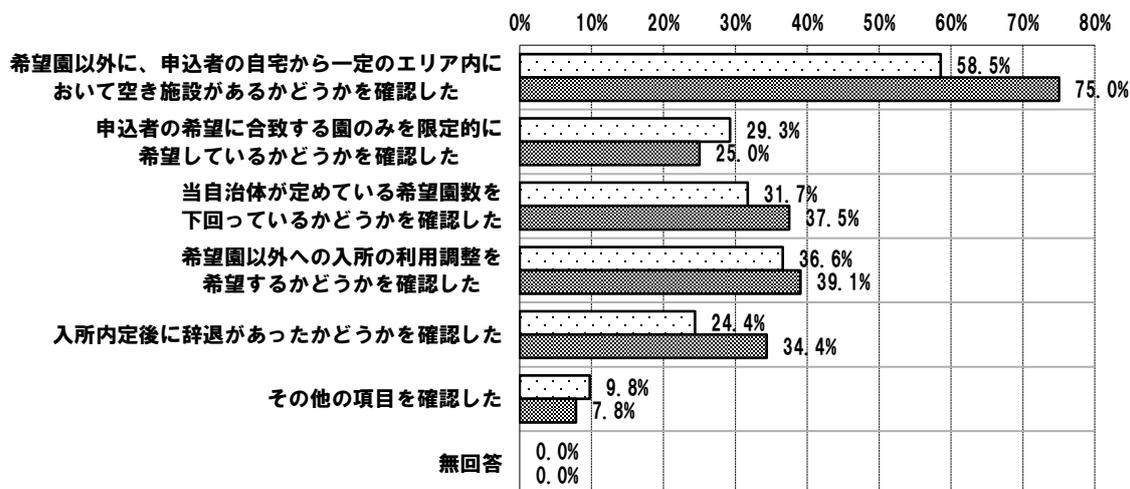
図表 100 【人口規模×特定園希望者数別】特定園希望者に該当するかどうかを判断する際の確認項目（人口10万人以上～20万人未満）：複数回答（問27）



□ (n=76) 49人以下 ▨ (n=48) 50人以上

注) 「特定園希望者に該当しうる入所保留者がいなかった」を除いて集計している。

図表 101 【人口規模×特定園希望者数別】特定園希望者に計上するかどうかを判断する際の確認項目（人口20万人以上）：複数回答（問27）



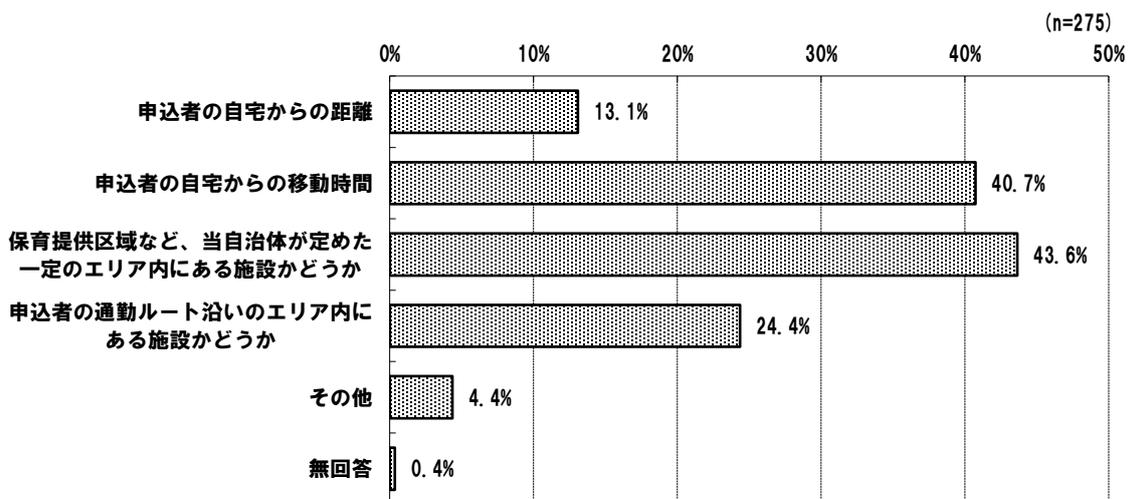
□ (n=41) 10～99人 ▨ (n=64) 100人以上

注) 「特定園希望者に該当しうる入所保留者がいなかった」を除いて集計している。

②空き施設の有無を確認する際のエリアの基準

問 27 において「希望園以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認した」を選択した自治体に対して空き施設の有無を確認する際のエリアの基準を尋ねたところ、「保育提供区域など、当自治体が定めた一定のエリア内にある施設かどうか (43.6%)」と「申込者の自宅からの移動時間 (40.7%)」の割合が高くそれぞれ4割強を占め、これに次いで多い「申込者の通勤ルート沿いのエリア内にある施設かどうか (24.4%)」等を大きく上回っている。空き施設の有無を確認する際には、自宅から園までの移動時間もしくは一定のエリア内における施設の有無が主な判断基準になっている。

図表 102 空き施設の有無を確認する際のエリアの基準:複数回答 (問 28)



なお、「その他」については、以下のような自由回答がみられた。

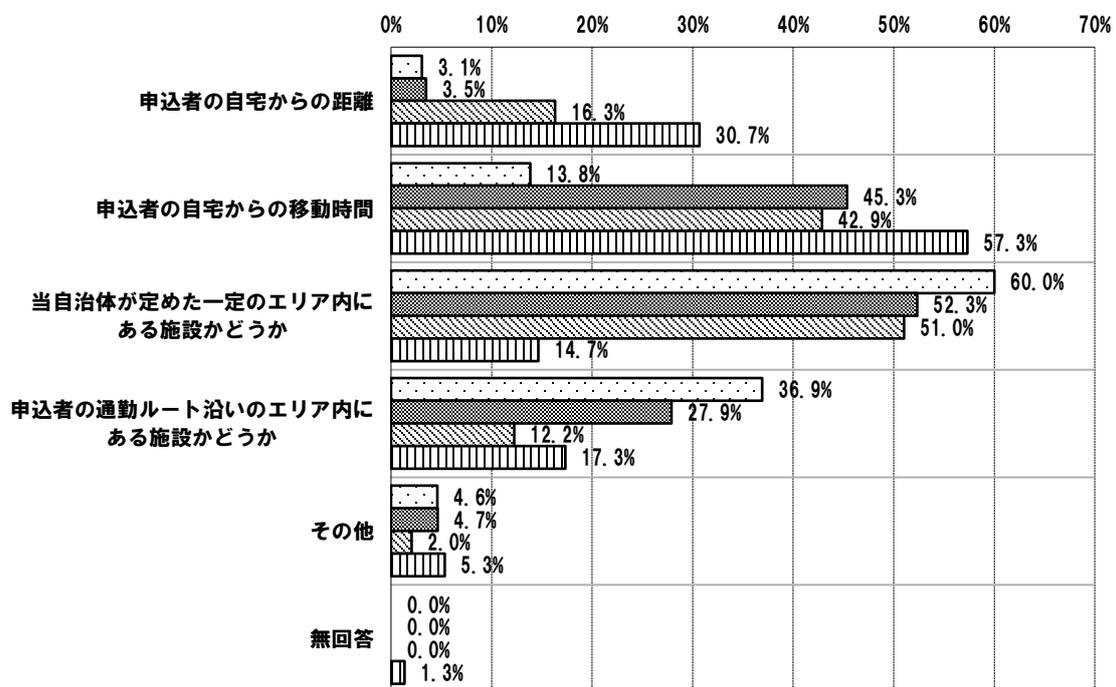
<回答例>

- ・ 交通手段や家庭の状況等を総合的に判断している
- ・ 保護者 1 人ずつのニーズに合わせて対応
- ・ 保護者が送迎できるかどうか
- ・ 希望園と同程度の距離にある施設かどうか
- ・ 近隣の市町への照会

人口規模別にみると、規模が大きい自治体ほど「申込者の自宅からの移動時間」や「申込者の自宅からの距離」の割合が上昇する傾向がみられる一方、「当自治体が定めた一定のエリア内にある施設かどうか」や「申込者の通勤ルート沿いのエリア内にある施設かどうか」については、規模が小さい自治体ほど回答割合が高くなる傾向がみられる。空き施設の有無を確認する際のエリアの基準は人口規模によって異なっており、規模が大きい自治体では自宅からの移動時間・移動距離を重視し、規模が小さい自治体では一定のエリア内における施設の有無を重視していることがうかがえる。

また、各階層において回答割合が最も高い項目をみると、「20 万人以上」では「申込者の自宅からの移動時間」の割合が最も高く、「20 万人未満」では「当自治体が定めた一定のエリア内にある施設かどうか」の割合が最も高くなっている。

図表 103 【人口規模別】空き施設の有無を確認する際のエリアの基準：複数回答（問 28）

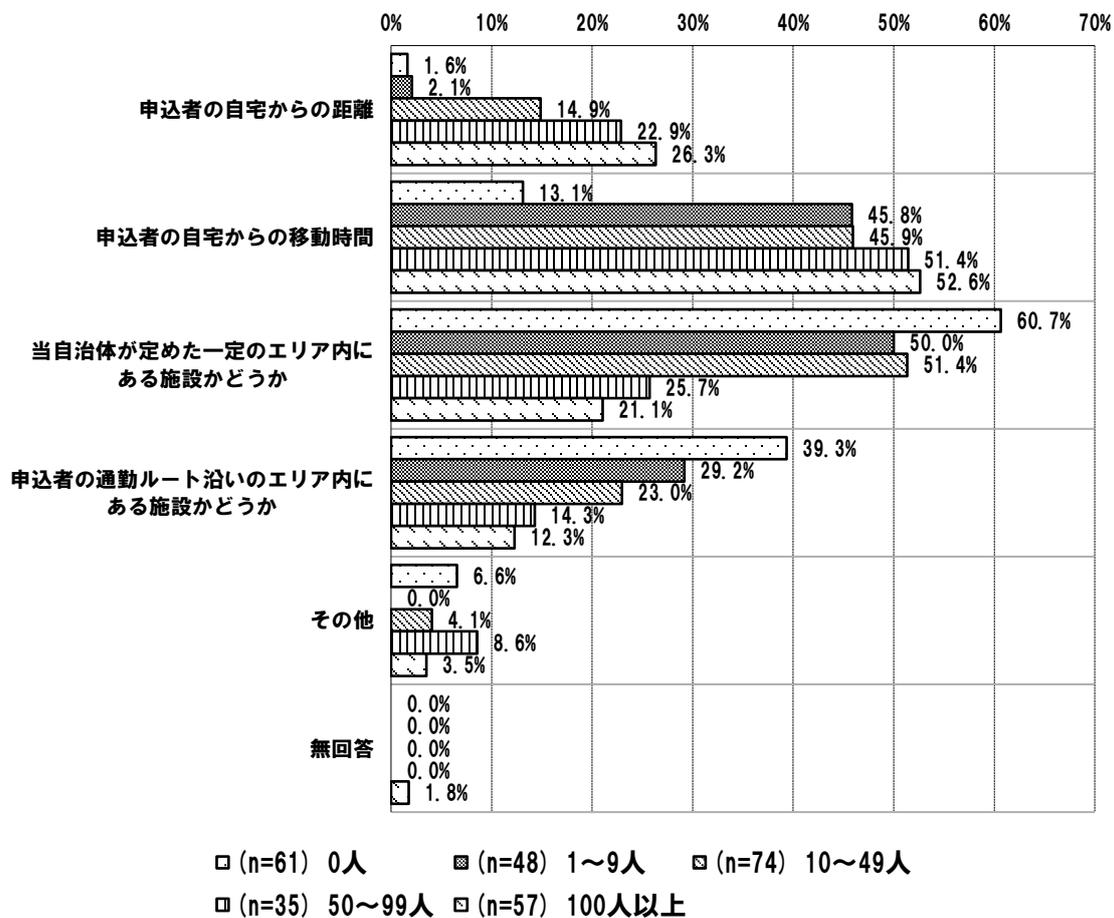


□ (n=65) 3万人未満 ▨ (n=86) 3万人以上～10万人未満
 ▩ (n=49) 10万人以上～20万人未満 ▮ (n=75) 20万人以上

特定園希望者数別にみると、特定園希望者が多い自治体ほど回答割合が上昇している「申込者の自宅からの移動時間」については、特定園希望者数の多寡による差はあまりみられず、特定園希望者数に関係なく、空き施設の有無を確認する際のエリアの基準として重視されているとかがえる。

一方、「当自治体が定めた一定のエリア内にある施設かどうか」や「申込者の通勤ルート沿いのエリア内にある施設かどうか」については、特定園希望者数が少ない自治体ほど回答割合が上昇する傾向がみられる。これら項目は、人口規模が小さい自治体ほど重視されている基準でもあるが、人口規模が大きくかつ特定園希望者が多い自治体においても、一定のエリア内で空き施設の有無を確認することで特定園希望による入所保留者を低減できる可能性があると考えられる。

図表 104 【特定園希望者数別】空き施設の有無を確認する際のエリアの基準：複数回答（問 28）



空き施設の有無を確認する際のエリアの基準として「申込者の自宅からの距離」を挙げた自治体に対して具体的な距離を尋ねたところ、「1 km 超～2 km」の割合が最も高く 44.4%を占め、以下、「2 km 超～5 km (25.0%)」、「5 km 超～20km (16.7%)」の順である。

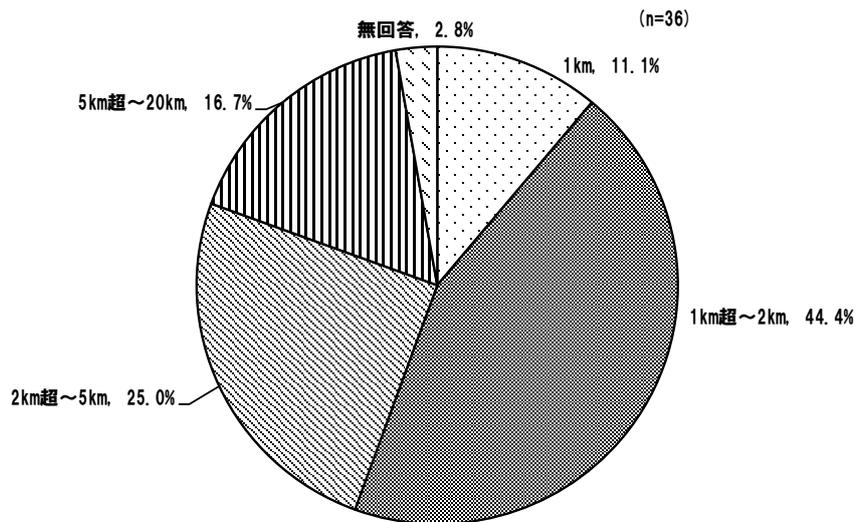
また、「申込者の自宅からの移動時間」を挙げた自治体に具体的な時間を尋ねたところ、「車で30分」と「交通手段として車を特定せずに20～30分」の割合が高くそれぞれ33.9%を占め、「車で20分」、「車で20～30分」、「その他」の3つが同率(9.8%)で続いている。車での移動時間を基準にしている自治体が多く合計割合は53.5%を占める。

なお、「その他」については、以下のような自由回答がみられた。

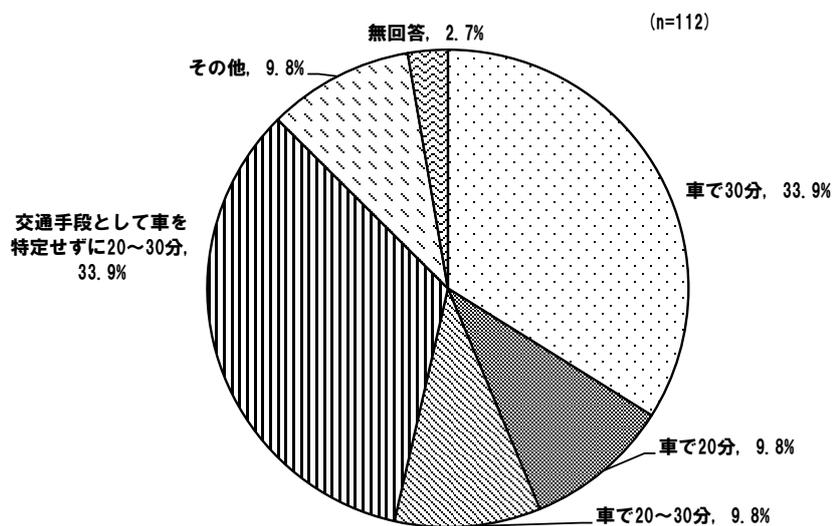
<回答例>

- ・ 自動車で 10 分以内/15 分以内
- ・ 自転車で 15 分以内/30 分以内
- ・ 徒歩 20 分/30 分以内
- ・ 通勤手段と通勤時間、経路

図表 105 申込者の自宅からの距離:数値回答 (問 28)



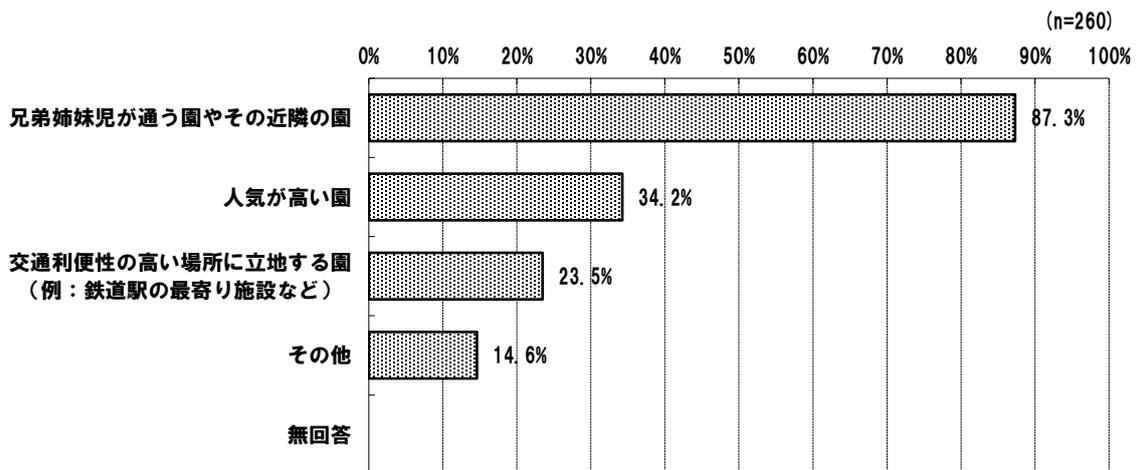
図表 106 申込者の自宅からの移動時間:自由回答 (問 28)



③希望園が限定的であるかどうかの確認方法

問 27 で「申込者の希望に合致する園のみを限定的に希望しているかどうかを確認した」を選択した自治体に対して、その確認条件を尋ねたところ、「兄弟姉妹児が通う園やその近隣の園」の割合が 87.3%と突出して最も高く、以下、「人気が高い園（34.2%）」、「交通利便性の高い場所に立地する園（例：鉄道駅の最寄り施設など）（23.5%）」の順である。

図表 107 申込者の希望に合致する園のみを限定的に希望しているかどうかを確認するにあたっての条件：複数回答（問 29）



なお、「その他」については、以下のような自由回答がみられた。

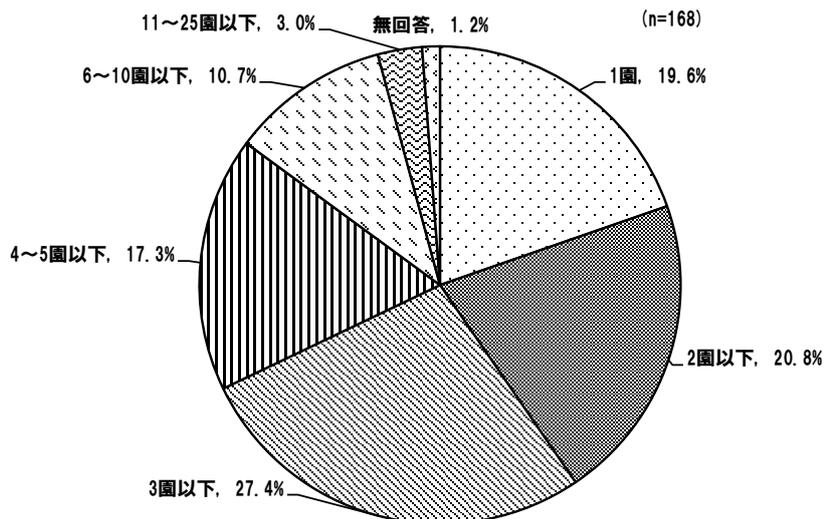
- 自宅・職場の近く（8 件）
- 希望園が 1 園（3 件）
- 域内全園を希望しているかどうか（3 件）
- 希望園以外の園への入園意向（2 件）

④希望園数の下限値

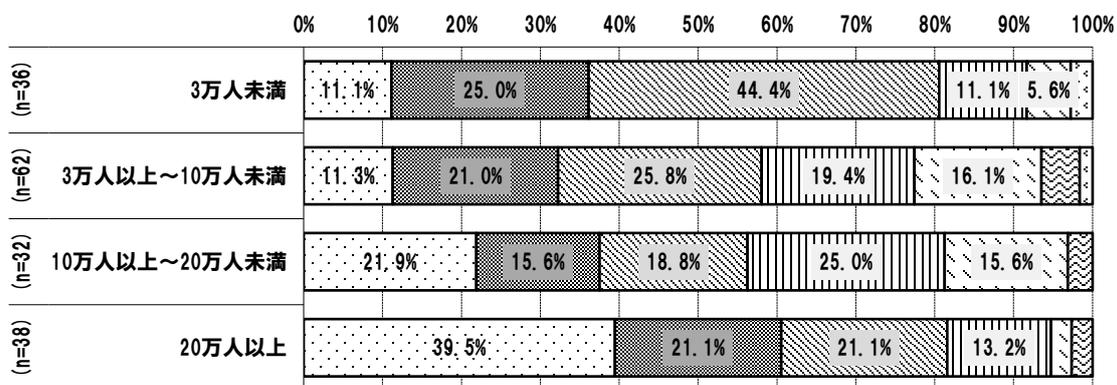
問 27 で「当自治体が定めている希望園数を下回っているかどうかを確認した」を選択した自治体に、希望園数の基準を尋ねたところ、「3園以下」の割合が最も高く 27.4%を占め、以下、「2園以下 (20.8%)」、「1園 (19.6%)」の順である。「2園以下」と「3園以下」を合計した「2～3園以下」が 48.2%と5割弱を占める。

人口規模別にみると規模が大きい自治体ほど「1園」の割合が上昇している。

図表 108 自治体が定めている希望園数の基準:数値回答 (問 30)



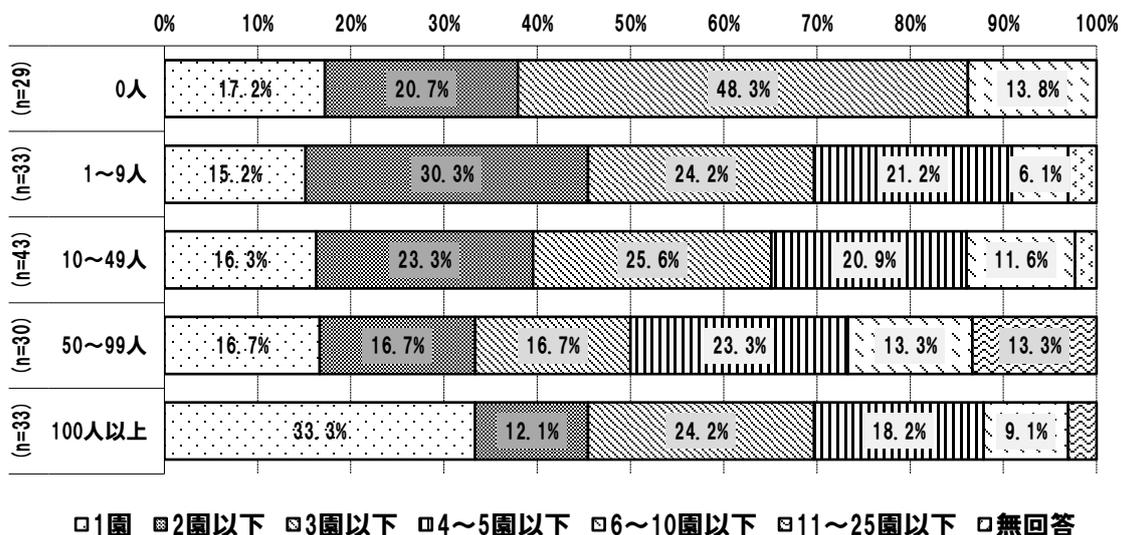
図表 109 【人口規模別】自治体が定めている希望園数の基準:数値回答 (問 30)



□1園 □2園以下 □3園以下 □4~5園以下 □6~10園以下 □11~25園以下 □無回答

さらに、特定園希望者数別にみると、「100人以上」の自治体では「1園」の割合が33.3%を占め、「99人以下」を大きく上回っている。特定園希望者の計上にあたって、1園のみなど他自治体よりも少ない園数を基準として特定園希望者と判断している自治体が一定数あることがうかがえる。

図表 110 【特定園希望者数別】自治体が定めている希望園数の基準：数値回答（問 30）



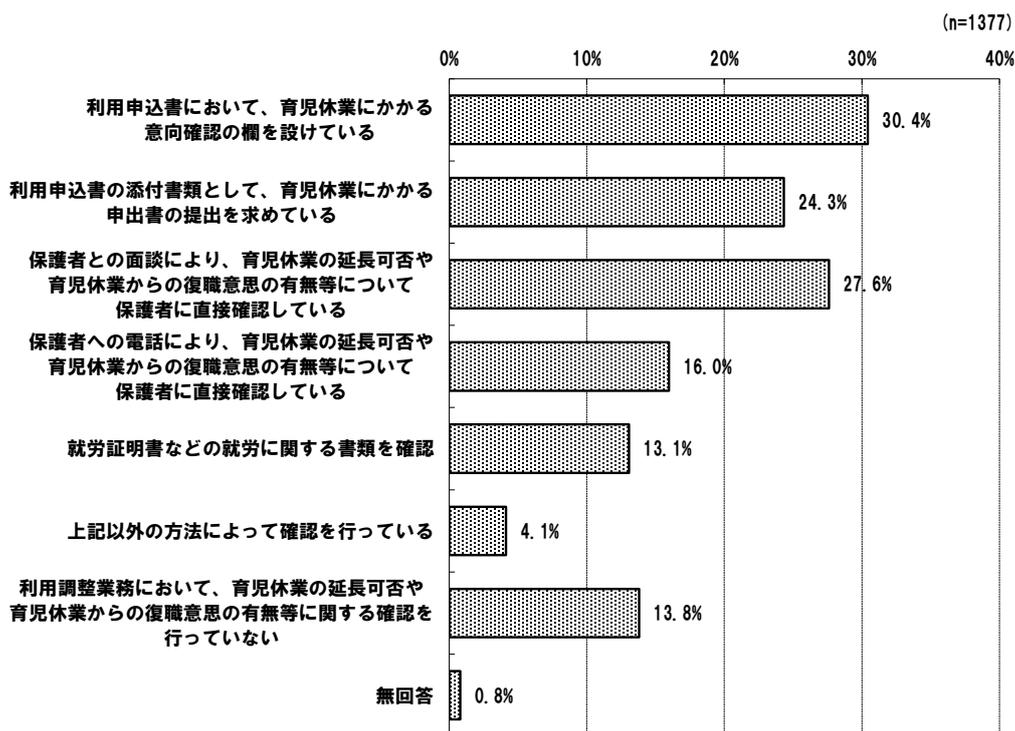
注) n 数が 30 未満は参考値。

(3) 待機児童調査における育児休業者の計上について

① 育児休業者に計上するかどうかの判断方法

「育児休業を取得中の者」に該当するかどうかの判断方法を尋ねたところ、「利用申込書において、育児休業にかかる意向確認の欄を設けている」の割合が最も高く 30.4%を占め、以下、「保護者との面談により、育児休業の延長可否や育児休業からの復職意思の有無等について保護者に直接確認している (27.6%)」、「利用申込書の添付書類として、育児休業にかかる申出書の提出を求めている (24.3%)」の順である。

図表 111 「育児休業を取得中の者」に計上するかどうかの判断方法:複数回答(問 31)



注)「上記以外の方法によって確認を行っている」の自由回答内容を精査したところ、「就労証明書などの就労に関する書類を確認」に該当する回答が多かったため、これを独立した項目として集計している(以下、同じ)。

なお、「上記以外の方法によって確認を行っている」については、以下のような自由回答がみられた。

■ アンケート調査・意向確認調査を実施(16件)

<回答例>

- ・ 保留者のうち、育児休業を取得している者にはアンケートにて令和6年度内の復職意思を確認した
- ・ 入所保留者への追加調査時に書面で確認
- ・ 電子申請システムによるWebアンケート
- ・ 入所申込時に育児休業中かつ入所保留となった方に対して4/1時点の状況についてオンラインアンケートを行っている
- ・ 入所保留となった方にアンケートを送り、育児休業を延長したか確認している

- ・ 保護者へ調査票を送付し、育児休業の延長可否や育児休業からの復職意思の有無等について確認している

■ 申込受付時に確認（15件）

<回答例>

- ・ 窓口での受付時に育児休業の延長や復職意思等の確認をしている
- ・ 申込時に聞き取りを行っている
- ・ 受付時、育休手当の延長目的での申請の旨申告があれば申請書に補記

■ 職場に確認（4件）

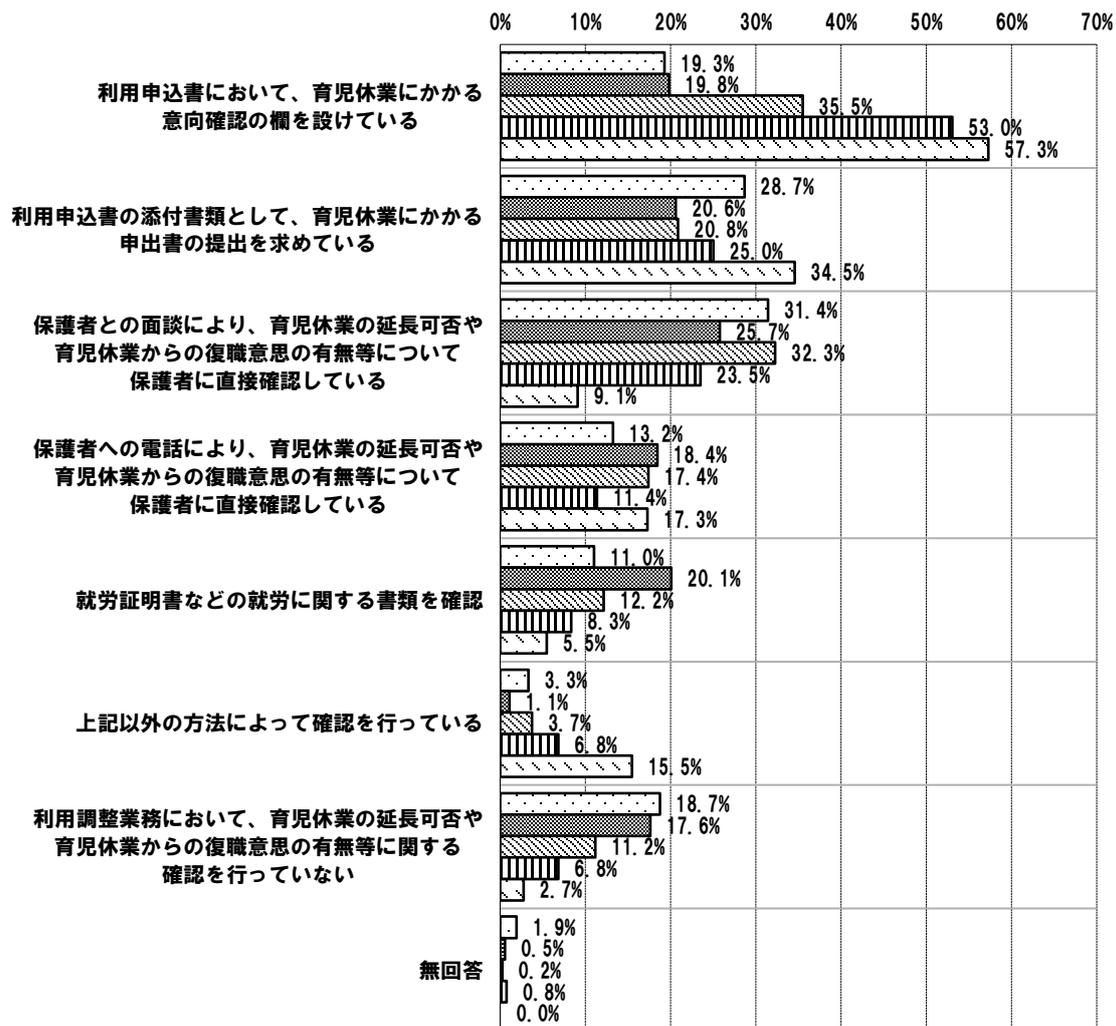
<回答例>

- ・ 職場に確認
- ・ 職場と保護者に確認を行っている
- ・ 保護者の同意のうえ、勤務先への電話により確認している
- ・ 事業主に育児休業取得を確認

人口規模別にみると、規模が大きい自治体ほど「利用申込書において、育児休業にかかる意向確認の欄を設けている」の割合が上昇している。特に「10万人以上」の自治体においては、各階層において当該項目の割合が突出して高く、これに次いで多い「利用申込書の添付書類として、育児休業にかかる申出書の提出を求めている」等を大きく上回っている。

また、「利用調整業務において、育児休業の延長可否や育児休業からの復職意思の有無等に関する確認を行っていない」については、規模が小さい自治体ほど回答割合が高くなっている。

図表 112 【人口規模別】「育児休業を取得中の者」に計上するかどうかの判断方法：
複数回答（問31）

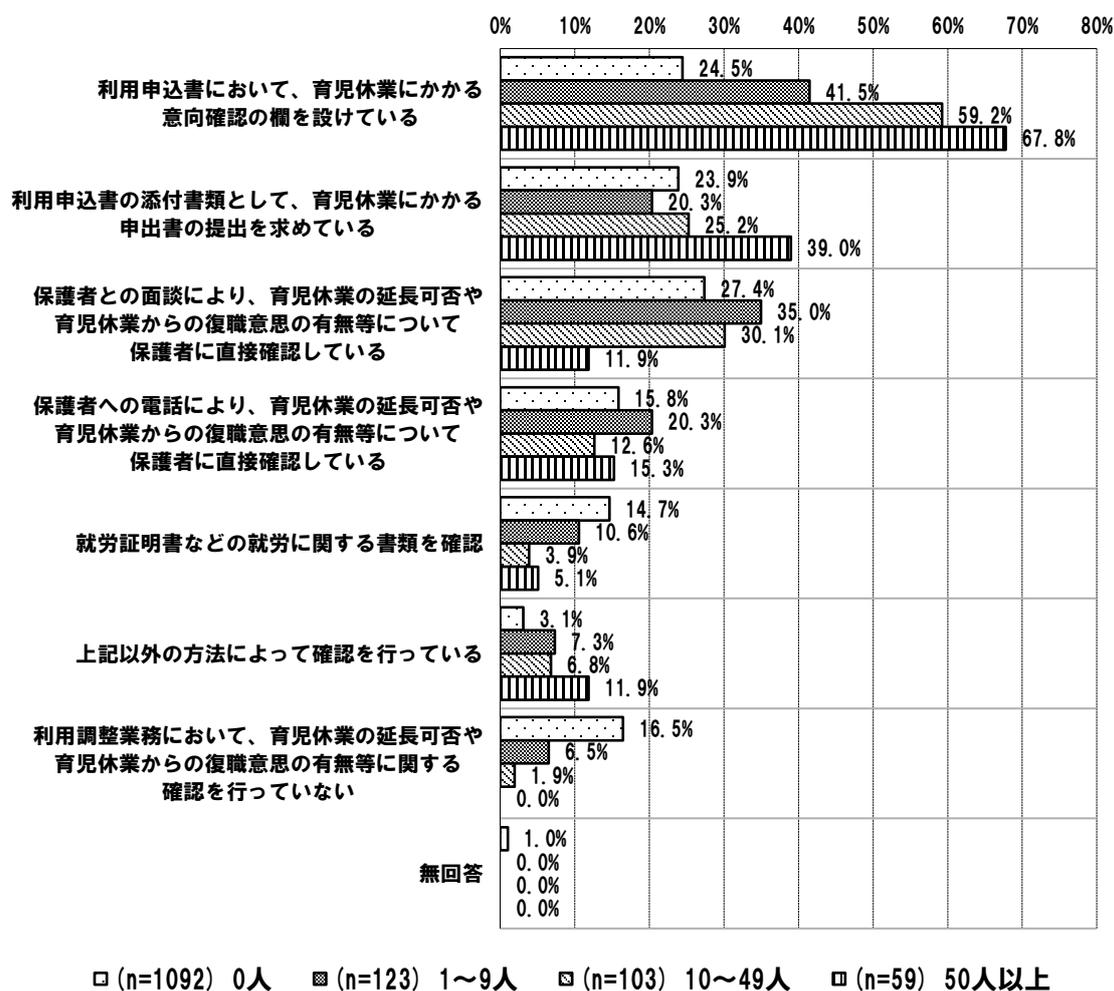


- (n=363) 1万人未満
- ▣ (n=369) 1万人以上～3万人未満
- ▤ (n=403) 3万人以上～10万人未満
- ▥ (n=132) 10万人以上～20万人未満
- ▧ (n=110) 20万人以上

育児休業者数別にみると、該当人数が大きくなるにつれて「利用申込書において、育児休業にかかる意向確認の欄を設けている」の割合が上昇している。

また、「利用申込書の添付書類として、育児休業にかかる申出書の提出を求めている」と「保護者との面談により、育児休業の延長可否や育児休業からの復職意思の有無等について保護者に直接確認している」については、「49人以下」と「50人以上」との間で傾向が異なることがうかがえる。具体的には、「49人以下」では後者の「保護者に直接確認」を実施している割合が高い一方、「50人以上」では前者の「育児休業にかかる申出書」にて確認を行っている割合が高くなっている。

図表 113 【育児休業者数別】「育児休業を取得中の者」に計上するかどうかの判断方法：
複数回答（問 31）



次に、人口規模が類似する自治体において育児休業者数の多寡による傾向の違いがあるかどうかをみるために、次表に示すように、人口規模と育児休業者数によって回答自治体を分類した。

図表 114 人口規模×育児休業者数によるグルーピング

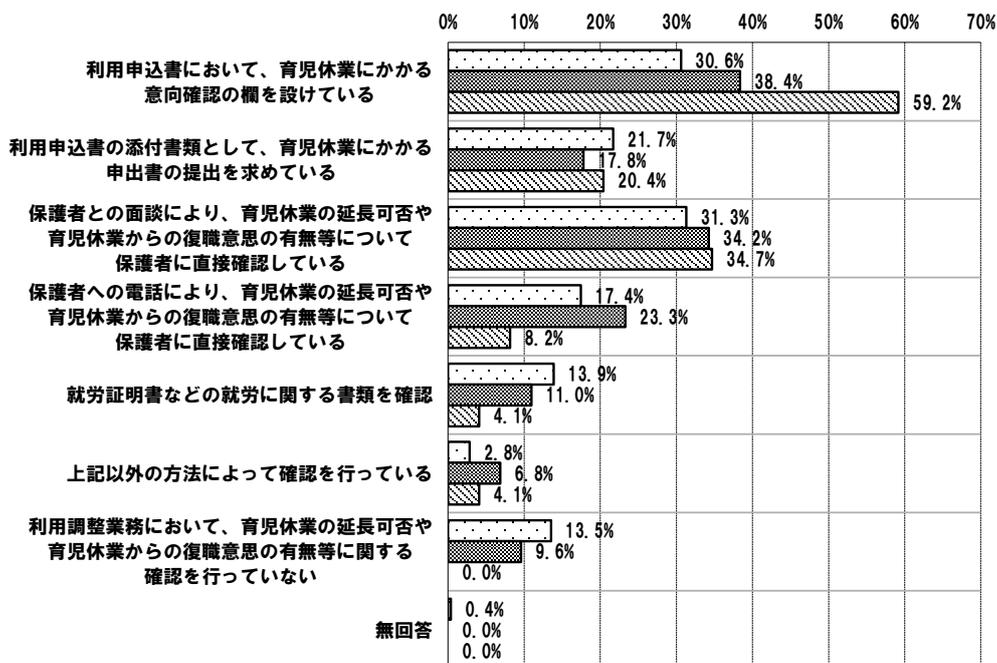
	合計	0人	1～9人	10～49人	50人以上
合計	1377	1092	123	103	59
	100.0%	79.3%	8.9%	7.5%	4.3%
1万人未満	363	356	7	0	0
	100.0%	98.1%	1.9%	0.0%	0.0%
1万人以上～3万人未満	369	340	25	4	0
	100.0%	92.1%	6.8%	1.1%	0.0%
3万人以上～10万人未満	403	281	73	47	2
	100.0%	69.7%	18.1%	11.7%	0.5%
10万人以上～20万人未満	132	68	11	38	15
	100.0%	51.5%	8.3%	28.8%	11.4%
20万人以上	110	47	7	14	42
	100.0%	42.7%	6.4%	12.7%	38.2%

注) 回答割合が50%以上に網掛け。

「3万人以上～10万人未満」をみると、「保護者への電話により、育児休業の延長可否や育児休業からの復職意思の有無等について保護者に直接確認している」と「就労証明書などの就労に関する書類を確認」については、他の項目に比べて回答割合が低いものの、育児休業者数が少ない自治体では回答割合が高くなっていることから、育児休業に伴う入所保留者を減らすためには、育児休業に係る意向（育児休業の延長可否や復職意思の有無等）を個別に、もしくは就労証明書等において確認することが重要であると考えられる。

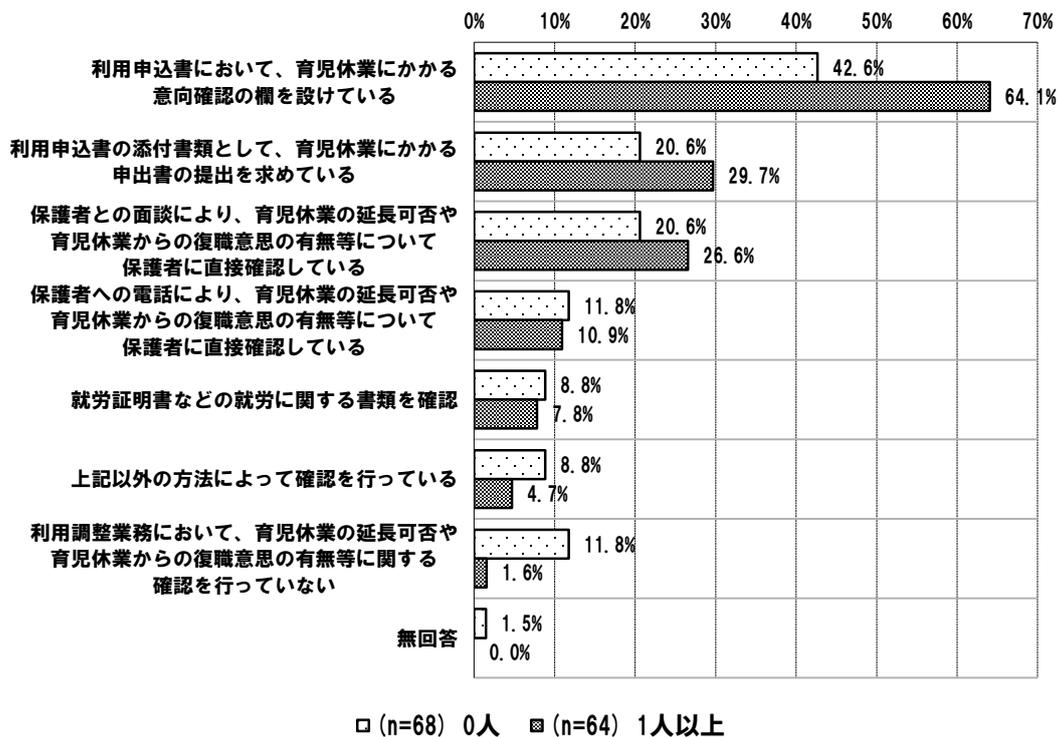
一方、「10万人以上」をみると、多くの項目において育児休業者が「0人」よりも「1人以上」の方が回答割合が高くなっており、育児休業者がいる自治体では、育児休業者がいない自治体に比べてより多様な方法を通じて育児休業者に該当するかどうかを判断していることがうかがえる。

図表 115 【人口規模×育児休業者数別】「育児休業を取得中の者」に計上するかどうかの判断方法（人口3万人以上～10万人未満）：複数回答（問31）

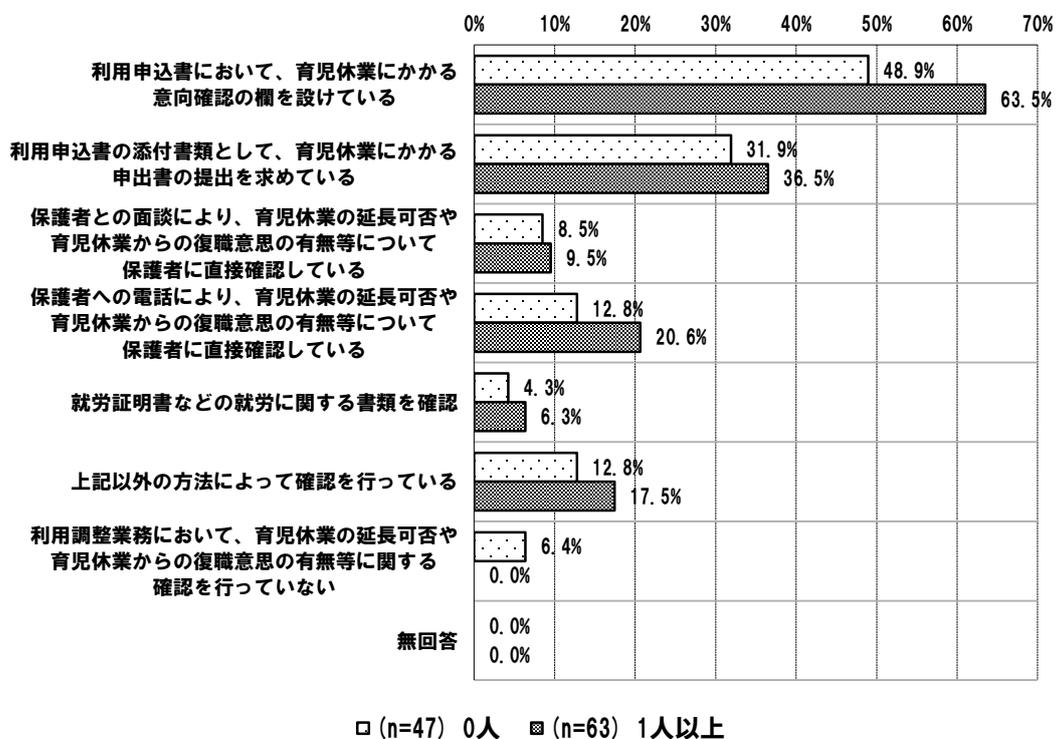


□ (n=281) 0人 ■ (n=73) 1～9人 ▨ (n=49) 10人以上

図表 116 【人口規模×育児休業者数別】「育児休業を取得中の者」に計上するかどうかの判断方法（人口10万人以上～20万人未満）：複数回答（問31）



図表 117 【人口規模×育児休業者数別】「育児休業を取得中の者」に計上するかどうかの判断方法（人口20万人以上）：複数回答（問31）



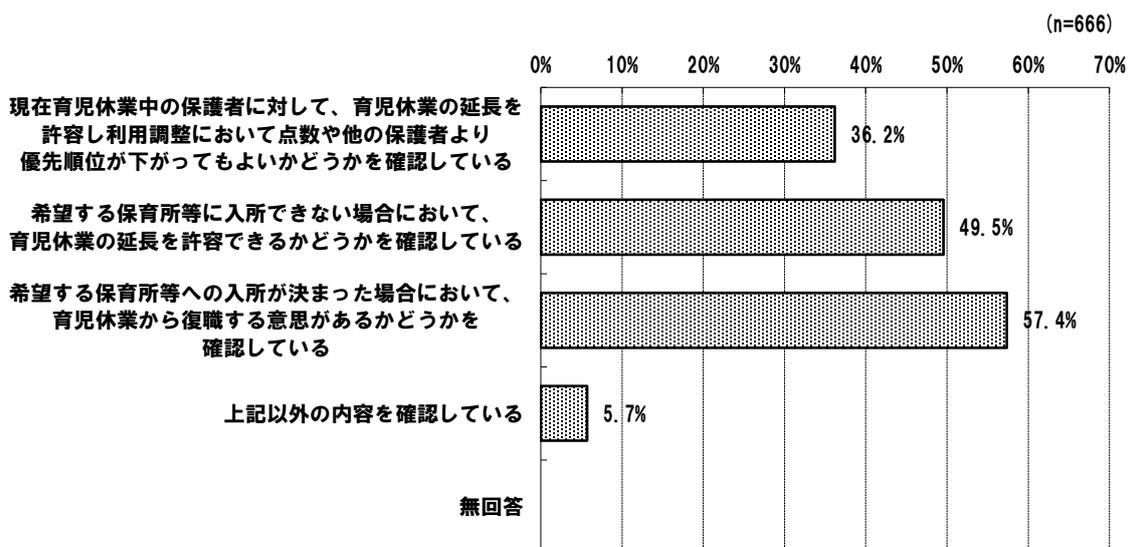
②育児休業者に該当するかどうかの判断項目

問 31 において「利用申込書において、育児休業にかかる意向確認の欄を設けている」または「利用申込書の添付書類として、育児休業にかかる申出書の提出を求めている」を選択した自治体に対して、利用申込書もしくは育児休業にかかる申出書においてどのような確認を行っているのかを尋ねたところ、「希望する保育所等への入所が決まった場合において、育児休業から復職する意思があるかどうかを確認している」の割合が最も高く 57.4%を占め、以下、「希望する保育所等に入所できない場合において、育児休業の延長を許容できるかどうかを確認している (49.5%)」、「現在育児休業中の保護者に対して、育児休業の延長を許容し利用調整において点数や他の保護者より優先順位が下がってもよいかどうかを確認している (36.2%)」の順である。

育児休業者に該当するかどうかを画面で判断する際の確認事項としては、育児休業からの復職意思、育児休業の延長可否、利用調整の優先順位に係る許容可否の順に多くなっている。

なお、令和7年度からの育児休業給付金の延長申請の厳格化に伴い、育児休業の延長を希望する意思を示している場合は給付金の延長が認められないこととされているため、自治体の対応状況は調査当時から変わっている可能性がある。

図表 118 利用申込書等において「育児休業中の者」に計上するかどうかを判断する際の確認事項：複数回答（問 32）



なお、「上記以外の内容を確認している」については、以下のような自由回答がみられた。

■ 育児休業の期間・復職予定日を確認（14 件）

<回答例>

- ・ 就労証明書の育児休業関連項目
- ・ 就労先事業所が発行した就労証明書の復帰予定日が、入所予定月翌月の 14 日までとなっているかどうかを確認している
- ・ 延長を許容できる場合、いつまで延長を許容できるか

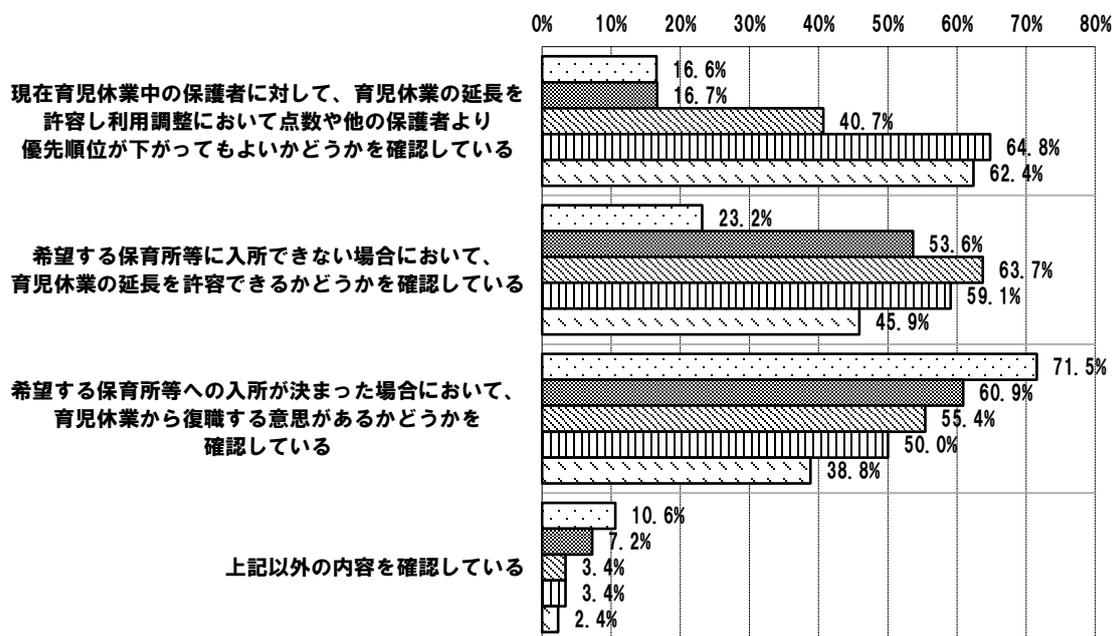
■ 復職に係る同意、書類の提出（3 件）

<回答例>

- ・ 保育所等の入所日から 14 日以内に職場復帰証明書の提出を求めている
 - ・ 入所が決定した場合、入所の翌月 1 日までに復職することに同意していただいた上で申し込んでもらっている
 - ・ 就労予定（復職予定）にかかる確約書
 - 入所を希望しないこと・入所保留希望を確認（2 件）
- <回答例>
- ・ 入所保留希望の項目を設けて、空きがあっても入所しない利用調整をしている。
 - ・ 保育所等への入所を希望しないことを確認している
- 確認していない（3 件）

人口規模別にみると、規模が大きい自治体ほど「現在育児休業中の保護者に対して、育児休業の延長を許容し利用調整において点数や他の保護者より優先順位が下がってもよいかどうかを確認している」の割合が高まる傾向がみられるのに対し、「希望する保育所等への入所が決まった場合において、育児休業から復職する意思があるかどうかを確認している」については、規模が小さくなるとともに回答割合が上昇しており、育児休業中の者に該当するかどうかを判断する際の確認事項は規模によって傾向が異なっている。

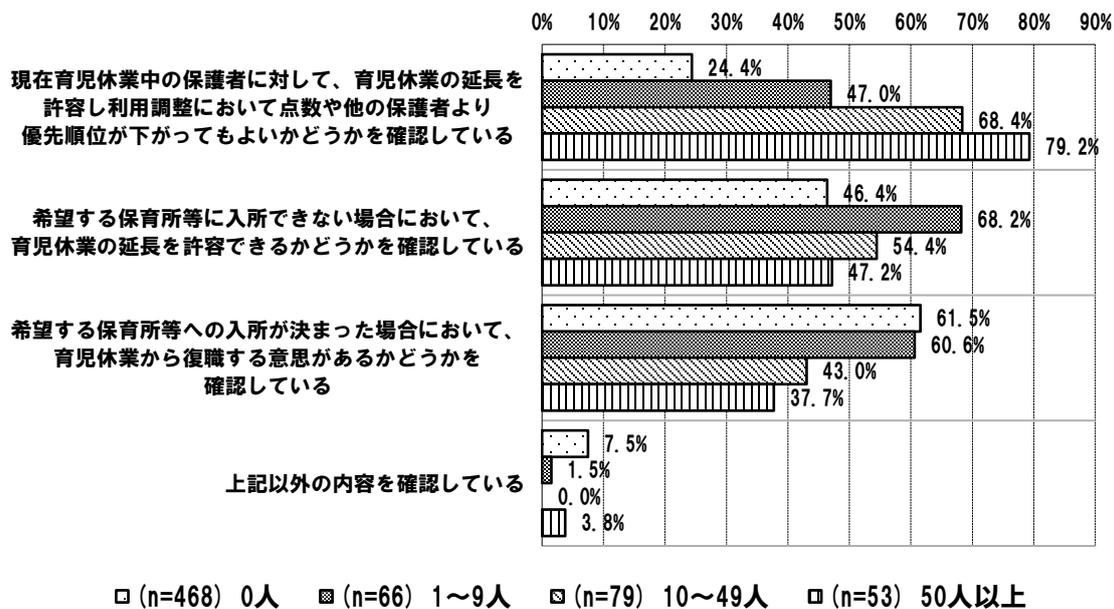
図表 119 【人口規模別】利用申込書等において「育児休業中の者」に計上するかどうかを判断する際の確認事項：複数回答（問 32）



- (n=151) 1万人未満
- (n=138) 1万人以上～3万人未満
- ▨ (n=204) 3万人以上～10万人未満
- ▩ (n=88) 10万人以上～20万人未満
- (n=85) 20万人以上

育児休業者数別にみると、該当人数が多い自治体ほど「現在育児休業中の保護者に対して、育児休業の延長を許容し利用調整において点数や他の保護者より優先順位が下がってもよいかどうかを確認している」の割合が高まっているのに対し、「希望する保育所等への入所が決まった場合において、育児休業から復職する意思があるかどうかを確認している」については、育児休業者が少ない自治体ほど回答割合が上昇しており、育児休業中者に該当するかどうかを判断する際の確認事項は育児休業者数によっても傾向が異なる。

図表 120 【育児休業者数別】利用申込書等において「育児休業中の者」に計上するかどうかを判断する際の確認事項：複数回答（問 32）



4. 保育所等の広域入所について

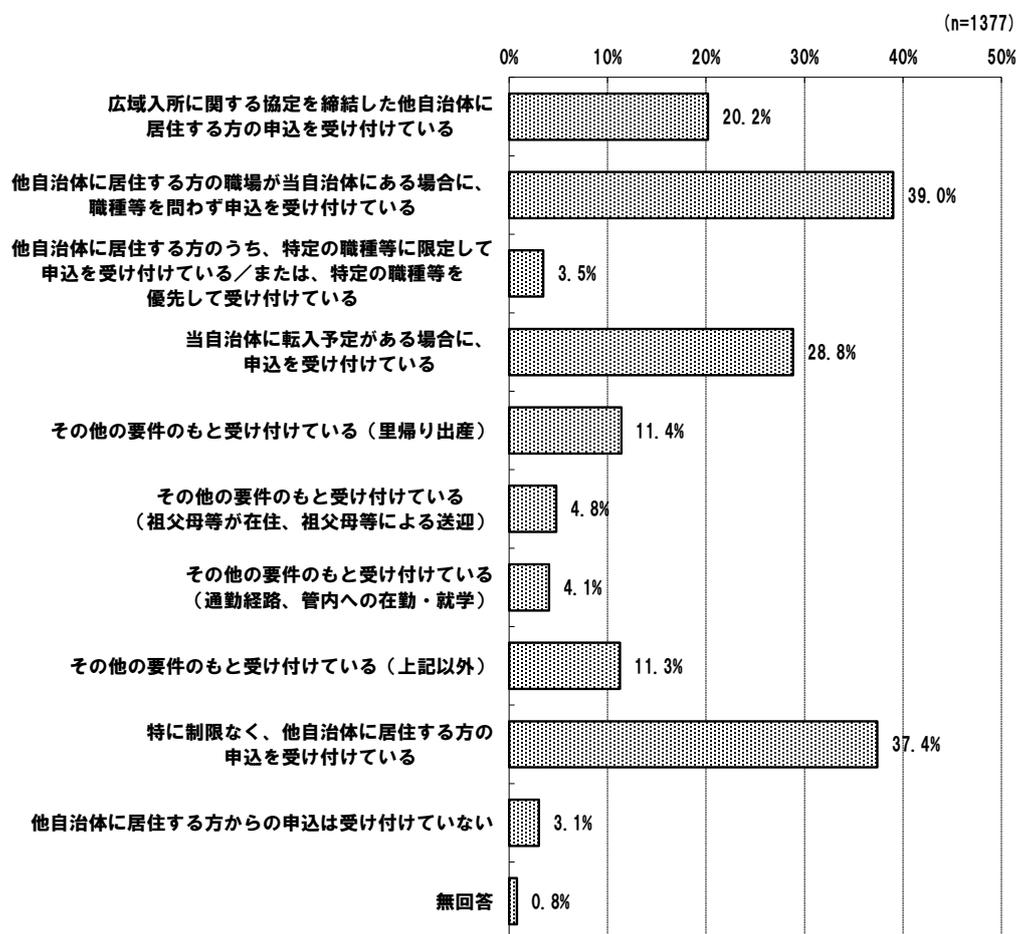
本アンケート調査では、保育所等の広域入所について、特に他自治体に居住する者が回答自治体管轄の保育所等へ入所することに関わる実態を把握した。

(1) 広域入所の受付状況

① 広域入所の受付の有無

広域入所の申込の受付状況については、「他自治体に居住する方の職場が当自治体にある場合に、職種等を問わず申込を受け付けている (39.0%)」と「特に制限なく、他自治体に居住する方の申込を受け付けている (37.4%)」の割合が高くそれぞれ4割弱を占めており、次いで「当自治体に転入予定がある場合に、申込を受け付けている (28.8%)」の割合が高い。

図表 121 広域入所の申込受付の有無:複数回答 (問 33)



注) 「その他の要件のもと受け付けている」の自由回答内容を精査したところ、以下の項目に該当する回答が多かったため、これらをそれぞれ独立した項目として集計している (以下、同じ)。

- ・ 里帰り出産
- ・ 祖父母等が在住、祖父母等による送迎
- ・ 通勤経路、管内への在勤・就学

なお、「その他の要件のもと受け付けている（上記以外）」については、以下のような自由回答がみられた。

- 空きがある、希望園が受け入れ可能（15 件）
- 継続利用（転出後など）（13 件）
- 病気療養、介護・看護（10 件）

人口規模別にみると、規模が大きい自治体ほど「当自治体に転入予定がある場合に、申込を受け付けている」や「その他の要件のもと受け付けている（里帰り出産）」の割合が上昇する傾向がみられる。一方、「広域入所に関する協定を締結した他自治体に居住する方の申込を受け付けている」については、規模が小さくなるとともに回答割合が高まる傾向がみられる。

図表 122 【人口規模別】広域入所の申込受付の有無：複数回答（問 33）

	1万人未満	1万人以上～3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～20万人未満	20万人以上
回答件数	363	369	403	132	110
広域入所に関する協定を締結した他自治体に居住する方の申込を受け付けている	36.6%	19.0%	13.6%	6.8%	10.0%
他自治体に居住する方の職場が当自治体にある場合に、職種等を問わず申込を受け付けている	28.4%	40.9%	45.7%	43.2%	38.2%
他自治体に居住する方のうち、特定の職種等に限定して申込を受け付けている／または、特定の職種等を優先して受け付けている	0.8%	3.8%	5.0%	4.5%	4.5%
当自治体に転入予定がある場合に、申込を受け付けている	13.5%	29.0%	37.5%	35.6%	39.1%
その他の要件のもと受け付けている（里帰り出産）	3.0%	8.4%	15.1%	21.2%	23.6%
その他の要件のもと受け付けている（祖父母等が在住、祖父母等による送迎）	0.8%	3.8%	9.4%	6.1%	2.7%
その他の要件のもと受け付けている（通勤経路、管内への在勤・就学）	1.1%	3.3%	6.0%	5.3%	8.2%
その他の要件のもと受け付けている（上記以外）	5.2%	10.3%	11.2%	14.4%	30.9%
特に制限なく、他自治体に居住する方の申込を受け付けている	37.7%	39.0%	37.2%	34.1%	35.5%
他自治体に居住する方からの申込は受け付けていない	5.5%	2.2%	2.5%	3.0%	0.0%
無回答	1.9%	0.5%	0.2%	0.8%	0.0%

所在地区別にみると、「関東大都市圏」では、他の地域に比べて「当自治体に転入予定がある場合に、申込を受け付けている」の割合が高く62.9%を占める。一方、「中京大都市圏」では「その他の要件のもと受け付けている（里帰り出産）（38.2%）」、「近畿大都市圏」では「特に制限なく、他自治体に居住する方の申込を受け付けている（60.4%）」の割合が高くなっており、三大都市圏の中でも地域によって申込の受付状況が異なっていることがうかがえる。

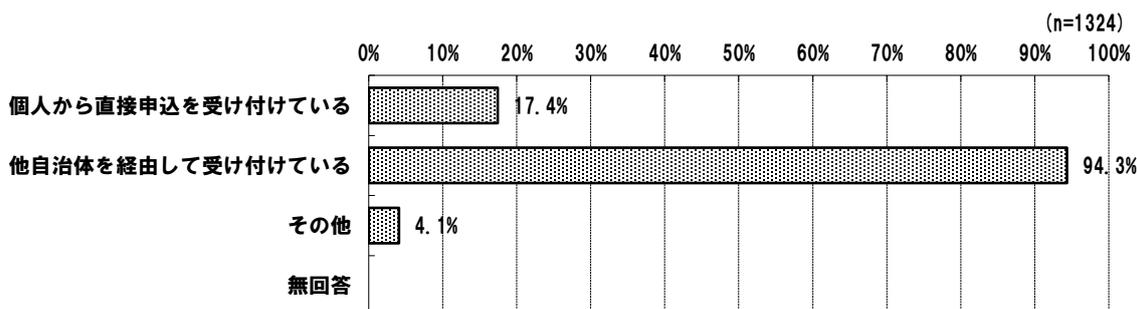
図表 123 【所在地区別】広域入所の申込受付の有無：複数回答（問 33）

	関東大都市圏	中京大都市圏	近畿大都市圏	その他大都市圏・都市圏	過疎地域	上記以外
回答件数	170	68	111	208	549	271
広域入所に関する協定を締結した他自治体に居住する方の申込を受け付けている	5.9%	25.0%	5.4%	19.2%	28.6%	17.7%
他自治体に居住する方の職場が当自治体にある場合に、職種等を問わず申込を受け付けている	52.4%	44.1%	23.4%	45.2%	31.7%	45.8%
他自治体に居住する方のうち、特定の職種等に限定して申込を受け付けている／または、特定の職種等を優先して受け付けている	4.1%	5.9%	4.5%	8.2%	1.8%	1.8%
当自治体に転入予定がある場合に、申込を受け付けている	62.9%	22.1%	23.4%	28.8%	16.2%	36.9%
その他の要件のもと受け付けている（里帰り出産）	8.8%	38.2%	9.0%	12.5%	8.4%	12.5%
その他の要件のもと受け付けている（祖父母等が在住、祖父母等による送迎）	3.5%	10.3%	5.4%	5.3%	2.6%	8.1%
その他の要件のもと受け付けている（通勤経路、管内への在勤・就学）	9.4%	2.9%	7.2%	4.8%	1.6%	4.1%
その他の要件のもと受け付けている（上記以外）	19.4%	26.5%	11.7%	10.1%	6.9%	11.8%
特に制限なく、他自治体に居住する方の申込を受け付けている	31.2%	7.4%	60.4%	29.3%	45.2%	29.9%
他自治体に居住する方からの申込は受け付けていない	0.0%	4.4%	2.7%	5.3%	2.9%	3.3%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	1.1%

②広域入所の申込受付にあたっての判断基準・方法

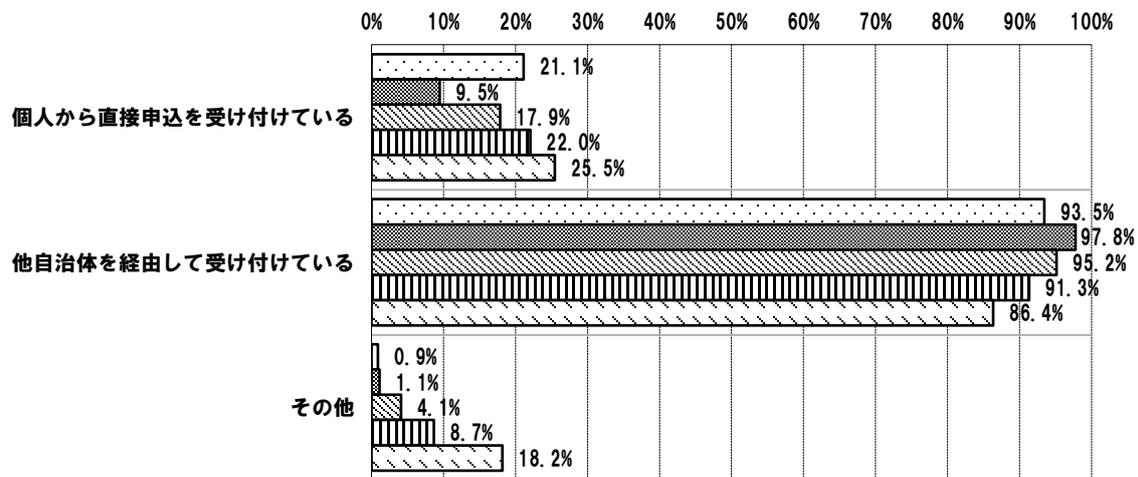
他自治体の居住者からの申込を受け付けていると回答した自治体に対して受付方法（ルート）を尋ねたところ、「他自治体を経由して受け付けている」の割合が94.3%と突出して高く、相手先の自治体を経由するルートが中心となっている。

図表 124 広域入所の申込の受付方法：複数回答（問 34）



人口規模別にみると、「個人から直接申込を受け付けている」自治体の割合は、「1万人以上」でみると規模が大きくなるとともに上昇している。

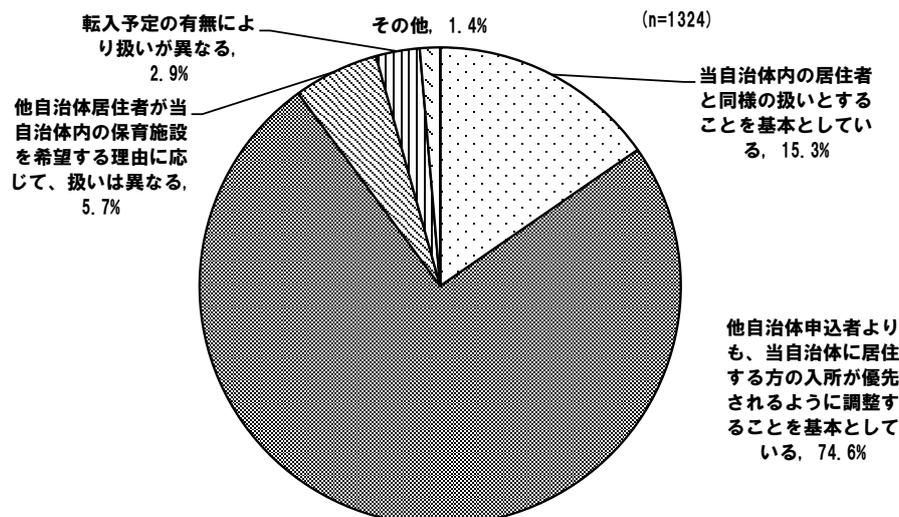
図表 125 【人口規模別】広域入所の申込の受け付け方法:複数回答(問34)



- (n=336) 1万人未満
- ▣ (n=359) 1万人以上~3万人未満
- ▤ (n=392) 3万人以上~10万人未満
- ▥ (n=127) 10万人以上~20万人未満
- ▧ (n=110) 20万人以上

入所調整における広域入所の申込者の扱いについて尋ねたところ、「他自治体申込者よりも、当自治体に居住する方の入所が優先されるように調整することを基本としている」の割合が74.6%と最も高く、これに次いで多い「当自治体内の居住者と同様の扱いとすることを基本としている(15.3%)」、「他自治体居住者が当自治体内の保育施設を希望する理由に応じて、扱いは異なる(5.7%)」等を大きく上回っている。

図表 126 入所調整における広域入所の申込者の扱い:単数回答(問35)



注) 「その他」の自由回答内容を精査したところ、「転入予定の有無により扱いが異なる」に該当する回答が多かったため、これをそれぞれ独立した項目として集計している(以下、同じ)。

なお、「その他」については、以下のような自由回答がみられた。

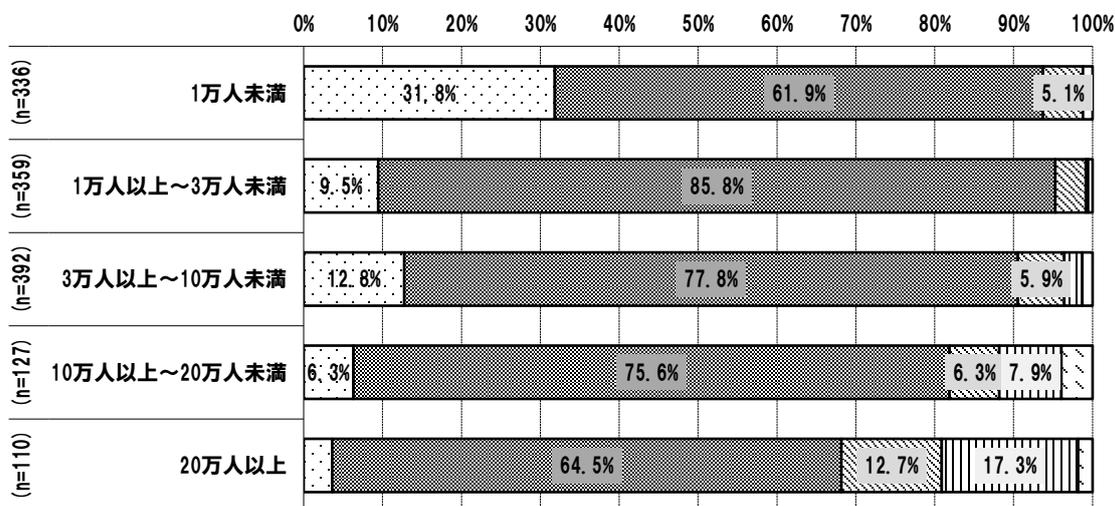
■ 在勤の保育士の場合は扱いが異なる（5件）

<回答例>

- ・ 転入予定者は居住者と同様、在勤で保育士等以外の者は居住者優先
- ・ 町内保育所に保育士として勤務している者については、受け入れ体制が整っている場合に調整を行っている
- ・ 協定締結した近隣自治体に在住する本市勤務の保育士の子のみ、居住地での入所待機時には優先して受け入れ
- ・ 広域申込者が本市内の保育施設で就労する保育士の場合は、本市居住者と同様に利用調整を行う
- ・ 基本的な取扱いは居住者優先だが、本市内の認可保育施設等に勤務する保育士等は優先的な利用調整の対象としている

人口規模別にみると、「1万人未満」では、「当自治体内の居住者と同様の扱いとすることを基本としている」の割合が他の類型に比べて高く31.8%を占める。また、「20万人以上」では、「他自治体居住者が当自治体内の保育施設を希望する理由に応じて、扱いは異なる（12.7%）」と「転入予定の有無により扱いが異なる（17.3%）」の割合が高く、両者を合計した「広域入所の理由により扱いが異なる」自治体が30.0%を占める。

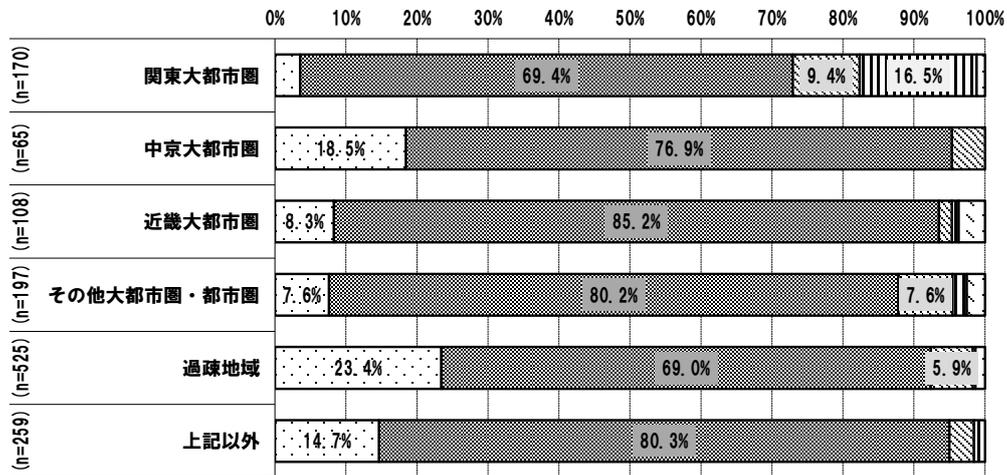
図表 127 【人口規模別】入所調整における広域入所の申込者の扱い:単数回答（問35）



- 当自治体内の居住者と同様の扱いとすることを基本としている
- 他自治体申込者よりも、当自治体に居住する方の入所が優先されるように調整することを基本としている
- 他自治体居住者が当自治体内の保育施設を希望する理由に応じて、扱いは異なる
- 転入予定の有無により扱いが異なる
- その他

所在地区別にみると、「当自治体内の居住者と同様の扱いとすることを基本としている」自治体の割合は「過疎地域」が最も高く 23.4%を占め、以下、「中京大都市圏（18.5%）」、「上記以外（14.7%）」の順となっている。また、「関東大都市圏」では、「転入予定の有無により扱いが異なる（16.5%）」の割合が高くなっている。

図表 128 【所在地区別】入所調整における広域入所の申込者の扱い:単数回答(問35)

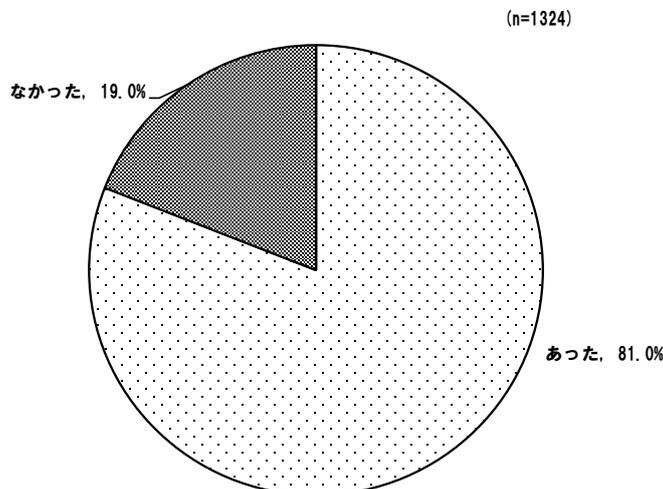


- 当自治体内の居住者と同様の扱いとすることを基本としている
- 他自治体申込者よりも、当自治体に居住する方の入所が優先されるように調整することを基本としている
- 他自治体居住者が当自治体内の保育施設を希望する理由に応じて、扱いは異なる
- 転入予定の有無により扱いが異なる
- その他
- 無回答

③広域入所の申込・利用に係る実態

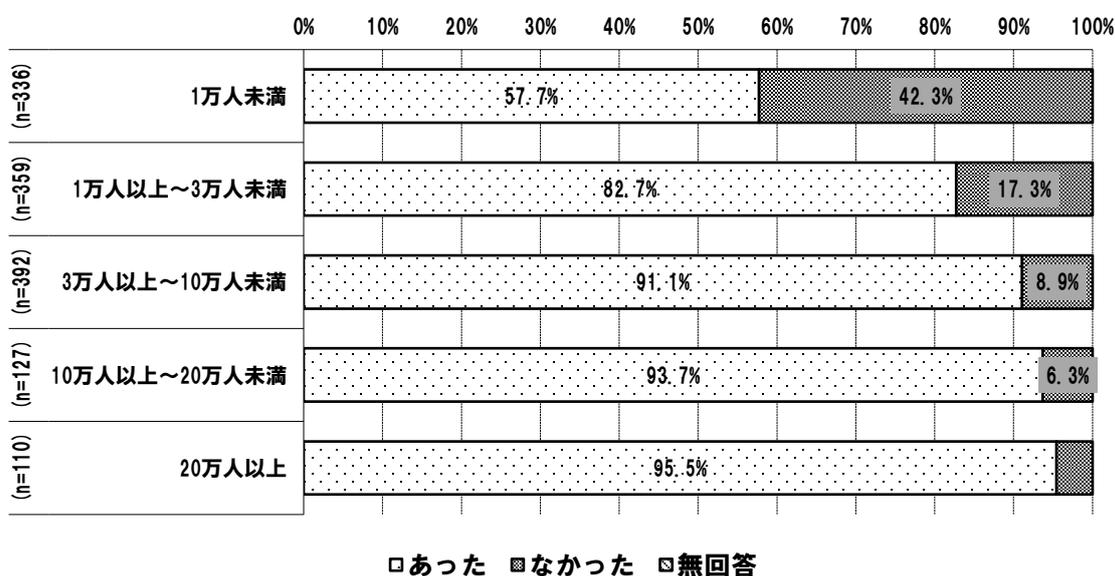
令和6年4月入所における広域入所の申込については、「あった」が81.0%を占める。

図表 129 広域入所の申込の有無:単数回答(問36)



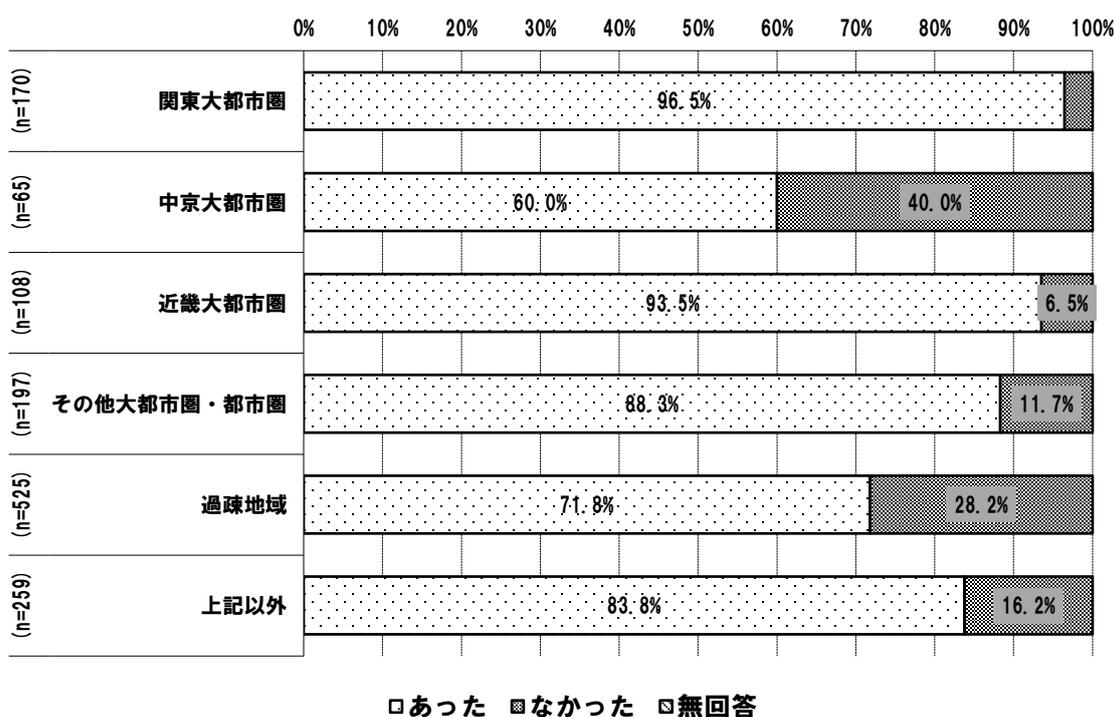
人口規模別にみると、広域入所が「あった」自治体の割合は、規模が大きくなるとともに上昇している。

図表 130 【人口規模別】広域入所の申込の有無：単数回答（問 36）



所在地区別にみると、広域入所が「あった」自治体の割合は、「関東大都市圏 (96.5%)」や「近畿大都市圏 (93.5%)」等で高く、それぞれ9割を超えている。一方、「なかった」については、「中京大都市圏 (40.0%)」と「過疎地域 (28.2%)」で高くなっており、三大都市圏においては関東・近畿と中京とでは広域入所の申込状況が異なっている。

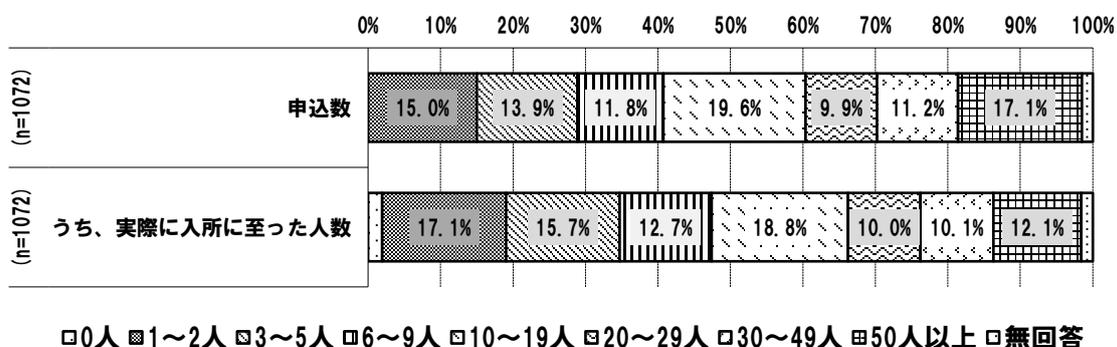
図表 131 【所在地区別】広域入所の申込の有無：単数回答（問 36）



令和6年4月入所における広域入所の申込数をみると、「10～19人（19.6%）」の割合が最も多く、以下、「50人以上、（17.1%）」、「1～2人（15.0%）」の順である。

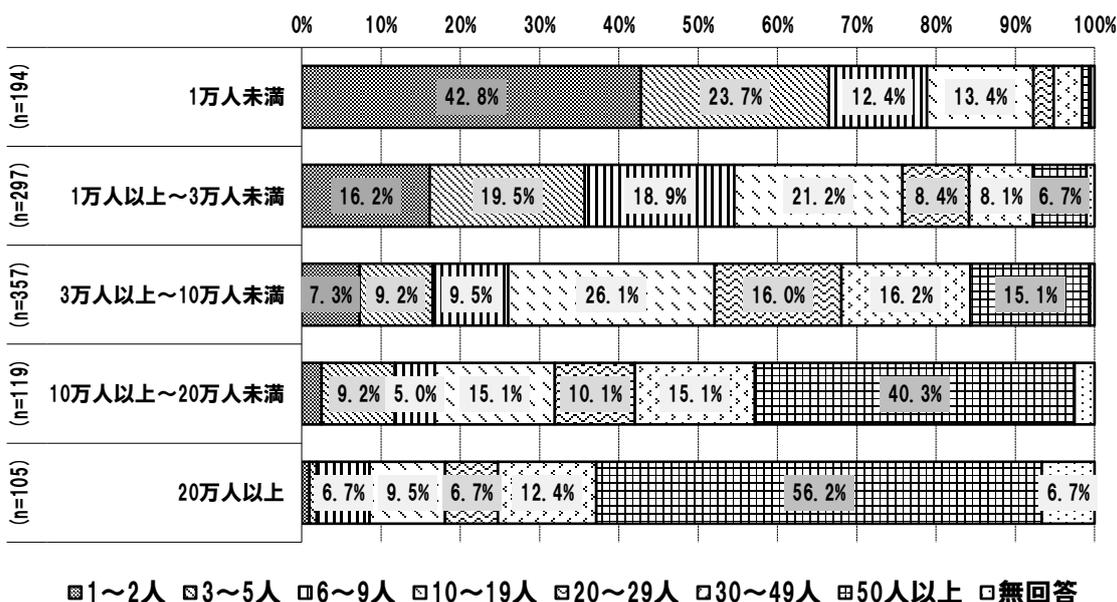
利用人数については、「10～19人（18.8%）」、「1～2人（17.1%）」、「3～5人（15.7%）」の順である。また、「0人」の自治体が2.0%（21自治体）存在する。

図表 132 広域入所の申込数・利用人数：数値回答（問37）

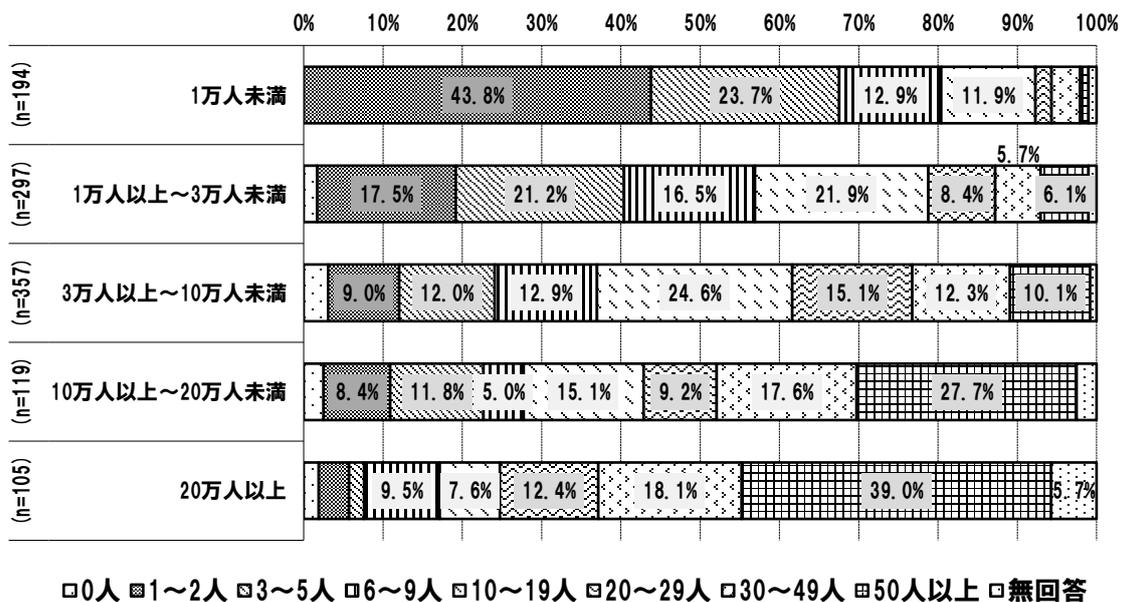


広域入所の申込数と利用人数を人口規模別にみると、規模が大きくなるにつれて申込数と利用人数も増える傾向が顕著である。

図表 133 【人口規模別】広域入所の申込数：数値回答（問37）

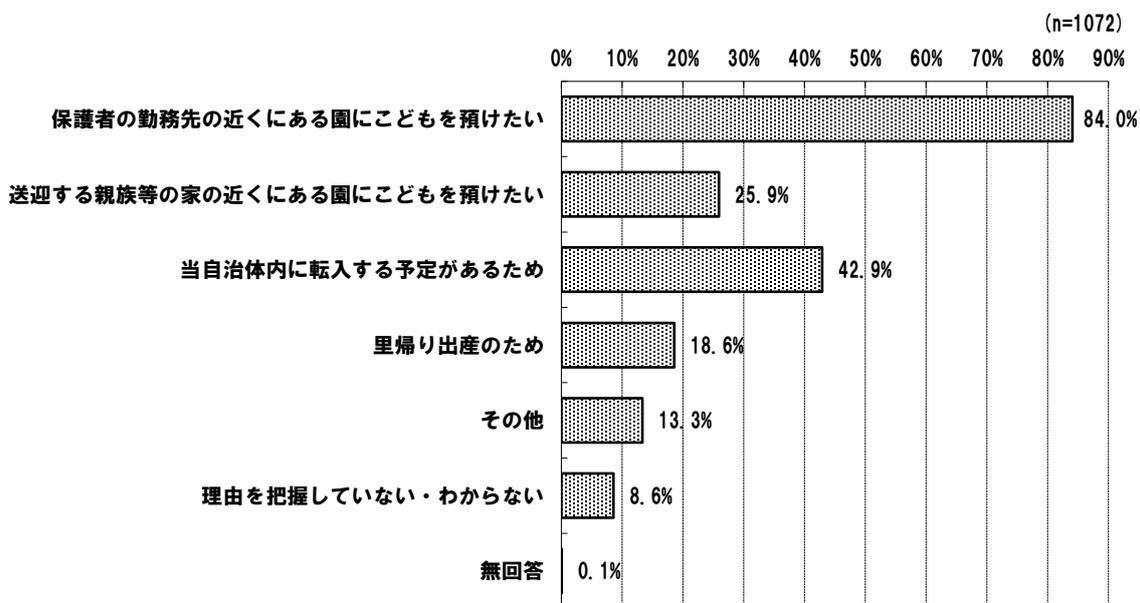


図表 134 【人口規模別】広域入所の利用人数:数値回答(問37)



令和6年4月入所において受け付けた広域入所の申込理由を尋ねたところ、「保護者の勤務先の近くにある園に子どもを預けたい」の割合が84.0%と突出して高く、これに次いで多い「当自治体内に転入する予定があるため(42.9%)」、「送迎する親族等の家の近くにある園に子どもを預けたい(25.9%)」等を大きく上回っている。

図表 135 広域入所の申込を希望した理由:複数回答(問38)

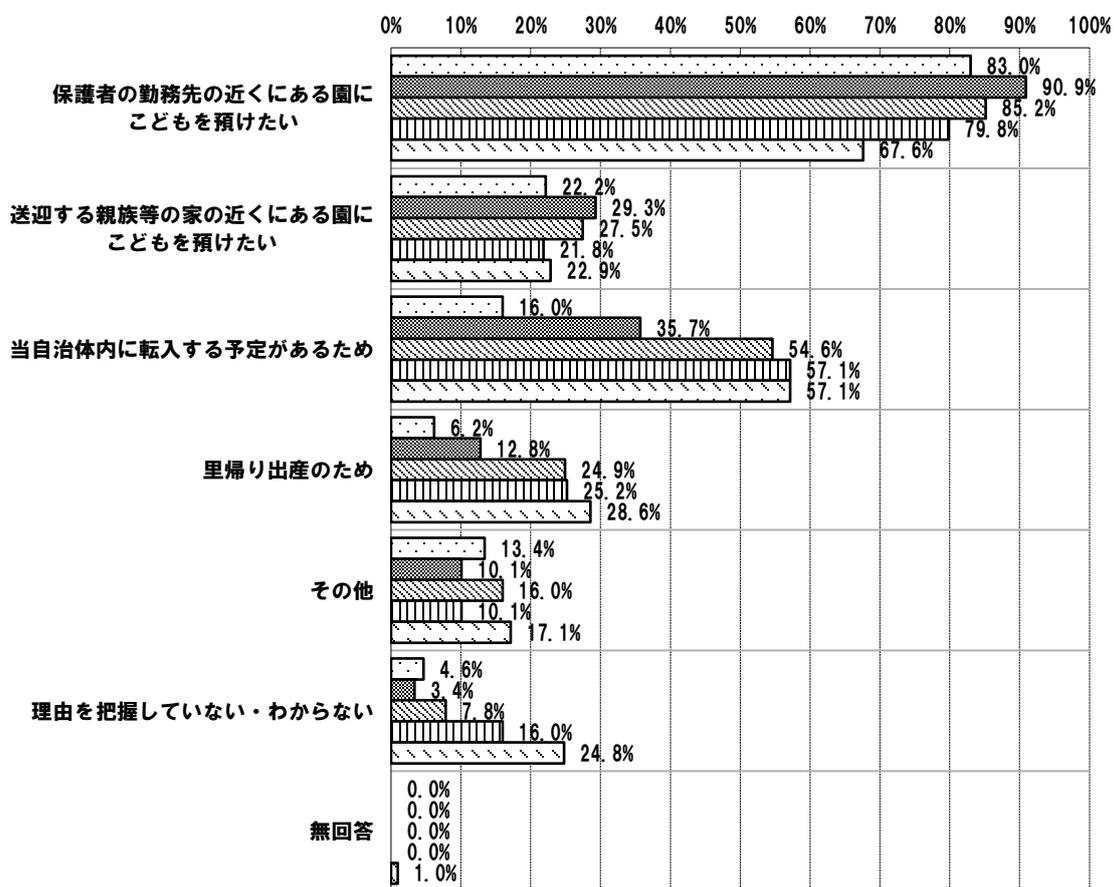


なお、「その他」については、以下のような自由回答がみられた。

- 転出後や在園中のため、広域入所などの継続利用（40件）
＜回答例＞
 - ・ 転出後も通っていた園を継続利用するため
 - ・ 前年度の在園児で、卒園までの継続入所を希望したため
 - ・ 交友関係等を継続したいため
- 保護者が管内で勤務（保育士など）（24件）
＜回答例＞
 - ・ 保護者が入所希望施設で勤務している
 - ・ 市内認可保育施設で保育士として勤務するため
 - ・ 保護者の勤務先が当該自治体内にあるため
- 自宅・行政界に近い、近隣自治体に居住（15件）
＜回答例＞
 - ・ 区界に居住のため
 - ・ 他自治体の保育所が自宅から近いため
- 他自治体に空き・施設がない（14件）
＜回答例＞
 - ・ 他自治体において入所可能な施設がないため
 - ・ 住所地の自治体の保育所の定員超過
- 通勤経路（12件）
＜回答例＞
 - ・ 保護者の通勤経路上にある園にこどもを預けたい
- 園の教育方針（8件）
＜回答例＞
 - ・ 利用希望施設の教育方針によるもの
 - ・ 園の方針に賛同している
 - ・ 英語教育を主体とした保育施設
- 兄弟姉妹が利用（5件）
＜回答例＞
 - ・ 兄弟がすでに通所しているため
 - ・ 市内の認定こども園に申込児の兄弟が通園しており、送迎の関係で同じ園を希望しているため

人口規模別にみると、いずれの階層においても「保護者の勤務先の近くにある園にこどもを預けたい」の割合が最も高く、規模が小さい自治体ほど回答割合が高くなる傾向がみられる。また、「当自治体内に転入する予定があるため」、「里帰り出産のため」、「理由を把握していない・わからない」については、規模が大きくなるにつれて回答割合が上昇する傾向がみられる。

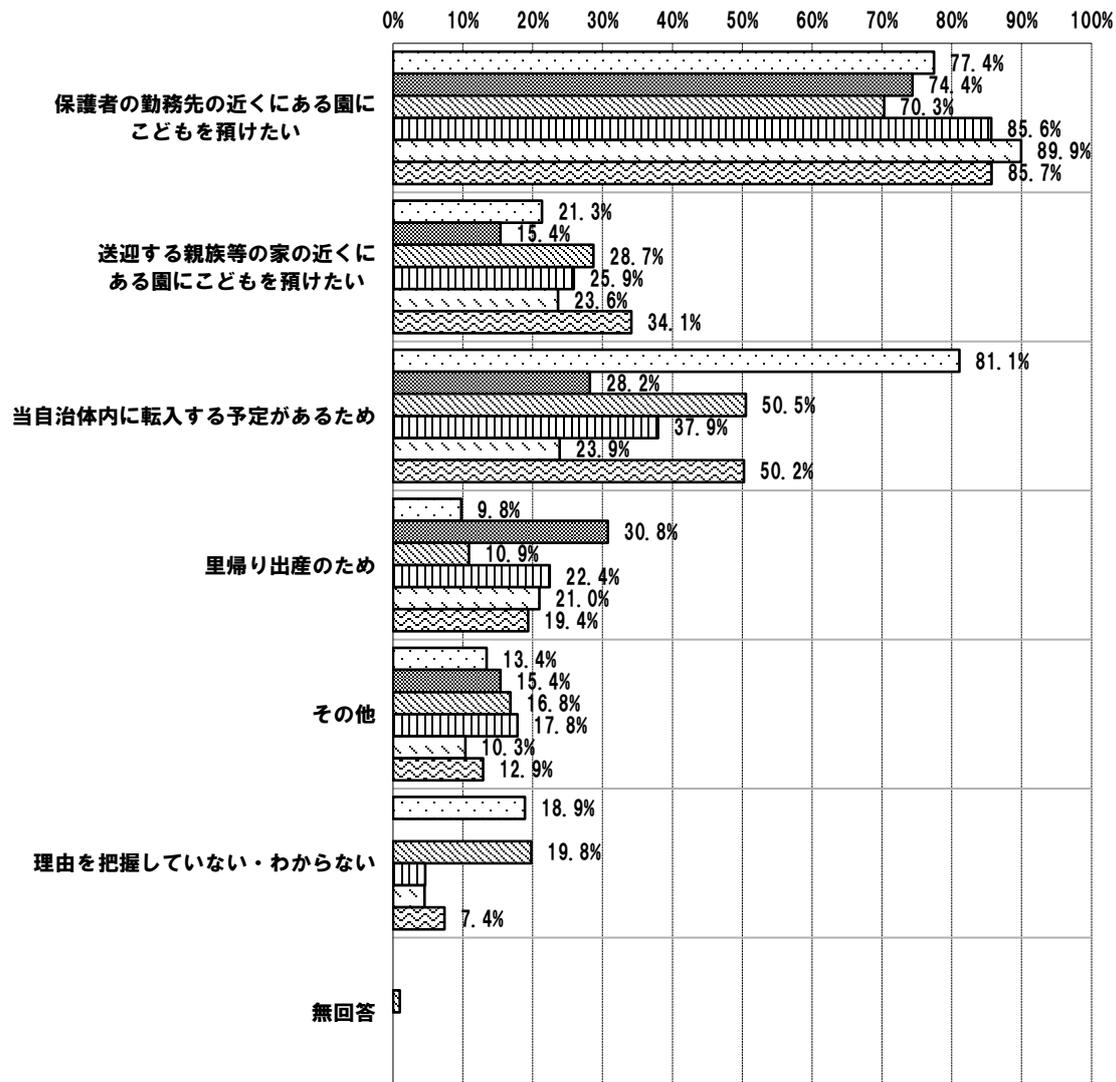
図表 136 【人口規模別】広域入所の申込を希望した理由:複数回答(問38)



- (n=194) 1万人未満
- (n=297) 1万人以上～3万人未満
- ▨ (n=357) 3万人以上～10万人未満
- ▩ (n=119) 10万人以上～20万人未満
- (n=105) 20万人以上

所在地区別にみると、「関東大都市圏」では、「当自治体内に転入する予定があるため」の割合が 81.1%と他の地域と比べて突出して高く、当該地域の中では、広域入所の申込理由として最も多い。また、「関東大都市圏」以外において最も多い「保護者の勤務先の近くにある園にこどもを預けたい」については、「その他大都市圏・都市圏」、「過疎地域」、「上記以外」といった三大都市圏以外の地域において回答割合が高くなっている。

図表 137 【所在地区別】広域入所の申込を希望した理由:複数回答(問38)



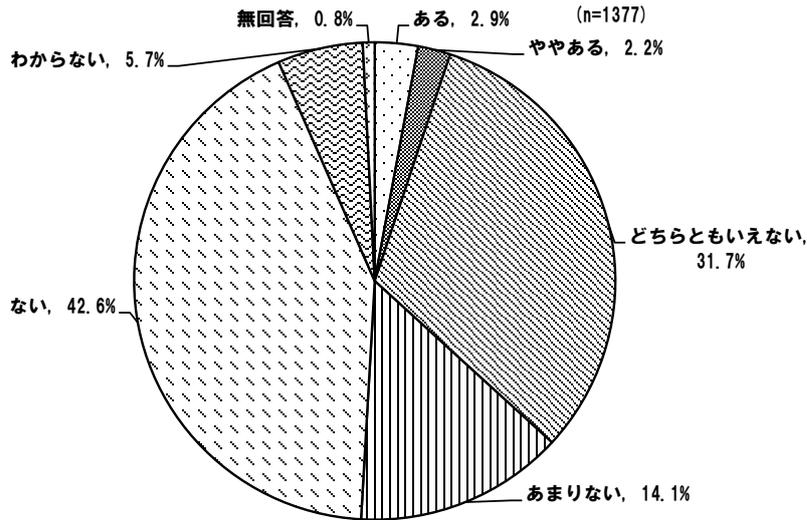
- (n=164) 関東大都市圏
- (n=39) 中京大都市圏
- ▨ (n=101) 近畿大都市圏
- (n=174) その他大都市圏・都市圏
- ▨ (n=377) 過疎地域
- (n=217) 上記以外

(2) 広域入所による受け入れの実施意向

① 受入意向の有無

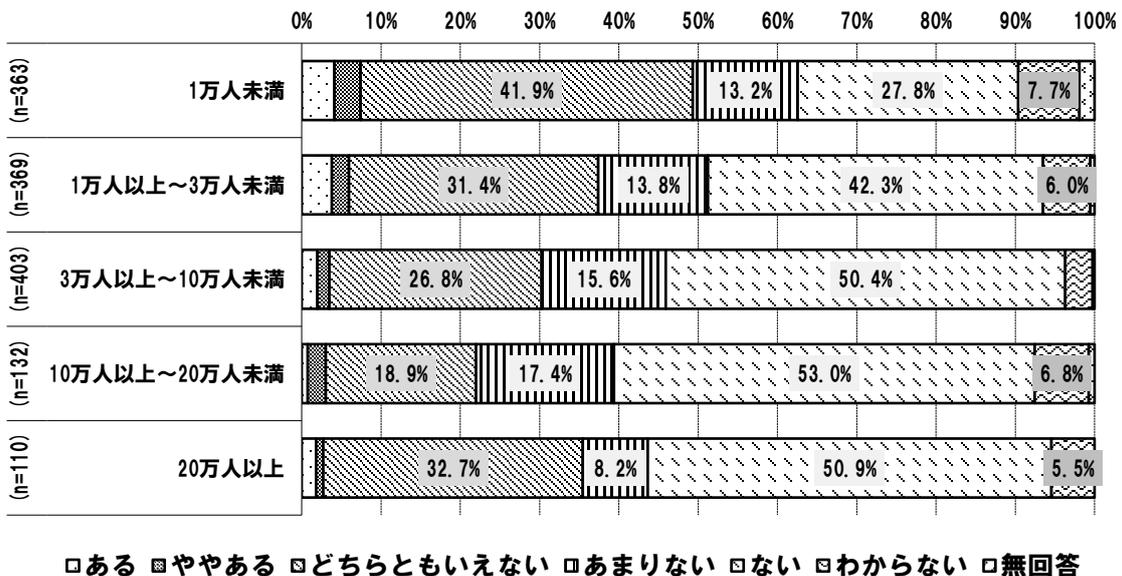
広域入所の裾野を広げたい、または広域入所を始めたい意向について尋ねたところ、「ない」の割合が最も高く 42.6%を占め、以下、「どちらともいえない (31.7%)」、「あまりない (14.1%)」の順である。「ない」と「あまりない」の合計割合は 56.7%と、広域入所の受入拡大に消極的な自治体が 6 割弱を占める。一方、「ある」と「ややある」の合計割合は 5.1%にとどまる。

図表 138 広域入所の受け入れに係る今後の意向:単数回答 (問 39)



人口規模別にみると、規模が大きくなるほど「ない」の割合が上昇する傾向がみられ、「3万人以上」では回答割合が5割を超えている。

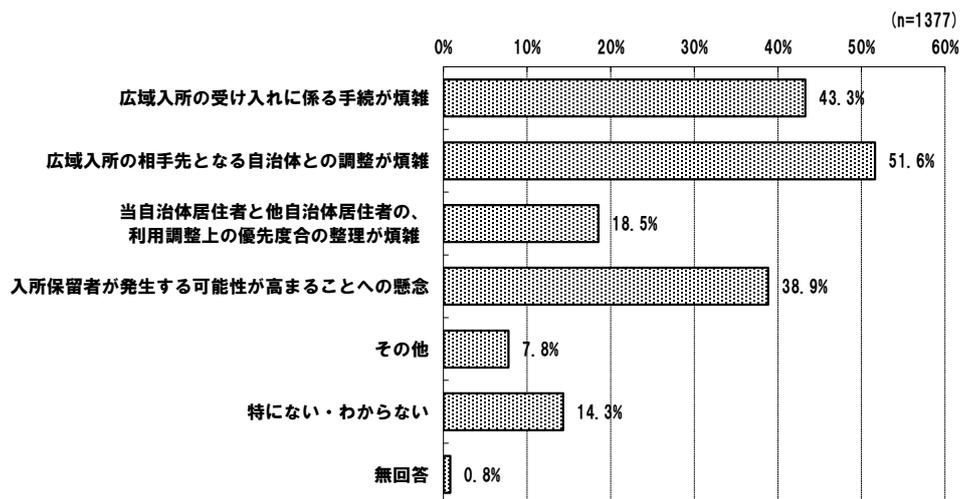
図表 139 【人口規模別】広域入所の受け入れに係る今後の意向:単数回答 (問 39)



②受入にあたっての課題

広域入所の運用もしくは広域入所を始めるにあたっての課題としては、「広域入所の相手先となる自治体との調整が煩雑」の割合が最も高く 51.6%を占め、以下、「広域入所の受け入れに係る手続きが煩雑 (43.3%)」、「入所保留者が発生する可能性が高まることへの懸念 (38.9%)」の順である。相手先の自治体との調整や事務手続きの煩雑さのほか、広域入所を受け入れることで当該自治体の居住者が入所保留となることへの懸念が多く挙げられている。

図表 140 広域入所の受け入れにあたっての課題:複数回答 (問 40)



なお、「その他」については、以下のような自由回答がみられた。

■ 広域入所に係る受け入れ基準・制度・手続き方法等の違い (24 件)

<回答例>

- ・ 申込にあたっての必要書類が市町村によって異なる
- ・ 就労証明書を除く申込書様式については自治体ごとに定められているため、当市の利用調整における確認事項が記載されていないケースがある
- ・ 入所可能期間 (1 年間又は就学前) や入所可能月 (育児休業復職日の属する月かその前月か) が市町村で異なるため、統一されたルールで運用したい
- ・ 認定・協議に関する統一的なルールがない (広域の許容が自治体判断による)
- ・ 市町村ごとに転出協議の要否が異なっており、確認等の対応に時間を要する

■ 給付関連業務の事務負担増、保育料の計算等が煩雑 (14 件)

<回答例>

- ・ 施設型給付費の支払・加算認定確認・精算等が煩雑
- ・ 月初日名簿作成、給付費請求処理、年度清算など施設との調整に時間を要する。公定価格と処遇改善等の確定を待ってからの事務のため、短期間処理の負担が大きい
- ・ 広域保育料の計算や請求書の作成が煩雑

■ 受け入れ困難、受け皿不足 (13 件)

<回答例>

- ・ 町民だけで枠が埋まってしまうので、実際は受け入れができない

- ・ 市内居住者の入園希望が多く、市内保育園に広域入所を受け入れる余裕がない
- ・ 当町在住者で待機児童が多い中で、広域入所の受付枠がほぼない
- ・ 利用定員の空きが少なく年度途中の入所を考えると広域入所の受入れは難しい

■ 保育士等の人材不足（7件）

<回答例>

- ・ 現在保育士の数が少なく町内の児童で手一杯なため新規広域児童受入の余裕がない
- ・ 保育施設の人員体制の確保

■ 保護者の手続きが煩雑（4件）

<回答例>

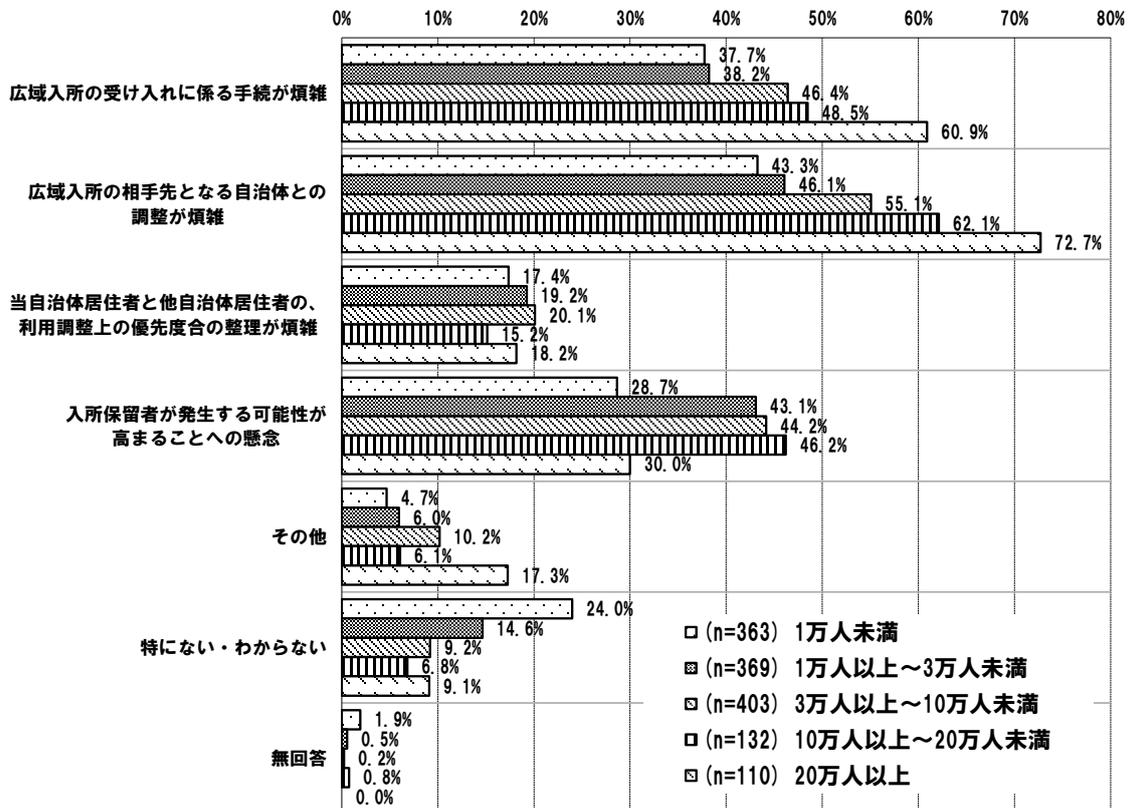
- ・ 申請受付が自治体ごとに異なるため、申請手続きが煩雑になる
- ・ 転入にあたる広域入所申請の場合、転入先でも改めて保護者に手続きいただく必要があるなど、保護者の手続きが煩雑になってしまう

■ 受け入れる園の事務負担（2件）

人口規模別にみると、いずれの階層においても「広域入所の相手先となる自治体との調整が煩雑」の割合が多く、規模の拡大とともに回答割合が上昇している。

また、これに続く2番目、3番目に多い項目としては、順序が入れ替わるものの「広域入所の受け入れに係る手続きが煩雑」と「入所保留者が発生する可能性が高まることへの懸念」が挙げられている。前者については、規模の拡大とともに回答割合が上昇する傾向が顕著であり、後者については、「1万人以上～20万人未満」の自治体において課題感が強いことがうかがえる。

図表 141 【人口規模別】広域入所の受け入れにあたっての課題：複数回答（問40）



第5章 自治体ヒアリング調査結果

I. 調査実施概要

1. 調査目的

保育施設等の利用調整にかかる職員の負担の実態や課題等について詳細に把握することを目的にヒアリング調査を実施した。

2. 調査対象

11自治体。うち、3自治体は本事業におけるアンケート調査の実施前にヒアリング調査を実施（プレヒアリング）。

3. 調査対象の選定の視点及び選定方法

ヒアリング調査は、アンケート調査票設計のためのプレヒアリング（2024年9月）と、アンケート調査の結果を踏まえ、利用調整業務の職員の負担の実態や課題等を詳細に把握するための本ヒアリング（2025年2月）の2回に分けて実施した。

調査対象の選定にあたって、プレヒアリングにおいては、自治体における待機児童数や除外4類型の数とそれらの推移や、利用調整にかかる公開情報等を参考にし、3自治体を選定した。また、自治体の人口規模に偏りがないように配慮した。

<プレヒアリング：選定条件>

除外4類型における「特定の保育園等のみ希望している者」または「育児休業中の者」が多く、かつ「特定の保育園等のみ希望している者」または「育児休業中の者」の申込者に占める割合が高い自治体のうち、利用調整にかかる公開情報等から特徴がみられた自治体
--

本ヒアリングにおいては、アンケート調査の結果を踏まえ、ICT化だけでは解決しない、あるいはICTの活用にあたって工夫を要すると考えられる業務に着目し、ヒアリング対象として以下の3類型を設定した。

「①申請内容のチェック、問い合わせ・確認作業に関する業務のヒアリング」は、申請内容のチェック、問い合わせ・確認作業や、その後工程である利用調整指数の算出、申請内容の電子化に関する業務におけるICTの活用にあたっての課題や工夫を把握するために実施した。

「②配慮が必要な児童の利用調整や保育施設との個別調整に関する業務のヒアリング」、「③期待する結果とならなかった申込者（入所保留者含む）への対応・フォローに関する業務のヒアリング」は、それらの業務の負担軽減のニーズが高いものの、ICT化による解決が期待されにくいため、業務負担の実態や課題、負担軽減のために行われている工夫を把握するために実施した。

いずれの選定においても、自治体の人口規模や地域（都市部、地方部等）に偏りがないように配慮した。

<本ヒアリング：選定条件>

①申請内容のチェック、問い合わせ・確認作業に関する業務のヒアリング	アンケート結果をもとに、左記の業務やその後工程の業務に ICT・AI を導入しており、ICT・AI が利用調整業務の負担軽減に寄与していると回答した自治体
②配慮が必要な児童の利用調整や保育施設との個別調整に関する業務のヒアリング	アンケート結果をもとに、左記の業務を負担に感じており、業務負担軽減のための工夫を図っている自治体
③期待する結果とならなかった申込者（入所保留者含む）への対応・フォローに関する業務のヒアリング	アンケート結果をもとに、左記の業務を負担に感じており、業務負担軽減のための工夫を図っている自治体

4. 調査実施方法

オンラインによるヒアリング

5. 調査実施時期

プレヒアリング：2024年9月

本ヒアリング：2025年2月

6. 調査内容

ヒアリング調査における主な調査内容は、次のとおりである。

- ・ 保育所等の利用調整に関する体制
- ・ 保育所等の利用調整にかかる業務内容、スケジュール
- ・ 保育所等の利用調整にかかる職員の負担感
- ・ 保育所等の利用調整に関する業務負担上の課題や工夫
- ・ 保育所等の利用調整にかかる ICT・AI の活用状況・活用意向
- ・ 除外4類型の取り扱いについて

7. 調査対象一覧

調査対象一覧は以下のとおりである。

No.	類型	自治体名	人口規模 (2024年1月)	実施日
1	プレヒアリング	兵庫県西宮市	482,594	2024年9月3日
2		埼玉県さいたま市	1,345,012	2024年9月4日
3		大阪府摂津市	86,351	2024年9月5日
4	①申請内容のチェック、問い合わせ・ 確認作業に関する業務のヒアリング	茨城県取手市	106,008	2025年2月18日
5		鳥取県鳥取市	181,203	2025年2月28日
6	②配慮が必要な児童の利用調整や保 育施設との個別調整に関する業務の ヒアリング	京都府京都市	1,379,529	2025年2月10日
7		千葉県流山市	210,733	2025年2月18日
8		A市	-	2025年2月19日
9	③期待する結果とならなかった申込 者（入所保留者含む）への対応・フォ ローに関する業務のヒアリング	熊本県熊本市	731,722	2025年2月6日
10		千葉県勝浦市	15,663	2025年2月13日
11		B市	-	2025年2月28日

8. 掲載内容に関する留意事項

次ページより掲載しているヒアリング調査結果において、掲載している情報は次のとおりである。

- ・ 各原稿冒頭の表内における「人口規模」は、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（総務省）（2024年1月）に基づく。
- ・ 各原稿冒頭の表内における「保育所等・地域型保育事業所の施設数」は、「令和5年社会福祉施設等調査」（厚生労働省）に基づく。なお、同調査では、保育施設について認可保育所、保育所型認定こども園、地域型保育所が調査対象とされており、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園は施設数に含まれていない。
- ・ 各原稿冒頭の表内における「定員数」「申込者数」「待機児童数」「除外4類型」「育児休業中の者」「特定の保育園等のみ希望している者」は、「保育所等利用待機児童数調査（令和6年4月1日）」（こども家庭庁）に基づく。なお、「除外4類型」の内訳のうち、「育児休業中の者」「特定の保育園等のみ希望している者」のみを掲載している。
- ・ 利用調整に関する用語のうち、「調整指数」については、基準指数及び調整指数を含むものとして用いている。

II. 調査結果

1. 兵庫県西宮市

(1) 基礎情報

人口規模	20 万以上 50 万人未満	保育所等・地域型保育事業所の施設数 ※令和 5 年社会福祉施設等調査	112
定員数 (人)	8,904	申込者数 (人)	10,202
待機児童数 (人)	121	除外 4 類型 (人)	898
育児休業中の者 (人)	368	特定の保育園等のみ希望している者 (人)	487

(2) 入所手続きや利用調整の全体概要 (令和 6 年 4 月入所の選考についての実態)

①利用調整の業務内容

- ・ 申込受付前に保護者からの申込相談を受ける。
- ・ 保護者から申込を受け付ける。申込は電子申請でも受け付けている (2 歳児以上は窓口受付としている)。電子申請は市のスマート申請という保育分野に関わらず運用されているシステムを活用している。
- ・ 受け付けた申込書に不備がないかチェックする。
- ・ 調整指数を算出する。
- ・ 保育システムに登録する。保育システムに入力することで、入所内定者を決めた後、内定通知等を出力することができる。また、保育システムは住民基本台帳と連動しており、通知書類に必要な住所も出力することができる。
- ・ 入所選考を実施する。
- ・ 選考結果の確認作業を行う。
- ・ 保育所等に連絡する。
- ・ 申込者に内定通知もしくは保留通知を送る。

②選考 (利用調整) スケジュールと繁忙期

- ・ 4 月入所 (1 次) の場合、利用者を決定する作業を 12 月半ばに実施。10 日～2 週間程度かけて集中的に取り組んでいる。
- ・ 保育生活において配慮が必要な事項等を含めた内定児に関する情報を 12 月後半から 1 月中旬にかけて、内定先の施設に連絡する。
- ・ 4 月入所 (1 次) の選考結果を、1 月 20 日頃に結果発表している。
- ・ 繁忙期は 10 月末から 11～12 月となっている。申込締切直前の申込受付、申込締切後のチェック作業、調整指数の算出、申込者の保育施設への振り分けで忙しい 2 か月間が続く。

③利用調整に関わる職員数、利用調整業務の分担状況

- ・ 利用調整に関わる職員数：保育入所課の職員5～7名（専任5名、兼務2名（係長））
- ・ 通常業務（4月入所以外）としての利用調整は5名体制である。4月入所は人数が多いこともあり、増員して7名で行っている。これらの7名は入所者の決定に関わっている。
- ・ 入所選考にいたるまでの書類の入力作業、利用調整にかかる調整指数の算出等は保育入所課の職員13名で行っている（ほかに窓口専任の職員が3名いる）。
- ・ 保育料を徴収する担当職員も数名関わることもある。

④担当者の具体的な業務・作業内容

■ 申込受付

- ・ 電子申請による申込受付も行っている。電子申請であっても、基本的には窓口受付と同じ書類を提出する。
- ・ こどもが2歳以上の場合、円滑に保育生活を送れるように、申込受付時に保健師や保育士がこどもの面接を行うため、原則窓口受付としている。
- ・ 受け付けた申込書に不備がないかチェックする。

■ 調整指数の算出からシステム登録作業まで

- ・ 利用調整基準表に照らし合わせて調整指数の算出を行う。申込者から提出された書類などにより、当てはまる事由を確かめている。
- ・ 調整指数の計算にあたって、Excel等は活用しておらず、紙上で計算している。児童台帳に確認した調整指数を記入していく。
- ・ 台帳にて指数を計算したのち、保育システムに登録する。システム上で調整指数の各項目を登録すると、システム上でも計算がされる。紙上で計算した調整指数がシステム上でも間違いないかチェックしている。
- ・ 調整指数の算出にあたっては複数人でチェック作業を行う。
- ・ 電子申請と保育システムは連動していないため、保育システムに別途入力する必要がある。
- ・ 間違えられない業務であるため、システムに登録された内容が正しいか、システム上の表示内容のチェックのみならず、紙上でも二重にチェックしている。
- ・ 申込を受け付けてから調整指数の算出まで時間を空けてしまうと、書類に不備があったときに対応が困難になるため、申込があった翌日には調整指数を算出している。繁忙期であったとしても処理にあまりに日数を要してしまうと書類不備時の対応が困難となるため、可能な限り速やかに処理をしている。

■ 申込者の保育施設への振り分け

- ・ 保育システムから申込者のリストを抽出し、利用調整会議を開く。申込者を保育施設へ振り分け、複数人で目視チェックを行う。4月入所申込の利用調整は2回実施しており、7名で作業を行う。
- ・ 保育システム上で申込者は指数順で並び替えられているが、自動で選考結果を出すことはできない。例えば兄弟姉妹で同じ施設の利用を希望する場合など、希望する施設によって

調整指数が異なる場合がある。保育システム上では同一人について施設ごとに異なる調整指数を表示することができないため、別途修正する必要がある。

- ・ 入所選考作業は数日かかり、何度も見直しを行う。兄弟姉妹がいる場合、兄弟姉妹で同時期の入所を希望したり、一人だけでも入所を希望したりする場合など、申込者によって条件が様々である。また、兄弟姉妹で同時に申込しているかどうか調整指数の一つになっている。
- ・ 入所選考においてはAIも活用しているが複雑な兄弟姉妹の入所条件などAIでは対応できないケースもあり、人の手により作業を行っている部分は大きい。

⑤入所が決まらなかった申込者に対するフォローやサポートの状況

- ・ 入所選考が終わった後の空き状況を提示し、適宜相談に応じている。
- ・ 認可保育所に限らず、その他の施設も説明する。認可外施設、企業主導型保育施設、幼稚園等の情報提供も行う。
- ・ 市独自の取組として、やむを得ず認可外施設を利用する場合は補助金を交付している。

⑥全体的な負担感（利用調整に要する時間、心身の負担の状況等）

- ・ 4月入所の利用調整業務に全力を注いでおり、保育入所課の職員16名が動員されている。
- ・ 入所調整業務以外にも、保育料算定、支給認定業務などが別であり、入所調整業務によって通常業務が圧迫されている。
- ・ 申込締切直前の申込受付、申込締切後のチェック作業、調整指数の算出、申込者の保育施設への振り分けの間が忙しく、繁忙期が2か月間続く。
- ・ 申込書が窓口で直接提出される場合、その場で不備事項を確認し、追加書類の案内をしているが、電子申請の場合、直接確認することができず、修正依頼をその場でできない難しさがある。

⑦負担感の理由

- ・ 申込者を保育施設へ振り分けた後、施設に入所内定者を案内する際、入所内定者が発達に遅れのあるこどもや障害のあるこどもの場合、加配保育士が配置できない等の理由でその施設では受け入れられないといったことが起こることもある。受け入れを促すものの、どうしても受け入れることができないといった場合、保育施設へ振り分けをもう一度を行う。業務にかかる時間としても心理的にも負担がある。
- ・ 選考結果の通知後、入所保留になった場合、入所保留者から問い合わせがある。他の施設や今後の方針をアドバイスしているが、心理的な負担が大きい。
- ・ 4月入所の申込者が約3,500人に対して施設が約160施設あり、単純に作業量が多く、心理的にも負担が大きい。
- ・ 繁忙期の10月～12月は毎日が残業のような状況となり、労働時間も利用調整業務を行う時期は超過勤務が増えている。

⑧ ICT・AI の活用状況と活用における課題

- ・ 保育システムは住民基本台帳と連動しており、新制度がはじまった平成 27 年度から利用している。
- ・ 保育システムを用いることで、各施設年齢別に調整指数の高い順に申込者を並べてくれる。
- ・ 令和 3 年度から AI を活用した保育施設への振り分けも活用しているが、複雑な兄弟姉妹の入所条件を反映することが困難であるため、手作業に頼る部分は依然として大きい。

⑨業務改善や工夫を図っている／図ってきたこと

- ・ 申込受付を電子申請でも受け付けるようにしたことで窓口への来庁者数が 300 件ほど減り、窓口での申込受付業務の負担が多少減った。

(3) 除外 4 類型の分類判断について

①「待機児童」、「特定の保育園等のみを希望している者」、「育児休業中の者」の分類方法

- ・ 入所保留者となった者について、待機児童か除外 4 類型か判断する。
- ・ 2 次選考における空き施設と利用者の申込状況をもって、待機児童か特定の保育園等のみを希望している者か分類している。

②「特定の保育園等のみを希望している者」と「育児休業中の者」の判断方法

- ・ 通園可能な距離や時間にある空き施設を希望しなかった場合、特定の保育園等のみを希望している者と判断している。
- ・ 距離や時間の目安として、総合的に判断することにはなるが基本的には自転車で通園可能かどうかを検討している。自転車を使えば通園可能なエリア内に空き施設があれば、特定の保育園等のみを希望している者と判断する。
- ・ 育児休業中の者は、復職の希望の有無で判断している。育児休業を延長しても構わないと申出があった場合、調整指数を下げるような考慮を行っている。

以上

2. 埼玉県さいたま市

(1) 基礎情報

人口規模	50 万人以上	保育所等・地域型保育事業所の施設数 ※令和5年社会福祉施設等調査	491
定員数 (人)	31,491	申込者数 (人)	31,131
待機児童数 (人)	0	除外4類型 (人)	1,409
育児休業中の者 (人)	776	特定の保育園等のみ希望している者 (人)	455

(2) 入所手続きや利用調整の全体概要 (令和6年4月入所の選考についての実態)

①利用調整の業務内容

- ・ 申込を受け付け、調整指数を算出する。
- ・ 申込者の調整指数や家庭の状況等の情報を保育システムに入力する (入力作業は委託している)。
- ・ 申込書類等の不備があった申込者に対応する。
- ・ 状況別優先順位と申込者の税額を保育システムに入力する。
- ・ 保育所等で申込者の面接がされ、保育士等の加配が必要か確認する。
- ・ AI による入所選考を実施し、申込者の保育所等を決定する (利用が決定した場合を「承諾」、利用が決定しなかった場合を「不承諾」としている)。
- ・ 各保育所に受け入れ可能か (空き定員に間違いはないか) 再確認する。
- ・ 申込者に利用調整の結果を通知する。

②選考 (利用調整) スケジュールと繁忙期

- ・ 令和6年4月入所の選考においては、令和5年10月17日～10月31日に申込受付を行った。
- ・ 12月初旬に不備書類等の受付を締め切り、12月中に加配が必要かどうか確認した。
- ・ 加配等も含めたすべての申込者の調整指数の算出と、調整指数以外に選考基準となる状況別優先順位と申込者の税額の入力を12月中に終えた。
- ・ 令和6年1月2週目 (成人の日) までに AI による入所選考を実施し、入所選考の結果に問題がないことを確認し、2月2日に申込者に利用調整の結果を通知した。
- ・ なお、2次選考まで実施し、3月8日に2次選考の結果を通知した。
- ・ 令和5年11月～令和6年1月までが繁忙期だった。

③利用調整に関わる職員数、利用調整業務の分担状況

- ・ 主担当者の職員数 : 35 名

- ・ 主担当者を補助する職員数：9名
- ・ 業務委託の有無：有
- ・ 保育コンシェルジュの配置状況：10名配置
- ・ 本市では、10の区役所の保育担当職員が各区役所における申込受付、調整指数の算出、保育所等との調整を行っている。利用調整業務の実務のほとんどを区役所職員が行っており、本庁の職員は、申込書等の書類作成やサポート業務等を行っている。
- ・ 一例として、A区では、翌年4月入所の受付期間中、区の保育担当職員全員が業務に携わり、窓口業務とデスクワーク業務で分担している。申込者の受付を行う窓口業務は、利用調整担当以外の保育担当職員6名で対応し、申込書に基づき調整指数の算出を行うデスクワーク業務は、利用調整担当の職員3名（係長含む）で対応している。係長もデスクワーク業務を行うこともあるが、あくまでも全体管理の業務を行っている。1日あたり60件程度の申込、受付期間中に合計900件程度の申込に職員全員で対応している。

④担当者の具体的な業務・作業内容

■ 申込受付から申込内容の電子化まで

- ・ 4月入所の選考においては、10月下旬に申込受付を行う（令和6年度4月入所選考においては、令和5年10月17日～10月31日に受付を行った。）。申込は電子申請も受け付けている。
- ・ A区の例では、窓口の受付業務は、利用調整担当以外の職員6名で対応している。1日あたり60件程度の申込に対応している。また、申込者数の多いB区の例では、窓口の混雑緩和のため、申込書を書棚に留め置くように運用している。
- ・ 申込を受理した後、申込者の調整指数の算出手作業で行う。A区では、正規雇用の利用調整担当職員2名で対応している。利用調整基準表に基づき、申込者の申込情報と提出書類を確認し、申込者一人一人の調整指数を計算し紙面上に記録する。調整指数が記録された書類は、申込書類等と一緒に保管する。
- ・ 調整指数に間違いがないことを確認後、保育システムに申込者の情報と調整指数を入力する。保育システムへの入力作業は外部委託しているため、外部委託先に各書類のコピーを発送し、書類発送した2～3週間後に、保育システム上で入力内容を確認することができる（具体的には、受付初日に受理した申込者の情報は、11月上旬に保育システムに反映された。）。
- ・ 申込受理した当日中に外部委託先への各書類の発送までを行っている。なお、書類の運搬業務は、当課が契約した業者に委託している。
- ・ 保育システムで入力情報を確認することで、申込に不備等がないかチェックすることができるため、申込を受け付けた当日中に外部委託先に各書類を発送するようにしている。申込不備等になるべく早く気づき対応することで、職員の業務負担を軽減することができる。なお、保育システムへの入力は区役所職員でも行うことができ、問題があれば区役所職員が直接入力することもある。
- ・ 入力作業を行う外部委託先のリソースも限られるため、受付期間中は各区が競り合うように業務を進めている実態がある。

- ・ 申込不備等があった場合、申込者の不足書類の提出期限を 12 月上旬にしている。申込者のすべての書類が揃うことでようやく調整指数を算出できるため、保育システムへの入力作業は 12 月中旬～下旬には終わられる。
- ・ また、こどもを保育所等で受け入れるにあたって加配等が必要かどうかを 12 月中に確認している。
- ・ 保育システムへの入力漏れが最も懸念されることであり、12 月上旬に保育システムに入力されている内容を一度すべて確認している。特に、申込受付時点で不足書類があった場合、申込者に後日書類提出をお願いすることがあるため、注意して確認している。
- ・ 間違いが許されない業務であるため、紙面上でも保育システム上でも記録し、二重にチェックする体制をとっている。また、モニター画面上よりも紙面上のほうがチェックしやすいため、紙面上でチェックする運用を行っている。なお、電子申請であっても、書類を印刷している。
- ・ なお、入所選考の前の段階で、申込者間の調整指数の比較などは行っておらず、調整指数に基づいた申込者との個別調整なども行っていない。

■ 申込者の保育施設への振り分けから選考結果の通知発出まで

- ・ AI による入所選考は、10 の区役所から毎年輪番で割り当てられた担当区役所（以下、メイン担当区）が実施する。メイン担当区のほか、サポートとしてサブ担当区も割り当てられている。なお、本庁の職員はメイン担当区のサポートを行っている。
- ・ 入所選考において、申込者の調整指数が同じ場合、次に状況別優先順位（保護者の区分の優先順位や兄弟姉妹同時希望時の意向）に基づいて選考を行い、それでも同じ場合、申込者の税額（世帯の市民税所得割額の合計）に基づいて選考を行っている。こどもの受け入れに加配が必要かどうかなども含め、申込者のすべての情報を 12 月下旬までに揃え保育システムに入力している。すべての情報が保育システムに入力された 12 月下旬から 12 月末日までに、選考会議資料を作成する。
- ・ その選考会議資料を基に、加配が必要なこども、育成支援対象のこども、要保護児童などの申込者の入所選考を手動で行っている。それらの申込者を先に確定したうえで、翌年 1 月に AI による入所選考を実施する。
- ・ AI による入所選考は、翌年 1 月 10 日頃に実施する。入所選考の結果は保育システム上で確認でき、Excel 等でも出力することができる。
- ・ 選考結果は各区役所にて保育担当職員全員でチェックを行う。各区において、申込者の約 1 割と申込者のうち気になる家庭などを抽出し、選考結果に間違いがないか確認している。申込者間で調整指数が逆転していないか、兄弟姉妹同時希望時の意向などが順位通りになっているか、配慮の必要なこどもの状況が配慮の必要のないこどもの状況と同じになっているかなどをチェックする。なお、抽出件数は本庁とメイン担当区で決定している。
- ・ AI による入所選考の結果の精度は高く、補正等する必要はない。申込者の自己都合（転勤や転居等）により、承諾された申込者が入所を辞退する場合があります、繰り上げの補正等は各区役所で実施される。
- ・ 各区役所にて選考結果に問題ないことが確認できた後、保育所等で受け入れ可能か再確認する。保育所等に受け入れ可能なこどもの数を一度聴取しているが、念のため間違いがな

いか確認し、そのうえで申込者の保育所等の確定にいたる。

- ・ 選考結果の確定後、1月末日（令和6年度4月入所選考においては、2月2日）に申込者に選考結果を通知する。機械的に保育システムを通じて申込者ごとの結果を出力することができる。

⑤入所が決まらなかった申込者に対するフォローやサポートの状況

- ・ 令和6年4月以降における保育所等の空き状況をホームページに掲載した。
- ・ 令和6年4月以降における保育所等の空き状況に関する情報を個別に案内した。
- ・ 保育所等以外の保育サービス（認可外保育園、幼稚園、一時預かり等）の利用を個別に案内した。
- ・ 行政窓口で相談があった場合、入所可能な保育所等について情報提供を行った。

⑥全体的な負担感（利用調整に要する時間、心身の負担の状況等）

- ・ 区役所によって異なることもあるが、10月下旬の受付期間中は、各区役所保育担当職員が全員で対応していることもある。A区では、1日あたり60件程度の申込、受付期間中に合計900件程度の申込に職員全員（係長含め計9人。利用調整担当者は2人。）で対応している。また、申込を受け付けた当日中に、保育システムへ入力する外部委託先に書類発送するため、利用調整担当者は申込者の調整指数の算出を申込受理次第、次々と行っている。
- ・ 申込者の不足書類等の提出締切が12月上旬である一方、保育システムへの情報入力を12月中旬～下旬までにすべて行う必要があるため、各区ではタイトなスケジュールの中で対応している。

⑦負担感の理由

- ・ 毎年輪番で割り当てられるシステムメイン担当区は、負担が非常に大きい。10の区役所の先頭に立って進めていくことが求められ、他の区よりも早く動き、他の区に対応方針を示す必要がある。メイン担当区の業務に慣れている職員がいるとよいが、慣れていない職員しかいないとき、負荷が大きくなる。
- ・ 調整指数の算出業務は負担が大きい。調整指数の算出は複雑であり、間違いがないか二重三重にチェックしている。仮に書類がすべて電子化され、保護者がすべて入力し、調整指数がその場で算出されるシステムが構築されると改善される可能性がある。

⑧ICT・AIの活用状況と活用における課題

- ・ 申込受付は行政システムの電子申請でも受け付けている。
- ・ 保育システムに入力された情報に基づき、AIが入所選考を実施している。各申込者の調整指数と選ばれた保育所が選考結果として示され、承諾／不承諾が明らかになる。
- ・ AIは、もともと活用していた保育システムに機能を追加するようにして導入したもの。一つのシステム上で駆動させることができる。

⑨業務改善や工夫を図っている／図ってきたこと

- ・ AI を導入するまでの入所選考は、各区の担当者が集まり選考会議を行い、申込者一人一人の点数と希望する施設を確認しながら、承諾／不承諾を決定していた。AI を導入したことで、選考会議が必要なくなり、さらに申込者を同時に選考できるようになった。
- ・ また、AI 導入以前は、職員が1月の連休中に入所選考を行っていたが、AI 導入後、その業務が全くなり、職員全員の総残業時間が大幅に減った。
- ・ 保育システムへの入力作業を外部委託しており、外部委託者の能力も高くなってきている。外部委託者を信頼しており、業務が進めやすくなった。ただし、トラブルやクレームなどの問題が一つ起きれば、残業せざるを得ない状況である。

(3) 除外4類型の分類判断について

①「待機児童」、「特定の保育園等のみを希望している者」、「育児休業中の者」の分類方法

- ・ まず、「育児休業中の者」に該当する者を選定し、「育児休業中の者」に計上できなかった者を「特定の保育園等のみ希望している者」と「待機児童」に振り分けている。

②「特定の保育園等のみを希望している者」と「育児休業中の者」の判断方法

- ・ 「特定の保育園等のみを希望している者」の判断に際しては、希望施設以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認している。また、入所内定後に辞退があったかどうかを確認している。
- ・ 「育児休業中の者」の判断に際しては、申込者に利用申込書の添付書類として、育児休業にかかる申出書の提出を求めているほか、育児休業の延長可否や育児休業からの復職意思の有無等について電話で直接確認している。

以上

3. 大阪府摂津市

(1) 基礎情報

人口規模	5 万以上 20 万人未満	保育所等・地域型保育事業所の施設数 ※令和5年社会福祉施設等調査	13
定員数 (人)	2,473	申込者数 (人)	2,557
待機児童数 (人)	23	除外4類型 (人)	168
育児休業中の者 (人)	91	特定の保育園等のみ希望している者 (人)	77

(2) 入所手続きや利用調整の全体概要 (令和6年4月入所の選考についての実態)

①利用調整の業務内容

- ・ 調整指数・申込書の質問項目の見直し (4～8月)
- ・ 保育所等入所申込案内冊子・申込案内ホームページ制作 (8月)
- ・ 保護者からの申込書受付・面談業務 (10～11月)
- ・ 調整指数算定・確認業務 (12月)
- ・ 保育所等入所選考・調整作業 (翌年1～3月)
- ・ 保育所等入所調整結果の通知業務 (翌年1～2月)
- ・ その他の調整業務 (翌年3月)
- ・ 集計業務 (翌年4月上旬)

②選考 (利用調整) スケジュールと繁忙期

- ・ 10月に申込書の受付を開始する。受付方法は電子申請 (ウェブ)、郵送受付、窓口受付がある。受付期間中は市役所内に窓口を開設している。
- ・ 11月に申込者との面談を実施する。ウェブ受付、郵送受付の申込者を対象に、書面だけでは確認できない事項を確認し、調整指数の算定に盛り込む (窓口受付の場合、受付時に同時に面談も兼ねる)。
- ・ 11月下旬～12月に申込書の内容を保育教育課の専用システムへ入力する (申込一件に対し3名で実施)。役割として1名がシステム入力、2名が入力内容確認で実施し、ダブルチェック体制によるミス防止を図っている。
- ・ 翌1月に1次選考実施する。800名程度が対象になる。1月下旬に1次選考し、結果を申込者に発送する。
- ・ 翌2月に2次選考を実施し、結果を申込者に発送する。翌3月には最終 (3次選考) 結果を入所内定者へ電話連絡する。3月末に4月の入所決定者へ承諾書類を発送する。
- ・ 申込受付開始以降の10月～翌年3月までの間は継続的に繁忙期となっている。

③利用調整に関わる職員数、利用調整業務の分担状況

- ・ 主担当者の職員数：4名（正規職員が2名（主担当）、会計年度任用職員が2名）
- ・ 主担当者を補助する職員数：5名
- ・ 業務委託の有無：無
- ・ 保育コンシェルジュの配置状況：配置していない
- ・ 基本は主担当2名での業務運用だが、申込書の受付開始（10月）・面談（11月）の時期は来庁者が増え、業務負荷が増大するため、会計年度任用職員4名、兼務者5名の9名体制で業務にあたる。
- ・ 上記の他に、障害児保育の利用調整を担当する正規職員を2名配置している。
- ・ 主担当・会計年度任用職員・兼務者は9:00～17:15に窓口業務を行い、閉庁後に自身の主業務を行うことが多い（17:15～以降の対応となることも多い）。主担当のみ通常の窓口業務に加え、審査等の事務対応を実施する。

④担当者の具体的な業務・作業内容

- 調整指数・申込書の質問項目の見直し（4～8月）
 - ・ まず調整指数の見直しを4月から始め、7～8月に調整指数の計算方法を確定する。申込書については左記を踏まえて、質問項目を見直す。当年の入所選考スケジュール・申込受付方法を見直し、調整指数の計算方法を確定する7～8月に合わせて最終化する。
- 保育所等入所申込案内冊子・申込案内ホームページ制作（8月）
 - ・ 保育所等入所申込案内冊子・申込案内ホームページ制作を8月に行い、10月以降に一斉入所申込の受付が可能な体制を構築する。
- 保護者からの申込書受付・面談業務（10～11月）
 - ・ 令和6年4月入所に向けては全800件程度の申込があった。窓口では500件程度の申込がある。申込書をお場で確認して受付する。郵送では50件程度の申込があり、書類が到着した時点で内容を確認する。電子申請は250件程度あり、受付締切後に内容を確認する。
 - ・ 面談は保護者とこどもと一緒に受けることとしている。ウェブサイト上に予約フォームを設け、面談日時を予約を受け付けている。ただし、予約の変更やキャンセルを電話で対応するなどしており、申込者と調整する負担が発生している。
 - ・ 面談では、事前に受領した申込書をもとに「基本情報（同居人等）」「希望施設の詳細（特に兄弟姉妹で通園する場合の条件等）」「対象となるこどもの発達度合い（健診結果の相談含む）」「調整指数（面談時に書類を確認しながら紙面上で算定）」の確認を行う。各項目の確認のみで面談終了とする場合が多い一方、申込者が希望施設に強いこだわりがある場合、面談時間が長くなる傾向がある。面談時にこどもの状況も確認し、加配の要否も確認する。加配を希望する場合、施設への事前見学を推奨するなどの対応も行っている。
 - ・ 令和6年4月入所における実績では、多くの場合面談は10～15分で終了しており、個別の対応を必要とするケースが少なかった。また、こども同伴必須の条件は申込者及び職員双方にとって負担が大きかった。そこで、令和7年4月入所に向けた利用調整においては、

申込書の受付を電子申請のみに変更した。面談の実施については、申込者が面談を希望する場合とこどもに加配や支援が必要な場合のみに変更し、こどもの同伴も必須ではないようにした。

■ 調整指数算定・確認業務（12月）

- ・ 面談結果と申込書の内容をもとに調整指数を算定する。職員1名が算定後、別の職員にてチェックを行い、加点項目や調整指数を確認する。
- ・ 職員1名による申込内容の確認及び調整指数の算定後、確定内容をシステムへ入力する（手作業のほか一部 RPA を活用している）。入力後、画面上にてダブルチェックする。調整指数の確定作業とチェックは翌年1月上旬までかかる。
- ・ 申込者との面談後、担当者間で申込者の調整指数の確認・相談を行った際、加点・減点することがある。加点・減点があった場合、申込者へ連絡する（減点の場合、心理的な負担がある）。

■ 保育所等入所選考・調整作業（翌年1月）

- ・ 入所選考では申込者情報・調整指数・希望施設を記載済のリストを用意し、希望施設と調整指数と各施設の入所可能人数を目検で照会し、調整指数の高い順に割り当てている。この業務は2名の専任の正規職員で対応している（ただし、業務未経験者がいる場合は、経験者を追加配置することがある）。
- ・ 上記の選考業務は閉庁後（17:15～以降）のまとまった時間に実施している。計3～4日程度の時間を要している。
- ・ 選考結果確定後、入所先の各施設へ入所者情報を共有し、受入確認を実施する。各施設の確認後、課内で報告会を実施し課の承認を得ている。

■ 保育所等入所調整結果の通知業務（翌年2月）

- ・ 選考は1次～3次まで実施する。1次選考での入所決定者に入所先情報を案内し、1次選考で決まらなかった方に2次選考、更に3次選考の案内をしている。1次選考は800名程度申込があり、500～600名程度の入所が決定する。2次選考は200～300名程度の申込がある。
- ・ 結果通知は、住民情報システムとは連携しておらず、入所が決定した対象者から順に手作業で結果通知書類を作成・印刷・発送をしている。選考に利用した Excel から情報を差し込んだ文書を作成・印刷し、案内書としている。

■ 入所確定後に発生した変更・調整業務（翌年3月）

- ・ 入所が確定していたにも関わらず、こども・保護者の状況が変わり、入所に至らないまたは入所に当たっての条件が変更されるケースについて、職員が施設と保護者の間に立って電話で調整する業務が発生する。例えば、こどもの発育が懸念されたことで、保育条件が変わり、入所予定の施設への入所に問題がないか詳細確認を行ったケースや保護者の第2子の出産の都合などにより、就労が先延ばしにされたことで、就労要件を満たせず、保育認定が受けられないケースなどがある。

- ・ こうしたケースが3月までに発覚した場合は保育所等の空きとして捉え、入所待ちの対象者に案内することもあるが、4月以降は空きとせず、入所待ちの対象者に通知していない。
- ・ 4月上旬に待機児童や除外4類型を集計している。

■ その他（一斉入所以外の対応）

- ・ 産休・育休の終了後に保育所等に入所できない場合、仕事を辞めなければならないことが心配のひとつであることから、安心して子育てできる街づくりの一環として、産休・育休明け保育所等入所予約事業を行っている。受付期間は4月～9月上旬となっている。本事業の条件に適合する希望者について選考を行い、先行して9月中に内定を出すケースがある。0歳児クラスに入所することも対象であり、出産前でも申込可能である。摂津市の令和6年4月入所に向けては40名程度の申込があった。

⑤入所が決まらなかった申込者に対するフォローやサポートの状況

- ・ 摂津市では選考は1次～3次まで行っており、1次で決まらず2次選考の案内をする際、1次選考の結果（待機）通知書類、空きがある保育所等の一覧表も同封している。2次選考の申込にあたり、空き施設一覧を参考に希望施設を選定いただき、申込していただくことにしている。
- ・ （3次選考後）入所先が決まらなかった対象者から問い合わせがあった場合、1号認定や一時預かり等の保育所枠での入所とは別の手段を窓口・電話などで案内してフォローを実施する。

⑥全体的な負担感（利用調整に要する時間、心身の負担の状況等）

- ・ 令和6年4月入所における実績では、入所選考申込開始の令和5年10月～翌年3月まで、期間中を通して多忙な状況であり、期間中の本業務に関わる職員の月平均の残業時間は70時間程度であった。多忙さの理由の1つに本業務に詳しい職員が少なく、各種対応に時間がかかったことが背景にある。
- ・ なお、令和5年10月～翌年3月以外の通常期は残業時間20時間程度である。申込受付開始後は残業時間が1か月あたり+50時間程度増加しており、主担当の職員だけでなく、兼務中の職員も相応に負担が大きい状況となっている。

⑦負担感の理由

- ・ 入所選考期間中を通して、窓口対応や電話対応が多く、特に書類の内容確認と不備の修正のための作業負荷が高い。窓口業務が忙しい理由として、申込受付期間中は1日あたり50～60名が来庁して申込書を提出されるため窓口業務の負担が大きいことや、面談が1時間程度に及ぶ場合があるなど相談時間が長いことが挙げられる。窓口業務が滞らないように手の空いた職員が逐次窓口対応し、繁忙期は最大9名で対応している。
- ・ 開庁時間中は上記の窓口・電話・面談対応を行い、閉庁後に残業として各種事務処理を行っているため、繁忙期は残業時間が長くなった背景がある。
- ・ 入所選考の実施後についても、窓口で入所調整中の申込者のフォロー対応や入所確定後に

保護者の就労条件の変更やこどもの発育に関する条件が変わった方への対応があり、これも業務負担が大きい。

- ・ 入所が決まらない方向けのフォローや特定の施設にこだわりのある方向けの説明などで時間を要することもある。

⑧ICT・AIの活用状況と活用における課題

- ・ 利用調整におけるAIの活用はしていない。
- ・ 申込方法の1つとして電子申請を受け付けている。広く自治体の各部門で使用されている自治体専用のウェブフォーム作成ツールを活用している。申込授受（添付ファイル含む）、アンケート機能、来庁予約等の機能がある。
- ・ 各申込者の調整指数の確定後、システムへの入力を一部RPAを用いて自動化している。
- ・ 保育所等への振り分けにシステムを利用していない理由としては、約800件の選考作業は、職員が3～4日程度かけて閉庁後の残業で対応可能なレベルの業務負荷であり、システム導入に対し費用対効果が合わないと考えていること、職員目で確認して行う情報の紐解き（特殊な調整指数の付け方や兄弟姉妹の入所条件の例外の考慮）がシステムでは困難であると考えられることが挙げられる。

⑨業務改善や工夫を図っている／図ってきたこと

- ・ 令和6年4月入所の利用調整業務の状況を踏まえ、令和7年4月入所においては、保護者からの申込書受付・面談業務を中心とした業務改善を図っている。
- ・ 例えば、申込書受付に伴う窓口対応・電話対応の負担が大きかったため、窓口受付・郵送受付をやめ、電子申請に統一した。左記の実施にあたり、市のホームページにおける情報提供（申込可能な保育所等や空き定員数等の情報）を充足させ、申込者に理解を促した。
- ・ また、申込書受理後のこども・保護者での面談を全員必須から希望者やこどもに追加や支援が必要な場合のみとすることで、面談にかかる全体時間の削減を目指した。なお、面談しない申込者の状況が不明となり、調整指数算出への影響が考えられるため、申込書の質問項目数を増やして補完した。

⑩その他

- ・ 広域入所については、本市の保育所等への入所は基本的に本市の市民を優先しており、近隣の市区町村と協議して受け入れることはほとんどない。ケースとしてはわずかだが、申込者が引越す場合、引越先の市区町村で申請され承認されれば、引越先の市区町村から連絡があり処理する形になる。
- ・ 国の制度変更が業務に影響する面があり、令和6年度に関しては、育児休業給付金の期間延長手続きのための証明書類等の対応が保育教育課の業務になっている。また、育児休業給付金の延長を目的に待機になることを希望する方の相談対応や入所を希望しない方の選考作業が生じている。国は入所を希望しない方が申込不要となるよう制度決定とともに、対応のフォローをしてほしい。

(3) 除外4類型の分類判断について

① 「待機児童」、「特定の保育園等のみを希望している者」、「育児休業中の者」の分類方法

- ・ まず、「育児休業中の者」に該当する者を選定し、「育児休業中の者」に計上できなかった者を「特定の保育園等のみ希望している者」と「待機児童」に振り分けている。

② 「特定の保育園等のみを希望している者」と「育児休業中の者」の判断方法

- ・ 「特定の保育園等のみを希望している者」と「育児休業中の者」の両方に該当する場合、「育児休業中の者」を優先して判断している。
- ・ 「特定の保育園等のみを希望している者」については、申込者の自宅から一定の範囲内にある（申込可能な）施設全てを希望施設として申込書に記入していない場合、「特定の保育園等のみを希望している者」であると捉えている。
- ・ 「育児休業中の者」の判断方法については、申込書の記載を確認し、面談でも該当するかどうか確認している。

以上

4. 茨城県取手市

(1) 基礎情報

人口規模	5万以上20万人未満	保育所等・地域型保育事業所の施設数 ※令和5年社会福祉施設等調査	14
定員数(人)	2,012	申込者数(人)	1,924
待機児童数(人)	3	除外4類型(人)	32
育児休業中の者(人)	0	特定の保育園等のみ希望している者(人)	24

(2) 入所手続きや利用調整の全体概要(令和6年4月入所の選考についての実態)

①利用調整の業務内容

- ・ 利用調整では、以下の業務を行っている。
 - ◇ 申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応
 - ◇ 申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業
 - ◇ 申請内容(紙媒体)の電子化(システム等への入力作業)
 - ◇ 利用調整指数の算出
 - ◇ 申込者の保育施設への振り分け
 - ◇ 選考結果の通知発出
- ・ 令和7年4月入所の選考からは申請受付を完全にオンライン化した。システム上で利用調整指数も自動的に算出され、画面上で申込者が調整指数を確認できるようになっている。
- ・ 申請内容の確認や申込者の保育施設への振り分けは、従来通り手作業で実施している。申込者の利用調整指数順に上から手作業で振り分けている。
- ・ 申込者を保育施設へ振り分けた後、選考結果(入所内定)の通知発出までの間に、保育施設に入所内定者の情報を共有し、人数含め、受け入れ可能かどうか事前に確認している。
- ・ これまでは選考結果の通知発出を紙で行っていたが、オンライン申請で導入したシステム上で通知発出も行うことができるようになった。
- ・ 選考結果(入所内定)の通知発出後、各保育施設が入所内定者と面接をしたうえで入所確定とし、入所内定者に入所決定通知を発出している。面接の結果、職員の配置や施設環境の事情から、その保育施設での受け入れが可能と認められなかった場合、入所保留者に切り替えて個別に対応している。具体的には、こどもの様子を面談で確かめながら、保育施設で受け入れるための条件を確認し、個別に調整している。

②選考(利用調整)スケジュールと繁忙期

- ・ 11月下旬から12月上旬にかけて1次選考の申請を受け付けた。入所選考の判定会議を翌年1月中旬に行い、1次選考の結果を1月下旬に通知した。
- ・ 翌年2月～3月上旬にかけて2次選考の申請を受け付け、2次選考の結果を3月中旬～下

旬に通知した。

- ・ 繁忙期は 12 月～翌年 1 月であり、繁忙期に従事した業務としては、申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応、申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業、利用調整指数の算出があげられる。

③利用調整に関わる職員数、利用調整業務の分担状況

- ・ 主担当者の職員数：4 名
- ・ 主担当者を補助する職員数：1 名（会計年度任用職員）
- ・ 業務委託の有無：無
- ・ 保育コンシェルジュの配置状況：1 名配置

④入所が決まらなかった申込者に対するフォローやサポートの状況

- ・ 1 次選考の入所保留者については、2 次選考において希望施設をなるべく多く記入してもらうように伝えている。
- ・ 保育所等の空き状況をウェブサイトに掲載しているほか、問い合わせや窓口で相談が寄せられた場合には、個別で入所可能な保育施設や他の保育サービスの情報提供を行っている。

⑤全体的な負担感（利用調整に要する時間、心身の負担の状況、負担感の理由等）

- ・ 利用調整業務を行っていた期間中の平均的な時間外業務時間は、利用調整業務を行っていない期間と比較して 40 時間程度増加していた。
※詳細は「(3) 申請内容のチェック、問い合わせ・確認作業に関する業務の実態について」に記載。

⑥ICT・AI の活用状況と活用における課題

- ・ 利用調整指数に基づく申込者の保育施設への振り分けは、一つ一つ目視で確かめながら手作業で行っている。特に兄弟姉妹の同時申請時の同時入所、同園入所の希望条件による保育施設への振り分けが複雑になっており、労力を費やす作業となっている。また、AI を活用した振り分けを行っている自治体においても、実際は手作業で修正していると聞いており、AI を活用した振り分けはすぐには実現できないと考えている。
※申請受付のオンライン化の詳細は「(3) 申請内容のチェック、問い合わせ・確認作業に関する業務の実態について」に記載。

⑦その他

- ・ 障害のある子どもや医療的ケア児等の特別な支援が必要な子どもの保護者は、子どもの介護や看護をするために就労時間が短い、もしくは就労していないことが多く、利用調整指数が低く算出されてしまう。現状、特別な支援が必要な子どもに対して、加点等を行っていないため、特別な支援が必要な申込者の希望を叶えることの難しさを感じている。
- ・ また、取手市では令和 7 年 1 月から母子手帳アプリを導入している。今後の申請受付にお

いては、母子手帳アプリ上の予防接種等の情報とデータ連携する仕組みを構築していきたいと考えている。

(3) 申請内容のチェック、問い合わせ・確認作業に関する業務の実態について

①具体的な業務・作業内容

- ・ 令和6年4月入所の入所手続きにおいては、窓口で全ての申込者の申請を受け付けており、400弱程度の申請を受理しており、申込者1名につき30分～1時間程度の申込者対応を行っていた。申請受付の負担が大きかった。
- ・ 申請受付期間中は、申込者が殺到するため、主担当者の職員4名と補助者、保育コンシェルジュに加えて、他の係からも応援に来てもらい、職員20名程度で対応していた。応援職員には申請受付にかかる研修を行い、窓口対応で判断に迷うものがあれば、主担当者に相談するように連携をとっていた。
- ・ 閉庁後、主担当者の職員で申請内容のチェック、利用調整指数の算出を行っていた。算出した利用調整指数は、会計年度任用職員が1度チェックした後、正規職員が2度チェックするようにしていた。

②負担の大きさや負担の理由

- ・ 他の業務と比較しても、申請期間中における申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応、申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業、利用調整指数の算出の業務の負担が特に大きかった。

③業務改善や工夫を図っている／図ってきたこと

■ オンライン申請を実施するまでの経緯

- ・ 上記の申請受付にかかる負担の大きさから、令和5年度から申請受付のオンライン化の具体的な検討を開始し、令和7年4月入所の申請受付から実装化することを目指した。
- ・ 近隣の市区町村では、茨城県つくば市が令和4年度から申請受付を完全にオンライン化していた。取組の参考にするため、視察に訪れたが、窓口対応の業務がなくなるなど、業務改革を目の当たりにした。また、完全オンライン化といっても、例えばスマートフォンを所有していない者や海外在住者等のオンライン申請ができない一部の申込者については、臨機応変に対応しており、取手市でも完全オンライン化できる実感を持つことができた。
- ・ そこで、オンライン申請のための具体的なツールの検討を行った。デジタル田園都市国家構想交付金（以下、交付金）を活用することも想定し、他の市区町村の導入実績も確かめていた。候補が2つほどに絞られたが、実際に導入したツールについては、子育て支援課内で完結した申請フォームを作成することができること、申請フォーム上で利用調整指数が自動計算されること、選考結果の通知において、PDFを添付して申込者に発出できることが開発事業者の選定の決め手になった。
- ・ また、申請フォーム上で利用調整指数が自動計算される機能は、開発事業者への提案がきっかけで開発に至った。申込者が該当する項目を申請フォーム上で選択することで、利用

調整指数が自動で積み上げられる仕組みにした。

- ・ 開発事業者とは令和5年の夏頃の時点で打ち合わせを行っていたが、令和6年3月末に交付金の採択が決まり、令和6年7月に開発事業者と契約を結んだ。開発事業者と契約を結んだ後、令和6年8～10月にかけて申請受付の申請フォームの開発に取り組んだ。
- ・ 申請フォームには、基本的にこれまでの紙の申請書と同じ項目を設けていった。利用調整に必要な一般的な情報や利用調整指数の算出に必要な情報を申請フォーム上で項目化し、自治体ごとで細分化されている選択肢を設けるようにした。また、取手市の利用調整指数と選択肢を紐づけるようにし、利用調整指数が自動で計算されるようにした。
- ・ 一方で、窓口受付において申込者と対面で把握していた際の細かい情報（こどもの発達の具体的な様子、保護者の通勤経路等）は申請フォーム上で把握困難であるため、申請フォームには項目として設けないことにした。あくまでも利用調整指数の算出にかかる項目に絞るようにしており、利用調整指数算出の明確な判断基準形成につながった。
- ・ 申請フォームができた後、令和7年4月入所の入所手続きが完全オンライン化されることを関係各所に周知した。市のHPに掲載したり、行政窓口や地域子育て支援センターにポスターを貼り付けたりしたほか、市のプレスリリースも活用した。また、保育施設には、市内の保育施設の所長が集まる会議において連絡した。実際に11月下旬からオンライン申請を開始した。

■ オンライン申請の概要

- ・ 申請受付は原則オンライン受付とし、日本語を読むことが困難な者や海外在住者等の特別な事情がある申込者は窓口でも対応可能としている。申請受付は24時間受け付けており、申込者はスマートフォン等でいつでも申請することができる。
- ・ 申込者が申請フォーム上で該当項目を選択することで、リアルタイムで利用調整指数が自動計算される。申込者もスマートフォン等の画面上で自身の利用調整指数を確認することができる。
- ・ 申請に必要な書類はExcel、Word、PDFのほか、JPEGでも提出可能としており、スマートフォンで撮った写真を提出することもできる。
- ・ 職員は提出された申請内容と書類データをPC上で確認し、申請内容に不備がないか確認する。申請内容に不備があった場合、申込者にコメント付きで差し戻し、再提出を促す。必要に応じて、電話等で修正箇所を伝えることもある。令和7年4月入所の400弱の申請のうち、4分の1から半分程度は差し戻ししている。
- ・ また、選考結果の通知発出はシステム上で行うことができ、申込者にはPDFデータが添付されたメールがシステムから送付される。
- ・ 導入コストとしては、システム導入に初期費用はかかっておらず、年間使用量として49万5000円かかっている。交付金はその半分をカバーしており、3年間にわたって支給される。なお、入所手続きの申請受付だけでなく、その他の保育行政にかかる申請受付にも活用できる。
- ・ 多くの申込者は特に問題なくオンライン申請することができている。窓口では上記の特別な事情がある方のほか、虐待やDV等で緊急対応が必要な方に対して個別対応している。

■ 取組の効果

- ・ 申請受付を完全にオンライン化したことで、申請受付の窓口対応がほとんどなくなった。これまで他の係から応援に来てもらっていたが、現在では主担当の職員4名と補助者、保育コンシェルジュで対応することができている。
- ・ 申請受付の完全オンライン化に伴い、申請内容、申請に必要な書類を電子化する業務が不要になった。
- ・ 利用調整指数の算出はシステム上で自動化されており、職員の手で計算、チェックする必要がなくなった。これまでは申込者が申請を再提出した場合、すでに算出した利用調整指数をもう一度算出して確認することの負担が大きかったが、自動計算されるようになったことで、職員の手による利用調整指数算出ミスへの心配がなくなった。ただし、申込者が入力間違いのケースはあるため、申請内容と提出書類が一致確認を行っている（詳細は後述）。
- ・ 申請受付の応援職員が必要なくなり、全体として本業務にかかる業務時間は大きく削減できている。また、主担当の職員などは、これまで閉庁後の時間外に申請内容のチェック、利用調整指数の算出を行っていたが、現在では定時にそれらの業務を行うことができている。申請フォームの開発業務や申請フォームの項目に漏れがあったことによる対応など、導入した初年度ならではの業務も発生したため、効果検証は別途必要だが、業務時間の半分ほどは削減できた印象である。
- ・ 申込者からもオンライン申請は非常に好評であり、申込者の9割が満足度4～5点（5点満点）の評価をつけている。

■ オンライン申請に係る課題・今後の検討事項

- ・ 窓口で申請受付をしていた際、その場で不備を指摘し、申込者に修正してもらうことができたが、オンライン申請に切り替えたことで、不備を別途通知したり電話で説明したりする業務が新たに増えた。また、対面で説明していたこれまでと比較して、不備の内容を説明することが難しく、申込者と複数回やり取りを繰り返すこともある。
- ・ 申込者自身による申請内容の選択ミスは、オンライン申請でも防ぐことができないため、提出された申請内容、書類データに基づいて不備がないか確認する業務は必須となっている。特に多かったミスとしては、就労証明書記載の就労時間と申請内容が異なっていることが多かった。今後、書類データをOCRで自動的に読み取り、申請内容と照合させてチェックする方法も考えられる。
- ・ また、窓口で申請受付をしていた頃は、窓口でこどもの発達の様子も細かく把握していた。年齢に応じた発達をしているか（ボールをつかむことができるか、二語文を話すことができるか等）を確認しており、入所内定した保育施設に情報共有していた。また、窓口対応した内容は記録としても残しており、保育施設から問い合わせがあった場合には、必要に応じて対応内容を伝えることもあった。令和7年4月入所のオンライン申請では、入力・申請の手間に配慮して、入力項目を極力絞った結果、こうした細かな内容までは把握しなかった。その結果、保育施設からこどもの情報がもう少し欲しいと意見をもらっており、今後は新しく項目を追加するなどして、こどもの状態が詳しくわかるように改善していきたいと考えている。

- ・ 広域入所の手続きは、自治体間でやり取りする必要があるため、オンライン化できていない。入所手続きの共通システムが運用されるようになり、自治体間においてデータでやり取りできるようになれば、オンライン化できるかもしれない。
- ・ 選考結果は申込者に PDF データを添付してメールで通知しているが、PDF データに電子署名をすることができていない。申込者は育児休業延長の手続きなどで、入所保留通知をハローワーク等に提出することになるが、PDF データは市が発行した書類であると示すことができていない状況である。ハローワークにも状況は確認しており、特に問題は生じていないが、今後の検討事項である。
- ・ 保育施設に申込者の情報を共有する際、紙媒体で共有しており、オンライン申請に切り替えた今でも、情報共有する内容を印刷し、該当部分をマーカーして送付している。市役所側だけでなく、保育施設側の業務のデジタル化も考えていく必要がある。
- ・ 申請受付の窓口対応が不要となり、調整指数の算出や再鑑、通知発送に費やしていた時間が減った分を、どのような保育施設がよいか、どの保育施設でどのような保育をしているかなどの申込者との相談にあてていきたいと考えている。申込者は窓口を訪れなくなったため、地域子育て支援センターに出向くことや、オンライン相談等も行っていきたいと考えている。

(4) 除外 4 類型の分類判断について

① 「待機児童」、「特定の保育園等のみを希望している者」、「育児休業中の者」の分類方法

- ・ まず、「育児休業中の者」と「移籍（転所）申請を希望している者」、「入所後に求職活動を行う者」を選定し、「特定の保育園等のみ希望している者」と「待機児童」に振り分けている。

② 「特定の保育園等のみを希望している者」と「育児休業中の者」の判断方法

- ・ 「特定の保育園等のみを希望している者」の判断に際しては、希望施設以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認しており、具体的には自宅からの距離、自宅からの移動時間、通勤経路沿いのエリア内にある施設かどうかなど確かめている。
- ・ また、兄弟姉妹の通う施設やその近隣の施設、人気が高い施設、交通利便性の高い場所に立地する施設など、申込者の希望に合致する施設のみを限定的に希望しているかどうかを確認している。
- ・ 「特定の保育園等のみを希望している者」かどうかは一人一人調べており、現実的に利用が難しい施設かどうか検討している。例えば、申込者の自宅の西向きに施設、東向きに職場があり、こどもの送迎をしていると始業時間に間に合わない判断できる場合、「待機児童」に分類しており、そのような場合でないならば、「特定の保育園等のみを希望している者」として分類する。
- ・ 通勤経路等の情報は、これまでは窓口受付で把握していたが、オンライン申請では把握していないため、入所保留となった申込者に対して、不足している情報を個別で把握していくことを予定している。

- ・ 「育児休業中の者」の判断に際しては、育児休業の延長を許容し、利用調整において点数や他の申込者よりも優先順位が下がってもよいかどうか確認している。また、希望する保育施設に入所できない場合、育児休業の延長を許容できるかどうかを確認している。
- ・ また、希望する保育施設への入所が決まった場合においては、育児休業から復職する意思があるかどうかを確認している。
- ・ 育児休業の意思確認は、窓口対応でもオンライン申請でも同様に確認している。現在では、育児休業の延長に関する項目、育児休業の延長を許容できるかどうかの項目を申請フォームに設けている。

以上

5. 鳥取県鳥取市

(1) 基礎情報

人口規模	5 万以上 20 万人未満	保育所等・地域型保育事業所の施設数 ※令和 5 年社会福祉施設等調査	53
定員数 (人)	6, 297	申込者数 (人)	5, 235
待機児童数 (人)	0	除外 4 類型 (人)	13
育児休業中の者 (人)	0	特定の保育園等のみ希望している者 (人)	10

(2) 入所手続きや利用調整の全体概要 (令和 6 年 4 月入所の選考についての実態)

①利用調整の業務内容

- ・ 利用調整では、以下の業務を行っている。
 - ◇ 申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応
 - ◇ 申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業
 - ◇ 申請内容 (紙媒体) の電子化 (システム等への入力作業)
 - ◇ 利用調整指数の算出
 - ◇ 申込者の保育施設への振り分け
 - ◇ 入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整 (特別な支援が必要な児童の受け入れ可否等)
 - ◇ 選考結果の通知発出
 - ◇ 入所先が決まらなかった申込者に対するサポート

②選考 (利用調整) スケジュールと繁忙期

- ・ 令和 7 年 4 月入所の選考については、10 月上旬に申請書類を公開し、1 次受付は 10 月～11 月が申込期間となっており、12 月に選考を行い、翌年 1 月に利用者への連絡をしている。

③利用調整に関わる職員数、利用調整業務の分担状況

- ・ 主担当者の職員数：5 名 (令和 6 年 4 月入所について)
- ・ 主担当者を補助する職員数：8 名 (令和 6 年 4 月入所について)
- ・ 業務委託の有無：無
- ・ 保育コンシェルジュの配置状況：無

④入所が決まらなかった申込者に対するフォローやサポートの状況

- ・ 再度調整可能な園について、入所保留者へ個別で案内を行う。

⑤全体的な負担感（利用調整に要する時間、心身の負担の状況、負担感の理由等）

- ・ 電子申請が基本になっても書類チェックの大変さはある。まとまって確認するのではなく、随時確認・対応できることで負担が減った部分はある。

⑥ICT・AIの活用状況と活用における課題

- ・ 令和7年度4月入所の利用申込から、電子申請を導入している。具体的には市の電子申請システム「とっとり電子申請サービス（鳥取市）」において、保育施設利用の申込フォームが設けられている。
- ・ 電子申請システムを導入後も、申込フォームの改善を図っている。
- ・ 電子申請に移行後、多くの申請を電子申請にて受付することができた。
※電子申請に切り替え後の業務実態は「(3)申請内容のチェック、問い合わせ・確認作業に関する業務の実態について」に記載。

(3)申請内容のチェック、問い合わせ・確認作業に関する業務の実態について

①具体的な業務・作業内容

- ・ 電子申請に切り替わったことによる業務負担への影響として、従来は申込書を保育施設で受け付け、保育施設において書類チェックをしたうえで担当課に書類が届く流れであったところ、電子申請により申込が担当課へ直接届く流れとなったことから、担当課が確認する書類全体に占める不備書類の割合が増え、担当課と保護者とのやりとりの時間も増えた。
- ・ 一方、電子申請を導入し、また、保育施設を経由せずに担当課が申込を受け付けるようになったことで、書類の不備があれば随時対応できるようになるというメリットもあった。
- ・ また、申込書に不備があった場合も、紙の申込書の場合は申込書のコピーなどが申込者の手元にない限り、提出した申込書の内容を申込者は確認をすることができなかったが、電子申請であれば、申込者も申請内容をウェブ上で確認することができるため、担当課から申込者へ書類の不備について説明をする際に、説明が捗るようになった。同様の理由で、窓口対応も減った。
- ・ 電子申請の導入と同時に、窓口予約サービスを運用するようになり、窓口への来庁時間を分散することができるようになった。
- ・ 決定通知の発出にあたっては、住民情報システムへの入力が必要になるが、電子申請の内容を出力した後で、住民情報システムに入力すべき情報に加工し、その後、住民情報システムに入力するRPAも整備し、活用している。

②負担の大きさや負担の理由

- ・ 電子申請に切り替わったことによる業務負担への影響として、従来は申込書を保育施設で受け付け、保育施設において書類チェックをしたうえで担当課に書類が届く流れであったところ、電子申請により申込が担当課へ直接届く流れとなったことから、担当課が確認する書類全体に占める不備書類の割合が増え、担当課と保護者とのやりとりの時間も増えた。
※「①具体的な業務・作業内容」に記載の内容の再掲。

③業務改善や工夫を図っている／図ってきたこと

- ・ 電子申請の導入と同時に、窓口予約サービスを運用するようになり、窓口への来庁時間を分散することができるようになった。
 - ・ 決定通知の発出にあたっては、住民情報システムへの入力が必要になるが、電子申請の内容を出力した後で、住民情報システムに入力すべき情報に加工し、その後、住民情報システムに入力する RPA も整備し、活用している。
- ※「①具体的な業務・作業内容」に記載の内容の再掲。

(4) 除外 4 類型の分類判断について

①「待機児童」、「特定の保育園等のみを希望している者」、「育児休業中の者」の分類方法

- ・ 「除外 4 類型」と「待機児童」を選別し、次に「育児休業中の者」に該当する者を計上後、残った者を「特定の保育園等のみ希望している者」に計上している。

②「特定の保育園等のみを希望している者」と「育児休業中の者」の判断方法

- ・ 電子申請フォーム内で、現在育児休業中の保護者に対して、育児休業の延長を許容するかどうかを確認している。

以上

6. 京都府京都市

(1) 基礎情報

人口規模	50 万以上	保育所等・地域型保育事業所の施設数 ※令和5年社会福祉施設等調査	368
定員数 (人)	30,857	申込者数 (人)	28,983
待機児童数 (人)	0	除外4類型 (人)	483
育児休業中の者 (人)	274	特定の保育園等のみ希望している者 (人)	209

(2) 入所手続きや利用調整の全体概要 (令和6年4月入所の選考についての実態)

①利用調整の業務内容

- ・ 利用調整では、以下の業務を行っている。
 - ◇ 申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応
 - ◇ 申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業
 - ◇ 申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）
 - ◇ 利用調整指数の算出
 - ◇ 申込者との面談・確認（入所先が内定する前）
 - ◇ 保育施設との個別調整（入所内定者が決まる前）
 - ◇ 申込者の保育施設への振り分け
 - ◇ 入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整（特別な支援が必要な児童の受け入れ可否等）
 - ◇ 選考結果の通知発出
 - ◇ 入所先が決まらなかった申込者に対するサポート
- ・ 申請受付期間を前半後半の2つに分け、前半は、第1希望の保育施設に申込者が直接書類を提出することで受付しており、後半は、第1希望の保育施設が所在する地域の区役所で受付している。また、受付は窓口以外に郵送、電子申請にも対応している。
- ・ 申請には「保育利用申込に係るチェックシート」、「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書」「個人番号（マイナンバー）申告書」、「保育が必要な理由書」、「各事由に応じた添付書類（就労証明書や求職活動申告書等）」の提出を必須としている。申込者からの提出書類をもとに市で審査を実施している。
- ・ 令和2年以前は、申込者全員を対象に個別で面談を実施していたが、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、段階的に実施規模を縮小し、令和5年度から全員を対象とした個別面談を廃止した。現在では、医療的ケアが必要なこどもの保育利用を希望する場合や、希望する申込者のみに限定して個別面談を行っている。

②選考（利用調整）スケジュールと繁忙期

- ・ 翌年4月の一斉入所の申請受付を10月初旬から開始し、11月中旬まで受け付けている。
- ・ 申請受付の締切後、不備書類の再提出や希望施設の追加・変更を12月中旬まで受け付けている。
- ・ 翌年1月末に1次選考の結果を発表し、2次選考を翌年2月中に実施している。
- ・ 繁忙期は、12月～翌年1月であり、申請内容のチェックや申込者に対する問い合わせ・確認作業や利用調整指数の算出、保育施設との個別調整を行っている。

③利用調整に関わる職員数、利用調整業務の分担状況

- ・ 主担当者の職員数：46名（市内14区役所の合計職員数。以下同様。）
- ・ 主担当者を補助する職員数：14名
- ・ 業務委託の有無：有
- ・ 保育コンシェルジュの配置状況：14名配置
- ・ 京都市内の各区役所で利用調整業務を行っており、各区役所では職員が3～4名程度、保育コンシェルジュが1名程度配置されている。なお、提出書類は市内で共通である。
- ・ 業務委託については、翌年4月の一斉入所の1次選考のみ委託しており、委託先で利用調整指数の仮算出業務、システムへの仮入力業務を委託している。令和7年度4月入所の選考では、委託した申請件数は5,400件であった。委託先で仮算出、仮入力された内容を区役所職員にて再鑑し申請内容を確定する流れとなっている。申請内容に疑義がある場合、申込者に問い合わせしており、問い合わせ件数は全体の1割程度であった。
- ・ 提出書類のうち、就労証明書に関する問い合わせが多いため、市のコールセンターでも問い合わせを受付している。
- ・ 保育コンシェルジュは保育施設の入所の相談に限らず、子育てに関して広く相談を受け付けている。また、区役所職員も保育コンシェルジュと同様に申込者の相談に対応している。

④入所が決まらなかった申込者に対するフォローやサポートの状況

- ・ 市内の保育施設等の空き状況を市のホームページに掲載したり、行政窓口で相談があった場合は入所可能な保育施設の提供を行っている。また、その他の保育サービス（認可外保育園、幼稚園、一時預かり等）の利用も上記に合わせて案内している。
- ・ 申込者の中には、保育サービスの提供が必須な緊急度の高い申込者も含まれているため、入所保留者には空いている保育施設を個別で紹介するほか、保育施設側へ市が交渉し、受入枠を増やせないかの依頼を行うこともある。

⑤全体的な負担感（利用調整に要する時間、心身の負担の状況等）

- ・ 申請件数自体は少子化の影響により減少傾向だが、申請に必要な書類自体が多く、翌年4月の一斉入所の件数も依然多い。そのため申請内容受付～調整指数算出までの12月～翌年1月が最も忙しい時期となっている。
- ・ 業務委託の活用をはじめ、可能な限り効率的な業務推進となるように取り組んでいるが、

申込者等からの問い合わせ対応を中心に多くの時間が割かれており、また、保育施設や入所保留者との個別対応は個別性が高い業務であるため、時間も労力も必要となる。

- ・ 利用調整指数の算出業務は、申込者のどの項目がどのような判断から該当するかを検討することに時間がかかっている。
- ・ また、申請内容をシステム上に入力することで調整指数が算出されるが、市独自で運用している調整指数を反映する機能がなく、システム上の仕様と市独自の運用が連動していないことが課題になっている。具体的には、市独自の運用では小規模保育事業所のこどもが3歳になり、他の保育施設へ転所する際に、小規模保育事業所の連携施設を希望した場合には加点がなされるようになっている。システム上では、申込者の希望施設によらず調整指数が定まる仕組みとなっており、システムからデータを抽出した後、職員が調整指数を手作業で付加している状況である。

⑥負担感の理由

- ・ 特に負担が大きいと感じる業務としては、申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応や、保育施設との個別調整、入所先が決まらなかった申込者に対するサポートである。
- ・ 申請に関する申込者からの相談件数は、繁忙期前から多くなり、多くの時間がさかれている状況である。
- ・ 書類の不備は利用調整指数の算出、ひいては希望する保育施設の入所に影響するため、申込者との連絡を密にする必要があると考えている。市としては書類不備による減点を防止すべく、申込者に不備の状況を説明し、不備書類の再提出を促す対応を行っている。
- ・ 保育施設との個別調整では、施設の受入予定人数を上回る申請があった場合に、受入枠を増やすことができないか保育施設と個別に交渉している。特に、兄弟姉妹が同じ施設に入所できないかは相談することがある。保育施設を市の職員が訪問し、職員同士が互いに顔を見合わせて、受入枠の相談をしている。利用調整業務の中で最も重要な業務であると考えており、時間も労力も必要な業務である。
- ・ 入所先が決まらなかった申込者に対するサポートについては、1次選考の入所保留者を翌年4月に入所させられるかどうかの最終判断が2次選考であるため、入所保留者一人一人に向き合って業務を行っている。保育施設に受入枠を増やすことができないか相談することもあり、個別性が高く、負担が大きな業務である。また、入所先が決まらなかった場合の入所保留通知への問い合わせ対応にも時間を要している。

⑦ICT・AIの活用状況と活用における課題

- ・ 申請は電子申請でも受け付けており、マイナポータルの「ぴったりサービス」を活用している。しかし、マイナンバーカードとの連携が前提となったシステムであることに加え、申請書類は第1希望の保育施設に紙で提出する形としているため、申込者のほとんどが利用していない。その理由として、第1希望の保育施設と直接話をしたいという申込者が多いことから、施設の見学とあわせて、施設に申請書類を持参し、提出するケースが多い。
- ・ 電子申請の受付後も、区役所においては、システム上でデータ連携できないため、申請を

紙に印刷し、市の別のシステムへ入力作業を行っている。

- ・ 国としても電子申請を推進していく流れであるため、申込者の電子申請を増やし、受付した職員のデータ関連業務の負担を改善する必要があると感じているが、具体的な検討は行っていない。
- ・ 利用調整指数の算出業務においては、令和8年度4月の一斉入所の利用調整に向けて、申込者を保育施設に振り分けるAIマッチングシステムの導入を検討している。上述の通り、現在、システム上でも調整指数を算出しているが、市独自の運用の希望施設別の調整指数の加点ができず、手動で運用しなければならない点が課題となっている。そうした中、現行システムの運用会社がシステムをバージョンアップさせ、施設別に調整指数を加点・減点できる機能を追加開発して対応させ、市独自で運用していた調整指数とシステムが連動できることになった。

(3) 配慮が必要な児童の利用調整や保育施設との個別調整に関する業務の実態について

①具体的な業務・作業内容

- ・ 配慮が必要なこどもの判断は申請書類をもとに確認しており、こどもの障害の有無、アレルギー・食事制限の有無、その他にもひとり親かどうかなどの申込者の世帯の状況等も判断している。
- ・ 申込者やその家庭が支援を必要としている場合、必要に応じて利用調整業務を担当する職員から保育の支援を行う職員へ庁内連携で情報共有されており、申込者本人から申告がなかったとしても、保育につなげられるように個別に配慮することがある。
- ・ 例えば、虐待やネグレクト等の子育て上の課題があるような家庭には、こどもが保育施設に入所する年齢になった際、そうした家庭を支援する部門と一緒に面談するなどして、保育施設への入所意向を伺うようにしている。
- ・ なお、申込者全員に個別で面談をしていた際も、市側の面談実施者は社会福祉士や保育士ではなく、あくまでも事務職員のため、申込者とその家庭に配慮や支援が必要かどうかは申込者からの申出があってはじめて把握・判断できていた状況であった。

②負担の大きさや負担の理由

- ・ 全体に占める配慮が必要なこどもや家庭の割合は多くはないが、保育による支援が必須であり、一つ一つの調整の重要性が非常に高い内容となっている。
- ・ 配慮が必要なこどもや家庭かどうかは申込者の申告によってはじめて分かるため、申込者の申告なくして判断ができない。具体的には申請書類にこどもの障害の有無、アレルギー・食事制限の有無の記入欄が設けられており、そこで記入漏れがある場合、利用調整時の配慮が困難。
- ・ 配慮が必要なこどもの入所申込に限らないが、書類不備に対応する業務の負担は大きく、申込者に書類の不備を説明し、再提出を促さなければならない。
- ・ 申込者全員に個別で面談を実施していた際は、面談時に不備を確認し、その場で説明することができていたが、現在は書類提出のみとなっている。

③業務改善や工夫を図っている／図ってきたこと

- ・ 申請書類の記入漏れを防ぐため、令和5年4月入所の申込分からチェックシートを提出物に同梱した。これにより配慮内容の把握漏れを防止する狙いがある。
- ・ これにより申込者自身で少しでも記入漏れを減らせるように工夫した。このようにして職員、申込者両方の負担軽減を図ってきた。
- ・ チェックシートを提出書類の一つにしたことで、記入漏れは少しずつ減少している印象である。こどもやその家庭に配慮や支援が必要かどうかは、個別面談をしても申込者自身からの申告がなければ判断できなかったが、申込者はチェックシートへの記入を通じて申告の必要性に気づくきっかけを得ている。
- ・ チェックシートは毎年改定しており、少しでも記入漏れなどの不備を減らせるように改善を進めている。そもそも入所手続き書類は分量も多く、わかりにくい。申込者の読み間違いが度々起きているため、丁寧に解説した結果、チェックシートの分量も多くなった一面がある。チェックシートには改善余地があり、今後、チェックシートの効果と申込者の反応を確かめながら改善したいと考えている。

(4) 除外4類型の分類判断について

①「待機児童」、「特定の保育園等のみを希望している者」、「育児休業中の者」の分類方法

- ・ まず、「育児休業中の者」に該当する者を選定し、「育児休業中の者」に計上できなかった者を「特定の保育園等のみ希望している者」と「待機児童」に振り分けている。
- ・ 育児休業を延長したい意図で、はじめから保育施設に入所するつもりのない申込者がおり、保育施設への入所を希望する申込者と切り分けるために、令和6年4月入所までは入所保留の希望の有無に関するチェック欄を設けて確認していた。はじめに「育児休業中の者」を判別した後、「待機児童」と「特定の保育園等のみを希望している者」を細かく判別するようにしてきた。
- ・ 一方で、令和7年4月入所から、育児休業を延長したいといった理由での育児休業給付金の延長は認められなくなったため、関係機関と相談の上、申請書において入所保留の希望の有無の確認を避ける形とした。これまでと同様、育児休業の期間や育児休業の延長可否等は把握するとともに、他の政令指定都市の事例も参考にしながら「育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません。」というチェック項目を新設した。
- ・ 上記の方法は、入所保留としたい人か、他の申込者に気を遣う人か、の判別ができず、これまでの方法よりも育児休業延長の希望の判断が難しくなった。また、希望した保育施設の空き状況によっては、入所保留となりたい人がチェックしていたとしても入所内定となってしまう可能性もある。令和7年4月入所選考から状況が変わり、待機児童や除外4類型の集計方法を目下検討中の段階ではあるが、これまでと比較して、「育児休業中の者」が減り、「特定の保育園等のみを希望している者」が増え、また、入所内定の辞退数が増える可能性があると思案している。

②「特定の保育園等のみを希望している者」と「育児休業中の者」の判断方法

- ・ 「育児休業中の者」を判断する方法としては、申請書において、育児休業の意向確認欄を設けており、添付書類として育児休業にかかる申出書の提出を求めている。
- ・ あわせて、育児休業延長を許容し他の保護者よりも利用調整の優先順位が下がってもよいか、希望する施設に入所できない場合に、育児休業延長を許容できるか確認している。また、希望する施設への入所が決まった場合、復職の意思があるかどうかを確認している。
- ・ 「特定の保育園等のみを希望している者」を判断する方法としては、希望施設以外に、申込者の自宅からの移動時間をもとにした一定のエリア内において、空きの保育施設があるかどうかを確認している。また、入所内定後に辞退があったかどうかを確認している。

以上

7. 千葉県流山市

(1) 基礎情報

人口規模	20 万以上 50 万人未満	保育所等・地域型保育事業所の施設数 ※令和5年社会福祉施設等調査	98
定員数 (人)	8,619	申込者数 (人)	8,017
待機児童数 (人)	0	除外4類型 (人)	83
育児休業中の者 (人)	0	特定の保育園等のみ希望している者 (人)	82

(2) 入所手続きや利用調整の全体概要 (令和6年4月入所の選考についての実態)

①利用調整の業務内容

- ・ 利用調整では以下の業務を行っている。
 - ◇ 申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応
 - ◇ 申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業
 - ◇ 申請内容(紙媒体)の電子化(システム等への入力作業)
 - ◇ 利用調整指数の算出
 - ◇ 申込者との面談・確認(入所先が内定する前)
 - ◇ 保育施設との個別調整(入所内定者が決まる前)
 - ◇ 申込者の保育施設への振り分け
 - ◇ 入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整(特別な支援が必要な児童の受け入れ可否等)
 - ◇ 選考結果の通知発出
 - ◇ 入所先が決まらなかった申し込み者に対するサポート
- ・ 入所申込の受付方法は、原則「電子申請」と「郵送受付」としている。「窓口受付」については、窓口で書類の記入をサポートするような場合、1名あたり2時間程度かかることもあったため、原則「電子申請」と「郵送受付」のみ受け付けることとした。
- ・ 保育施設の振り分けにおいては AI システムを使用している。一方、システムへの投入用データは市の職員が準備している。

②選考(利用調整)スケジュールと繁忙期

- ・ 4月入所の入所申込は、1次審査と2次審査を実施している。1次審査の結果が固まった後に2次審査を行う形である。1次審査で入所保留となった申込は、自動的に2次審査に回る。その際に、希望施設を変更することは可能であり、1次審査の結果を発送後、5日間程度を1次で保留になった申込の希望園変更期間として設定し、「希望園変更届」の提出を受け付けている。
- ・ 令和6年4月入所審査のスケジュールは以下のとおり。

- ◇ 1次審査入所申込：令和5年10月中旬～令和5年11月中旬
→令和6年2月上旬 通知発送
- ◇ 2次審査入所申込：令和6年11月中旬～令和6年1月下旬
→令和6年3月上旬 通知発送
- ・ 繁忙期は、12月～翌2月。特に負荷が高いのが、1次の締切直前から調整指数を算出して振り分けするまでの業務である。

③利用調整に関わる職員数、利用調整業務の分担状況

- ・ 主担当者の職員数：1名
- ・ 主担当者を補助する職員数：16名※申込内容確認の際の応援人員を含めた人数
- ・ 業務委託の有無：なし
- ・ 保育コンシェルジュの配置状況：2名(要配慮児童に関するの対応が主業務)
- ・ 主担当を補助する職員数は通常期と繁忙期で分かれる。通常期の入所業務では会計年度職員が4名だが、繁忙にあたる4月業務入所については、会計年度任用職員を令和5年度は4名(令和6年度は2名)追加で採用している。更に保育料や認定等の他業務の担当者も参画して、計16名で対応にあたった。
- ・ 保育コンシェルジュは令和6年の4月から導入。要配慮児童の専門対応とし、要配慮児童・保護者との面談への同席・記録作成等を行っている。正規職員1名、会計年度任用職員1名で対応している。

④入所が決まらなかった申込者に対するフォローやサポートの状況

- ・ 保育所等の空き状況をホームページに掲載し、入所保留通知をする際に空き状況を併せて案内する等している。
- ・ 入所が決まらなかった申込者からは苦情やお叱りをいただくこともある。できるだけ寄り添った対応をしたいという思いがあるが、空き状況を踏まえると難しい面はある。

⑤全体的な負担感（利用調整に要する時間、心身の負担の状況、負担感の理由等）

- ・ 入所申込書の記載内容の確認について、1次審査では1,700件近くの申込に対応しており、書類を確認する負担が大きい。特に受付終了間際に申込書を提出する保護者が多く、短期間に多くの量を処理しなければいけないため、対応に追われるケースが多い。
- ・ 一方、調整指数の点数化業務は、添付の証明書や申込書を確認しての対応となるため、申込書の内容確認ほど負担は大きくない。就労証明書は提出内容をそのまま確認するのみとなっており、それで対応せざるを得ない面がある。内容に矛盾がある場合のみ、申込者の所属する会社に問い合わせる。
- ・ 主担当の職員と補助職員で、申込書の確認～調整指数の算出・確認を2ヵ月間で行っている。システムに内容を入力し、その内容について再鑑している。
- ・ 利用調整の結果が出た後、保育施設への連絡を申込者への連絡よりも先に行っている。過去、保育施設が市に通知した入所可能人数が誤っていたこと等があり、また、入所人数に加え、児童の健康状況やアレルギー対応等も保育施設に先に伝達しておいた方がその後の

調整がスムーズになるため、健康連絡票と児童連絡票を各保育施設に共有し、先に保育施設に確認を取っている。配慮が必要な児童については、個々の状況を加味して振り分けをしなければならないことがある。

- ・ そのうえで、申込者に郵送通知を行っている。郵送であるため、相応の時間がかかる。

⑥ICT・AIの活用状況と活用における課題

- ・ 申込受付と入所振り分けにシステムを用いている。
- ・ 申込受付は、千葉県で導入している電子申請フォーマットを活用している。申込受付は郵送が7割・電子3割である。他に市役所への直接提出があるが、件数は少ない。
- ・ 郵送で受付した内容はシステムに職員が入力している。また、電子申請で受け付けた分も、いったん紙に打ち出して、システムに入力している。
- ・ 保育施設の振り分けは、AIシステムを令和元年度に導入し、令和3年度から本格活用している。各申込者の調整指数の点数情報と希望施設の情報市職員の側で事前にデータを入力し、AIが情報・条件を讀込して、自動で各申込者の入所先を決定する仕組みである。一定程度はAIが振り分けをしてくれるが、兄弟姉妹で同じ保育施設に通園したい場合や、個別対応が必要な件等、AIのロジックにはないものもあるため、最終的には市の職員が個別に目視確認している。
- ・ AIでの振り分け作業自体は30秒程度で完結する。以前の資料によれば、AIの活用により調整業務に係る時間が500時間程度は短縮されたように見受けられる。
- ・ 流山市の場合、申込者の調整指数の高い順に振り分けをしており、同点の場合には規則で決めている参考指標（ひとり親・通勤時間等）をもとに優先順位を付ける。
- ・ AI導入時の初期費用には、システム会社への支払は政府の補助金を一部活用した。初期費用約800万円のうち、1/2は補助金を活用し、約400万円を負担している。運用費用は年間33万円程度となっている。
- ・ AIの運用のためには、ある程度のITリテラシーが必要であり、csvデータの取扱、Excelのマクロに関する知見を有する必要がある。
- ・ 申込書類の確認・調整指数算出について、OCR等を活用して申込書の内容をデータ化できれば効率化に寄与すると考えているが、就労証明書を手書きで記入する会社等もあるため、現時点では精度的に難しいと考えている。その辺りが改善されれば、自動化の余地はある。
- ・ 申込書中に調整指数を記載させ、それを読み取ることで自動化する仕組みについても検討し、技術的には可能ではあると考えるが、保護者の想定点数と市側の想定点数に乖離がある場合の対応等が難しくなるのではないかと思ひ、電子化には至っていない。
- ・ 入所通知については、郵送自体に時間を要するため、アプリやメールで見られるようにできないか、と考えている。

(3) 配慮が必要な児童の利用調整や保育施設との個別調整に関する業務の実態について

- ・ 入所希望月が令和6年4月以降の申込について、児童本人が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを取得している、通所受給証明書の交付を受けて療育施設を利用している、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、事前面談を行った

うえで、専用の受け入れ枠を設けた先行利用調整を行っている。

- ・ 障がい等がある児童も誰しもがどこかに入所できるようにしたいという思いがあり、令和5年度に1年かけて内部で検討し、先行調整という形で枠を設け、先に調整をすることがよいのではないかと考えた。市の利用調整方針として、各保育施設には定員に応じた最低枠を設けて頂くことをお願いしている。
- ・ 先行調整枠を設け、施設に受入を依頼するにあたり、新たに独自の加算制度も開始し、障がい等が軽度の場合10万円/月、重度の場合15万円/月の枠で補助金を設け、こうした補助金も活用して職員体制を構築し、受入を承諾していただく様をお願いをしている。また、保育コンシェルジュによる専門的な視点で保育施設へのアドバイスも行っている。今後は保育施設に対して、保育コンシェルジュが入所後のアフターフォローもできれば、と考えている。保育施設によっては、特定のクラスに集中すると難しいという状況等もあるが、現状では受けていただいている。
- ・ 先行利用調整においては、市で児童および保護者との面談を行ったうえで、保育施設との個別調整を行っている。面談は心理士・保健師・入所事務等担当を中心に30分程度の面談をして、配慮要件を洗い出して文書化し、配慮が必要なこと等を受け入れ施設と共有し、個別調整をしている。
- ・ 面談を実施する負担はあるものの、要配慮児童が確実に保育施設に入所できることを目指し、市で働きかけを行っている。早い段階で入所できることは保護者にもメリットがあると考える。
- ・ 行政として対応する中で、保護者に寄り添った対応は心がけている。保護者が児童の状況を受容している家庭もあれば、受け止め切れていない場合もある。形式的な対応ではなく、心情的なところにも寄り添った対応が必要である。
- ・ 今後の課題として、対象となる要配慮児童が増加していることが挙げられる。
- ・ なお、医療的ケア児については、受け入れ可能な保育施設が限られるため、先行調整とは別に、受け入れ可能な保育施設を公立1施設、私立2施設で設定し、その中で調整している。

(4) 除外4類型の分類判断について

① 「待機児童」、「特定の保育園等のみを希望している者」、「育児休業中の者」の分類方法

- ・ まず、「特定の保育園等のみ希望している者」に該当する者を選定し、「特定の保育園等のみ希望している者」に計上できなかった者を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分けている。

② 「特定の保育園等のみを希望している者」と「育児休業中の者」の判断方法

- ・ 「特定の保育園等のみを希望している者」の判断に際して、希望施設以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認している。また、入所保留者には空き施設を案内しており、希望施設の追加がないかを確認している。
- ・ 申込者の居住地と各保育施設の最寄り駅等を参照し、通園可能な範囲の空き施設に申込をしていなければ、「特定の保育園等のみを希望している者」としている。

- ・ 通園可能な範囲の考え方としては、例えば、保育ステーションを設けている流山おおたかの森駅・南流山駅に行くことができる範囲の申込者は市内全域が通園可能としている。送迎方法が車の場合も市内全域が通園可能としている。また、申込者の自宅から 20～30 分以内で行くことができる範囲の施設は通園可能としており、申込書や地図を個別で確認して判断している。
- ・ 「育児休業中の者」の判断については、「育児休業にかかる申出書」等で判断している。
- ・ 3 月末の 1 週間程度で除外 4 類型の仕分けを行っている。

以上

8. A市

(1) 基礎情報

人口規模	20 万以上 50 万人未満	保育所等・地域型保育事業所の施設数 ※令和5年社会福祉施設等調査	50～100
------	----------------	-------------------------------------	--------

(2) 入所手続きや利用調整の全体概要（令和6年4月入所の選考についての実態）

①利用調整の業務内容

- ・ 利用調整では、以下の業務を行っている。
 - ◇ 申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応
 - ◇ 申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業
 - ◇ 申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）
 - ◇ 利用調整指数の算出
 - ◇ 申込者との面談・確認（入所先が内定する前）
 - ◇ 保育施設との個別調整（入所内定者が決まる前）
 - ◇ 申込者とその入所希望施設との個別面談の調整（入所先が内定する前）
 - ◇ 申込者の保育施設への振り分け
 - ◇ 入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整（特別な支援が必要な児童の受け入れ可否等）
 - ◇ 入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整
 - ◇ 選考結果の通知発出
 - ◇ 入所先が決まらなかった申込者に対するサポート
- ・ 職員が紙の申請書を見ながら利用調整指数を算出し、AI マッチング用の取り込みデータに利用調整指数を入力しており、負担が大きい作業である。利用調整指数は、保護者の父母の状況等をメインに算出し、兄弟姉妹の状況、ひとり親かどうか、所得状況等で加点がある場合がある。
- ・ 申込者の情報（入所を希望する施設名・希望順位、利用調整指数）を入力して作成したデータと、施設ごとの受け入れ可能数に関するデータを取り込み、AI で自動的にマッチングして、申込者の保育施設への振り分けを行っている。AI を回す作業はさほど負担はないが、利用調整指数を算出し、AI マッチング用の取り込みデータを作成するまでのところが人力作業となっており、時間がかかっている。
- ・ その後、マッチング結果を更けて保育施設に受け入れ依頼をしているが、受け入れが難しい場合の調整負担が大きい。施設ごとに受け入れ可能人数等の数字上の空き状況はあるが、病気や障がい等がある場合に、保育施設で受け入れ態勢をつくるのが難しい場合がある。保育士の配置ができなかったりすることがあり、保育施設と市で調整が発生することが多い。
- ・ 施設から空き状況の情報をもらう際には、数字上の受け入れ可能な人数は記入してもらいつつ、備考欄に、在園児の中の特に配慮が必要な児童の状況や保育士の状況等を踏まえた条件等を記載してもらっている。そうした情報も踏まえて、保育施設に打診し、受け入れ

が難しい場合は、改めて他施設に打診することになる。

②選考（利用調整）スケジュールと繁忙期

- ・ 令和6年4月入所希望のスケジュールは以下のとおり。
 - ◇ 1次選考入所申込：令和5年11月上旬～令和5年12月上旬
→令和6年1月下旬 結果通知
 - ◇ 2次選考入所申込：令和5年12月上旬～令和6年1月上旬
→令和6年2月下旬 結果通知
 - ◇ 3次選考入所申込：令和6年1月上旬～令和6年2月上旬
→令和6年3月中旬 結果通知
- ・ 4月入所申込の申込数は、1,400～1,500件程度。9割以上が1次選考での申込である。2次選考、3次選考は、1次選考の締切後に転居が決まった方や、1次選考の締切を失念していた方向けのものである。
- ・ 1次選考で入所決定するのは申込者の8割程度。200名程度は持ち越しとなり、これらに2次選考に申し込んだ数十名を加え、2次選考を行う。
- ・ 繁忙期は11月～翌1月。受付締切後、利用調整指数を算出し、年明けに施設とのマッチングを行い、施設との調整を行い、1月末に通知を発送するまでが、業務内容・業務量ともに最も重い時期である。

③利用調整に関わる職員数、利用調整業務の分担状況

- ・ 主担当者の職員数：3名
- ・ 主担当者を補助する職員数：3名
- ・ 業務委託の有無：無
- ・ 保育コンシェルジュの配置状況：利用調整業務に従事したコンシェルジュが2名
- ・ 保育認定係の正職員が係長含めて6名おり、利用調整業務の主担当が3名。うち、メインの職員が1名、サポートする職員が2名いる。保育認定係の他の3名が補助する形で動いている。
- ・ 保育コンシェルジュは、以前公立保育所の所長を務めていた方を再任用している。保護者からの個別相談や、市への転入を予定しているものの保育施設の面談が難しい場合の電話でのフォロー等、保育士の知識・経験を活かして対応いただいている。年間を通した常勤であり、保育調整業務のサポートも行っている。

④入所が決まらなかった申込者に対するフォローやサポートの状況

- ・ 3次選考で保留になった場合は、5月の利用調整に回ることになるため、5月の空き状況をウェブサイトを確認いただくよう案内をしている。
- ・ 当市の場合、利用申込書において、希望施設は10か所まで記載できるようにしている。5か所未満しか記入されていない場合は、「特定の保育園等のみを希望している者」としてカウントしている。5か所以上記入しているのにも関わらず、保留となった方は待機児童となってしまうため、そうした方については、他の選択肢を個別に案内している。

⑤全体的な負担感（利用調整に要する時間、心身の負担の状況、負担感の理由等）

- ・ 平均的な時間外業務時間は利用調整業務を行っていない期間と概ね変わらないが、利用調整業務の繁忙期の時間外業務時間は 40 時間程度増加していた。

⑥ICT・AI の活用状況と活用における課題

■ 利用申請受付（電子申請）

- ・ 4 月入所の入所申込は窓口か郵送が大多数である。就労証明書等の添付書類は紙で職場から受領することも多く、そうした場合は保護者自身が写真を撮る等して、書類を電子化してデータを添付することが必要になる。そうしたことが煩わしい場合、郵送を選ぶ人が多いのではないかと。一方で、申込時点で市内在住でない方は、電子申請を使うことが多い。

■ 保育施設とのマッチング（AI マッチングシステム）

- ・ AI マッチングシステムは、令和元年度に導入した。
- ・ 導入前は、施設数が 50～60 程度であったため、Excel のマクロ関数を作成してマッチング作業をしていた。その後、施設数が増え、マクロでは限界があると感じ、AI を導入した。
- ・ AI マッチングシステムは、入札を経て落札した企業の製品を使っている。

■ 申込書の OCR 化、RPA の活用 等

- ・ 紙の申込書の特定の箇所を AI-OCR で読み取って Excel 形式のデータに自動変換した後、手作業で利用調整指数等を追加し、申込者データを作成している。
- ・ 父母の納税状況については、利用調整指数に影響するため、入手が必要であるが、これまでは別のシステム画面より情報を呼び出し、手作業で画面コピーを取って印刷していた。RPA プログラムを作り、システム画面より情報を呼び出して、画面コピーを取って印刷する作業を自動化した。RPA は令和元年度に市販のソフトを活用して職員が作成した。
- ・ 保育施設とのマッチング後、マッチング結果のデータを各施設にメールで送付する作業がある。宛先ごとに添付ファイルを選んで送付する作業を 2～3 年間に RPA で自動化した。
- ・ 理想的には、利用調整指数の算出も自動化したいが、項目が多岐にわたり、また紙の情報を元に自動で点数をつけるにはどうしたらよいか、といったところまで検討が至っていない。

（3）配慮が必要な児童の利用調整や保育施設との個別調整に関する業務の実態について

■ 医療的ケア児の受入について

- ・ 医療的ケア児の入所利用調整に関する要領を作成し、申込から入所決定までの流れを定めている。
- ・ 医療的ケア児の受入において、施設側で最も気になるのは、預かるにあたり、施設でどういった医療行為が必要か、またそれをしなかった場合の危険性等である。こうした情報が必要となるため、要領を作成し、事前に児童の主治医や入所希望施設の嘱託医等へ意見を求めたうえで、入所可否の検討をすることにした。

- ・ 入所申込をするにあたって、保護者は「医療的ケア等実施に係る主治医意見書兼指示書」等の必要書類を申込書とあわせて提出し、市では指示書等も含めて保育施設に受入を打診する。施設では、指示書の内容を確認し、施設の嘱託医からも受入可能かどうかの見解を得たうえで、入所決定を行う流れとしている。
- ・ 医療的ケア児の受入に関する要領は、令和3年に運用を開始した。同年6月18日に公布（同年9月18日に施行）された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」もきっかけとなっている。その後、申込のしやすさや、分かりやすさの向上を意識して、何度か改定して現行版に至っている。
- ・ 令和6年度現在、医療的ケア児を受け入れている施設は3施設で、各施設1～2名程度が利用している。年間を通じて、定期的に相談がある。
- ・ 要領では、入所決定後に施設が「医療的ケア等実施計画書」を作成することとしている。医療行為の内容や、人員体制、緊急時の対応・連絡先等を記載した計画書を作成し、保護者に確認のうえ、施設と保護者の両名で署名し、書面で残している。要領を作成したことで、安心して保育をできる流れを作れたことは、メリットであった。
- ・ 課題としては、医療的ケア児の病状もそれぞれ異なることや、また入所後に医療的ケアが必要になったり、病状が変化した時等に施設で対応しきれない事態も起こりうることである。すべての施設で看護師や医療機器を設置しているわけではないため、受け入れ可能施設については、今後の課題になる。

■ その他、配慮が必要な児童の受入について

- ・ どの施設も保育士の確保に苦勞している中で、加配が必要な児童の受入となると保育士が足りないという状況が出てくることが多く、利用調整で苦勞することが多い。国基準での加算に加え、独自補助等で、できる限り施設へのサポートも行っている。
- ・ 選考結果通知後、入所決定までに、施設との面接を全員必ず実施することになっている。面接の結果、受け入れが難しい場合に、保留となるケースもある。
- ・ 発達障がい等は、個人差があるうえに、医師の診断の有無等、多様なケースがある。希望する施設の受け入れ体制も含め、今後よりよい利用調整の在り方を検討する必要があると考える。

（4）除外4類型の分類判断について

① 「待機児童」、「特定の保育園等のみを希望している者」、「育児休業中の者」の分類方法

- ・ まず「特定の保育園等のみを希望している者」を選定し、残った方を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分けている。

以上

9. 熊本県熊本市

(1) 基礎情報

人口規模	50 万人以上	保育所等・地域型保育事業所の施設数 ※令和5年社会福祉施設等調査	170
定員数 (人)	21,351	申込者数 (人)	21,431
待機児童数 (人)	0	除外4類型 (人)	422
育児休業中の者 (人)	26	特定の保育園等のみ希望している者 (人)	385

(2) 入所手続きや利用調整の全体概要 (令和6年4月入所の選考についての実態)

①利用調整の業務内容

- ・ 利用調整では、以下の業務を行っている。
 - ◇ 申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応
 - ◇ 申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業
 - ◇ 申請内容 (紙媒体) の電子化 (システム等への入力作業)
 - ◇ 利用調整指数の算出
 - ◇ 保育施設との個別調整 (入所内定者が決まる前)
 - ◇ 申込者の保育施設への振り分け
 - ◇ 入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整 (特別な支援が必要な児童の受け入れ可否等)
 - ◇ 選考結果の通知発出
 - ◇ 入所先が決まらなかった申込者に対するサポート

②選考 (利用調整) スケジュールと繁忙期

- ・ 令和6年4月入所希望のスケジュールは以下のとおり。
 - ◇ 1次選考入所申込：令和5年11月1日～令和5年11月21日
→令和6年1月下旬 通知発送
 - ◇ 2次選考入所申込：令和6年1月25日～令和6年2月7日
→令和6年3月初旬 通知発送
- ・ 繁忙期は、11月～1月。

③利用調整に関わる職員数、利用調整業務の分担状況

- ・ 利用調整業務は、各区役所の担当が実施している。結果の通知発出のみ、本庁で取りまとめて実施している。
- ・ 各区に受付窓口を設置している。電子申請は本庁で受け付け、各区に割り振っている。
 - ◇ 主担当者の職員数：28名 (市内5区の正規担当職員と保育コンシェルジュの合計。区

の規模により人員数が異なる)

- ◇ 主担当者を補助する職員数：無
- ◇ 業務委託の有無：無
- ◇ 保育コンシェルジュの配置状況：7名（利用者が多い中央区と東区は2名配置。その他3区は各1名配置）
- ・ 保育コンシェルジュは平成27年から導入した。会計年度任用職員を採用している。
- ・ 保育コンシェルジュは経験年数が長く、各施設と話す機会も多いため、施設の状況に詳しい。保育入所に関する相談対応をメインで行っている。

④入所が決まらなかった申込者に対するフォローやサポートの状況

- ・ 入所申込時点から、認可保育所だけでなく、認可外保育施設や幼稚園等の案内を行っている。
 - ・ 入所保留者から問い合わせがあった場合には、再度同様の説明を行い、認可外保育施設や幼稚園等の空き状況は各自で問い合わせいただくよう案内している。この業務は各区が行っている。
- ※詳細は「(3) 期待する結果とならなかった申込者（入所保留者含む）への対応・フォローに関する業務の実態について」を参照。

⑤全体的な負担感（利用調整に要する時間、心身の負担の状況、負担感の理由等）

- ・ 区によって繁忙感は異なる。
- ・ 利用調整期間中は、通常業務に利用調整業務が加わり、業務量が増えるため、残業時間が増える。人手が足りていない面もあるが、担当者の経験値・スキルの差が影響する面もある。
- ・ 担当者の経験値・スキルの差が見られる場面として、例えば、申込書類の確認において、就労証明書の不備があった場合にどのように判断するかということがある。不備があった場合には、書類の発行者に問い合わせるようにしているが、問い合わせにも時間がかかり、円滑に返答をいただけないこともある。そのため、月間就労時間等であれば、証明書記載内容（週間就労時間など）を参考に職員が計算するといった対応をすることもあり、不備内容の確認は、担当者の負担が大きい。
- ・ 利用調整指数の算出とチェックの作業量は大きい。利用調整指数は紙面上で指数表に基づいて算出している。また、正しい点数がつけられているかのダブルチェックをしている。加点減点調整等の判断が難しく、確認にも時間を要する。
- ・ その後、利用調整指数をシステムに入力するが、その入力に間違いがないかのチェックの作業もある。書類のチェック、入力チェックの負担が大きい。
- ・ 申込書類の提出時には、窓口で不備がないかを確認し、書類を受領している。書類に不備がある場合は再提出を依頼している。基本的には4月入所の受付期間中は窓口での申込・相談や電話での相談があり、日中はこうした入力・確認作業等を行うことが難しい。入力等の作業は、時間外に対応することになる。
- ・ 当市の入所選考は、保護者の第1希望施設毎に利用調整指数の高い人から決定し、第1希

望施設毎の選考後において空きがある施設に対し、第1希望施設以外の入所を希望する利用調整指数の高い人から斡旋している。具体的には、申込書に、「第1希望施設以外の入所」を「希望する・希望しない」の選択欄及び、第1希望施設以外の入所希望施設の記入欄を設けており、第1希望施設以外の入所を希望する申込者が、第1希望施設選考後の利用調整時に再度利用調整指数による優先づけがなされる。従来からこのような方針としているが、その背景として、本市の入所選考は、限られた入所枠に対し、可能な限り保護者の希望する施設への入所が叶うよう市民に寄り添った入所選考をおこなっている。

- ・ 上述のように第1希望を優先する方針とその方針に基づいた利用調整指数の運用をしており、利用調整指数による調整を必要とする申込の数は限られている。そのため、保育施設への振り分けに要する作業時間は短く、第1希望施設における選考は2週間程度で調整は完了する。
- ・ 第1希望の施設には入所できなかった場合、第1希望施設以外の入所を「希望する」を選択している申込者には、近隣園等を個別に案内していく。この調整は保育コンシェルジュが行っており、1か月程度要している。第2～第5希望を記入する欄も設けているが、こうした斡旋をする段階では第5希望までの施設に空きがないケースも多い。
- ・ 選定結果の封入は委託している。発送前の準備は各区担当者も参加して行っているため、さほど大きな負担感はない。

⑥ICT・AIの活用状況と活用における課題

- ・ 申込書類は、窓口での提出・郵送での提出のほか、マイナポータルからのオンライン申請も可能としている。電子申請はマイナポータル「ぴったりサービス」を利用している。
- ・ 電子申請の申込書類のチェックは各区で実施している。
- ・ 現状の「ぴったりサービス」の申請フォームは、当市においては不要な情報も多く、また申請入力に30分程度要するため、「ぴったりサービス」を使つての申請は少ない。今後当市独自のフォームに改定することも検討している。
- ・ 利用調整へのAIの導入については、現時点では検討していない。今後システム標準化等が実装化されてから改めて検討したい。

⑦その他

- ・ 利用調整業務の負担軽減は難しいが、利用調整業務以外のところで、効率化を図っていく方向での検討になるのではないかと考えている。例えば、現況届の確認作業は、本庁から外部委託を行っている。

(3) 期待する結果とならなかった申込者（入所保留者含む）への対応・フォローに関する業務の実態について

①具体的な業務・作業内容

- ・ 2次選考結果の通知後、毎年数名（入所保留者）から問い合わせがあり、対応に時間を要することがある。場合によっては1時間以上説明するものの、納得いただけないこともあ

る。

- ・ 選定結果の通知や、その後の対応は区の担当者が対応しているが、入所できなかったことについてのご意見が市に寄せられることもあり、そうした場合には本庁で対応している。

②負担の大きさや負担の理由

- ・ 保護者対応の負担感は大きい。書類作業はゴールが見える作業だが、保護者対応はゴールが見えないこともある。どのようにすれば納得してもらえるかが分からないこともあり、着地点が見えないこともある。結果は変えられないもののご理解をいただけない場合、負担感が大きい。

③業務改善や工夫を図っている／図ってきたこと

- ・ 入所保留となった申込者への説明においては、いかに申込者に十分かつ正しい認識を持ってもらえるかを心がけて案内をしている。個別の案内を行う際には、当初希望していた保育施設への入所は難しいことを理解いただき、他施設を十分に検討いただくよう促している。また、入所できなかった場合の代替案についても、2次選考結果通知後ではなく、当初から検討いただくよう、促している。また、入所申込時点においても調整の結果、入所ができない可能性があることも丁寧に説明するようにしている。
- ・ 選考結果に関する問い合わせは記録を残している。また、担当者会議やコンシェルジュ会議の中で状況を共有し、大きなトラブルがあった際には今後の対応を検討している。
- ・ 「特定の保育園等のみを希望している者」を0にすることは難しいと考えている。施設数を増やしても限度はあり、保護者が卒園した施設や、兄弟姉妹の通う施設等、特定の施設を希望する人もいる。また、兄弟姉妹が別々の施設では困るという意見はどうしても出てくるものであると考えている。

(4) 除外4類型の分類判断について

①「待機児童」、「特定の保育園等のみを希望している者」、「育児休業中の者」の分類方法

- ・ 先に「特定の保育園等のみを希望している者」、次に「育児休業中の者」、残りを「待機児童」として分類している。

②「特定の保育園等のみを希望している者」と「育児休業中の者」の判断方法

- ・ 申込書には、「第1希望施設以外の入所」を「希望する・希望しない」の選択欄があり、「希望しない」場合は、「特定の保育園等のみを希望している者」としている。
- ・ 第1希望施設以外の入所を「希望する」場合には、他施設の案内を個別に行うが、それでも希望する施設の空きを待つことを希望する場合も、「特定の保育園等のみを希望している者」となる。

以上

10. 千葉県勝浦市

(1) 基礎情報

人口規模	5万人未満	保育所等・地域型保育事業所の施設数 ※令和5年社会福祉施設等調査	2
定員数(人)	385	申込者数(人)	214
待機児童数(人)	0	除外4類型(人)	0
育児休業中の者(人)	0	特定の保育園等のみ希望している者(人)	0

(2) 入所手続きや利用調整の全体概要(令和6年4月入所の選考についての実態)

①利用調整の業務内容

- ・ 利用調整では以下の業務を行っている
 - ◇ 申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業
 - ◇ 申請内容(紙媒体)の電子化(システム等への入力作業)
 - ◇ 利用調整指数の算出
 - ◇ 申込者との面談・確認(入所先が内定する前)
 - ◇ 保育施設との個別調整(入所内定者が決まる前)
 - ◇ 申込者の保育施設への振り分け
 - ◇ 入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整(特別な支援が必要な児童の受け入れ可否等)
 - ◇ 選考結果の通知発出
 - ◇ 入所先が決まらなかった申込者に対するサポート
- ・ 入所受付について、勝浦市では保育施設の入所要項を市のウェブサイト上に掲載し、入所申請の周知を実施する。
- ・ 保護者は上記を確認し、記入した申請書を入所を希望する施設に直接提出する。
- ・ 各施設は保護者から提出済の申請書を、勝浦市役所へ提出し、市で受理する。
- ・ 上記の詳細として、ある平日の2日間(9時~16時)を提出日として設けており、施設長が期間中の提出済分をまとめて市役所に持ち込むケースが多い。
- ・ 在園児の継続利用に際しては、特段の手続きを必要としていないが、特殊な例として、管外保育の場合、継続利用であっても保護者に申請を求めている。近隣市区町村と情報連携し、個別で勝浦市外在住の保護者から申請の類を提出いただくことがあった。
- ・ 希望する保護者には市役所で面談も行っている。また、「希望施設を見学したい」という保護者からの要望にも応えている(市から当該施設へ連絡し、そこから先は保護者と日程調整を実施)。

②選考（利用調整）スケジュールと繁忙期

- ・ 翌年4月の一斉入所の申請受付についてのスケジュールや内容の周知を10月より開始し、11月中旬まで受付している。
- ・ 申請受付後、不備書類の再提出を12月中旬まで受付している。
- ・ 翌年1月末に1次選考の結果を発表し、2次選考を翌年2月中に実施している。
- ・ 繁忙期は、申請書の確認期間にあたる11月～12月頃であり、申込者の申請書への記入に対するフォロー・再確認を行っていた。

③利用調整に関わる職員数、利用調整業務の分担状況

- ・ 主担当者の職員数：1名
- ・ 主担当者を補助する職員数：1名（特定の担当者は設定していない）
- ・ 業務委託の有無：無
- ・ 保育コンシェルジュの配置状況：無
- ・ 主担当の職員は、こども家庭センターの相談員（社会福祉士）も兼任している。
- ・ 申込者数は200人規模のため全体として件数は多くない認識である。翌年4月の一斉入所の調整業務に加え、他時期の利用調整まで現体制で対応可能と考えている。

④入所が決まらなかった申込者に対するフォローやサポートの状況

- ・ 待機児童は発生していないが、入所希望が集中している施設の入所選考から漏れた申込者に対して、個別で電話対応しており、他の施設に入所するか、自宅保育を行うか確認し、申込者にフォローやサポートを行っている。
※詳細は「(3) 期待する結果とならなかった申込者（入所保留者含む）への対応・フォローに関する業務の実態について」に記載。

⑤全体的な負担感（利用調整に要する時間、心身の負担の状況等）

- ・ 本業務が原因で残業が発生することはなかったが、主担当の職員は本業務以外にもこども家庭センターの相談員の業務を兼任しており、いずれかの業務がひっ迫すると、残業が発生することがあった。繁忙期や他の兼務業務の負荷が高い状況では、追加の人手が欲しいと感じることもあった。
- ・ 利用調整とこども家庭センターの業務を兼務しており、「利用調整の担当として、入所に対する申請を受付・処理する立場」と「こども家庭センターの相談員として、申請内容に踏み込んで、聞き取り対応する立場」の複数の立場から対応を余儀なくされる負荷があった。保育の必要性が認められない一方、支援を要しており、保育につなげるべき家庭に対して、複数の立場からのジレンマに悩まされることがあった。
- ・ 申請書への記入に不慣れな申込者が多く、問い合わせ対応や申請内容の確認に時間がかかっていた。

⑥負担感の理由

- ・ 申請数に対して受入施設の体制のバランスを踏まえた調整が難しい。施設の物品・ロッカー数等の備品、施設面積の考慮に加え、施設の職員の配置・勤務状況の充足度合（勤務時間の制約がある場合、特定の時間で負荷が高くなる）等まで考慮する必要があった。特に、こどもの特性によっては保育士と一対一での対応が求められるが、財政的な面からも保育士確保が難しい状況であるため、受入施設との調整が悩ましいことがある。
- ・ 勝浦市の特殊性として3世代同居が依然多く、こどもの両親ひいては同居する祖父母の就労状況まで確認する必要があるため、確認する就労証明書の枚数が多い。
- ・ 昨今の働き方の多様化に伴い、就労証明書の記載が難しくなっており、その内容確認にも時間がかかるようになってきている。港町である勝浦市は漁師が多く、就労時間が定まらないため、就労証明書の記載方法がわからない家庭が多い。最近では、アルバイトのようなスポットワークの仕事、自営で業務委託を受けて行う仕事（在宅でのウェブ関連業務）等、様々な仕事に従事している家庭が増えている。働き方の多様化に伴い、就労証明書の定型化が難しく、書き方を市に相談するケースが増加している。
- ・ 非常勤での就労の場合など、就労状況が変わった際には、一度提出済の就労証明書を更新してもらう必要があり、申込者と市の負担が増えている。

⑦ICT・AIの活用状況と活用における課題

- ・ ICT・AIは導入していない。利用申請の電子化は確かに便利だが、規模が大きくないこともあり、申込者の顔を見ながら対応することが重要だと考えている。

(3) 期待する結果とならなかった申込者（入所保留者含む）への対応・フォローに関する業務の実態について

①具体的な業務・作業内容

- ・ 市内の3か所の保育施設のうち、市街地にある施設に入所希望が集中する傾向にあり、令和5年4月入所においては、入所選考から漏れた申込者3名への対応・フォローが発生した。
- ・ 市の中心部から離れた郊外に空き施設が2か所あるため、いずれかの空き施設に入所するか、自宅保育を行うか、電話で確認し、フォローやサポートを個別に行った。その結果、2名は自宅保育、1名は空き施設への入所を選択した。
- ・ 令和6年4月入所においては、20名の利用可能枠に対し21名の入所希望があり、受入施設と交渉し、21名を受入してもらう形で調整を行った。
- ・ 年度途中に入所を希望する申込者については、郊外の空き施設への入所を促している。
- ・ 郊外の空き施設に入所した場合であっても、来年度以降、転所できる可能性があるかと伝えるよう心がけている。

②負担の大きさや負担の理由

- ・ 保護者や関係者とのやりとりにおいて、下記の4点を負担に感じていた。

- ・ 1点目としては、希望施設に入所できない申込者がいる一方で、そもそも保育の必要性や保育施設の入所ルール自体を説明しなければならない問い合わせがあった。例えば兄弟姉妹がおり、下のこどもの育児休業中の保護者から、在園していない上のこどもが対象かどうか確認するための電話を受けることがあり、対象ではないことを説明する負担があった。また、個別に状況も異なり、機械的に説明できるものでもない。
- ・ 2点目としては、就労施設の託児所（院内保育等）と併願する保護者がおり、そこに入所が決まった家庭から連絡が来ないことがあった。空いた分は他の家庭の利用調整に回すため、個別に状況確認する手間が発生した。なお、個人情報保護の観点などから、就労施設の託児所に直接状況確認することは難しい。
- ・ 3点目としては、人口規模が小規模な自治体であるため、保護者間で申込状況のロコミが広がりやすく、入所漏れを不安に思った保護者から何度も電話を受ける対応が発生した。
- ・ 4点目としては、翌年度以降に希望施設に転所できる可能性を伝えたが、翌年度の入所選考で転所が叶わなかった申込者への対応があった。利用可能枠を広げられないか受入施設に交渉するなどの個別対応を行った。

③業務改善や工夫を図っている／図ってきたこと

- ・ 入所の相談を受けた時点で、保育の必要性が認められない申込者には、その他の保育サービスを提案している。
- ・ 入所希望が集中する施設と比較して、郊外の2施設の良さを説明し、見学を提案を行っている。
- ・ 実際に見学した申込者は、自然豊かな立地であることや、利用者数が比較的少なく、落ち着いた家庭的な雰囲気であることを実感している。
- ・ パンフレット内でマップを掲載しており、各家庭の居住地（移動時間・周辺環境）を踏まえた提案を行うようにしている。
- ・ 上記の対応により、当初の希望施設から納得して変更していただくこともできたことがある。

（4）除外4類型の分類判断について

①「待機児童」、「特定の保育園等のみを希望している者」、「育児休業中の者」の分類方法

- ・ 保育施設への入所が難しいとわかった段階で申込者に電話で状況説明し、聞き取った内容をもとに分類する。

②「特定の保育園等のみを希望している者」と「育児休業中の者」の判断方法

- ・ 「特定の保育園等のみを希望している者」は、電話で聞き取った内容、もしくは申請書の希望施設の記載内容から判断する。
- ・ 「育児休業中の者」は、育児休業にかかる添付書類の内容や復職意思の有無を面談、電話などで確認して判断する。

以上

1 1. B市

(1) 基礎情報

人口規模	5万人未満	保育所等・地域型保育事業所の施設数 ※令和5年社会福祉施設等調査	5～10
------	-------	-------------------------------------	------

(2) 入所手続きや利用調整の全体概要（令和6年4月入所の選考についての実態）

①利用調整の業務内容

- ・ 利用調整では、以下の業務を行っている。
 - ◇ 申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業
 - ◇ 申請内容（紙媒体）の電子化（システム等への入力作業）
 - ◇ 利用調整指数の算出
 - ◇ 保育施設との個別調整（入所内定者が決まる前）
 - ◇ 申込者の保育施設への振り分け
 - ◇ 入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整（特別な支援が必要な児童の受け入れ可否等）
 - ◇ 選考結果の通知発出
 - ◇ 入所先が決まらなかった申込者に対するサポート
- ・ 申請は本庁、支所の窓口で受け付けているほか、電子申請でも受け付けている（ただし、電子申請により入所申込者はいない）。
- ・ 利用調整指数は、入所選考基準表における申込者の該当する項目（就労状況等）を、申請内容に基づき紙面上で手作業によりチェックして算出している。利用調整指数算出後、全申込者の利用調整指数を取りまとめるためExcelに転記する。
- ・ 申込者の保育施設への振り分けについては、各保育施設の利用可能枠を年齢別に確認し、利用可能枠をExcelに転記したうえで、利用調整指数の高い申込者から順に希望施設に手作業であてはめる。Excel上で申込者を振り分ける作業は1～2日で終わらせる。
- ・ 選考結果の通知書類は、申請内容を入力したシステムと連動して発行することができる。会計年度任用職員が入力した内容を正規職員が確認してから発送している。

②選考（利用調整）スケジュールと繁忙期

- ・ 11月上旬から12月中旬にかけて1次選考の申請を受け付け、翌年2月上旬に選考結果の通知発出を行っている。2次選考は3月上旬まで申請を受け付け、3月中旬に選考結果の通知発出を行っている。
- ・ 繁忙期は12月～翌年2月であり、その時期に従事した業務としては、申請内容のシステムへの入力作業、保育施設との個別調整、選考結果の通知発出等があげられる（新規入所希望者だけでなく在園児の継続利用の場合も含む）。

③利用調整に関わる職員数、利用調整業務の分担状況

- ・ 主担当者の職員数：1名

- ・ 主担当者を補助する職員数：2名（会計年度任用職員）
- ・ 業務委託の有無：無
- ・ 保育コンシェルジュの配置状況：配置していない

④入所が決まらなかった申込者に対するフォローやサポートの状況

※「(3) 期待する結果とならなかった申込者（入所保留者含む）への対応・フォローに関する業務の実態について」に記載。

⑤全体的な負担感（利用調整に要する時間、心身の負担の状況、負担感の理由等）

- ・ 特に負担が大きい業務としては、保育施設との個別調整があげられる。申込者が集中する保育施設とは利用可能枠を広げられないか調整したり、要配慮児童等の受け入れが難しいとする保育施設とは個別に調整したりしている。
- ・ 新規入所希望者だけでなく、在園児の継続利用についても、申請内容を全て確認している。申請内容に不備（必要な情報の記入漏れ、必要書類の未提出等）がある場合、申込者一人一人に逐一確認する必要がある、新規入所希望者に比べて該当件数が多くなっている（例年数十件程度）。
- ・ これらの不備については、市担当職員が申込者に直接電話で確認するほか、保育施設で確認してもらっている。
- ・ 利用調整業務にかかる残業は主担当者1名で行っており、繁忙期であっても他の係からの応援などはない。

⑥ICT・AIの活用状況と活用における課題

- ・ 保育所入所に係る手続きのオンライン化（電子申請）を行っているが、令和7年4月入所の申請受付では、電子申請による受付はなく、電子申請が認知されていない可能性がある。
- ・ ICT・AIが活用できる業務としては、利用調整指数の算出が考えられる。また、申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業がICT化されると、利用調整業務の負担軽減につながるだろうが、ICT化できるイメージが湧かない。

(3) 期待する結果とならなかった申込者（入所保留者含む）への対応・フォローに関する業務の実態について

①具体的な業務・作業内容

- ・ 入所が決まらなかった申込者に対するフォローやサポートの状況については以下のとおりである。
 - ◇ 入所保留者には、保育施設の空き状況や希望施設に空きが生じた場合、個別に案内している。
 - ◇ その他の保育サービス（認可外保育園、幼稚園、一時預かり等）についても個別に案内している。
 - ◇ 行政窓口で相談があった場合、入所可能な保育施設の情報提供を行っている。

②負担の大きさや負担の理由

- ・ 希望施設以外でも入所意向のある入所保留者全員に電話で個別対応しており、利用調整に時間がかかっている。

③業務改善や工夫を図っている／図ってきたこと

- ・ 申請受付の際に、希望施設に入所できない場合はどうするか、と申込者に質問し、申込者の意向を詳しく聞き取るようにしている。
- ・ 市内には認可保育所と認定こども園が合わせて 10 施設あり、利用申込書ではそのうち希望施設を 3 つまで記入することができる。8 ～ 9 割の申込者が第 3 希望まで記入しているが、希望施設数が 2 つ以下の場合には、受付時に申込者の意向（他の施設も希望施設に追加することが可能かどうか等）を丁寧に確認している。
- ・ 希望施設が 1 つのみで、かつ、他の施設に空きがないケースを除いては、入所保留者に対して個別に電話をかけて、施設の空き情報を案内したり、他の施設への入所希望を確認している。なお、受付時に他の施設への入所意向がないことが確認できている場合、個別には案内していない。
- ・ 申請受付を開始する前に、申請受付時の確認項目を担当職員間で共有し、上記の対応などに漏れがないように進めている。
- ・ 利用申込書には第 3 希望までしか希望施設を記入できないため、より多くの希望施設を記入できるように、利用申込書を改訂することを検討している。

（４）除外 4 類型の分類判断について

①「待機児童」、「特定の保育園等のみを希望している者」、「育児休業中の者」の分類方法

- ・ 分類方法として近いものとしては、まず、「特定の保育園等のみ希望している者」に該当する者を選定し、「特定の保育園等のみ希望している者」に計上できなかった者を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分ける方法である。

②「特定の保育園等のみを希望している者」と「育児休業中の者」の判断方法

- ・ 「特定の保育園等のみを希望している者」の判断に際しては、希望した施設以外への入所の利用調整を希望するかどうかを確認している。
- ・ 「育児休業中の者」の判断に際しては、育児休業の延長可否や復職意思の有無等について、申請受付時や電話で確認している。
- ・ 申込者には入所した翌月 10 日までに復職する必要があることを申請受付時に伝えており、提出された就労証明書に記載の復職予定日が入所予定月の翌月 10 日以内になっているか確認している。

以上

資 料 編

- アンケート調査票

各市区町村

保育担当課御中

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業(こども家庭庁補助事業)

「保育所等の入所にかかる利用調整に関する調査研究」

保育所等の入所にかかる利用調整及び「保育所等利用待機児童数調査」
における除外4類型の把握方法に関するアンケート調査
調査票見本

回答方法のご案内

インターネット上でご回答くださいますようお願いいたします。

▶アンケートサイトはこちら https://*****

【ご注意ください】

アンケートサイトでは恐れ入りますが、**途中保存ができかねます**。オンライン上でご回答いただく前に、本見本にてアンケート内容のご確認及び回答内容のご用意をお願いいたします。

ご回答後は、「送信」ボタンを押してご提出をお願いいたします。

ご回答にあたって

- 調査の対象について
 - ・ 全市区町村 1,741 か所にお送りしています。(区は東京特別区)
- 利用目的
 - ・ ご回答内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。調査結果の公開にあたっては、統計的に処理された結果のみ公開され、個々の自治体の回答内容が公開されることはございません。
 - ・ 個票データをこども家庭庁に提出する場合があります。こども家庭庁においても、施策検討の基礎資料としてのみ利用し、個別の自治体の評価や検査を目的として利用することはありません。
- 調査結果の公表について
 - ・ 調査結果は令和7年4月頃に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社のホームページ等にて公開する予定です。
- ご回答期限
 - ・ **2024(令和6)年11月8日(金)までにご回答くださいますようお願い申し上げます。**

● お問い合わせ先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部 社会政策部

保育所等の利用調整に関するアンケート調査事務局 担当: ^{あかつち}赤土、服部
TEL: 03-****-****(平日: 10時~17時) E-mail: *****@murc.jp

※お問い合わせに際してお預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>)及び「個人情報の取扱いについて」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy02/>)に従って適切に取り扱います。

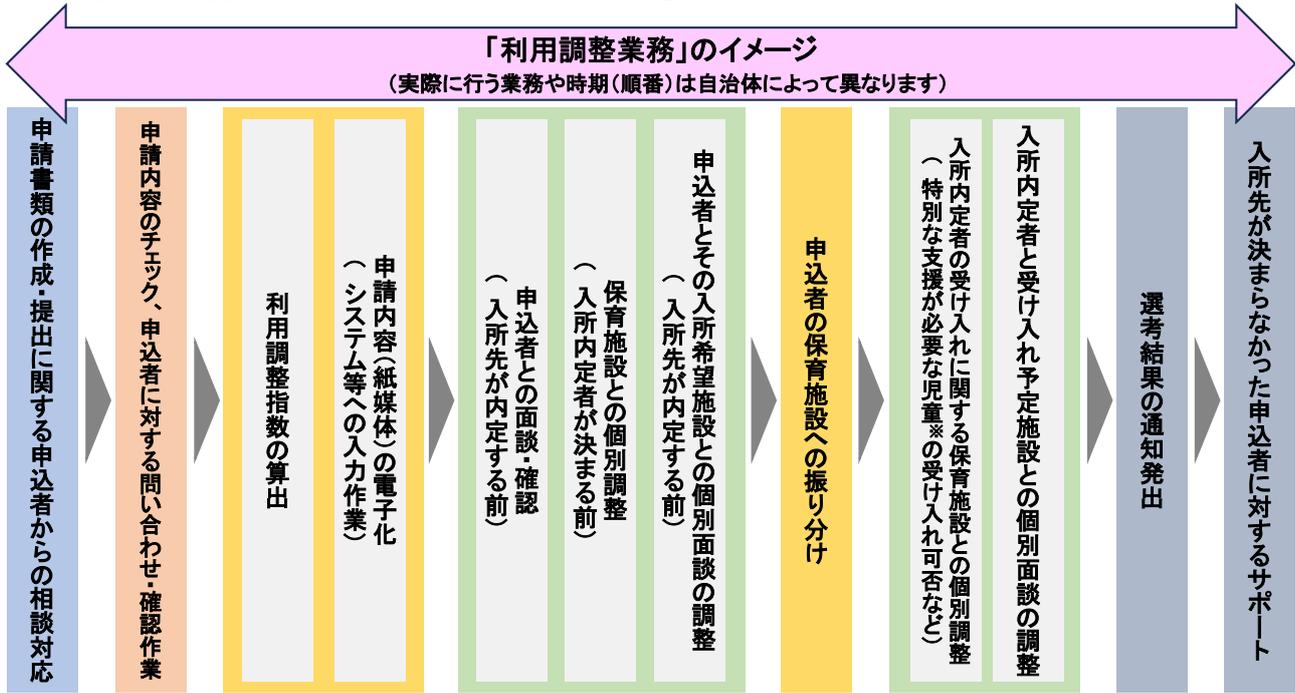
本アンケート調査における用語の定義

【保育所等】

- ・ 認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園を指します。

【利用調整業務】

- ・ 申込にあたっての相談対応から利用調整後の選考結果の通知、入所先が決まらなかった申込者に対するサポートまでの業務を指します。(下図イメージもご参照ください。)



※: 障害児(手帳の有無を問わない)、医療的ケア児、外国人児童、要配慮児童等を指します。以下同様。

I. 貴市区町村について

ご回答にあたり、貴市区町村に関する情報をご記入ください。調査結果の公表にあたり、事前の許諾を得ずに個別の市区町村名を用いることはいたしません。

① 市区町村コード	(総務省による6桁のコード)		
② 都道府県名	都・道・府・県	③ 市区町村名	市・区・町・村
④ 回答部署名		⑤ 電話番号	

II. 令和6年4月における保育所等への入所選考について

問1. 令和6年4月入所について、何回選考まで実施しましたか。(1つ選択)

※ 実際に実施した選考回数をお答えください。

1	1次選考のみ	3	3次選考まで実施	5	5次選考以上実施
2	2次選考まで実施	4	4次選考まで実施		

問2. 各選考回について、入所申込の受付期間と選考結果の通知日をお答えください。(日付を回答)

※ 問1で回答された選考回数までお答えください。

1次	入所申込の受付期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
	選考結果の通知日	令和 年 月 日		
2次	入所申込の受付期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
	選考結果の通知日	令和 年 月 日		
3次	入所申込の受付期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
	選考結果の通知日	令和 年 月 日		
4次	入所申込の受付期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
	選考結果の通知日	令和 年 月 日		
5次	入所申込の受付期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
	選考結果の通知日	令和 年 月 日		

III. 令和6年4月入所に係る利用調整業務の実態について

問3. 利用調整業務が最も多忙だった時期はいつですか。担当職員個人の業務量ではなく、利用調整業務に従事した職員全体の業務量が特に多かった期間について最大3つまでお答えください。(最大3つまで選択)

1 令和5年8月以前	4 令和5年11月	7 令和6年2月
2 令和5年9月	5 令和5年12月	8 令和6年3月
3 令和5年10月	6 令和6年1月	9 令和6年4月以降

問4. 利用調整業務についてうかがいます。

- ① 次のうち、貴自治体が利用調整業務として実施しているものをお答えください。(あてはまるものをすべて選択)
 - ② ①のうち、問3でお答えになった特に多忙だった時期において主にどのような業務に従事しましたか。(最大3つまで選択)
 - ③ (多忙でない時期も含めて)業務間の負担感を比較した際に、特に負担が大きいと感じる業務をお答えください。(最大3つまで選択)
- ※ ②と③においては、職員個人の事務負担ではなく、利用調整業務に従事した職員全体の事務負担についてお答えください。

回答の方向 ↓	①	②	③
	利用調整業務として実施しているもの	特に多忙だった時期において従事した業務(3つまで)	(多忙でない時期も含めて)業務間の負担感を比較した際に、特に負担が大きいと感じる業務(3つまで)
1 申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応	1	1	1
2 申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業	2	2	2
3 申請内容(紙媒体)の電子化(システム等への入力作業)	3	3	3
4 利用調整指数の算出	4	4	4
5 申込者との面談・確認(入所先が内定する前)	5	5	5
6 保育施設との個別調整(入所内定者が決まる前)	6	6	6
7 申込者とその入所希望施設との個別面談の調整(入所先が内定する前)	7	7	7
8 申込者の保育施設への振り分け	8	8	8
9 入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整(特別な支援が必要な児童の受け入れ可否など)	9	9	9
10 入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整	10	10	10
11 選考結果の通知発出	11	11	11
12 入所先が決まらなかった申込者に対するサポート	12	12	12
13 その他()	13	13	13

問5. 問3でお答えになった繁忙月間において、利用調整業務に従事した職員は最大で何人でしたか。

- ①利用調整業務の主担当者と②その補助を行う職員に分けて、それぞれ的人数をご記入ください(概数でもかまいません)。

また、③利用調整業務に関して、業務委託を行いましたか。

※ 利用調整業務に係る実務作業に従事した職員(正規職員・会計年度任用職員等・派遣職員)についてお答えください。業務委託職員は含みません。

※ 決裁者・承認者であっても、利用調整業務に係る実務作業に従事した職員を含めてお答えください。(利用調整業務に係る実務作業に従事しなかった職員は含めないでください。)

① 利用調整業務の主担当者:約 <input type="text"/> 人	② 主担当者の作業を補助する職員:約 <input type="text"/> 人
③ 利用調整業務にかかる業務委託の有無(1つ選択): 1 あり 2 なし	

問6. 問3でお答えになった繁忙月間において、利用調整業務に従事する職員を増員しましたか。(あてはまるものをすべて選択)

※ 急遽の増員だけではなく、計画的な増員を含めてお答えください。

※ 利用調整業務に係る実務作業に従事した職員(正規職員・会計年度任用職員等・派遣職員)についてお答えください。業務委託職員は含みません。

※ 決裁者・承認者であっても、利用調整業務に係る実務作業に従事した職員を含めてお答えください。(利用調整業務に係る実務作業に従事しなかった職員は含めないでください。)

1	庁内他部署や同部署の他係から職員を充当した	⇒ 約	<input type="text"/>	人を増員	
2	職員を新規に採用した	⇒ 約	<input type="text"/>	人を増員	
3	上記以外の方法で職員を増員した(具体的に:)	⇒ 約	<input type="text"/>	人を増員
4	職員の増員は行わなかった				

問7. 問3でお答えになった繁忙月間において、利用調整業務に従事した保育コンシェルジュはいましたか。(1つ選択)

※ 保育コンシェルジュについては、国事業(利用者支援事業(特定型))のほか、地方単独の類似事業も含まれます。

1	利用調整業務に従事した保育コンシェルジュがいた	⇒ 1日最大で約	<input type="text"/>	人が従事
2	保育コンシェルジュを配置していたが、利用調整業務に従事しなかった			
3	保育コンシェルジュを配置していなかった			

問8. 令和6年4月入所の利用調整業務の負担感として、利用調整業務に従事した職員全体の時間外業務時間をうかがいます。利用調整業務を行っていない期間の時間外業務時間(月あたり・人あたり)と比べた場合について

①利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間(月あたり・人あたり)

②利用調整業務の繁忙期の時間外業務時間(月あたり・人あたり)

をお答えください。およそで差し支えありません。(それぞれ1つ選択)

	回答の方向 ↓	① 利用調整業務を行っていた期間の平均的な時間外業務時間(月あたり・人あたり)	② 利用調整業務の繁忙期の時間外業務時間(月あたり・人あたり)
1	利用調整業務を行っていない期間と概ね変わらない	1	1
2	(利用調整業務を行っていない期間に比べて)10時間程度増	2	2
3	(利用調整業務を行っていない期間に比べて)20時間程度増	3	3
4	(利用調整業務を行っていない期間に比べて)30時間程度増	4	4
5	(利用調整業務を行っていない期間に比べて)40時間程度増	5	5
6	(利用調整業務を行っていない期間に比べて)50時間程度増	6	6
7	(利用調整業務を行っていない期間に比べて)60時間程度増	7	7
8	(利用調整業務を行っていない期間に比べて)70時間程度増	8	8
9	(利用調整業務を行っていない期間に比べて)80時間程度増	9	9
10	(利用調整業務を行っていない期間に比べて)80時間程度よりも増	10	10
11	わからない	12	12

IV. 申込受付後の面談について

- 問9～問10は、問4①で「5.申込者との面談・確認(入所先が内定する前)」を選択した場合におうかがいします。

問9. 申込者との面談を行うかどうかの判断の方針として、あてはまるものを選んでください。(あてはまるものをすべて選択)

- 1 希望の有無にかかわらず、申込にあたっては面談することを基本としている
- 2 面談を希望した申込者との面談の機会を設けるようにしている
- 3 貴自治体にて面談の必要性があると判断した場合に、面談を打診する
- 4 その他()
- 5 わからない

問10. 申込者との面談について、面談の標準的な所要時間はどのくらいですか。(1つ選択)

- | | | |
|------------------|------------------|----------------|
| 1 15分より短い | 5 30分より長く45分より短い | 8 60分程度 |
| 2 15分程度 | 6 45分程度 | 9 60分より長い |
| 3 15分より長く30分より短い | 7 45分より長く60分より短い | 10 特に標準的な時間はない |
| 4 30分程度 | | |

V. 施設の空き状況に関する案内について

問11. 申込者にとって入所可能と思われる空き施設がある場合、その申込者に空き情報を案内しましたか。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1 案内した | ➡ 問12へ |
| 2 案内しなかった | ➡ 問14へ |
| 3 申込者にとって入所可能と思われる空き施設はなかった | ➡ 問14へ |

- 問11で「1.案内した」を選択した自治体にお伺いします。

問12. 申込者にとって入所可能と思われる空き施設の情報を、いつ案内しましたか。(あてはまるものをすべて選択)

- 1 各選考において、利用内定者が決まる前に毎回行った
- 2 各選考において、利用内定者が決まった後に毎回行った
- 3 毎回ではないが、一部の選考において、利用内定者が決まる前に行った
- 4 毎回ではないが、一部の選考において、利用内定者が決まった後に行った
- 5 特段、タイミングは決めていない

- 問11で「1.案内した」を選択した自治体にお伺いします。

問13. 申込者にとって入所可能と思われる空き施設の情報を、どのような方法で案内しましたか。(あてはまるものをすべて選択)

- 1 電話・メール・LINE等による申込者それぞれの事情を踏まえた案内
- 2 メール・SNS等による一斉配信
- 3 郵送による案内(例:入所保留通知に同封)
- 4 ホームページに掲載
- 5 その他()

VI. 入所保留者へのサポートについて

問14. 令和6年4月入所を希望したものの入所先が決まらなかった申込者(以下、「入所保留者」)に対して、どのようなサポートを行いましたか。(あてはまるものをすべて選択)

- 1 令和6年4月以降における保育所等の空き状況をホームページに掲載した
- 2 令和6年4月以降における保育所等の空き状況に関する情報を個別に案内した
- 3 入所保留者の希望園に空きが生じた場合、個別に入所案内を行った
- 4 保育所等以外の保育サービス(認可外保育園、幼稚園、一時預かり等)の利用を個別に案内した
- 5 行政窓口で相談があった場合、入所可能な保育所等について情報提供を行った
- 6 その他の方法でサポートを行った()
- 7 特段サポートを行わなかった
- 8 令和6年4月1日時点で入所保留者はいない → 問19へ

● 問14において、「8. 令和6年4月1日時点で入所保留者はいない」を選択した自治体は問19にお進みください。

問15. 令和6年4月入所を希望したものの4月の入所先が決まらなかった入所保留者について、入所保留となった後の保育サービスの利用状況等をどの程度把握していますか。(1つ選択)

- 1 全員について把握している → 問16・17へ
- 2 全員ではないが、一部の入所保留者について把握している → 問16・17および問18へ
- 3 入所保留になった後は追跡・把握していない → 問18へ

● 問16～17は、問15で「1. 全員について把握している」または「2. 全員ではないが、一部の入所保留者について把握している」を選択した自治体にお伺いします。

● 問15において、「3. 入所保留になった後は追跡・把握していない」を選択した自治体は問18にお進みください。

問16. 入所保留者について、その後の保育サービスの利用状況等をいつまで追跡・把握していますか。利用状況によって追跡・把握時期が異なる場合は標準的なケースをお答えください。(1つ選択)

- 1 4月以降のある時点までは把握しているが、それ以降は追跡していない
- 2 4月時点までは把握しているが、それ以降は追跡していない
- 3 最終調整時点(2～3月)までは把握しているが、それ以降は追跡していない

問17. 入所保留者のその後の保育サービスの利用状況等として、追跡・把握しているものを教えてください。(あてはまるものをすべて選択)

- 1 保育所等(認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園)を利用しているかどうか
- 2 保育所等以外の保育サービス(認可外保育園、幼稚園、一時預かり等)を利用しているかどうか
- 3 上記のいずれの保育サービス以外の、保育の担い手を確保しているかどうか
- 4 保育所等への入所を引き続き希望しているかどうか
- 5 育児休業を延長したかどうか
- 6 保育の必要性が継続されているかどうか
- 7 その他()

● 問15において「2. 全員ではないが、一部の入所保留者について把握している」または「3. 入所保留になった後は追跡・把握していない」を選択した自治体にお伺いします。

問18. 入所保留者について、その後の状況を追跡・把握していない(できなかった)理由を教えてください。(あてはまるものをすべて選択)

※ おひとりでも該当する方がいた選択肢をお答えください。

- 1 申込者に連絡を取ることが困難であるため
- 2 転出したため
- 3 保育所等以外の保育サービス(認可外保育園、幼稚園、一時預かり等)の利用可能人数を把握することが困難であるため
- 4 業務負担が大きい
- 5 その他の理由()
- 6 必要性を感じないため

VII. 利用調整業務における ICT・AI の活用について

問19. 利用調整業務の効率化・業務負担軽減のために、ICT・AIを導入していますか。①ICT・AIを「既に導入している」業務、②ICT・AIを「導入していないが、導入に関心がある」業務のそれぞれについて、あてはまるものを選んでください。(あてはまるものをすべて選択)

		① 既に導入している	② 導入していないが、 導入に関心がある
回答の方向 			
1	申請書類の作成・提出に関する申込者からの相談対応	1	1
2	保育所入所に係る手続きのオンライン化(電子申請)	2	2
3	申請内容のチェック、申込者に対する問い合わせ・確認作業	3	3
4	申請内容(紙媒体)の電子化(システム等への入力作業)	4	4
5	利用調整指数の算出	5	5
6	申込者との面談・確認(入所先が内定する前)	6	6
7	保育施設との個別調整(入所内定者が決まる前)	7	7
8	申込者とその入所希望施設との個別面談の調整(入所先が内定する前)	8	8
9	申込者の保育施設への振り分け	9	9
10	入所内定者の受け入れに関する保育施設との個別調整(特別な支援が必要な児童の受け入れ可否など)	10	10
11	入所内定者と受け入れ予定施設との個別面談の調整	11	11
12	選考結果の通知発出	12	12
13	入所先が決まらなかった申込者に対するサポート	13	13
14	その他の業務()	14	14
15	導入している業務はない/導入に関心のある業務はない	15	15

- 問20～問21は、問19においてICT・AIを「既に導入している」業務が1つ以上あるとお答えした場合にお伺いします。該当しない場合は、問22にお進みください。

問20. 導入しているICT・AIツールの名称やその製造元をご記入ください。(自由回答・任意回答)

問21. ICT・AIツールの導入は利用調整業務に係る事務負担の軽減に寄与していますか。(1つ選択)

1	そう思う	3	どちらともいえない	5	そう思わない
2	ややそう思う	4	あまりそう思わない	6	わからない

VIII. 利用調整業務の改善について

問22. 利用調整業務の負担と調整結果の関連についておうかがいします。担当職員の拡充や ICT・AI の活用等によって利用調整業務を効率化できたり、利用調整期間を長くとることができたりした場合、入所保留者を減らすことができる可能性はどの程度ありますか。(1つ選択)

※ 選考回数は現状のままとすることを前提としてお答えください。

1 全くない	3 少なからずある
2 少しはある	4 わからない

問23. 利用調整業務に係る職員の負担軽減という点で改善を図れるとよいと思われるものはありますか。(最大3つまで選択)

1 申込締切を早めること
2 申込締切から結果通知までの期間を長くすること
3 申込書の不備が減るような工夫を図ること(書式の改善、利用者への案内の改善 など)
4 申込内容の確認に係る手間を省力化すること
5 利用調整業務に従事する職員数を増やすこと
6 利用調整業務が過密になる時期の見込みの精度を高めること
7 単純な利用調整指数の比較のみでは判断できない入所選考作業を効率化すること
8 利用調整指数の算出方法を見直すこと
9 自治体による保護者・児童との面談の実施を見直すこと
10 入所希望(受け入れ予定)施設と保護者・児童との面談を見直すこと
11 保育所等との調整をスムーズに行えるようになること
12 申込者への結果通知をスムーズに行えるようになること
13 期待する結果とならなかった申込者への対応の負担が減ること
14 その他()
15 特になし

問24. 利用調整業務における職員の業務負担という点で、特に課題となっていることや取り組んでいること(予定を含む)があれば教えてください。

課題	
取り組んでいること／これから取り組むこと	

IX. 「保育所等利用待機児童数調査(令和6年4月1日)」「こども家庭庁実施」における除外4類型の把握方法について

問25. 利用申込書に記載できる希望園の上限数についてあてはまるものを選んでください。(1つ選択)

- 1 管内の全ての保育所等への入所を希望することができる
※ 管内の受け入れ可能施設が1ヶ所の場合や、管内の受け入れ可能施設が複数あり、かつ申込できる希望園数に制限がない場合も含まれます。
- 2 管内の全ての保育所等への入所を希望することができない⇒申込書に記載できる希望園の上限数: 園
- 3 管内に保育所等がない

問26. 令和6年4月入所を希望したものの入所先が決まらなかった申込者について、「待機児童」と「除外4類型(のうち特定の保育園等のみ希望している者及び育児休業中の者)」をどのように分類していますか。分類方法は自治体によってさまざまですが、貴自治体の方針として最も近いと思われるものを選んでください。(1つ選択)

- 1 まず、「育児休業中の者」に該当する者を選定し、「育児休業中の者」に計上できなかった者を「特定の保育園等のみ希望している者」と「待機児童」に振り分けている
- 2 まず、「特定の保育園等のみ希望している者」に該当する者を選定し、「特定の保育園等のみ希望している者」に計上できなかった者を「育児休業中の者」と「待機児童」に振り分けている
- 3 まず、「除外4類型」と「待機児童」を選別し、次に「育児休業中の者」に該当する者を計上後、残った者を「特定の保育園等のみ希望している者」に計上している
- 4 まず、「除外4類型」と「待機児童」を選別し、次に「特定の保育園等のみ希望している者」に該当する者を計上後、残った者を「育児休業中の者」に計上している
- 5 その他()
- 6 わからない

問27. 「保育所等利用待機児童数調査(令和6年4月1日)」において、「特定の保育園等のみ希望している者(以下、「特定園希望者」といいます。)」に該当するかどうかを判断する際に、どのような項目を確認しましたか。(あてはまるものをすべて選択)

- 1 希望園以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認した
- 2 兄弟姉妹児の通う園やその近隣の園、人気が高い園など、申込者の希望に合致する園のみを限定的に希望しているかどうかを確認した
- 3 貴自治体が定めている希望園数を下回っているかどうかを確認した
- 4 希望園以外への入所の利用調整を希望するかどうかを確認した
- 5 入所内定後に辞退があったかどうかを確認した
- 6 その他の項目を確認した()
- 7 特定園希望者に該当する入所保留者がいなかった

● 問27で「1. 希望園以外に、申込者の自宅から一定のエリア内において空き施設があるかどうかを確認した」を選択した自治体に伺います。

問28. どのようなエリアの基準を用いて、空き施設の有無を確認しましたか。(あてはまるものをすべて選択)

- 1 申込者の自宅からの距離 ⇒ 具体的に km 以内
- 2 申込者の自宅からの移動時間 ⇒ 具体的に() 例:自動車/自転車/徒歩などで〇分以内
- 3 保育提供区域など、貴自治体が定めた一定のエリア内にある施設かどうか
- 4 申込者の通勤ルート沿いのエリア内にある施設かどうか
- 5 その他()

● 問27で「2. 兄弟姉妹児の通う園やその近隣の園、人気が高い園など、申込者の希望に合致する園のみを限定的に希望しているかどうかを確認した」を選択した自治体に伺います。

問29. 申込者の希望に合致する園のみを限定的に希望しているかどうかを確認するにあたり、具体的にどのような条件を確認しましたか。(あてはまるものをすべて選択)

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 兄弟姉妹児が通う園やその近隣の園 | 3 交通利便性の高い場所に立地する園(例:鉄道駅の最寄り施設など) |
| 2 人気が高い園 | 4 その他() |

- 問 27 で「3. 貴自治体が定めている希望園数を下回っているかどうかを確認した」を選択した自治体にお伺いします。

問30. 貴自治体が定めている希望園数の基準は具体的に何園ですか。

希望数が 園以下であるかどうかを確認した

問31. 「育児休業を取得中の者」に該当するかどうかについて、どのような方法で判断していますか。(あてはまるものをすべて選択)

- 1 利用申込書において、育児休業にかかる意向確認の欄を設けている → 問 32 へ
- 2 利用申込書の添付書類として、育児休業にかかる申出書の提出を求めている → 問 32 へ
- 3 保護者との面談により、育児休業の延長可否や育児休業からの復職意思の有無等について保護者に直接確認している
- 4 保護者への電話により、育児休業の延長可否や育児休業からの復職意思の有無等について保護者に直接確認している
- 5 上記以外の方法によって確認を行っている
(具体的な確認方法: _____)
- 6 利用調整業務において、育児休業の延長可否や育児休業からの復職意思の有無等に関する確認を行っていない

- 問 31 において「1. 利用申込書において、育児休業にかかる意向確認の欄を設けている」または「2. 利用申込書の添付書類として、育児休業にかかる申出書の提出を求めている」を選択した自治体にお伺いします。

問32. 「育児休業中の者」に該当するかを判断するにあたり、利用申込書もしくは提出を求めている育児休業にかかる申出書においてどのような確認を行っていますか。(あてはまるものをすべて選択)

- 1 現在育児休業中の保護者に対して、育児休業の延長を許容し利用調整において点数や他の保護者より優先順位が下がってもよいかどうかを確認している
- 2 希望する保育所等に入所できない場合において、育児休業の延長を許容できるかどうかを確認している
- 3 希望する保育所等への入所が決まった場合において、育児休業から復職する意思があるかどうかを確認している
- 4 上記以外の内容を確認している
(具体的な確認内容: _____)

X. 保育所等の広域入所について

- 以下では、「広域入所」は、特に他自治体に居住する方が貴自治体管轄の保育所等へ入所することを指します。

問33. 貴自治体では、広域入所の申込を受け付けていますか。(あてはまるものをすべて選択)

- 1 広域入所に関する協定を締結した他自治体に居住する方の申込を受け付けている
- 2 他自治体に居住する方の職場が貴自治体にある場合に、職種等を問わず申込を受け付けている
- 3 他自治体に居住する方のうち、特定の職種等に限定して申込を受け付けている／または、特定の職種等を優先して受け付けている
- 4 貴自治体に転入予定がある場合に、申込を受け付けている
- 5 その他の要件のもと受け付けている(_____)
- 6 特に制限なく、他自治体に居住する方の申込を受け付けている
- 7 他自治体に居住する方からの申込は受け付けていない → 問 39 へ

- 問 33 で他自治体に居住する方からの申込を受け付けていると回答した(1~6 を選択した)自治体にお伺いします。

問34. 貴自治体では、広域入所の申込をどのような方法で受け付けていますか。(あてはまるものをすべて選択)

- 1 個人から直接申込を受け付けている
- 2 他自治体を經由して受け付けている
- 3 その他(_____)

- 問 33 で他自治体に居住する方からの申込を受け付けていると回答した(1~6 を選択した)自治体にお伺いします。

問35. 入所調整における、広域入所の申込者の扱いとしてあてはまるものを選んでください。(1つ選択)

- | | |
|---|---|
| 1 | 貴自治体内の居住者と同様の扱いとすることを基本としている |
| 2 | 他自治体申込者よりも、貴自治体に居住する方の入所が優先されるように調整することを基本としている |
| 3 | 他自治体居住者が貴自治体内の保育施設を希望する理由に応じて、扱いは異なる |
| 4 | その他() |

- 問 33 で他自治体に居住する方からの申込を受け付けていると回答した(1~6 を選択した)自治体にお伺いします。

問36. 令和6年4月入所に関して、広域入所の申込はありましたか。(1つ選択)

- ※ 令和5年度中に広域入所で在園しており、継続して令和6年度も申し込んだ方を含みます。
- ※ 個人からの直接の申込のほか、他自治体経由の申込も含みます。

- | | | | |
|---|--------------|---|---------------|
| 1 | あった ⇒ 問 37 へ | 2 | なかった ⇒ 問 39 へ |
|---|--------------|---|---------------|

- 問 36 で「1. あった」を選択した自治体にお伺いします。

問37. 令和6年4月入所における、広域入所の申込者数と入所に至った人数(利用人数)をお答えください。

他自治体に居住している方からの貴自治体所管の保育所等への入所申込数: 人
うち、実際に入所に至った人数(利用人数): 人

- 問 36 で「1. あった」を選択した自治体にお伺いします。

問38. 令和6年4月入所において受け付けた広域入所の申込について、貴自治体所管の保育所等への入所申込を希望された理由をお答えください。(あてはまるものをすべて選択)

- ※ 該当する申込者が1人でもいたものを選んでください。

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 保護者の勤務先の近くにある園にこどもを預けたい |
| 2 | 送迎する親族等の家の近くにある園にこどもを預けたい |
| 3 | 貴自治体内に転入する予定があるため |
| 4 | 里帰り出産のため |
| 5 | その他() |
| 6 | 理由を把握していない・わからない |

問39. 貴自治体では、広域入所の裾野を広げたい意向(現在、広域入所の申込を受け付けている場合)、または、広域入所を始めたい意向(現在、広域入所の申込を受け付けていない場合)はありますか。(1つ選択)

- | | | | | | |
|---|------|---|-----------|---|-------|
| 1 | ある | 3 | どちらともいえない | 5 | ない |
| 2 | ややある | 4 | あまりない | 6 | わからない |

問40. 広域入所の運用にあたって(現在、広域入所の申込を受け付けている場合)、または、広域入所を始めるにあたって(現在、広域入所の申込を受け付けていない場合)、課題と思われることはありますか。(あてはまるものをすべて選択)

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 広域入所の受け入れに係る手続きが煩雑 |
| 2 | 広域入所の相手先となる自治体との調整が煩雑 |
| 3 | 貴自治体居住者と他自治体居住者の、利用調整上の優先度合の整理が煩雑 |
| 4 | 入所保留者が発生する可能性が高まることへの懸念 |
| 5 | その他() |
| 6 | 特にない・わからない |

令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
保育所等の入所にかかる利用調整に関する調査研究
報告書

令和7（2025）年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
住所：〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2